

桃山学院大学

社会学論集

第59卷 第2号

川井太加子教授 退任記念号



2026年3月

桃山学院大学総合研究所



川井太加子教授 近影

献呈の辞

川井太加子教授が2025年度をもって定年退職されます。大学・学部、そして学科の根幹を献身的に支えていただいた先生は本学における不可欠の存在であり、退職は大きな損失です。ここに、本学で20年間ご尽力くださった先生に衷心からの感謝の意を込めて退職記念号を刊行し、謹んで献呈いたします。

先生の職歴は、岡山大学医学部付属病院での看護師からスタートしました。その後、川崎医科大学付属病院などを経て、2001年に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に入省し、2003年からは厚生労働省保険局医療課の課長補佐として勤務されていました。2004年に同省を退職したあとは、滋賀医科大学で、翌年2005年からは本学で非常勤講師に就かれました。そして2006年、本学に助教授として採用され、2012年に教授に昇任されました。このように先生は一貫して医療、介護、福祉の分野に携わり、最前線の現場での実践から教育と研究にあたってこられました。学内行政についても、大学評議員、大学院研究科長、学部長など重要な役職に就いて、本学の発展のために寄与されてきました。

学外の社会活動についても、泉佐野市介護保険運営協議会副委員長、堺市地域福祉権利擁護事業契約締結審査会委員長、和泉市地域包括支援センター運営協議会委員長、高石市国民健康保険運営協議会委員、貝塚市地域包括支援センター運営委員会委員長、盛岡県地域包括支援センター等災害対応ガイドライン作成検討委員会委員長、泉大津市国民健康保険運営協議会委員、社会保障審議会臨時委員、大阪府地域福祉推進審議会委員などさまざまな重責

を担ってられました。こうした経歴からも、先生の社会的評価の高さと人望の厚さが容易に理解できます。

研究業績については、1986年に共著として出版された『救急看護マニュアル』にはじまり、2024年に共著で出版された『コミュニケーション技術』まで27冊もの書籍に携わってられました。論文については、1987年に書かれた共著論文「緊急手術の精神庇護」『オペナーシング』から、2024年に書かれた単著論文「知っておきたい福祉の基礎知識（第16回）訪問介護の意義」『月刊福祉』まで27本を数えます。著書と論文は、すべて医療や介護、あるいは福祉に関係するものばかり、なおかつさまざまなテーマやトピックスを扱っていて、この分野における視野の広さと造詣の深さ、そして専門性の高さには目を見張るものがあります。

その他では、共同で翻訳した『クリティカル・ケア』（医学書院）、また、病院学会、看護診断研究会、岡山県看護研究会、日中看護学会、日本地域福祉学会、日本作業療法学会、日本高齢者虐待防止学会などにおける学会発表や、日本介護福祉士教育学会や日本介護福祉士養成施設協会などにおける講演活動、さらには13回に及ぶ科学研究費の採択数と、精力的に研究に取り組んでられました。そしてそこで得られた知見を、アカデミックな領域に閉塞させるのではなく、広く社会に発信して共有し、より良き社会の創造に尽力されてきたのです。

以上のように川井先生は、本学着任以来、社会学部のみならず桃山学院大学の発展に貢献し、教育、研究、学務に打ち込んでられました。これらの功績を称え、大学からは名誉教授の称号を授与することが決定しました。

先生の活動は、大学という枠を飛び越えて、社会全体を俯瞰したダイナミックなものでした。こうした実践によって多くの川井門下生が学び巣立ち、この分野のプロフェッショナルとして社会のさまざまな分野で活躍されています。

今後も健康に留意され、ますますのご活躍をお祈りするとともに、後進への変わらないご指導およびご鞭撻くださいますようお願い申し上げます。先生の長きにわたるご貢献とご指導に対してあらためて深くお礼申し上げます。

2026年1月1日
桃山学院大学社会学部長

大野 哲也

目 次

献呈の辞社会学会長 大野 哲也

<論 文>

医療から福祉へー介護福祉教育にかけた25年の軌跡
.....川 井 太加子 (9)

ワーキング・ホリデー・メーカーにみる学校から職場への移行過程の変容
——ノンエリートの「移動資本」が可能にするオルタナティブな移行——
.....岩 田 考 (29)

小中学生を対象としたパネル調査における欠票分析
——青少年期から成人期への移行についての追跡的研究
(Japan Education Longitudinal Study : JELS)
第二期調査 第四次報告——
.....中 西 啓 喜 (59)

デュルケムの植民地主義
——その歴史意識と論理構造——
.....竹 内 真 澄 (73)

Z世代の大学生がボランティア活動で獲得した社会人基礎力は何か
——社会福祉法人と協働実践を行う大学生へのアンケート調査から——
.....南 友二郎 (133)

当事者が開く「新しい認知症観」と政策参画
.....杉 原 久仁子 (155)

ヒューマンライブラリーの多元的な対話空間における語りの生成と
その効果
——「本」へのインタビュー調査から——
.....栄 セツコ (187)

<研究ノート>

- 人口減少社会における新規就農と家族の役割
.....村上 あかね (217)
- 災害時におけるソーシャルワークの展開過程に関する研究
.....平野 裕司 (233)
- 日本の高齢者施設におけるリスクマネジメント体制の考察
—— 外国人介護人材の増加を踏まえた課題分析と中国への示唆 ——
.....馬 天生 (251)

<資料>

- チーム支援を意図した健康相談支援計画シートの有効性
—— リスクマネジメントの観点から危機対応事例への試み ——
.....八木 利津子 (285)
- 学校教育現場における感情知性に関する心理学的研究の動向と展望
—— 学校生活への影響から家庭・学校環境による発達要因の検討へ ——
.....小松 佐穂子 (299)
- 増進型地域福祉の構築のための課題
.....小野 達也 (319)
- 社会福祉協議会基本要項 2025 の策定から見える、
社会福祉協議会活動の課題
—— 行政とのパートナーシップを中心に ——
.....所 正文 (341)
- 日本のケアマネジメントの展開について
.....松端 由泰 (367)

<書 評>

大山信義著『コミュニティ社会学の転換—持続可能な地域発展に向けて—』
(多賀出版, 2001年, A5判, 360頁, 5,900円+税)

.....清野宏樹 (389)

<随 想>

「そんな気がする」こと

——主観性をめぐる一考察——

.....齋藤かおる (399)

川井太加子教授 略歴..... (407)

川井太加子教授 主要業績目録..... (412)

医療から福祉へ — 介護福祉教育にかけた 25 年の軌跡

川 井 太加子

キーワード：介護福祉教育，医療・福祉，地域移行，災害

はじめに

第 1 節 医療から福祉への転換—生活支援の視点の萌芽

第 2 節 介護福祉養成教育の萌芽と制度化（1980～1990 年代）

第 3 節 教育課程の改正と専門職化の進展（2000～2010 年代）

第 4 節 東日本大震災支援における支援実践と福祉の原点

第 5 節 介護福祉士教育の課題と展望—判断力と倫理実践力の育成
おわりに

はじめに

1990 年代、日本の医療制度は大きな転換期を迎えていた。医療費抑制政策¹⁾のもと、「長期入院から地域へ」という方向性が示され、医療提供体制の

1) 1990 年代に推進された医療費抑制政策は、1983 年に当時の厚生省保険局長であった吉村仁氏が発表した『医療費亡国論』を背景としている。この提言は、超高齢化社会の到来と病院・医学部数の増加を踏まえ、医療費の増大が国家財政を圧迫し、国を滅ぼすという強い危機感を示したものである。その後の医療費抑制政策は、この『医療費亡国論』が警告した財政的な危機を回避し、持続可能な医療制度を構築するために実行された一連の施策である。

再編が進められていった。

本稿で述べる実践の多くは、「制度がそう求めたから」始めたものではなく、目の前の患者さんや家族の生活に向き合う中で必要に迫られて行ってきたものである。それらは後になって、「退院支援」「生活支援」「地域移行」といった制度の言葉で整理されることになった。

筆者は当時、看護師長として病院に勤務し、社会的入院の解消という現場課題に日々向き合っていた。この時期、後に政策的に強調されることとなる在院日数短縮や早期退院といった方針は、必ずしも現場で明確に共有されていたわけではなく、患者や家族の生活実態に即した個別調整が支援の中心であった。病院という「治療の場」にとどまり続けることが、患者の生活の質を高めるとは限らない。そうした現実と直面する中で、治療を終えた後の生活をどのように支えるのかという問題意識が、筆者自身の中で次第に大きくなっていった。この経験が、「医療から福祉へ」という視点の転換を意識する契機となった。

本稿では、1990年代以降の「医療から福祉へ」という支援の軸の転換が、介護福祉士制度と養成教育の専門職化をどのように形づくってきたのかを整理し、東日本大震災での支援実践から得られた示唆も踏まえて、今後の養成教育の課題を提示することを目的とする。あわせて、公的資料・先行研究の整理と筆者の実践経験の省察を通して考察を行う。

第1節 医療から福祉への転換—生活支援の視点の萌芽

医療費抑制政策のもと、「長期入院から地域へ」という方針が示され、医療機関の機能分化と入院期間の見直しが段階的に進められていった。しかしこの時期は、後に政策的に進められることとなる早期退院や入院期間短縮といった方針が、必ずしも現場に明確に共有されていたわけではなく、制度的な目標よりも、個々の患者の生活状況に即した判断と話し合いが支援の出発点となっていた。こうした方針が現場実践として定着するまでには時間を

要し、退院支援は模索的な取り組みとして始まった。

退院支援においては、医療的支援が途切れることへの不安、家庭や地域における生活基盤の脆弱さなどが顕著に見られた。病院での安全管理体制のもとにあった患者が、在宅に戻ることは心理的にも社会的にも大きな負担を伴った。制度上は「在宅復帰支援」²⁾として推進されていたが、現場では制度目的と個々の生活意向との調整が求められ、支援の実質的な方向性は模索状態にあった。

こうした実践を重ねる中で、「退院支援」という言葉を明確に意識するようになったのは、1991年から1992年にかけて、リハビリテーション病棟の管理者を務めた時期である。この病棟では、入院中のリハビリテーションを単なる「治療の継続」として捉えるのではなく、退院後の生活を見据えた過程として位置づけ、退院を一つの明確な目標として支援が行われていた。具体的には、リハビリテーション科の医師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、看護師がチームを形成し、それぞれの専門性を生かしながら、患者の身体機能の回復にとどまらず、生活動作や家族の介護力、退院後の生活環境を含めた検討を行っていた。その検討結果を踏まえ、患者の病室や、トイレなどを自宅の生活空間に見立て、ベッド周囲の動線や家具配置を想定しながら、起居動作・移動・トイレ動作などの訓練を行った。

こうした多職種による協働は、現在で言う「退院支援チーム」に近い実践であったが、当時は制度として確立されていたわけではなく、現場の工夫と試行錯誤に支えられた取り組みであった。この経験を通じて、退院とは単に入院治療の終了を意味するのではなく、「生活の場へ戻ること」を支えるプロセスであることを、実感するようになった。医療の中で生活を支える視点

2) 1991年の老人保健法改正により老人訪問看護制度が発足し、翌1992年に老人訪問看護ステーションによる訪問看護が開始された。この制度は、主に在宅で寝たきりの高齢者を対象とし、医療的ケアを含む看護サービスを自宅で提供することで、在宅での療養生活の継続と在宅復帰の支援を目的としている。これは、施設から在宅への移行を支える初期の取り組みの一つである。

の重要性を強く認識したこの時期の実践は、後に筆者が福祉領域へと関心を広げていく基盤となった。

当時、社会的入院の解消は医療現場における重要な課題であり、長期入院となっていた患者のうち、自宅への退院が困難な事例について、生活の場により近い医療機関や施設への転院調整を中心的に担っていた。これらの実践は、医療費抑制や制度改革を直接的に意識して行われたものではなく、社会的入院によって長期化していた入院生活を見直し、患者がより生活に近い環境で過ごせるようにすることを目的としたものであった。

結果として、こうした現場実践は、1990年代以降に進められた医療制度改革が目指した「治療中心から生活支援中心へ」という方向性と重なっていくこととなり、筆者自身にとっても、医療の枠組みを超えた支援の必要性を強く意識する契機となった。

こうした経験を重ねる中で、次第に、医療機関内で完結する支援には限界があることを意識するようになった。退院後の生活を見据えた支援を行おうとするほど、患者を取り巻く家族関係や住環境、地域資源の有無といった、医療の枠組みだけでは十分に捉えきれない要素が、生活の継続に大きく影響していることが明らかになっていったからである。

特に、退院後に在宅生活へ移行した患者が、医療的には安定しているにもかかわらず、生活上の困難から再入院に至る事例や、家族の介護負担の増大によって在宅生活の継続が困難となる事例に直面する中で、生活そのものを支える視点の重要性を痛感した。そこでは、医療的判断や看護技術だけでは対応しきれない課題が多く存在しており、地域における支援体制や福祉サービスとの連携が不可欠であることが、現場実践を通して浮き彫りとなっていった。

このように、退院支援を実践の軸として積み重ねてきた医療現場での経験は、筆者にとって、医療と福祉を分けて捉えるのではなく、生活を中心に据えた連続的な支援として捉え直す契機となった。そしてこの視点の転換こそが、筆者が医療の領域から一步踏み出し、福祉領域へと関心を広げていく出

発点となった。

1987年に創設された介護福祉士制度³⁾は、まさにこの社会的要請を背景に誕生したものである。医療中心の支援から、生活全体の質（Quality of Life：QOL）を重視する支援へと理念的転換が進み、福祉領域における専門職の制度化が本格化した。この制度的変化を臨床経験と重ね合わせて継続的に注視し、医療制度改革と教育制度改革がどのように連動していくかを見極めてきた。

制度が先行し教育がそれに追従するという構造のもとで、現場は制度改正に伴う要請に対応しながら支援の新たな形を模索してきたといえる。筆者自身もまた、医療から福祉へ、さらに生活支援へと関心の領域を拡大していく過程において、「制度と教育の接点」に位置する立場から、その変化を経験的に捉えてきた。

次節では、こうした制度的転換の過程で成立した介護福祉士制度および養成教育の展開について、1980年代から1990年代にかけての制度的変遷を中心に検討する。

第2節 介護福祉養成教育の萌芽と制度化（1980～1990年代）

1980年代、日本の社会は「高齢化」という言葉がようやく現実味を帯びて語られるようになっていた。家庭の中で行われてきた介護が、社会全体の課題として浮かび上がり始めた時期である。まだ「介護」という言葉が一般的ではなく、「看護」「世話」「身の回りの手助け」といった言葉で語られていた頃、介護を“仕事として担う人”は制度上ほとんど位置づけられていなかった。

そのころ、病院の看護師として働きながら、患者の「生活」をどのように支えるかという課題に直面していた。急性期の治療を終えても退院できない

3) 1987年（昭和62年）に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）」に基づき創設された。介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者。

患者が少なくなかった当時、日常生活動作を自立して行うことが困難な患者には、家族が付き添うことが通例となっていた。付き添いを担う家族は、病棟で長い時間を過ごし、病院内に設けられた付き添い部屋という限られた空間の中で生活していた。そこでは、洗濯物を干し、布団を畳み、ベッドサイドでは毎日決まった時間にテレビを見ながらお茶を飲むといった、ささやかな暮らしが営まれていた。その姿を通して、「この人たちが安心して暮らせる場所とは何か」を考えるようになった。

1987年、「社会福祉士及び介護福祉士法」⁴⁾が制定されたというニュースが流れたとき、まだ臨床の現場にいた。新聞でその文字を見た瞬間、「これからの時代は、医療だけでは支えきれない“生活”を支える専門職が必要になるのだ」と感じたのを覚えている。

当時、医療現場で感じていた違和感や限界が、社会の中でも問題として認識されるようになったと感じた。介護福祉士養成施設のカリキュラム⁵⁾は、まだ試行錯誤の段階だった。初期の教育内容は、主に身体介護の知識や介護技術実習が中心で、「生活全体を理解する」「利用者の思いを汲み取る」といった学びは、今ほど体系化されていなかった。看護教育における「看護過程」がようやく定着してきた頃、介護の教育現場では、介護行為を単なる作業としてこなす段階から、利用者の生活を支える支援として意味づける実践へと向かう模索が始まっていた。

当時筆者は看護の現場で「医療の側から福祉を見つめる」立場にいた。退院支援を通じて、地域の保健師やホームヘルパー、社会福祉士との連携が増えていった。彼らと関わる中で感じたのは、「それぞれの専門職が持つ価値観の違い」だった。医療は“治す”ことを目標にし、福祉は“生きる”こと

4) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）は、社会福祉士と介護福祉士の資格を定め、その業務の適正化を通じて社会福祉の増進に寄与することを目的とした法律である。

5) 介護福祉士のカリキュラム（1988年）は、合計1,500時間で構成され、福祉専門職としての基礎となる。一般教養科目（120時間）と、専門科目（1,380時間）に分けられている。

を支える。どちらも大切だが、その間には深い溝があった。

やがて、その溝をつなぐための「学び」の必要性を強く意識するようになった。病気を治すことと生活を支えることを切り離すのではなく、支援者自身が共通の視点と言葉をもって関わるのが重要であると感じた。その意味で介護福祉士制度の創設は、まさにそのための一歩であり、医療と福祉の境界を越えて人の暮らしを支える専門職を育成しようとする試みであった。当時の厚生省の理念には、「生活の質（QOL）の向上」という言葉が繰り返し用いられており、「その人らしく生きること」を社会全体で支える時代の到来が示されていた。

しかし、制度ができたからといって、現場の実践はすぐには変わらなかった。こうしたズレを埋めるためには、教育の力が要ると感じ、1990年代に入り、附属短期大学の看護学科においてリハビリテーション看護を教える機会を得た。そこから支援の軸は、治療中心から、「生活を成り立たせる」ことへと移っていった。

当時、筆者が勤務する大学病院では、一部で試行的に訪問看護が始まり、その取り組みに携わった。がんの終末期にある患者が自宅で最期を迎えることを希望し、その支援に関わる中で、医療行為だけでなく、生活そのものを支える関わりの重要性を実感するようになった。制度としての訪問看護や在宅ケアが十分に整備されていなかった時期に、こうした実践に携わった経験は、医療と生活支援を切り離して考えることでは、食事や排せつ、家族との関係、最期を迎える場所といった日常の営みを包括的に支えることができないという限界を、実感させるものであった。病院という枠組みを越え、生活を基盤とした支援をどのように実現するのか、そのためにはどのような人材が必要なのかという問いが、次第に明確になっていった。

第3節 教育課程の改正と専門職化の進展（2000～2010年代後半）

2000年代に入ると、介護福祉教育は大きな転換期を迎えた。とりわけ、

2000年（平成12年）のカリキュラム改正は、介護保険制度の施行と歩調を合わせながら、新しい時代にふさわしい介護福祉の専門職を養成することを目的として実施されたものである。すなわち、介護福祉士に求められる役割が、単なる生活支援の担い手から、保健・医療・福祉の各分野と連携し、利用者の生活全体を総合的に支える専門職へと拡大したことを反映した改正であった。

教育課程の主な変更点としては、総時間数が従来の1,500時間から1,650時間へと増加し、教育内容の充実が図られた点が挙げられる。具体的には、介護保険制度およびケアマネジメントに関する内容の追加、保健医療分野の専門職との連携に必要な医学知識の強化、人権尊重や自立支援など介護福祉の理念の明確化、コミュニケーション教育の強化が盛り込まれた。また、訪問介護実習が新たに必修化され、在宅での生活支援を実践的に学ぶ機会が位置づけられたことも大きな変化であった。

同時に、教育の質を確保するための制度整備も進められた。2001年3月には介護教員講習会の受講が義務付けられ、教育者の専門性向上が制度的に求められるようになった。また、2000年11月には「介護福祉士試験改善検討会」において、国家試験の問題数の増加など出題内容の見直しが行われ、養成教育と資格試験の両面から専門職化を推進する方向が示された。

これらは、養成教育の担い手専門性確保（教員講習）と、資格認定における到達度評価（国家試験）の見通しを両輪として、教育の保証を制度的に進めた点に特徴がある。

このように、2000年の改正は、介護福祉士が多職種と協働しながら利用者の生活の質（Quality of Life：QOL）を支える専門職として成長するための基盤を整える転換点であったといえる。

2007年度には新たに「介護過程」⁶⁾が正式科目として導入された。この改

6) 2007年の介護福祉士養成教育におけるカリキュラム改正により、それまで一分野として扱われていた「介護過程」が、独立した一つの授業科目として正式に導入された。この科目は、150時間の講義・演習として位置づけられ、学生が「人

訂は、介護教育の目的が単なる技術習得から、思考に基づく実践・生活全体を視野に入れた支援へと発展したことを示している。

それまでの介護福祉士養成教育では、身体介助や生活支援といった動作中心の技術習得が重視されていた。しかし介護過程の導入以降は、「利用者をどのように理解し、どのように支援を構築していくか」という思考のプロセスを学ぶ教育へと転換した。

介護過程は、利用者理解から始まり、アセスメント、計画、実践、評価の各段階で構成されており、その枠組みは看護過程と共通する点も多い。ただし、その目的は治療ではなく、利用者一人ひとりの生活の質（QOL）を高めることに置かれている点に、介護過程の特色がある。

この変化により、学生には単なる介護技術の修得にとどまらず、支援の根拠を説明し、生活全体を構造的に捉える能力が求められるようになった。現場実習においては、利用者や家族の思い、職員間の協働など多層的な要素を考慮する必要があり、教育の複雑性は増したといえる。これに伴い、教育者自身にも、実践知を言語化し体系的に教授する能力が求められた。

また制度的にも、介護は医療の補完的機能から脱し、地域社会における独立した専門領域として位置づけられた。介護福祉士には、チームケアを担う多職種連携の一員として、利用者の生活全体を総合的に捉える力が求められるようになった。その流れの中で、教育課程には人間の理解の科目として「人間の尊厳と自立」「人間関係とコミュニケーション」、「発達と老化の理解」や「認知症の理解」「こころとからだのしくみ」などの科目が新設され、専門職教育としての幅が拡大した。こうした教育内容の再構築は、介護福祉士の専門性を「生活全体を見通す力」として高めるとともに、制度的にもその役割の拡大を促した。

間と社会」「こころとからだのしくみ」「介護」の3つの専門領域で習得した知識と技術を統合し、実際の介護実践に結びつけるための、思考力と実践力を養う中核科目として再編された。

2010年代後半には地域包括ケアの進展を背景に養成教育にも統合的判断力を強く求める再編が進み、2017年度改正はその到達点の一つとなった。

さらに、2017年度のカリキュラム改正は、介護福祉士教育の質を一層高める契機となった。この改正では、単に介護技術を修得するだけでなく、利用者の生活課題を総合的に捉え、自ら支援を構築できる専門的思考力の育成が重視された。また、チームアプローチや医療的ケアへの対応、介護過程の科学的理解など、地域包括ケアの時代に対応する力を養うことが目的とされた。こうして介護福祉士は、現場での実践を通じて「生活の再構築」に関わる専門職としての自立性が求められるようになった。

2010年代後半に入ると、在宅医療の推進や地域包括ケアシステムの構築が進み、喀痰吸引や経管栄養といった医療的ケアのニーズが急速に高まった。これらの行為は当初、介護職員による実施が「実質的違法性阻却」として暫定的に容認されていたが、現場での安全確保や実施手順の標準化を図るため、法制化の必要性が高まっていった。

その結果、一定の条件のもとで介護福祉士が医療的ケアを行うようになり、介護職への「タスクシフト」が制度的に位置づけられた。この制度改正は、介護福祉士の専門性を「生活支援」から「生活と医療の橋渡し」へと拡張する重要な契機となった。

こうした流れを受け、養成段階から医療的ケアに関する体系的な教育を行うことが必須とされた。介護福祉士養成課程に正式に「医療的ケア」科目が追加されたのは2012年であり、同年の厚生労働省令および通知によって明確に位置づけられた。2014年度入学生（2年制課程の場合）から講義・演習・実技を組み合わせた教育が全国の養成施設で本格的に導入された。こうした一連の改革を通じて、介護福祉士養成教育は、資格制度の確立という「制度化」の段階から、専門的判断力と倫理性を備えた「専門職化」の段階へと着実に進展したといえる。介護福祉士が担う役割は、単なる身体介助や生活支援の実践者から、利用者の生活全体を見通し、支援の方向性を自ら構

築できる専門職へと変化した。

教育現場においても、学生の多様化、実習先の確保難、指導者の不足といった現実的課題を抱えながら、学びの質的転換が進められた。知識や技術の習得にとどまらず、経験の省察（リフレクション）やグループワークを通して、支援の根拠を自ら考察する教育が重視されるようになったのである。こうした学びのプロセスは、単なる模範的対応の反復ではなく、状況を分析し、判断し、根拠をもって行動する「思考的支援」を育てるものであった。

この時期の教育改革を総括すると、「介護過程」の導入によって介護実践を思想的に探究する教育体系が確立されたこと、さらに「医療的ケア」や「科学的介護」といった新しい専門領域を担う力が求められるようになったことが大きな特徴である。また、チームアプローチの一員として多職種と協働し、専門的判断を行うことができる人材の育成が、介護福祉士教育の重要な柱となった。これらは、まさに「専門職化」の進展を象徴するものである。

総じてこの時期の介護福祉士養成は、制度の基礎が確立されたのち、社会の変化や現場で生じる多様な課題に寄り添いながら発展を続け、専門職教育としての方向性を明確にしていったのである。そこでは、知識や技術の修得にとどまらず、利用者の生活をどのように支えるかを思考し、根拠に基づいて実践を構築する力の育成が重視された。すなわち、介護福祉士養成は、制度の基盤が整えられた段階を経て、社会の変化や現場の課題に応じて教育内容を見直しながら発展を重ね、専門職として判断し実践できる力を養う教育へと、その性格がいつそう明確になっていった。

第4節 東日本大震災支援における支援実践と福祉の原点

本節では、そうした専門職教育の意義を、筆者が経験した東日本大震災における支援実践を手がかりに捉え直し、福祉の重要な視点として何が問われ、何が立ち上がったのかを整理する。

2011年3月11日、東日本大震災が発生した。マグニチュード9.0の地震とそれに伴う津波は、東北地方を中心に広範な被害をもたらし、死者・行方不明者あわせて約2万人、避難者は約47万人に及んだ。被災地では住宅やインフラが壊滅し、地域社会を支えてきた基盤そのものが喪失した。テレビや新聞に映し出された津波の映像は、私たちの「日常」を一瞬で非日常へと変え、福祉・医療・教育といった社会的支援の枠組みを根底から問い直す契機となった。

発災後、被災地の各市町村においては、社会福祉協議会を中心として「災害ボランティアセンター」が設置されていった。これらのセンターは、被災者支援を担う地域の拠点として順次立ち上げられたものである。発災から数週間のうちに、岩手・宮城・福島の被災3県を中心に約200か所が開設され、全国各地から多数のボランティアが派遣されるなど、広域的な支援体制が形成されていった。

当初の活動は、がれき撤去や住宅の清掃、物資の仕分けなど物理的支援が中心であったが、次第に仮設住宅への入居支援や見守り、交流活動など、生活再建を支える段階へと移行していった。2012年3月までに、被災3県の社会福祉協議会が運営したボランティアセンターには、延べ約156万人が参加したと報告されている。こうした活動は、行政・社会福祉協議会・NPO・地域住民が連携する新たな支援体制の形成につながり、災害対応における「地域福祉」の役割を社会的に明確にする契機となった。一方で、ボランティアの受け入れ調整やニーズ把握の難しさ、支援フェーズの転換に伴う連携の課題も指摘されており、災害支援の体制づくりにおける実践的課題を残した。

被災地では、介護職員（介護福祉士等）もまた、避難所や福祉避難所、仮設住宅での支援に広く従事した。高齢者や障害のある人など、災害弱者とされる人びとに対して、生活援助や排泄・入浴等の身体介護、健康状態の確認、声かけなど、日常生活の維持を支える実践が行われた。これらの活動

は、単なる介助にとどまらず、「生活の再建とともに考える支援」として展開された点に特徴がある。

また、介護福祉士養成施設の教員や学生によるボランティア参加も各地で見られ、介護専門職が有する生活支援の知識・技術が地域福祉の現場で発揮された。これらの経験は、災害時における介護人材の専門的役割を社会的に認識させる契機となり、介護福祉教育においても災害時の支援に関する学びの重要性が意識され、教育内容に取り入れる動きが広がっていった。

現地での生活支援は、従来の制度的支援の枠を超えた柔軟な対応を必要とした。被災直後の数週間は、食料・水・衣類などの物資支援が中心であったが、時間の経過とともに、住民の間では「孤立」「無力感」「将来への不安」といった心理的課題が顕在化していった。特に高齢者の場合、生活環境の変化が健康状態や認知機能に影響を及ぼすことも多く、支援の焦点は次第に「心と生活の回復」へと移っていった。

もともとサロン活動は、地域住民が自主的に集い、相互交流を通じて余暇を楽しむ場として全国各地で展開されてきた。平時のサロンは、生活基盤やライフラインが整い、一定のゆとりをもつ住民による自発的な地域活動として位置づけられている。しかし、今回の震災後に筆者が取り組んだ「お茶っこ飲み会」⁷⁾は、こうした従来のサロンとは性格を異にしていた。対象となったのは、自らの家を失い、帰属していた地域コミュニティを喪失した人びとである。

仮設住宅の設置場所は、多くが町の中心部から離れた学校のグラウンドなどであり、住民は見知らぬ土地で新たな生活を余儀なくされていた。この「お茶っこ飲み会」は、もともと東北地方の地域文化として根づいていた「お茶っこ文化」を基盤に、被災後の仮設住宅でその再生を図る試みであった。津波を免れた地域の公民館を借り、バスで送迎を行いながらお茶っこ飲

7) “お茶っこ”とは東北地方で“お茶を飲みながら語り合う”ことを意味する方言である。

み会（サロン）を開くことにした。初回から多くの方が参加し、交流の場として温かなスタートを切ることができた。参加者が持ち寄った漬物やお菓子を囲みながら、他愛のない日常の会話が交わされ、人々の表情が次第に和らいでいく様子が印象的であった。

特に記憶に残っているのは、仮設住宅に引きこもりがちだった80代の男性、Aさんのことである。当初Aさんは、参加されても隅で無言のまま過ごしていたが、3回目のお茶っこ会で、参加者が持ち寄った漬物を口にした瞬間、「懐かしい味だ」とぼつりと呟かれた。それをきっかけに、津波で流された生家や家族の話を含みながら語り始めた。その場にいた人は、Aさんの背中に手を当てる人や、うなづいて涙を流している人など、静かにAさんの話を聞いた。

この活動は、単なる「交流の場」ではなく、福祉実践における「関係の再構築」の進んでいくプロセスでもあった。仮設住宅では、従来の近隣関係が失われ、新しい人間関係の形成に困難を抱える高齢者が多かった。お茶っこ飲み会は、そうした孤立を緩和し、「語り」「聴く」ことを通じて相互の承認が生まれる場であった。支援者が専門的な技術を発揮するよりも、むしろ「共に居る」こと、「その人の語りを受け止める」ことが求められた。

以上のように、東日本大震災における支援実践を通して明らかになったのは、制度やマニュアルに基づく支援だけでは、人びとの生活や生きる力は回復し得ないという事実であった。被災地では、支援者が「何をするか」以上に、「どのような姿勢で関わるか」「相手をいかなる存在として捉えるか」が、支援の質を大きく左右していた。すなわち、福祉実践の根底には、相手の尊厳を尊重し、共に生きる存在として向き合う倫理的姿勢が不可欠であることが、災害という極限状況の中で改めて浮き彫りとなったのである。

これらの経験は、介護福祉士をはじめとする支援専門職の養成において、何をどのように教えるべきかという問いを、筆者に強く突きつけるものであった。専門的知識や技術の修得にとどまらず、状況に応じて判断し、他者と

の関係性を踏まえて行動する力、すなわち倫理的判断力と実践的思考力をいかに育成するかが、介護福祉教育における重要な課題として立ち現れてきた。

そこで次節では、災害支援の実践から導かれたこれらの問いを踏まえ、介護福祉士教育が今後どのような倫理的・実践的課題に向き合うべきかについて検討する。とりわけ、判断力と倫理実践力の育成という観点から、これからの専門職教育の在り方を展望する。

第 5 節 介護福祉士教育の課題と展望—判断力と倫理実践力の育成

東日本大震災における支援経験から導かれたもう一つの重要な視点は、介護福祉士をはじめとする支援者自身の「倫理的姿勢」である。被災者を一方的な「支援の対象」として捉えるのではなく、「共に生きる存在」として尊重し、関係性の中で支援を構築していく姿勢は災害という極限状況においてこそ、その重要性が明確になった。この視点は、介護福祉士養成教育で重視されてきた「人権・尊厳の保持」の理念を、実践の場で具体的に裏づけるものであった。

また、被災地での実践を通して筆者は、「介護」や「福祉」をより広い文脈で捉え直すようになった。介護とは単に身体的援助や生活支援を行うことではなく、その人が再び「自分の人生を取り戻す力」を発揮できるよう支える営みである。すなわち、介護の本質は、失われた機能や生活基盤を単に「回復」させることだけではなく、支援を通してその人の生活と自己を新たに創り出していく「再構築」のプロセスにある。こうした考え方は、今後の介護福祉教育においても大切にされるべき福祉の根幹である。

支援の最終段階では、住民自身が主体的に「お茶っこ会」を企画・運営する姿も見られた。外部支援者が退く中で、地域の内発的な力が芽生え、「支援の終結」が同時に「地域の再構築」へとつながっていった。このようなプロセスは、支援が単に援助を与える行為ではなく、共に生きる力を取り戻す営みであることを示している。

この震災の経験を経て、教育に求められるのは、知識や技術の伝達にとどまらず、「人を支えるとは何か」を学生一人ひとりが主体的に問う学びを育むことである。災害という極限状況で発揮された実践知を教育の中にどう位置づけ、次世代の専門職育成にどう生かすかが問われている。

今日の介護現場では、制度やマニュアルでは想定しきれない課題が増えている。家族関係の希薄化や多様化、地域における孤立、外国籍利用者への支援、終末期のケアなど、いずれも単一の正解を持たない複雑な課題である。こうした場面において、介護福祉士に求められるのは、状況を多面的に捉え、利用者の生活を基点に支援を構想する判断力である。すなわち、「何をどう支えるのか」を自らの倫理的判断に照らして考え抜き、行動できる力こそが、これからの専門職に不可欠な資質である。

このような判断力と倫理的実践力は、教科書的な知識の伝達だけで身につくものではない。むしろ、実際の人との関わりを通して経験を省察し、そこにある意味を自らの言葉で捉え直す過程を通じて育まれる。たとえば、実習で出会う利用者や家族との関係の中で、「なぜこの支援を行うのか」「この関わりは相手にどんな影響を与えているのか」を問い返すことが、学びを深める契機となる。こうした省察的学習（リフレクティブ・ラーニング）を教育課程にどう位置づけるかが、今後の介護福祉士養成における重要な課題である。

また、チームや地域との連携を前提とした実践力の育成も欠かせない。多職種が協働する現場では、専門職間の視点の違いを調整し、共通の目標に向けて支援を組み立てるコーディネーション力が求められる。震災支援において、人と人との生身の関係性や温もりの重要性を再確認した一方で、現代の平時のケア現場では、それとは対照的なAIやICTの導入が急速に進んでいる。しかし、こうしたテクノロジーが進化する時代であるからこそ、それらを単なる効率化の手段としてではなく「人の生活をよりよく支えるための道具」として位置づけ、その活用の是非を倫理的に判断する力が必要である。技術の導入が進むほど、支援者自身が「人間を理解する力」をいかに保ち続

けるかが問われる。

このように、介護福祉士教育の今後の課題は、単なる知識・技能の伝達ではなく、状況に応じて考え、判断し、行動する「実践的思考力」と「倫理的判断力」を育む教育の再構築にある。変化の激しい社会にあっても、支援の根底にあるのは、人の尊厳を守り、その人らしい生活を支えるという福祉の原点である。教育の使命は、この原点を忘れずに、次代の専門職へと継承していくことにほかならない。

おわりに

本稿では、1990年代の医療制度改革を背景に、支援の中心が病院から地域・生活の場へ移っていく「医療から福祉へ」の転換を起点として、介護福祉士制度と養成教育の展開、専門職化の進展、そして東日本大震災での支援実践から見えてきた福祉の原点を検討してきた。

本稿で確認した要点は以下のとおりである。

- 退院支援の経験から、治療の終了は生活の安定を意味せず、生活全体を見通す視点と関係性を基盤とする支援が不可欠である。
- 介護福祉士制度と養成教育は、生活支援の必要性を背景に発展し、「介護過程」や医療的ケア教育の拡充を通じて、役割は身体介助から生活全体を支える専門職へと広がってきた。
- 東日本大震災における介護福祉実践は、制度やマニュアルだけでは支えきれない局面で、被災者の暮らしを取り戻していく過程に寄り添い、共に在る姿勢と関係性の再構築が支援の基盤になることを示した。
- AI・ICTの導入が進む現在こそ、知識・技術に加えて、状況に応じて考え判断する倫理的実践力と省察的思考力を育む養成教育が求められる。

以上を踏まえ、生活を支える専門職としての介護福祉士の専門性を次代へつなぐ教育の在り方が、あらためて問われている。

From Medicine to Welfare: A 25-Year Trajectory in Care Work Education

KAWAI Takako

This study explored the transition of the support system from treatment-centered approaches to social assistance in light of healthcare cost containment policies and the transition from long-term hospitalization to community living that commenced in the 1990s. The author analyzed this development through the perspectives of Certified Care Worker, nursing education, and nursing practice, supported by public records and previous research. Drawing on personal experience in addressing social hospitalization and engaging in interprofessional collaboration within rehabilitation wards, the author asserts that hospital discharge should not be considered the completion of treatment but rather the initial phase of transitioning patients to community living. This transition necessitates adjustments in living conditions—including family dynamics, living environments, and community resources—as well as familiarity with technical terminology that bridges medical and welfare perspectives.

The study also highlights significant historical events, including the establishment of the Certified Care Worker system in 1987, enhancement of curricula post-2000, implementation of the Care Process in 2007, and systematization of medical care education after 2012. It reveals that the professional roles of care workers extend beyond physical care to encompass support for holistic life enhancement, emphasizing evidence-based explanation and the evolution of collaborative teamwork. The author's involvement in local community initiatives following the Great East Japan Earthquake underscored the importance of fostering a "living together" mentality and rebuilding relationships, a phenomenon that transcends any systems or manuals and forms the foundation of effective

welfare practice. In the context of advancing community-based integrated care, task-shifting, and the rapid implementation of artificial intelligence and information communication technology, this study advocates for the establishment of educational programs that cultivate reflective thinking and ethical practices, facilitating adaptation to diverse situations.

ワーキング・ホリデー・メーカーにみる 学校から職場への移行過程の変容

— ノンエリートの「移動資本」が可能にする

オルタナティブな移行 —¹⁾

岩 田 考

**キーワード：学校から職場への移行，
ワーキング・ホリデー・メーカー，
移動資本，非エリート層の若者，若者の海外流出**

本稿は、日本社会においてこれまでドミナントとされてきた学校から職場への移行とは異なる経路（オルタナティブな移行）をたどる若者に着目し、「学校から職場への移行過程の変容」について検討するものである。具体的には、2015年にカナダのバンクーバーおよびその近郊（Greater Vancouver）で実施したワーキング・ホリデー・メーカーへのインタビュー調査を分析する。その際、ワーキング・ホリデーに関して最も研究されているオーストラリアとの差異を検討する。また、個人が有する潜在的な移動可能性を意味する「移動資本」という観点を導入する。ワーキング・ホリデーを可能にする「移動資本」がいかなるものであるのか、ノンエリートが有する「資格」や「計画や展望の曖昧さ」に着目しつつ検討する。このことによって、若者の

1) 本研究は、桃山学院大学 2014 年度特別研修（海外）「学校から職業への移行に関する社会学的国際比較研究」の成果の一部である。また、本研究の一部はJSPS 科研費JP23K25588 の助成による成果でもある。

移行過程の変容に関わる「若者の海外流出」や「教育における職業的意義（レリバンス）」について考察するための基礎資料を提供することを目的とする。

1. はじめに

海外で活躍する日本人プロスポーツ選手を目にすることが多くなった。例えば、サッカーの欧州主要リーグ（イングランド、スペイン、ドイツ、イタリア、フランス）でプレーする日本人選手は、2019-2020年のシーズンでは男女合わせて54人であったが、2024-2025年では103人と、5年間で倍増している（日本経済新聞2024年12月9日「欧州所属5年で9割増 日本サッカー、躍進が生む好循環」）。

また、スポーツ以外でも海外へと向かう若者を目にする。近年首都圏の中高一貫校では、海外の大学への進学をウリにする学校が増えている。文部科学省（2025）によれば、海外の高等教育機関等への進学者数は2021年の1,424人から2023年の1,635人へと増加している。増加率はそれほど高くないものの、文科省がその数を把握するようになったこと自体が、注目度の高さを示している。

プロスポーツ選手のような特別な才能を持った若者だけが、海外へと向かっているのだろうか。以下の記事にあるように、必ずしもそうとは言えない。日本よりも賃金が高いオーストラリアなどにワーキング・ホリデーで渡航する若者が増えているという。

豪ワーホリに日本の若者殺到 工場で月50万円稼ぎ描く夢

海外で就業体験するワーキングホリデー（ワーホリ）に若者が殺到している。年齢制限や滞在期限といった制約はあるものの、稼ぎながら異国で生活体験できることが今も昔も変わらぬ魅力だ。かつてと異なるのは、その稼ぐ額。日本国内の大卒者の平均的な初任給を大きく上回る収

入を手にする若者は異国の地で何を思うのか。(日経ビジネス 2024年3月19日 2:00)

(ワーホリのリアル) 人生の新しい「選択肢」得た 円安でも海渡った日本人のワーホリ物語

シドニーを拠点に、留学エージェント「マイステージ」を営む田中千尋社長は「コロナ禍を境に、ワーホリビザで渡航する人の目的が変わった」と感じている。

田中さんは、同社のビザ取得代行サービスなどを受ける約400人のうち、「語学の勉強よりも、すぐに働きたいと希望する『出稼ぎ』目的の人が全体の6~7割を占めるようになった」と話す。(朝日新聞《朝日新聞デジタル》2024年07月07日)

これらの若者は、海外で活躍するプロスポーツ選手のように特別な才能を持った者というわけではない。上述したように、賃金の高さがワーキング・ホリデーで渡航する若者が増えている要因の一つと考えられるが、それだけであろうか。現在、「出稼ぎのためのワーホリ」というような取り上げられ方が多くなっている(NHK「クローズアップ現代」取材班 2024)。しかし、そのようなとり上げ方を疑問視する指摘もみられる(大石奈々・上阪徹・五十嵐泰正 2024:10-14, 上阪徹 2023, 大石奈々 2024)。

今回分析するインタビュー調査は2015年に行ったものであり、データとしては古い。しかし、賃金だけに焦点をあてたものではなくて逆に、現在のワーキング・ホリデーなど「海外移住」や「海外流出」を冷静に考察していくのに有効な側面をもっている。

2. ワーキング・ホリデー

社会学的な観点からのワーキング・ホリデーに関する研究は必ずしも多く

ない。「ライフスタイル移住」に関する研究など（長友 2015 など）でも取り上げられることはあるものの、ワーキング・ホリデーのみを対象とするものは少ない。ワーキング・ホリデーに関する先行研究では、高学歴エリート女性のモラトリアムという観点から（吉本・長尾 2008）、ノンエリート（特に若年中位層の女性）の「海外流出」や「日本離れ」という観点へ（藤岡 2017）と研究関心の変化が見られる。この点については、本章第2節でとりあげる。まずはワーキング・ホリデー制度の概要や実態をみてみることにしよう。

2-1. ワーキング・ホリデーとは

ワーキング・ホリデー制度とは、2国・地域間の協定に基づいて、18歳～30歳までの若者に対して、1年間～2年間の滞在と滞在中の就学・就労を認めるものである。また、以下の外務省の説明にあるように、両国・地域が若者を相互に受け入れることで、相手国の文化や生活様式を知り、相互理解を深めることを目的としている。

ワーキング・ホリデー制度とは、二国・地域間の取決め等に基づき、各々の国・地域が、相手国・地域の青少年に対し、休暇目的の入国及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認める制度です。各々の国・地域が、その文化や一般的な生活様式を理解する機会を相手国・地域の青少年に対して提供し、二国・地域間の相互理解を深めることを趣旨とします。（外務省 2025）

ワーキング・ホリデー・ビザの発給要件は、概ね以下の図1のようになっている。ただし、ワーキング・ホリデー制度は、2国・地域間の取決めであるため、要件が統一されているわけではない。国や地域によって、その詳細は異なっている。

- ・相手国・地域に居住する相手国・地域の国民・住民であること。
- ・一定期間相手国・地域において主として休暇を過ごす意図を有すること。
- ・ビザ申請時の年齢が18歳以上30歳以下であること（オーストラリア、カナダ、韓国及びアイルランドの間では18歳以上25歳以下ですが、各々の政府当局が認める場合は30歳以下まで申請可能です。また、アイスランドとの間では18歳以上26歳以下の方が申請可能です。）。
- ・子又は被扶養者を同伴しないこと。
- ・有効な旅券と帰りの航空券等（又は航空券等を購入するための資金）を所持すること。
- ・滞在の当初の期間に生計を維持するために必要な資金を所持すること。
- ・健康であること。
- ・以前にワーキング・ホリデー・ビザを発給されたことがないこと（一部の国・地域を除く（注2））。

（注2）我が国は一部の国・地域との間でワーキング・ホリデー制度の一部見直しを行っています。

令和6（2024）年12月1日以降、5か国（カナダ、英国、ニュージーランド、デンマーク及びオーストラリア）については、一生2回若しくは2年連続、又は、一生2回の参加が可能となりました（国によって条件が一部異なります）。

令和7年（2025）年1月1日以降、3か国（ドイツ、アイルランド及びスロバキア）については、一生2回の参加が可能となりました（国によって条件が一部異なります）。

図1 ワーキング・ホリデー・ビザの発給要件

出典)外務省(2025)「ワーキング・ホリデー制度」より

日本では、1980年にオーストラリアとの間でワーキング・ホリデー制度を開始し、現在、表1に示した30の国・地域との間で同制度が導入されている。

日本人へのワーキング・ホリデー・ビザ発給数は、2009年頃までは1985年に設立された外務省の外郭団体である公益社団法人日本ワーキングホリデー協会が公表していたが、同法人が2010年に破産通告を受けて以後、正確な数は公表されていない。

図2は、2008年度までの国別にみたビザ発給数である。早くから制度が開始され、また英語圏でもあるオーストラリア、ニュージーランド、カナダの発給数が多くなっている。その中でも、オーストラリアの発給数は、全体の6割から7割を占め最も多くなっている。二番目に発給数が多いカナダが枠を設けている（現在6500）のに対して、オーストラリアは枠を設けていない。また、発給数を公表していない国もあるなか、オーストラリアの内務省はHPで発給数を公表している。そのため、オーストラリアのワーキング・ホリデー・ビザの発給数は、日本人のワーキング・ホリデー・メーカーの動向を把握する上で重要な指標となっている。

表1 日本がワーキング・ホリデー制度を導入している国・地域

	国・地域名	制度開始年	年間発給枠
1	オーストラリア	1980	無
2	ニュージーランド	1985	無
3	カナダ	1986	6,500
4	韓国	1999	10,000
5	フランス	2000	1,800
6	ドイツ	2000	無
7	英国	2001	6,000
8	アイルランド	2007	800
9	デンマーク	2007	無
10	台湾	2009	10,000
11	香港	2010	1,500
12	ノルウェー	2013	無
13	ポルトガル	2015	無
14	ポーランド	2015	500
15	スロバキア	2016	400
16	オーストリア	2016	200
17	ハンガリー	2017	200
18	スペイン	2017	500
19	アルゼンチン	2017	日からア：200/アから日：400
20	チリ	2018	200
21	アイスランド	2018	30
22	チェコ	2018	400
23	リトアニア	2019	100
24	スウェーデン	2020	無
25	エストニア	2020	日からエ：無/エから日：100
26	オランダ	2020	200
27	ウルグアイ	2023	100
28	フィンランド	2023	日からフィ：無/フィから日：200
29	ラトビア	2023	100
30	ルクセンブルク	2024	100

出典)外務省(2025)「ワーキング・ホリデー制度」に基づき作成

図3はオーストラリアの日本国籍の者に対するワーキング・ホリデー・ビザ (First Working Holiday (subclass 417) visaのみ) の発給数の推移を示している。2015-2016年に1万2千を超え、その後2018-2019年まで1万1千台で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020-

2021年は2千を切るまで減少している。しかし、パンデミックが収束し、2022-2023年、2023-2024年は、連続して過去最高を更新し、顕著な増加傾向がみられる。

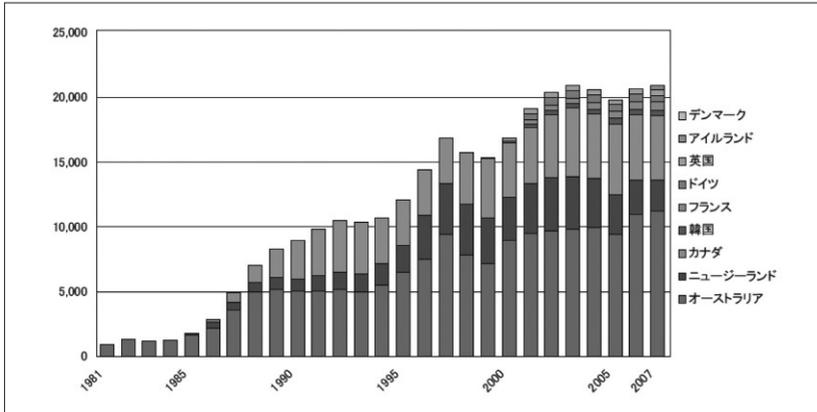


図2 国別ワーキング・ホリデー・ビザ発給数（日本人）の推移
出典)ワーキングホリデー協会(2009)「ワーキング・ホリデービザ発給数」
出所)吉本・長尾(2008)p 3より

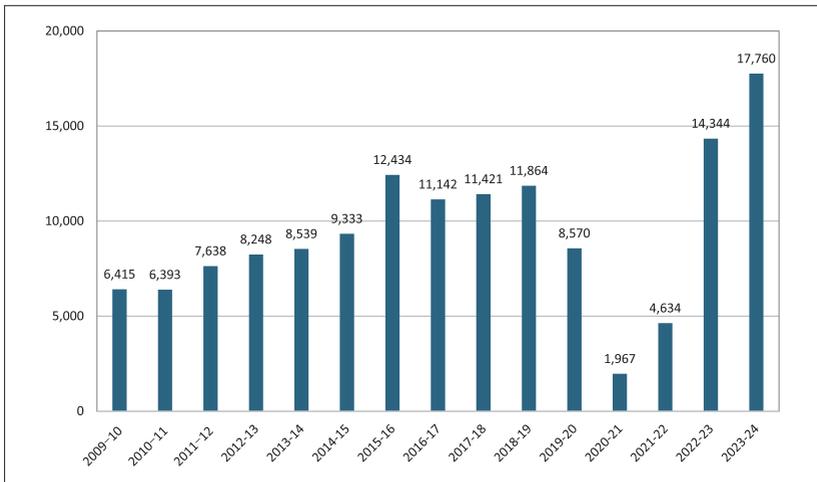


図3 オーストラリアのワーキング・ホリデー・ビザ発給数（日本人）の推移
出典)The Department of Home Affairs(Australian Government), 2011-2024, Working Holiday Maker visa program report (June 2011-June 2024)より作成
注)First Working Holiday (subclass 417) visaのみ

2-2. エリートの「モラトリアム」からノンエリートの「脱出」へ

次に、どのような若者がワーキング・ホリデー制度を利用しているのかみてみることにしよう。ただし、ワーキング・ホリデー・メーカーを対象とした大規模な調査は多くない。ここでは、海外職業訓練協会（OVTA）が2004年に行った調査に基づく2つの先行研究からみてみよう。

吉本・長尾（2008：1）は、「ワーキング・ホリデー制度がモラトリアムとしての青年期にどのようなキャリア教育機能を発揮しうる制度」なのかという観点から、「日本でどのように活用されているかを、高学歴女子青年に焦点をあて」検討している。

なぜ、高学歴女子青年に焦点をあてたのか。表2に示したように、「女子が男子に比較して圧倒的に高い比率でワーキング・ホリデーを経験しており、…（中略）…高学歴女子青年にとって有力な活動選択肢となっている」（吉本・長尾 2008：7）ためである。

表2 学歴別にみたワーキングホリデー経験率の推計

A) WHM累積経験率(推計)

(%)

	高卒	専門学校卒	短大卒	大学・大学院	在学中	学歴計
女子	0.96	2.27	2.92	2.67	0.06	1.83
男子	0.24	0.53	0.09	0.74	0.06	0.44
男女計	0.56	1.45	2.63	1.46	0.06	1.12

B) WH性別・学歴別構成比(OVTA2004年調査)

(%)

	高卒	専門学校卒	短大卒	大学・大学院	在学中	計	(N)
女子	20.1	20.9	33.0	24.1	1.9	100.0	891
男子	25.5	17.7	0.5	45.5	10.9	100.0	220
男女計	21.2	20.3	26.6	28.4	3.7	100.0	1,111

C) 2000年国勢調査および学校基本調査(1991～2000年)をもとにした性別・年齢別学歴別人口推計(人)

	中学校卒・高校	専門学校卒	短大・高専	大学・大学院	在学中	総数
女子・20-29歳計	3,411,403	1,507,578	1,848,586	1,181,066	990,617	8,939,250
男子・20-29歳計	4,247,625	1,345,593	211,844	1,993,052	1,474,405	9,272,519
男女計・20-29歳計	7,666,409	2,853,171	2,060,380	3,169,484	2,462,326	18,211,769

出典)吉本・長尾(2008)p.8より

注) 推計は法務省の2002年WHM査証は発給数20,401をもとに、B)およびC)から推計。C)人口推計については、国勢調査をもとに、学歴不明・未就学数を各学歴分に案分し、「在学中」と「大学・大学院卒」の人口を確定する。次に、「短大・高専卒」と「専門学校卒」について、学校基本調査をもとに、1991年から2000年の各年短大卒業者の90%、高専卒業者の70%を短大・高専卒の人口として、専門学校卒の99%を専門学校卒の人口として確定する。国勢調査人口と上記4カテゴリーとの差を、「中学校卒・高校卒等」の人口とする。A)の分子となる、経験者数については、2002年WHM発給数とB)をもとにした2002年度性別推計数を基に、中学校卒・高校卒等、専門学校卒等、短大・高専卒については10年分を、大学・大学院卒については8年分を在学中については2年分を積算。

ただし、高学歴といっても、大学・大学院卒だけでなく、専門学校卒、短大卒も含んでおり、高等教育機関を卒業した高卒以外の者を指している。確かに、「WHM累積経験率」で見ると、高卒と高等教育機関を卒業したものの間に大きな断絶がみられる。

他方、藤岡伸明(2017)は、「WH制度は日本における就業環境の悪化を原因(一因)とする閉塞状況に対する若者の打開策・対処策のひとつ」であるという観点から、オーストラリアのワーキング・ホリデー・メーカーの研究を行っている。その著書、『若年ノンエリート層と雇用・労働システムの国際化-オーストラリアのワーキングホリデー制度を利用する日本の若者のエスノグラフィー』は、日本における最も優れたワーキング・ホリデー研究と言える。

藤岡の調査の中心はインタビュー調査であり、ワーキング・ホリデー・メーカーの基本的な属性については、既存調査に基づき議論を行っている。ワーキング・ホリデー・メーカーの学歴については、吉本・長尾と同様に、海外職業訓練協会(OVTA)が2004年に行った調査に依拠し、「高くも低くもない」「中位」学歴の保持者がワーキング・ホリデー・メーカーの中核となっていると指摘している(図4)。

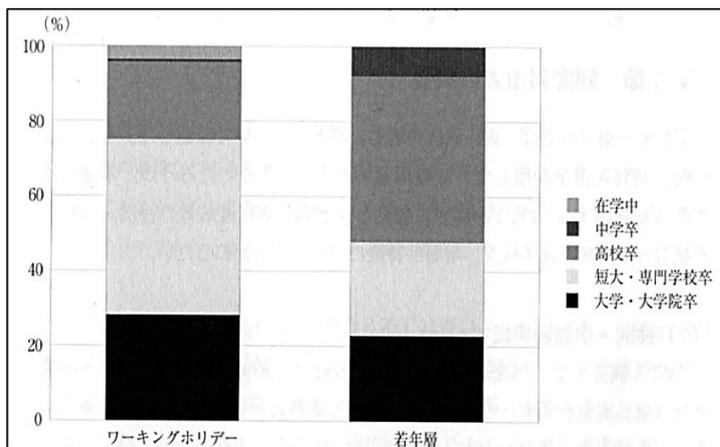


図4 ワーキング・ホリデー・メーカーの学歴構成

出典)藤岡伸明(2017)p.114より

注)「ワーキングホリデー」は海外職業訓練協会(2005:158)表Cより作成。その他と無回答を除いて再集計。「若年層」は総務省統計局(2002)「平成14年就業構造基本調査」より作成。15～34歳の合計から在学者を除いたもの。

同じ調査に基づいているにもかかわらず、高学歴女子青年をワーキング・ホリデー・メーカーの中核とする吉本・長尾(2008)、中位学歴の保持者であるノンエリート²⁾をワーキング・ホリデー・メーカーの中核とする藤岡(2017)、なぜこのような差異がみられるのか。研究が行われた時期が少なからず影響していると思われる。2004年に実施された海外職業訓練協会(OVTA)の調査は、厚生労働省の「海外就業体験が若年者の職業能力開発・キャリア形成に及ぼす影響に関する調査研究委員会」の委託によって実施された。吉本圭一はその調査研究委員会の座長である。調査が実施された当時は、「キャリア教育・職業教育は、いわゆる『フリーター・ニート問題』

2) 藤岡がワーキング・ホリデー・メーカーをノンエリートという観点からみているのは、中位学歴からというよりも、むしろ職業や所得による。ワーキング・ホリデー・メーカーの中核を占めるのは、「低所得の不安定就業層に属しておらず、なおかつ安定就業層に属していない層、すなわち若年中位層」(藤岡 2017:118)だとしており、階層という観点からみることの必要性を強調している。

など若者の就業困難と自立困難に対して、若者全般に関わる政策的な課題」(吉本・長尾 2008:1)となっていた。それに対して、藤岡が最初のインタビュー調査を実施したのは2007年であり、やや時期的に遅い(藤岡 2017:83)。また、違法な低賃金就労という現地におけるワーキング・ホリデーの実態から出発している。このような差異が、ワーキング・ホリデー・メーカーのとらえ方に影響を与えているのではないかと考えられる。

2-3. ワーキング・ホリデー・メーカーの類型

藤岡伸明(2017)は、オーストラリアのワーキング・ホリデー・メーカー84名を対象とし、ライフストーリーという観点からインタビュー調査を行っている。渡航者の移動と滞在のパターンを分化させる主要な要因は階層(主に職業)であるとし、ワーキング・ホリデー・メーカーを、①キャリアトレーニング型、②キャリアブレイク型、③キャリアリセット型、④プレキャリア型という4つの類型に分けている。海外渡航以前と海外滞在中の就業状況に基づいた分類であり、詳細は以下のようにになっている(藤岡 2017:189-190)。

①キャリアトレーニング型は、専門的な技能、公的な資格、海外経験が評価されやすい職(海外関連職)の職歴、経営・管理職としての高度な職歴、個人的な伝手のいずれかまたは複数があるために、帰国後の再就職に際して職位や労働条件の大幅な低下を回避しやすい者が、WH中に自分の専門分野に関わる就業経験を積んだり職業訓練を受けたりするケース

②キャリアブレイク型は、専門的な技能、公的な資格、海外経験が評価されやすい職(海外関連職)の職歴、経営・管理職としての高度な職歴、個人的な伝手のいずれかまたは複数があるために、帰国後の再就

職に際して職位や労働条件の大幅な低下を回避しやすい者が、WH中に自分の専門分野に関わる就業経験を積んだり職業訓練を受けたりしないケース

- ③キャリアリセット型は、専門的な技能、公的な資格、海外関連職の職歴、経営・管理職としての高度な職歴、個人的な伝手のいずれも持たない状態で海外渡航したために帰国後の再就職に際して非正規雇用や正規雇用の（最）下層に位置する職種・職位から再出発する可能性が高いケース
- ④プレキャリア型は、本格的なキャリアを開始していない者がWH制度を利用するケース

具体的には、①キャリアトレーニング型は、旅行代理店、語学学校、調理師、日本語教師などキャリアの国際化が一定の規模で進行した職種の若者である。②キャリアブレイク型は、海外を安全なキャリアの休憩所として利用できるIT技術者、看護師、自営業後継者などである。③これらに対して6割を占めるキャリアリセット型は安定した職歴や資格がなく、キャリアトレーニング型やキャリアブレイク型の移動・滞在パターンをとることができない若者たちである。そこには、明らかに階層（主に職業）の壁が存在するという。本稿では、この類型を参考にしつつ、渡航動機を中心に分析を行う。

また、分析する際に、「移動資本」という概念を導入したい。アンソニー・エリオットとジョン・アーリの「ネットワーク資本」(Urry 1990, Elliott and Urry 2010) や、ヴィンセント・カウフマンの「Motility (移動可能性)」(Kaufmann 2002, Kaufmann Bergman and Joye 2001) に近い概念であり、個人が有する潜在的な移動可能性を意味する。ジョン・アーリも

「移動資本」という言葉を使用しているが、明確には定義はしていない(Urry 1990)。アンソニー・エリオットとの共著である『モバイル・ライブズ』では、「ネットワーク資本」という概念が多用されている。「ネットワーク資本」とは、移動が可能にする現実の社会的諸関係と潜在的な社会的諸関係を差している。

アンソニー・エリオットとジョン・アーリ (Elliott and Urry 2010) によれば、グローバル・エリートが世界中を移動することによって、豊かな「ネットワーク資本」を有するのに対して、貧しい人々は移動することができず貧弱な「ネットワーク資本」しか有することができない。換言すれば、グローバル・エリートは豊かな「移動資本」を持ち、貧しい人々は「移動資本」をほとんど持っていないことになる。しかしながら、ワーキング・ホリデー・メーカーは、渡航という移動を経験している。どのような「移動資本」によって、渡航という移動が可能になっているのかを検討したい。

3. 調査の概要

2015年にバンクーバーおよびその近郊 (Greater Vancouver) に居住するワーキング・ホリデー・メーカー 20名 (経験者も含む) へのインタビューを行った。ワーキング・ホリデー・メーカーが多く集まるバンクーバーやトロント (語学学校や日本食レストランなど) の大都市およびウィスラーやバンフなどのリゾート地 (ホテルや、観光施設、日本食レストラン) で、事前に約 10名のワーキング・ホリデー・メーカーの若者にインタビュー調査を行い、インタビュー項目を検討し実施した。

調査対象者のプロフィールは、表3のようにになっている。スノーボールサンプリングによって調査を依頼したため、性別や職業などに偏りがみられる。職業で美容師の方が多くなっているが、同業の間でネットワークが形成されていることを示唆している。

【調査概要】

調査期間：2015年7月～9月

調査対象：バンクーバー近郊（Greater Vancouver）に住むワーキングホリデーメーカーおよびワーキングホリデー経験者

サンプリング方法：スノーボールサンプリング

調査方法：半構造化インタビュー・インタビュー

インタビュー時間：1時間30分程度

インタビュー項目：①フェイス項目

②WH（動機・周囲の経験者・経緯など）

③WH前（学校時代・職歴） ④語学学校

⑤現在の仕事と今後の予定 ⑥家族

⑦エスニシティ ⑧WHのメリット・デメリット

表3 インフォーマントのプロフィール

	年齢(歳)	性別	出身地	学歴	日本での仕事	現在の仕事
1	Aさん 21歳	女性	沖縄	高校	大手スーパーマーケットのキャッシャー	カフェ店員
2	Bさん 35歳	女性	大阪	美容師専門学校	美容師・携帯販売・キャバクラ	美容師（副業：アクセサリ作成・販売）
3	Cさん 33歳	女性	兵庫	専門学校	事務	サーバー
4	Dさん 33歳	男性	北海道	大学	大学卒業直後	機内食製造衛生管理・ギター講師
5	Eさん 30歳	女性	山口	専門学校	美容師	美容師
6	Fさん 32歳	女性	大阪府	専門学校	美容師	美容師/レストラン店員
7	Gさん 21歳	女性	山梨	大学(在学・休学)	大学生	ビザとパスポートサイトの運営会社でインターン
8	Hさん 32歳	女性	大阪	専門学校	美容師	美容師
9	Iさん 28歳	女性	東京	大学	ホテル	レストラン
10	Jさん 32歳	男性	奈良	高校	会社員	レストラン
11	Kさん 26歳	女性	千葉	専門学校	美容師	カフェ店員
12	Lさん 29歳	女性	大阪	大学	旅行会社（営業）	語学学校/チョコレート店店員
13	Mさん 27歳	女性	埼玉	高校	事務	パン屋店員
14	Nさん 21歳	女性	愛知	高校	介護	カナディアンレストラン・サーバー
15	Oさん 25歳	女性	埼玉	大学	アルバイト	居酒屋
16	Pさん 32歳	男性	奈良	高校	会社員	レストラン
17	Qさん 36歳	女性	奈良	大学	英会話学校講師	語学学校講師
18	Rさん 29歳	男性	東京	大学	営業	サーバー
19	Sさん 22歳	男性	沖縄	高校	高校卒業	（語学学校のみ）
20	Tさん 27歳	女性	神奈川	大学	建設会社	ホテル
21	Uさん 28歳	男性	兵庫	大学	旅行業界	地中海レストラン（キッチン）
22	Vさん 29歳	男性	愛知	大学	ドラッグストア	ジャンパルス・ローカルレストラン（キッチン）
23	Wさん 29歳	男性	福岡	専門学校	鍼灸師	カナディアンレストラン

注) Gさんと、Lさん、Qさんはワーキング・ホリデー制度利用者ではない

4. インタビュー調査の分析

前章で示したように、多岐にわたる項目についてインタビューをしている。すべての点についてみていくのは難しいため、本稿では渡航動機を中心に分析する。その際、藤岡（2017）の①キャリアトレーニング型、②キャリアブレイク型、③キャリアリセット型、④プレキャリア型という4類型ごとにみていく。最後に、移動可能性を意味する「移動資本」という観点について考察することにした。

①キャリアトレーニング型

藤岡（2017：220-221）は、キャリアトレーニング型の特徴として、3つの点を指摘している。一つ目は、「海外渡航（海外移住、海外就業、海外生活）に対する強い願望を持ち、しかも海外就業に対する具体的な計画や展望を持っている」ことである。

今回のインタビューでは、藤岡がインタビューを行ったキャリアトレーニング型に比べると、海外渡航に対する願望はそれほど強くなく、計画や展望も明確とは言えない者が多かった。

今回、キャリアトレーニング型に分類された渡航者は、美容師の資格を持つものが多くなっている。以下に示したHさんのように、職場で問題があった時に、まわりにワーキング・ホリデー経験者がたまたま側にいたことがきっかけとなったというようなケースも少なくない。何らかの形で海外に興味をもったきっかけはあるものの、「強い願望」とまでいえるものではないことのほうが多い。

Eさん：絶対海外で働いてみたいっていうのはあったので。美容師で言うと20代前半はやっぱスタイリストになるのに必死で休みもなく。20代半ばぐらいにスタイリストになれて、そこから

が面白くなるので。お客さんがついてきて技術ができるようになって、やっと落ち着くのが多分この歳ぐらい。でも**20代の時とか学生の頃から海外憧れてたので**。期限が迫ってきたなっというので。

ワーキング・ホリデーをはっきり知ったのは、卒業してからもかもしれないですけど。実際ちゃんと調べたのは20代半ばぐらいの時に友達がオーストラリアにワーホリに行って、そこからいろいろ情報を教えてもらって。

岩 田：海外とかで働くことに学生の時から興味があったってことですけども、何か具体的に興味を持たれるようなきっかけみたいなことがあったんですか？

Eさん：美容師なので髪質が違うので白人さんとか黒人さんもそうですけど、それで興味がありましたね。どんなカラーが出るのかとか、日本のでやったらどうなのかとか、海外の薬はどんなのかとか、そういうマニアックなところに興味があった。

(Eさん 30歳 美容師→美容師)

Hさん：ずっと同じところで頑張るっていうのも一つ大事なことだと思ってたんですけど、でもそこにこだわりすぎてて、結局何も知らへんのやな、と私は思って。ちょうどその頃、そのお店で自分の上司二人が、録音してるのになんなんですけど、本当にできない人間だったんですよ。本当に使えねえなっという奴らだったんですよ。

私はその人たちと同じお店で働いていたけれども、11店舗くらいあるお店だったので、移動っていっぱいあるんですよ。移動してきた先輩と元々いた先輩が犬猿の中みたいな感じで。それが始まったのが自分が辞める2年前だったので。2年

間はかなり橋渡しの事とか、いがみ合っている2人の下の後輩たちをどうやってまとめるかとか、自分たちはどうやって動こうかっていうことをコンコンと説いてきたわけです。

その上に先生がいるんですけど。先生っていうのがね、店長と呼んでないだけっていう感じなんですけど、先生の下に副店長、チーフという私だったんですけど、結局売上にしても、指名人数にしても何にしても先生の次が私だったんですよね。だからもうあんたたちはいがみ合ってる暇があるなら、私は思っていないんですけど、それを2年も繰り返していれば、もうちょっとこれもういいでしょうって。私はここから学ぶことってまだあるのかなって思って、この時ちょうどニューヨークに行ったんですよ。

(Hさん 32歳 美容師→美容師)

Lさん：私の行ってた語学学校は1日6コマで最初の4コマはGeneral Englishとして普通のESMのプログラムで、レベルが確か10個ぐらいに分かれてたと思うんですけど、そのレベルに合わせて一般的な英語を学ぶというクラスだったんです。あとの2コマは選択授業で、自分で好きなリスニングがしたければ、ビジネスイングリッシュが学びたいければビジネスイングリッシュのコースを取ったりっていうのが選べたので、そういうのを選んでました。(中略)

実際にそのコースをとってたのが確か4ヶ月ぐらいだったんですよ。あとの1ヶ月で、Jシャインっていう、小学生に英語を教える資格が取れるコースがあって、それプラス実習でこの2ヶ月やってたので、結局4ヶ月くらいしか語学学校としての英語はやってなかったんですが、でもずっと確か同じクラスに

いました。

岩 田：最後にコースを変えられたのはどうしてですか。

Lさん：実際何か教えたりとかしたいかな。それももともと日本で決めてきたんですよ。ここで、この資格を取ろうと思って。

(Lさん 29歳 旅行会社(営業)→語学学校(インターン→正規雇用)/チョコレート店店員 HWビザではなくスチューデント・ビザ)

計画や展望に関しても、必ずしも明確な者ばかりとは言えない。ワーキング・ホリデー・メイカーではなく、スチューデント・ビザでカレッジに通うLさんと比較すると計画や展望も明確とは言えない。確かに、藤岡(2017)の事例のように、「具体的な計画や展望」が渡航を強く後押しすることもあるだろう。しかし逆に、「具体的な計画や展望」がないことによって、渡航しやすい状況が生み出されることもあるのではないだろうか。仕事を辞めたり、日本を離れたりするもののハードルを下げるという意味で。ノンエリートにとっては、「計画や展望の無さ」という点にも着目する必要があるように思われる。もちろん、美容師などの「資格」によって可能になっている点も忘れてはならない。

第2に、「相対的に豊富な資源を保有しており、その『資源』を動員することによって海外就業の機会を得たりビジネスビザを取得したりしている」という点である。この点については、美容師という資格は、有効な「資源」と言えそうである。日本人オーナーが経営する美容室での就業機会や職場にサポートされたビジネスビザの取得などがまさにあてはまる。

第3は、「現地の産業動向と労働需給状況」である。この点も、バンクーバーには多くの日本人オーナーが経営する美容室があり、求人も多く、あてはまっている。ワーキング・ホリデーではないが、Lさんの語学学校での就業も同様である。この点も、共通していると言えよう。

②キャリアブレイク型

藤岡（2017：247-248）は、キャリアブレイク型の特質として、3つの点を指摘している。一つ目は、「帰国後の再就職に職位や労働条件が低下するリスクを可能な限り小さくした上で渡航する」ことである。今回、藤岡の区分でキャリアブレイク型にあてはまるケースは必ずしも多くなかった。

Fさんは、体調の問題があるとは言え、美容師というキャリアに強いこだわりはみせておらず、労働条件の低下を強く意識しているとは言えない。また、Kさんは日本ではヘアセットが専門の美容師であったが、現在はカフェで働いている。「英語を学びたいと思ったのが一番」であり、リスクを可能な限り小さくしようという様子はみられない。

Fさん：ちょっと美容室の勤務を減らしていこうかなと思っています。

最近アルバイトを別の仕事を探して、最近決まって。新しいところで次の月曜日から働きます。でもパートタイムなんで。美容室をメインにして、空いてる時間にちょろっと違うところで働いています。レストランですね。レストランでキャッシャーとかサーバーみたいな感じのことを。肌が弱いのでできれば美容師みたいな仕事をちょっとやめていけたらなと思ってて。

(Fさん 32歳 美容師→美容師/レストラン店員)

Kさん：私ヘアセットが専門なんで。カットができないんで、アシスタントカッターになる。それはちょっと。

岩田：もともと日本で、そういう仕事だったんですか？

Kさん：日本ではヘアセットしかないところで働いていたので。ヘアセットをメインに。

岩田：ヘアセットだけですか？

Kさん：写真館なので。

(Kさん 29歳 美容師→カフェ店員)

第二に、「仕事を通じて激しく疲弊・消耗したことがWHを決意したきっかけの1つ」という点である。この点は、キャリアブレイク型に限らず、程度の差こそあれ、キャリアトレーニング型やキャリアリセット型などでも多くみられた。日本社会の働き方の問題を浮き彫りにしている。働き方改革が叫ばれながらも、「ブラック企業」や「ブラックな職場」がしばしば問題とされる日本の状況からすると、今後も日本から脱出する若者が増えていく可能性は高い。ワーキング・ホリデーは、脱出の1つのツールとして使われることになるだろう。

Fさん：日本では、がっつり働いて。撮影もヘアスタイルの。

岩田：それは、お店の宣伝みたいな？

Fさん：雑誌とかヘアスタイルのマガジンもあるけど、あとはホットペッパーとか出してたので、ネット用のホットペッパーで、このスタイリストはこんなスタイル作ってるよとか、そういうような撮影。私はお休みに行ってやるんですけど。たまに営業後だったりもしますけど。お店の大きい撮影とかは休みでみんなやってとか。個人的なすごい簡単な撮影は営業後にサクッと撮ってとかもあるんですけど。

岩田：結構多いんですか？

Fさん：そうですね、なんだかんだありますね。

岩田：お仕事は朝9時とかですか？

Fさん：お店によるんですけど、2軒目のお店は朝練とかするお店じゃなかったの。

岩田：朝練があるんですか？

Fさん：9時45分とか。11時オープンだから10時15分までとかに行

かないといけないとか。確かそんなだったと思うんです。なので2軒目は10時からとかだったんですけど、1軒目は自分がアシスタントの時はもちろん朝から練習するんですけど、自分がスタイリストになってからもアシスタントの子の練習を見なきゃいけないので、朝から行かなきゃいけない。営業後も練習をするのを見なきゃいけないので、残る。これの繰り返しですよ。

岩 田：それ終わるのって結構違うんですか。

Fさん：ほぼ12時くらいになりますよね。

(Fさん 32歳 美容師→美容師/レストラン店員)

Kさん：ブライダルをやっているの、新郎さんが外人の方で、私は英語をしゃべれないので、結構大変です。そういうのもあって、英語を学びたいと思ったのが一番です。やっぱり労働条件が相当、そこも悪かったです。昨年は、アシスタントの時は全然良かったんですけど、労働時間が朝8時から夜11時くらいでした。13時間くらいでした。

(Kさん 29歳 美容師→カフェ店員)

第三は、「海外滞在中に自分の専門分野で就業経験を積むという考えは全く」ないという点である。この点は、必ずしもあてはまらなかった。Fさんは現在美容師を辞めることを考えレストランで働いているが美容師もしている。また、Kさんは、美容師の仕事はせずカフェの店員をしているが、美容室の面接には何度か行くと回答しており、「全くなかった」わけではない。

③キャリアリセット型

藤岡(2017:290)は、キャリアリセット型の特質として、「閉鎖的な階層

空間から『移動』し、その『移動』を価値あるものとして表象すること」にあるとしている。

閉鎖的な階層空間からの「移動」という点は、以下のAさんにもあてはまる。ただし、「脱出」というほど深刻な場合ばかりではない。プレキャリア型で示しているDさんのほうが、「閉鎖的な階層空間」からの「移動」によりあてはまるケースと言える。Dさんをプレキャリア型の例として示したが、大学卒業後すぐに渡航したとはいえ、新聞奨学生をしており、キャリアリセット型に分類する方が適切かもしれない。

また、この点は、キャリアリセット型だけに言えることではなく、他の類型においても少なからずあてはまるケースがみられる。

Aさん：高校の時には大学行くと考えてたんです。みんな進路を決めるじゃないですか。その時に自分も一応オープンキャンパスに結構行って、その時にずっと考えてて。

お母さんに、大学別に行きたくないわけじゃないんだけど、もし自分が大学行くとしたら無理やり決めるって言ったんですよ。行きたいとかじゃなくて、ここでいいかなっていう。そんなに行きたい気持ちはないけど、別に行ってほしいんだったら自分も行けるみたいな感じで。話したら、お母さんが別にあんたが行きたくないなら行かないでいいよって。意味がないじゃないですか。だから、**でもやりたいことを見つけなさいって言われたから。じゃあ自分は語学に興味があるってなって。**

(Aさん 21歳 スーパーマーケット店員→カフェ店員)

④プレキャリア型

最後にプレキャリア型についてみてみることにしよう。確かに、プレキャリア型は渡航時の年齢が低いため、どのような生活やキャリアを歩んでいくと

になるかわからない。

キャリアという観点から見た場合、スチューデント・ビザで滞在しているLさんなどと比べると、「計画や展望」が弱いと言えるかもしれない。ただし、以下のDさんのように「海外渡航に対する願望」は非常に強い場合もある。そのことによって、日本で就職することなく、若いうちに海外にでることが選択されている。

Dさん：新聞配達を毎日する奨学生というのがありまして。それで大学に行っただけですよ。働きながら大学という形だったんですけど、学業も中途半端みたいな。ちょっと普通の大学生のようにならなくて。このまま就職活動して働くのも、もうちょっと見聞したいということで、海外に興味を持ち出したのが大学2年ぐらいの時ですかね。海外は、それまでは普通の憧れでしかなかったんですけど、アメリカだったりとか、もうちょっと見てみたいっていうのはあったんですけど。卒業してすぐ行きました。（中略）

一応給料も出るんですよ。10万円くらいなんですけど。住む場所も与えられて、給料が出ていて、ある程度自由なお金が少しながらあったりする。それを貯めて、就職活動はせずにすぐ行こうと思ってました。

（Dさん 33歳 大学卒業直後→機内食製造衛生管理・ギター講師）

4-2. 渡航経緯にみる「移動資本」

藤岡（2017）は、海外での渡航や就業を可能にするものを、「資源」と呼んでいる。この「資源」は、先述した個人が有する潜在的な移動可能性を意味する「移動資本」と重なりあう部分がある。今回のインタビュー調査か

ら、ノンエリート「移動資本」として最も効果を持つのは「資格」や「専門的な技能」であると言える。例えば、美容師という資格や経験があることで、準備期間が非常に短い場合でも、すぐに現地で仕事をみつけることが可能となっている。

また、資本という言葉から違和感を持たれるかもしれないが、「身近な経験者の存在」も「移動資本」としての側面を持っている。ワーキング・ホリデー・メーカーの多くに、兄弟姉妹や、友人、知人などの経験者が存在していた。ワーキング・ホリデーを選ぶことが可能な選択肢であるという認識を持つ上で重要な働きをしている。また、20名のうち3名が海外にルーツを持っていた。このことも、海外での生活が選択可能であるという認識を持つうえで同じような働きをしていた。

これら以外に、ノンエリートにとって重要な「移動資本」として、「キャリア（ライフ）プランの曖昧さ」や「計画性や展望の無さ」をあげることができるように思われる。ノンエリートにとって、「キャリア（ライフ）プランの曖昧さ」や「計画性や展望の無さ」は、移動することのハードルを大きく下げしてくれるからである。

スチューデント・ビザを持ちカレッジなどで学ぶ留学生に比べ、ワーキング・ホリデーで渡航する者たちは、渡航を決断するまでの時間が短い者が多くなっている。特に、「資格」や「専門的な技能」という「移動資本」も有している場合には、日本で仕事を辞めてから渡航するまでの期間が非常に短くなっている。

もちろん、「キャリア（ライフ）プランの曖昧さ」や「計画性や展望の無さ」だけでは、「移動資本」として機能しない。しかしながら、「資格」や「身近な経験者の存在」などの「移動資本」が加わることで、ノンエリートが海外へと移動することを可能にしていると言えるのではないだろうか。

5. おわりに

84名ものワーキング・ホリデー・メーカーにインタビューを行った藤岡(2017)に比べ、事前調査を含めても30名程度にしかインタビューができなかったことにより、インタビューイのバラエティが乏しく、偏りも大きい。そのような限界もあり、オーストラリアとカナダのワーキング・ホリデー・メーカーの大きな差異を指摘することは難しい。

しかしながら、現地でも通用する「資格」や「専門性(熟練性)」というものが、ノンエリートにとって重要な「資源」や「移動資本」となっているという共通点を明らかにすることができた。さらに、その共通点を通じて、「キャリア(ライフ)プランの曖昧さ」や「計画性や展望の無さ」がノンエリートにとって、重要な「移動資本」となり得るという興味深い点を示唆することができた。

藤岡(2017)は、キャリアという観点を非常に重視している。それは、藤岡の4類型がキャリアラダーという考えに基づいて発想されていることからわかる(藤岡2012:42)。また、キャリアを積んでいないプレキャリア型を、分析から除外していることにも表れている。

多くのワーキング・ホリデー・メーカーが、キャリア(ライフ)プランをすぐに変更したり、そもそもキャリア(ライフ)プランというような明確な見通し持っていなかったりするケースも少なくない。このような長期的な展望の無さは、「しばしば永住者、報道関係者、研究者などから『目的意識の欠如』と批判され改善すべき問題とみなされてきた」(藤岡2017:276)。

しかしながら、キャリア(ライフ)プランの「曖昧さ」こそが、ワーキング・ホリデー制度の利用にとって重要といえる側面があるのではないか。ノンエリートにとって、「キャリア(ライフ)プランの曖昧さ」は、移動することのハードルを下げるという意味で、一つの「移動資本」となっている。それは、エリオットとアーリ(Elliott and Urry 2010)が言及するようなグ

ローバル・エリートが有するものとは異なるものの、移動を可能にするという意味では、「移動資本」と言えるのではないか。

現在、安易な海外移住に警鐘をならすような言説も多くなっている（例えば大石2024）。確かに、安易な海外移住はリスクであり、重要な指摘と言える。しかしながら、日本に留まることにもリスクはある。そして、今後そのリスクは増大していく可能性もある。

永住権を取得して現地で生活をしている元ワーキング・ホリデーの経験者にも話を聞く機会が複数あったが、明確な「キャリア（ライフ）プラン」を持って渡航したわけでは必ずしもなかった。自戒もこめてであるが、「キャリア（ライフ）プラン」という見方自体が、ある種エリート主義的な側面を持っているようにも思われる。

日本経済がさらに停滞し、より多くの若者が日本から脱出を試みる時代が近い将来訪れるかもしれない。その際に、いかなる「移動資本」も持たず、滞留することになるのは誰なのだろうか。

謝辞 まずは、長時間のインタビューに協力してくださったみなさんに感謝したい。また、ワーキング・ホリデー・メーカーを紹介してくださった方々にもお礼申し上げる。帰国後に体調を崩し、成果をすぐにだすことができなかったことを心からお詫びしたい。新たなインタビューを加え、より本格的な成果をだすことで恩返しできればと考えている。

また、貴重な研修の機会を与えてくれた本務校の桃山学院大学にも深く感謝している。そして、客員准教授として研究する場を与えてくださった、ブリティッシュ・コロンビア大学アジア研究所のJulian Dierkes先生にもお礼申し上げる。研修の成果の公表が大幅に遅れたことを心からお詫びしたい。

しかし、この海外研修は私の研究にとって非常に意味あるものとなっている。特に、現在、研究代表を務めている科学研究費・基盤研究(B)「大都市と地方における若者のトランスローカルな生活様式の解明」(課題番号：

23K25588) で行っている地方の若者の研究においても、「移動」は鍵となる概念であり、研修の成果による部分は大きい。

【参考文献】

- 朝日新聞, 2024, 「わたしが日本を出た理由」取材班, 2024, 『ルポ 若者流出』朝日新聞出版
- Elliott, A. and Urry, J., 2010, *Mobile Lives*, Routledge. (=2016, 遠藤英樹訳『モバイル・ライヴズ: 「移動」が社会を変える』ミネルヴァ書房)
- 藤岡伸明, 2012, 「若者はなぜ海外長期滞在を実践するのか: オーストラリア・ワーキングホリデー制度利用者のライフストーリー分析」日本労働社会学会編『労働社会学研究』(13), 36-68, 東信堂.
- 藤岡伸明, 2017, 『若年ノンエリート層と雇用・労働システムの国際化-オーストラリアのワーキングホリデー制度を利用する日本の若者のエスノグラフィー』福村出版
- 外務省, 2025, 「ワーキング・ホリデー制度」(最終閲覧2025/05/29 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/working_h.html)
- 伊藤将人, 2025, 『移動と階級』講談社
- 海外職業訓練協会編 2005 『海外就業体験が若年者の職業能力開発・キャリア形成に及ぼす影響に関する調査研究委員会報告書—ワーキング・ホリデーや国際インターンシップ等の現状とその後の人生観やキャリア形成への影響』
- Kaufmann, Vincent, 2002, *Re-Thinking Mobility: Contemporary Sociology (Transport and Society)*, Routledge.
- Kaufmann, V., Bergman, M. M., and Joye, D., 2001, "Motility: Mobility as Capital", *International Journal of Urban and Regional Research*, 28 (4), 745-756.
- 文部科学省, 2027, 「令和5年度 高等学校等における国際交流等の状況について」(最終閲覧2025/05/29 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/koukousei/1323946.htm)
- 中村哲・西村幸子・高井典子, 2014, 『「若者の海外旅行離れ」を読み解く—観光行動論からのアプローチ』法律文化社
- 長友淳, 2015, 「ライフスタイル移住の概念と先行研究の動向—移住研究における理論的動向および日本人移民研究の文脈を通して」関西学院大学国際学部研究会『国際学研究』4 (1), 23-32.

- NHK「クローズアップ現代」取材班, 2024, 『ルポ海外出稼ぎ—「安いニッポン」から「稼げる国」を目指す若者たち』大和書房
- 大石奈々, 2024, 『流出する日本人—海外移住の光と影』中央公論新社
- 大石奈々・上阪徹・五十嵐泰正, 2024, 「座談会 日本からの流出が止まらない?—ワーキングホリデーと国際移住の実像とは」『POSSE (特集 海外に流出する若者たち—ワーホリ・移住・現地採用)』58, 8-36 堀之内出版.
- The Department of Home Affairs (Australian Government), 2011-2024, Working Holiday Maker visa program report (June 2011-June 2024). (最終閲覧 2025/05/29 <https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-statistics/statistics/visa-statistics/visit>)
- 上阪徹, 2023, 『安いニッポンからワーホリ!—最低時給 2000 円の国で夢を見つけた若者たち』東洋経済新報社
- Urry, J., 1990, *The Tourist Gaze: Leisure and Travel in Contemporary Societies*, Sage. (=2014, 加太宏邦訳『観光のまなざし【増補改訂版】』法政大学出版社)
- 吉本圭一・長尾由希子, 2009, 「高学歴女子青年におけるモラトリアム活用としてのワーキング・ホリデー」九州大学大学院人間環境学研究院教育学部門『大学院教育学研究紀要』11, 1-24.

Alternative School-to-Work Transitions Among Working Holiday Makers: The Role of “Mobile Capital” in Non-Elite Mobility

IWATA Ko

This paper examines the transformation of school-to-work transitions by focusing on Japanese youth who pursue alternative pathways outside the dominant model. Drawing on interviews conducted in 2015 with working holiday makers in Vancouver, Canada, and the surrounding Greater Vancouver area, the study introduces the concept of mobility capital—the latent capacity for spatial and social mobility. It explores the forms of mobility capital that enable participation in working holidays, with particular attention to the qualifications of non-elite youth and the ambiguity of their plans and future outlooks. In doing so, this paper offers empirical insights into broader issues related to youth transitions, including youth outmigration and the vocational relevance of education.

Keywords : School-to-Work Transition, Working Holiday Makers,
Mobility Capital, Non-Elite Youth, Youth Outmigration

小中学生を対象とした パネル調査における欠票分析

— 青少年期から成人期への移行についての追跡的研究

(Japan Education Longitudinal Study : JELS)

第二期調査 第四次報告 —

中西啓喜

キーワード：パネル調査, 学力, 欠票サンプル, 決定木分析

1. 調査の概要

1.1. JELS調査の目的と実施状況

「青少年期から成人期への移行についての追跡的研究」(Japan Education Longitudinal Study : JELS)は、地方中核市(A県B市, 人口約35万人)を調査エリアに選定し、学力格差縮小の方策を得ることを目的とした追跡調査である。本研究の目的は、青少年の学力および進路形成過程を総合的に把握し、家庭的背景、文化的・経済的環境と、教師のペダゴジーや指導実践との間の相互作用を社会的に明らかにすることによって、学力格差縮小への処方箋を得ることである¹⁾。

JELS調査は2018年に開始された。当時(2018年)の小学校4年生(2009年生まれコーホート)を第一波調査の対象とし、当該学年が中学校を

1) これまでのJELS調査については、中西(2017)、中西・耳塚(2020)、耳塚ほか(2022)、中西ほか(2024)などを参照されたい。

卒業するまで毎年追跡するパネル調査として計画され、2024年3月に第一段階を修了した。これまでに実施した調査の配布数・回収数・回収率は表1に示すとおりである²⁾。

JELS調査では、(1) 学力、(2) 児童生徒対象の質問紙調査、(3) 保護者対象の質問紙調査、(4) 中学卒業後に教育委員会から提供された進路情報を含んでいる。学力調査は6回、児童生徒質問紙調査は4回、保護者調査は3回実施した。配布数は、市教育委員会から全児童生徒数の提供を受けた当該年度の当該学年の全児童生徒数であり、回収数は実際に回答した人数を指す。回収率はそれらの値をもとに算出した。

配布数の年度ごとのばらつきは、転入・転出による影響である。また、小学6年生から中学1年生にかけて約200人減少しているのは、国私立中学への受験によるものであることを、B市教育委員会への聞き取りによって確認している。

学力データについては、小学4年生から中学2年生までは、B市教育委員会が毎年度実施する標準学力検査 (Norm Referenced Test : NRT) のデータ提供を受けた。中学3年生の学力調査については、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査のデータを提供してもらった。なお、学力調査は複数教科で実施しているため、いずれかの教科1つでも回答があれば「回収」としてカウントしている。

児童生徒への質問紙調査は、教室において教師が配布・回収を行う集合自記式によって実施した。保護者調査は、教師が教室で配布し、児童生徒が家庭に持ち帰って保護者が回答したのち、学校で回収する方式を採用した。

卒業後進路調査は、学校とB市教育委員会との連携により、2023年度の市立中学校全卒業生の進路情報の提供を受けた。これらのデータの配布・回収

2) なお、2020年度の児童生徒調査は、新型コロナウイルス感染症 (Covid-19) の流行を受け、調査時期の調整を余儀なくされたが、B市教育委員会の多大な協力により実施することができた。

および接続は、委託した調査会社によって実施された。

表 1. 調査の配布・回収状況

調査年度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2023年
学年	小4	小5	小6	中1	中2	中3	卒業後
学力調査	時期	5月	5月	5月	5月	5月	5月
	回収数(人)	2860	2879	2833	2892	2744	2562
	回収率(%)	94.4%	95.0%	93.5%	95.5%	90.6%	84.6%
児童生徒調査	時期		11月	9月	9月	5月	
	配布数(人)		3269	3038	3025	3031	
	回収数(人)	—	3021	2581	2565	2588	—
	回収率(%)		92.4%	85.0%	84.8%	85.4%	
保護者調査	時期		7月	9月		9月	
	配布数(人)		3269	3038		3031	
	回収数(人)	—	2830	1991	—	1724	—
	回収率(%)		86.6%	65.5%		56.9%	
進路調査	時期						3月
	回収数(人)	—	—	—	—	—	3029
	回収率(%)						100.0%

1. 2. 児童生徒対象のパネル調査における欠票

標準化された質問項目と回答選択肢からなる質問紙を用いて大量にデータを収集するタイプの調査法を「サーベイ調査」と呼ぶ³⁾(玉野 2003; 藤原 2022)。こうしたサーベイ調査において、児童生徒を対象とする調査は、教室での集合自記式によって実施されることが一般的である(藤田・西島 2020)。そして、教室での集合自記式調査は、回収率が高いことが知られている。本調査研究における表1を見ても、それが確認できる。

しかし、教室での集合自記式調査の回収率が100%となることはない。むしろ、回収率が100%である場合、その「高すぎる回収率」自体が調査上の問題である可能性さえある。教室での集合自記式における「高すぎる回収率」は、児童生徒が回答を拒否しにくいという特性を持つ。拒否できずに無理に回答されたアンケートであれば、「真面目な回答結果」ではない可能性

3) このような量的研究における質問紙調査法は「サーベイ・リサーチ」とも呼ばれるが(轟ほか編 2021)、本稿では玉野(2003)および藤原(2022)に倣い、「サーベイ調査」と表記する。

があるというデメリットも指摘されている（近藤 2013；中澤・倉石 2018）。

ここであらためて、JELS調査の配布・回収状況を表1から確認しよう。2023年の学力調査および生徒調査の回収率を見てもわかるように、悉皆調査を目指す全国学力・学習状況調査の学力調査でさえ、回収率は90%に満たない。これには、(1) 病気等による当日欠席、(2) 特別支援学級在籍、(3) 長期欠席の生徒などの理由が想定される。

しかしJELS調査において重要な点は、B市教育委員会との連携によって実施されていることである。そのため、卒業後進路調査で提供された3029人分の進路情報は全卒業生を対象とするものであり、回収率は100%となる。すなわち、この3029人を分析対象とすることで、既存のサーベイ調査では把握しきれない“学力調査で欠測する児童生徒”の特徴を明らかにすることが可能となる。

2. 分析戦略と変数の概要

2.1. データマイニング：決定木分析

本稿での分析手法には、データマイニング（data mining）の一つである決定木分析（decision tree）を用いる。データマイニングとは、統計学や人工知能などの分析手法を駆使して、大量のデータから有用な知見を導き出す手法である。決定木分析を用いる利点は、先行研究からは自明でない情報をデータから抽出できる点にある。

決定木分析は、「予測」「判別」「分類」を目的として利用されるデータマイニング手法であり、従属変数に影響を与える独立変数を特定し、樹木状のモデルを構築するものである。決定木では、まず全データの集合であるルート（根）を、投入した変数に基づくある分割基準に従って分割する。さらに、下位のブランチ（枝）も同様に分割基準に従って変数によって分割される。この過程が繰り返され、最終的に停止基準に達した段階で分析が終了する。この分析により、すべてのサンプルは最終的にいずれかのターミナル

ノード（終端）に分類されることになる（豊田編 2008）。なお、分析に投入されたにもかかわらず決定木上に現れない変数は、従属変数に対する統計的な影響がほとんど認められないことを意味する。

決定木分析は、以下の二つの分析を展開する。第一に、進路調査の結果を従属変数に設定し、6回の学力調査、4回の児童生徒調査、3回の保護者調査の有無を示す二値変数を説明変数として分析を行う。

第二に、従属変数を中学校卒業後の進路とし、学力、性別、親の学歴、世帯年収、シングルペアレントか否かといった、既存の教育社会学研究で指摘されてきた進路分化の要因を説明変数に設定する。なお、保護者に関する情報については、回収率が最も高かった小学校5年時点（2019年）の調査結果に基づく変数を用いる⁴⁾。

2.2. 変数の概要

本稿の分析では、卒業後進路調査の回収率が100%であることを踏まえ、欠票や質問項目への無回答・不明を積極的に利用する。例えば、全日制高校進学者では保護者調査の回収率が高く、世帯年収への無回答率が低いといった傾向が想定される。そのため、分析にはすべての変数をカテゴリカル変数として用いる。なお、本稿では、調査協力が得られなかった場合を「欠票」、調査協力は得られたが質問項目への回答がない場合を「NA」(No Answer)と表記する。

分析に使用する変数は、次のとおりである。中学校卒業後の進路については、「全日制高校」「定時制高校」「通信制高校」「特別支援学校」「その他・不明」の5つに分類した。市教育委員会から提供された情報であるが、ごく

4) 2018年度に実施した保護者調査から2023年度の中卒後進路を予測するにあたり、年収やシングルペアレントか否かといった家庭状況は、その間に変化している可能性を否定できない。こうした時間的ずれを考慮すれば、本来は2023年度の保護者調査データを用いることが望ましいが、本稿では回収率の高さを優先して分析に用いた。

少数の進路不明者が存在する。また、中学校卒業時点での就職者も少数存在するが、極めて少人数であり、個人が特定される可能性を避けるため、具体的な数値の記載は控える。

保護者に関する情報は、以下のように整理・加工した。親の学歴は、父母ともに「中学・高校卒」「短大・専各卒」「四大・大学院卒」「NA」「欠票」の5つに分類した。世帯年収については、回答分布を確認したうえで、「500万円未満」「500～800万円未満」「800万円以上」「NA」「欠票」の5つのカテゴリーを設定した。親の状況については、子どもから見た家族構成として「二人親」「一人親」「その他」「NA」「欠票」に分類した。

表2. 使用する変数の基礎集計 (N=3029)

		N	%	
卒業後調査	中卒後進路	全日制高校	2726	90.0
		定時制高校	64	2.1
		通信制高校	149	4.9
		特別支援学校	27	0.9
		その他・不明	63	2.1
性別	男子	1576	52.0	
	女子	1453	48.0	
保護者調査 (小5)	父学歴	中学・高校卒	648	21.4
		短大・専各卒	457	15.1
		四大・大学院卒	728	24.0
		NA	485	16.0
		欠票	711	23.5
	母学歴	中学・高校卒	477	15.7
		短大・専各卒	1011	33.4
		四大・大学院卒	345	11.4
		NA	485	16.0
		欠票	711	23.5
	世帯年収	500万円未満	728	24.0
		500～800万円未満	778	25.7
		800万円以上	430	14.2
		NA	382	12.6
		欠票	711	23.5
親の状況 (子どもから見た状況)	ふたり親	1880	62.1	
	ひとり親	195	6.4	
	その他の状況	20	0.7	
	NA	223	7.4	
	欠票	711	23.5	
学力調査 (中3)	数学スコア	上位	678	22.4
		中位	853	28.2
		下位	614	20.3
		NA	417	13.8
		欠票	467	15.4

学力については、中学3年時点の数学スコアを上位・中位・下位の三分類とした。ただし、学力調査に回答していてもスコアが不明な生徒が一定数存在する。この原因としては、実際に生徒が無回答であった場合のほか、学校現場で調査に協力した教職員による人為的ミスが想定される⁵⁾。また、学力調査そのものが欠票となっているケースの多くは長期欠席（不登校）によるものであり、偶発的な当日欠席者および特別支援学級在籍生徒が少数含まれていることを、市教育委員会から確認している。以上を踏まえ、数学スコアは「上位」「中位」「下位」「NA」「欠票」の5つに分類して分析に用いる。

上記の手続きを経て作成した変数の基礎集計結果が表2である。この表から、全日制高校進学率が約90%にとどまることが確認できる。

3. 分析

3.1. データ有無を予測変数とした決定木分析の結果

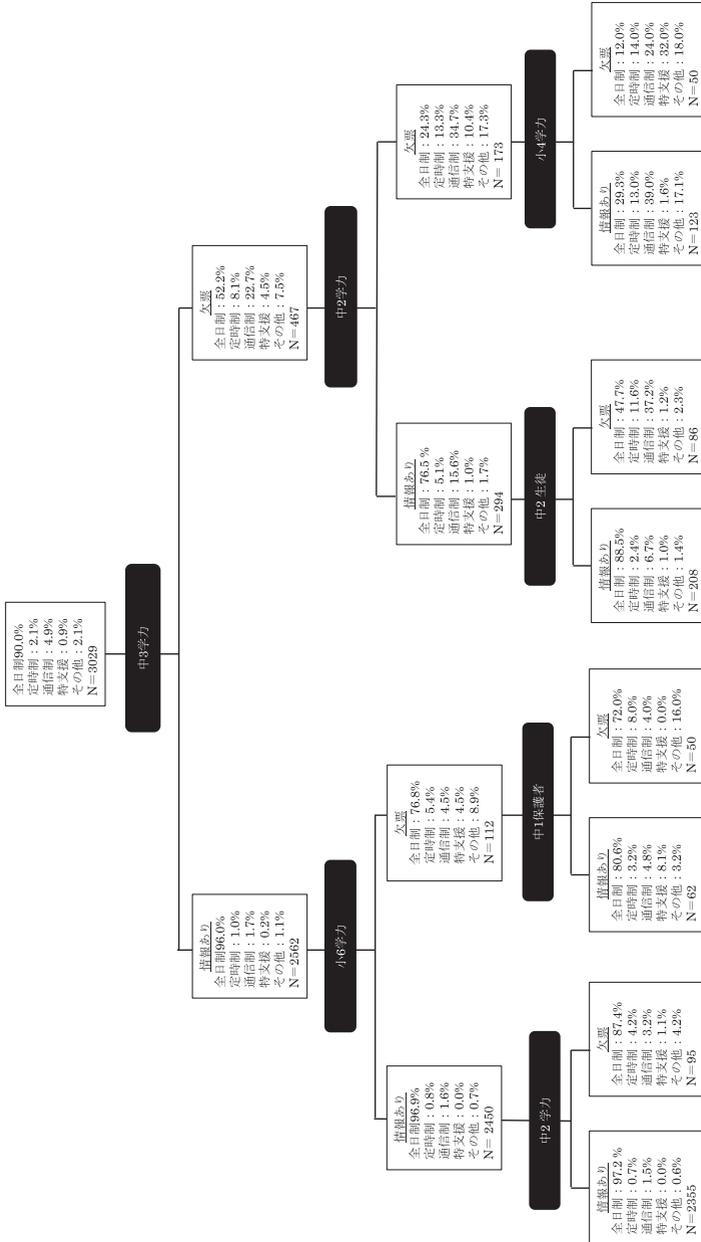
中学校卒業後の進路に対して、データの有無を予測変数として設定した決定木分析の結果が図1である。決定木の構築方法には、CHAID (Chi-squared Automatic Interaction Detection) を用いた。各ツリーは、カイ二乗検定によって有意差が認められた独立変数に基づいて分割されている。なお、決定木分析の読み方であるが、図中の各進路の割合は全体のNに占める百分率を表しており、そのまま%として解釈できる。

分析の結果、第1層には中学3年時の学力データの有無、第2層には小学6年および中学2年時の学力データの有無、第3層には中学2年時の学力データ、中学1年時の保護者データ、中学2年時の生徒データ、小学4年時の学力データの有無が採択され、合計6つの予測因子が選ばれた。

第1層の中学3年学力データの有無による違いを見ると、データが存在する場合には96.0%が全日制高校へ進学しており、その他の進路はごくわず

5) データのミスマッチが生じた具体的な原因を厳密に特定することは難しいが、接続用IDの紛失などの可能性が考えられる。

図1. 調査データの有無による中卒後進路分化 (決定木分析)



かである。一方、欠票の場合には全日制高校進学率が52.2%にとどまり、通信制高校進学率が22.7%となるなど、顕著な差が見られる。

第2層では、小学6年および中学2年の学力データの有無によって進路分化が確認される。ここでも同様に、データが欠票であるほど全日制高校進学率が低い。とくに、第1層（中学3年学力）が欠票であり、第2層（中学2年学力）も欠票である場合には、全日制高校進学率が24.3%にとどまっていることがわかる。

第3層についてもおおむね同様の傾向が見られる。すなわち、第3層における中学2年学力データ、中学1年保護者データ、中学2年生徒データ、小学4年学力データの有無によって、全日制高校進学率がそれぞれ異なっている。

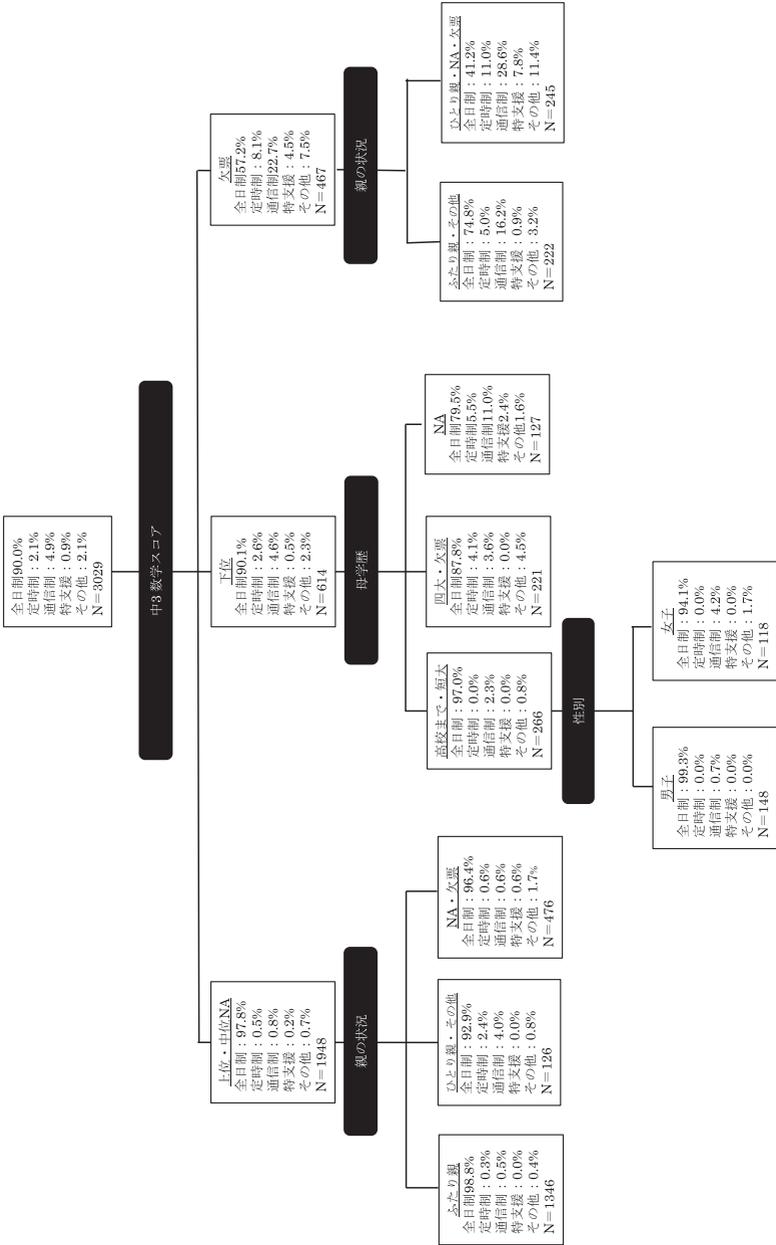
3.2. 中卒後進路を分化させる要因

それでは、調査データの有無だけでなく、どのような要因が中学校卒業後の進路を分化させているのかについて、決定木分析を行う。図2にその結果を示す。予測因子としては、第1層に中学3年時の数学スコア、第2層に親の状況および母親の学歴、第3層に性別が採択された。

まず、第1層である中学3年時の数学スコアによる進路分化を確認する。中学校卒業後の進路は、「上位・中位・NA」「下位」「欠票」の三つに分類されている。全日制高校進学率に着目すると、上位・中位・NA群で97.8%、下位群で90.1%であるのに対し、欠票群では57.2%にとどまっている。すなわち、全日制高校へ進学するか否かは、中学3年時の学力の高低よりも、学力データの有無によって大きく分化していることが明らかである。

第2層の予測因子は、親の状況と母親の学歴である。全体的な傾向としては、二人親世帯である場合、また母親の学歴が高い場合ほど、全日制高校への進学率が高いことが確認できる。しかし、注目すべきは、第1層（中3学

図2. 中卒後進路の分化要因 (決定木分析)



力)が欠票であった場合の第2層の分岐である。ここでは、親の状況が「二人親・その他」と「一人親・NA・欠票」の二つに分類されている。つまり、分類の基準は親調査の欠票の有無ではなく、「シングルペアレントか否か」という家族形態に基づいていることが読み取れる。そして、第1層(中3学力)が欠票であり、第2層(親の状況)が「一人親・NA・欠票」である場合には、全日制高校進学率が41.2%にとどまり、他のブランチと比較しても著しく低い水準となっている。

以上のように、決定木分析の結果からは、中学校卒業後の進路分化には「中学3年時の学力データの有無」と「シングルペアレント家庭か否か」という二つの要因が大きく関連していることが明らかになった。

4. まとめとインプリケーション

本稿では、A県B市教育委員会が実施する調査に独自の調査項目を追加することで、パネルデータを構築した。とりわけ、教育委員会から提供を受けた中学校卒業生全員の進路データを分析することにより、全日制高校“以外”へ進学したマイノリティ層の特徴を明らかにすることができた。具体的な結果は、以下のように整理できる。

第一に、中学校卒業後の進路が児童生徒調査および保護者調査のデータ有無と関連するかを検討するために決定木分析を行った。その結果、調査への欠票(調査協力なし)が多いほど、中学校卒業後に全日制高校以外の進路を選択する傾向が明らかになった。とりわけ、中学3年時の学力調査における欠票が、中卒後の進路分化に最も強く影響していることが示された。

第二に、中卒後進路に対して、中学3年時の学力、出身社会階層、性別の影響を決定木分析によって検討した。その結果、全日制高校へ進学するか否かは、学力の高低よりも、学力データの欠票によって明確に分断が生じていることが明らかとなった。さらに、中3学力データが欠票であり、かつシングルペアレント家庭である場合には、その約6割が全日制高校に進学してい

ないことが確認された。

本稿で示したこれらの分析結果は、従来の集合自記式によるサーベイ調査の課題を浮き彫りにするものである。近年、長期欠席の中学生が増加し、通信制高校進学率も上昇している（文部科学省 2021；手島編 2023）。すなわち、教育格差研究が本来注目すべき層が「調査不参加」という形で、従来型のサーベイ調査では捉えきれなくなっていることを示唆している⁶⁾。このような状況のもとで、サーベイ調査から得られる知見を「エビデンス」として政策や教育実践の議論に直接用いることには、大きな限界が存在する。JELS調査では、既存のサーベイ調査の限界を、教育委員会との連携によって補完しうる可能性を示すことができた。

〈付記〉

本研究は、JSPS 科学研究費補助金（18H 00984, 22H 00980, 20K 13911, 25K 00771）の助成を受けた。

〈引用文献〉

- 藤原翔, 2022, 「サーベイ調査の今後」『日本労働研究雑誌』741, pp. 46-49.
- 藤田武志・西島央, 2020, 『教育調査の基礎』NHK出版.
- 国立教育政策研究所編, 2012, 『教育研究とエビデンス—国際的動向と日本の現状と課題』明石書店.
- 近藤博之, 2013, 「生徒調査における回答者の非協力的態度について」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』39, pp. 39-56.
- 耳塚寛明・中西啓喜・蟹江教子・垂見裕子・王杰（傑）, 2022, 「青少年期から成人期への移行についての追跡的研究（Japan Education Longitudinal Study：JELS）—JELS第二期調査」『青山学院大学コミュニティ人間科学部紀要・コミュニティ活動研究所報』3, pp. 83-102.

6) 全国高等学校校定時制通信制教育振興会（2018）の報告書によれば、定時制・通信制高校にはシングルペアレント家庭の生徒が比較的多いことが確認されている。本稿の決定木分析で示された傾向も、当該報告書の結果と整合的である。

- 松村一志, 2020, 「『エビデンス』の奇妙な増殖—〈証拠〉の歴史から見たEBMと社会」『現代思想』48(12), pp. 94–103.
- , 2021, 『エビデンスの社会学—証言の消滅と真理の現在』青土社.
- 文部科学省, 2017, 『義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針』.
- 文部科学省, 2021, 『高等学校通信教育の現状について』.
- 中西啓喜, 2017, 『学力格差拡大の社会学的研究—小中学生への追跡的学力調査結果が示すもの』東信堂.
- 中西啓喜・耳塚寛明, 2020, 「青少年期から成人期への移行についての追跡的研究 (Japan Education Longitudinal Study : JELS) —JELS 第二期調査 初年次報告」『中央調査報』Vol. 752, pp. 6581–6587.
- 中澤渉・倉石一郎, 2018, 「教育政策・教育実践とエビデンス・ベスト・ポリシー—教育現場における調査のあり方を考える」『社会と調査』21, pp. 5–10.
- 玉野和志, 2003, 「サーベイ調査の困難と社会学の課題」『社会学評論』53(4), pp. 537–551.
- 手島純編, 2023, 『通信制高校のすべて—「いつでも、どこでも、だれでも」の学校改訂新版』彩流社.
- 轟亮・杉野勇・平沢和司編, 2021, 『入門・社会調査法—2ステップで基礎から学ぶ第4版』法律文化社.
- 豊田秀樹編, 2008, 『データマイニング入門』東京図書.
- 土屋隆裕, 2022, 「アンケート調査の落とし穴—客観的な数値データは正しいか」川口俊明編『教育格差の診断書—データからわかる実態と処方箋』岩波書店, pp. 169–194.
- 全国高等学校定時制通信制教育振興会, 2018, 『定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究』.

Analysis of Missing Samples in a Panel Survey of Elementary and Junior High School Students —Japan Education Longitudinal Study: The Fourth Report

NAKANISHI Hiroki

This is the third research report of the Japan Education Longitudinal Study (JELS). We have selected a regional core city (with a population of approximately 350,000) as our study area to conduct a study aimed at obtaining prescriptions for reducing the achievement gap. This study is a follow-up study; the first wave of the study targets fourth-grade elementary school students (2009-born cohort) in the 2018 school year, and we conduct a panel survey that follows them every year until the said grades graduate from junior high school.

The analysis uses panel data that follows students from their fourth year (2018) through to their graduation in their ninth year (2023). This data was constructed by adding original survey items to the academic achievement survey conducted by the education administration. Notably, the cooperation of the Board of Education enabled us to obtain career path data for all junior high school graduates.

The findings of the analysis are as follows. First, the students who did not respond to the 9th grade academic achievement survey were more likely to choose a path other than full-time high school. Second, there was a significant difference in whether or not students went on to full-time high school depending on whether or not they did not respond to the 9th grade survey. Furthermore, if the student is a single parent, nearly 60% will not go on to full-time high school.

Keywords : panel survey, academic ability, missing samples,
decision tree analysis

デュルケムの植民地主義

— その歴史意識と論理構造 —

竹内真澄

キーワード：デュルケム，社会学，植民地主義，経済，社会

はじめに

É・デュルケム（仏 1858–1917）は、フランス社会学の第二世代（第一世代はA・コント）を代表するとともに、現代社会学にたいして直接の基礎を与えた人物である¹⁾。19世紀社会学との関係で見ると、彼はコントから実証主義を受け継ぐ一方で、スペンサーに対してはきわめて批判的であった。コントが社会学を「社会静学」と「社会動学」に分けたことは、前著（『社会学の起源』2015）で紹介したとおりである。コントは、「静学」で家族秩序に合わせて個人と産業社会の双方がどういうふうにか社会的秩序にたいして貢献するかを論じ、また、フランス革命以降の知識の変動が神学、形而上学を通過して実証主義へ進むと考えた。最後の知の形態は当然産業社会を求めさせるものである。デュルケムはコント社会学のこうした静動の二部構成を19世紀末から20世紀の新たな状況に適応させた。後で詳しく述べるよう

1) 『社会学の起源』（本の泉社、2015年）では、経済人が織りなす機械的な領域とは区別される、有機体的な領域にコントが強い関心をもつことを論じた（同143頁）。デュルケムは、コントの経済/社会という構想を受け継いでいることは明らかである。

に、デュルケムは「静学」にしたがって、ある秩序の内的編成に関心をもつとともに、「動学」にしたがって、産業社会が新しい秩序（私はそれを国家介入的資本主義と名づける）へ移行することを解明したといえる。産業社会の新しい秩序は、旧秩序（自由放任的な産業資本主義）を否定しながら出てこなくてはならない。それゆえデュルケムは、旧秩序の代弁者であったスペンサーを徹底的に攻撃したのである。

したがってこの点から見ると、デュルケムは、ホブハウスとウェーバーとともに第二世代の社会学者と言われるけれども、それはたんに年齢的に同世代だということではない。もっと内容的な意味で次の世代なのだ。すなわち、第一世代が産業社会の秩序の秘密を解明したのに対して、次の世代は自由放任的資本主義から国家介入的資本主義への「産業社会」の転換をすどく読み取り、その後の社会学に対して打ち消すことのできない新パラダイムを提供した。新パラダイムの特徴は、「社会というものの決定的な諸特徴は主観的な性質のものである」²⁾という点に関わる。ホブハウスの「マインド」、デュルケムの「道徳」、ウェーバーの「精神」は、すべてここに述べた「転換」に直面したことから出てきた。おそらくは3者の真の敵はマルクスだったのであって、かれらはマルクスを一種のタダモノ論的に理解したために、社会が物質的生産から説明されるべきではなく、社会の成員が抱く「主観的な性質」から説明されるべきだということを異様な情熱で力説した。現代社会学が、20世紀においてマルクス社会理論から物質的秩序という思想を取り込み、社会学の伝統から象徴的秩序という思想を取り込んで折衷しているのは、それじたいが非常に興味深い現象である。本稿では、互いに他を刺激

2) スチュアート・ヒューズ、生松敬三、荒川幾男訳『意識と社会 ヨーロッパ社会思想 1890-1930』みすず書房、1970年、192頁。社会がその構成員の主観的なものに負っているという着眼は、見ようによっては、古代以来のすべての社会観に見いだされる。しかし、第二世代社会学者の洞察は、いずれも産業資本主義から国家介入的資本主義への転換に促がされたものである。かれらは主観的なものをどこへ向かうやら訳の分からない要素とするのではなくて、新しい秩序の固有の次元として定着させることにおおいに貢献した。

するとともに、緊張関係をなすふたつの秩序という思想の一端が、まさしくデュルケムからもらい受けたものであることを探求しよう。

デュルケムは、比較的穏やかな学究生活を送ったが、おそらくユダヤ人であることから受ける差別や窮屈を知っていた。ユダヤ教において聖職者は世襲であるが、彼が学者をめざしたのは、こうした慣例を抜け出すことを意味する。「分業が発展するためには・・・人間が世襲の桎梏から解放されねばならない」というのは、ユダヤ教の支配下にあった低級社会（環節社会）から高級社会（組織社会）への移行の中にまさに自分自身を位置づけた命題であり、決して他人事ではなかった。社会学とは、社会（秩序と変動）の中に個人を位置づける作業である。デュルケム自身、社会学上古典とみなされる有名な著作をたくさん書いた。残された業績の数々は、いずれも開拓者的な業績であるが、どの著作にも一貫した考え方が貫かれていた。それは、個人が社会的であるというのは、社会が成員たる個人を創出するからだという考え方である。この考えに立つと、利己主義の極や利他主義の極は、いずれも個人が健全に社会化される様式を逸脱した病理である。デュルケムはこの意味において後にパーソンズが作った用語「制度化された個人主義」³⁾の社会学者であった。

だが、断固とした文章と深遠な生の深みに達する彼の筆力は、彼の穏やかな暮らしのなかに浸透してくる「社会的なもの」への豊かなセンスを感じさせる。コントの系譜に立つ彼は実証主義的な社会学を育てた人であるとの評価が高い。けれども、彼の実証主義は、たんに物事の機能を論じるだけの、

3) 「制度化された個人主義」という用語は、T・パーソンズがデュルケムの思想を要約したものである。パーソンズによれば「近代社会に現れつつあるパターンは制度化された個人主義 *institutionalised individualism* である。このパターンの初期の定義者は、有機的連帯の概念に関連してデュルケムであった。有機的連帯とは、異なる個人や集団が異なる機能を果たす分化した社会を指す。その成員は同時に、社会への忠誠と市民としての相互の絆という共通の紐帯によって統合されている。」Leon H. Mayhew ed. *Talcott Parsons on institution and social evolution*, selected writings, Univ. of Chicago Press, 1982, pp. 328-329.

冷たくデータ的な圧力のことではない。データが人間にとってどういう意味をもつかということに彼はいつでも重視した。「われわれが人類に愛着し、また愛着しなければならぬ理由は、人類がこのようにして実現されつつある一つの社会であり、われわれがこの社会に連带的であるからである」⁴⁾。この言葉にあるように、社会と自分をつねに不即不離にとらえる迫力は社会学者の本分であるから当たり前であるけれども、その透徹程度は他の追随を許さないほどである。本章は、デュルケム社会学を第二世代のフランス的特徴を最もするどく体現した人物の制作物として、できるだけ構造的に考察することを課題とする。

1. 個人史

1858年4月14日デュルケムはフランス北東部の都市エピナルのユダヤ人のラビ（律法学者）の家の父母（モーゼとメラニー）の5人兄弟の末っ子として生まれた⁵⁾。この地は伝統的にカトリックが多く、プロテスタントやユダヤ教徒はあとから流入した。とりわけユダヤ人はゲットーに集まって暮らしたが、虐待と攻撃をうけた。若いデュルケムも肩身の狭い思いで世間をみつめていた。1870年に普仏戦争がおこり、エピナルにプロシア軍が入ってきた。同年第二帝政が崩壊した直後民衆は第三共和制を宣言した。フランス敗北後のフランクフルト講和条約は領土割譲と多額の賠償を認めたもので、支配階級の裏切りであった。このため1871年民衆は蜂起して、パリ・コミューンを樹立し、72日間市民が首都を自治都市とした。これは国軍によって鎮圧されたとは言え、共和制の性格をより進歩的なものへ変化させた。第三共和制のもとで王党派を排除した安定したブルジョア政権がつくら

4) Emile Durkheim, *De la division du travail social*, p. 401, 田原音和訳『社会分業論』青木書店, 1971年, 388頁。以下、必要に応じてDTと略記する。

5) Marcel Fournier, *translated by David Macey, Émile Durkheim a biography*, Polity Press, 2013
pp. 13-28. 以下、伝記による場合はM. Fournier, EDと略記する。

れ、このもとで産業化、都市化が進行すると同時に社会問題も激化した。

エミールはラビを継ぐ気持ちはなかったので、1876年パリの高等師範学校（エコール・ノルマル・シュペリウール）に入るためにパリに出た。一浪の末高等師範に合格した。卒業後、サンスのリセ（高等中学校）の哲学の教師になれた。高等師範の同級生にはJ・ジョレス、A・ベルクソン、A・ブルトンら錚々たる人がいた。ここに滞在した3年のあいだにデュルケムは社会問題に関心を持ち、社会学を学び始めた。1881年にH・スペンサー、A・コント、A・トクヴィルを読んだ。この頃からは哲学者に関心をもち、Ch. ルヌヴィエ（1815-1903）の「全体は部分の総和に等しくない」という命題とともに「連帯」という概念に大きな感銘をうけた⁶⁾。

1886年、休職許可をとって彼はドイツ旅行へ出発した（1886年1月～8月）。様々な観察のうちにはむろん博士論文の執筆が含まれていた。「個人と社会」という抽象化されたタイトルの背後に、個人主義と社会主義という具体的なテーマが隠れていた。だからドイツの大学で講壇社会主義やマルクスの文献に出会った。後に書きのこしたものによると彼はマルクスを科学としては認めず、ただ時代の願望の代弁として、その限りでの社会的事実として観察したにすぎない。ドイツには、その時代の西欧がそうであるように、自由放任学派と講壇社会主義の対立があった。デュルケムは講壇社会主義に近い立場から、A・シェフレ（1831-1903）を発見した。シェフレはドイツの社会有機体説を代表する経済学者であり、社会学者とも言えた。彼はシェフレを擁護する立場から「社会は『市民の算術的総和』に還元できない」と論じた⁷⁾。

ドイツ旅行は決して無駄ではなかった。彼は、自由放任論にも国家主義にも満足できなかった。いわば第三の道を追求めた。第三の道とは、人びとの慣習、行動、世論が道徳性をもつという考え方である。それを彼は「社会的

6) *ED.*, pp. 39-42.

7) *ibid.*, p. 81.

連帯」と呼んだ。帰国後1887年ボルドー大学でフランス初の「社会学（社会科学と教育学）」講座を担当した。1893年に博士論文をもとに初の大著『社会分業論』を出した。2年後『社会主義論』の講義をおこなった。翌年、ユダヤ人将校が無実の罪を着せられるドレフュス事件がおこったので、救援活動をおこなった。『社会学的方法の規準』1895、『自殺論』1897、そのうち、1902年にはソルボンヌ大学に移籍して「教育科学講座」を担当した。そして、フランスにおける社会学と人類学の雑誌『社会学年報』を1898年に発刊した。モースの影響をうけながら書いた『宗教生活の原初形態』を1912年に刊行した。処女作『社会分業論』には、もともと現代社会論として読めるが、そこには高級社会（組織的社会）を低級社会（環節的社会）と比較する試みがすでになされていた。今日、現代社会を扱う社会学と非文明社会を扱う人類学は学問上の分業にしたがって別物となっているが、デュルケムはその分岐の現場に立ち会い、二つの科学を創始した人物なのである。これだけの大きな仕事を果たしたその年に、フランスは事実上モロッコを植民地化した。また、彼は第一次大戦において共和国への愛国主義ゆえに対独戦争を熱烈に支持した。戦争はデュルケムの多くの教え子を犠牲にしたばかりか、息子を奪った。この悲しみのただなかで、1917年におそらくは脳溢血のため死去した。モンパルナスのユダヤ人区画に葬られた⁸⁾。

2. 『社会分業論』1893について

ある程度物事に通じている人は、分業について、A・スミスやマルクスの「分業」ないし「社会的分業」という概念を知っているであろう。これは、農業と商工業のような職業分化のことであって、相互に商品交換によって媒介されたものである⁹⁾。では、社会分業De la division du travail socialとい

8) *ibid.*, p. 722. É. Durkheim, L'Allemagne au-dessus de tout: La mentalité allemande et la guerre, Revue de Métaphysique et de Morale, Vo. 23, 1915.

9) A. Smith, *Wealth of Nations*, 1776, K. Marx, *Das Kapital*, 1867.

うデュルケムの概念は、これと同じものなのだろうか。この問いは、実は第二世代の社会学の誕生の必然性を考察するうえで避けられない。言いかえれば、この点の理解がデュルケムの社会学を理解するうえで決定的に重要である。スミスの「分業division of labor」やマルクスの「社会的分業Division du travail dans la société」とも似て非なるものである。すなわち、スミスやマルクスなど、政治経済学者の考えている「社会的分業」は、デュルケムからすればたんなる「経済的分業」にすぎない。どこが違うかということ、「経済的分業」のばあい、その担い手の間に特別な集合意識は不要である。担い手たちは、交換による利益（スミス）や能力の一面性（マルクス）によっていわば無意識につながりあっている。これにたいしてデュルケムの言う、固有の意味での「社会分業」というのは、たんに社会の中に様々な職業分化が並列的に存在するという意味ではまったくない。

すなわち政治経済学の「分業」と社会学の「分業」は、言葉は同じでも、集合意識（共同意識）のないものとあるものとの好対照をなしているのだ。このことをデュルケムは「同じ社会の成員たちの平均に共通な諸信念と諸感情の総体は、固有の生命をもつ一定の体系を形成する。これを集合意識または共同意識 la consciences collective ou commune とよぶことができる」¹⁰⁾と述べている。

お互いが仲間意識をもって、連帯して互いに結び合おうという、非孤立的な努力を払って、一体化し、一体性の意識をもつ「社会的労働travail social」を分割したものが「社会分業」なのである。

しかし、政治経済学の強みは、この無意識的な分業こそが「見えざる手」によって経済を絶えず調整してくれるという発見であった。とすれば、なぜ、デュルケムは分業の識別にあえて集合意識を結びつけるのか、が問われる。しかも、デュルケムはしばしばものごとを誇張して、イギリスには「経

10) É. Durkheim, *DT.*, p. 40, 同 80 頁。

済的分業」しかないが、フランスには「社会分業」があるなどと言うほど、この点を重視していた¹¹⁾。

そうすると、デュルケムの場合、固有に「社会的なもの」とか「道徳的なもの」とは、人々をただお金目当てのためや商売上相手を一時的に利用するだけで良しとするような、利己主義の動機でつながりあうような「水臭い」関係ではなく、一緒に仕事をしていくために、君はそこをやってくれ、ぼくはこちらをやるから、というふうな有機的な仕事の分割をこそ指すものだということになる。しかも、それは小さい家族から、工場、果ては国民社会にまで達する集合意識をまとわねばならないのである。

しかしながら、フランスに限らず、どこの国の発展した資本主義でも見られることだが、資本家、地主、小経営者、労働者など実に多様な利害に分かれて、生き馬の目を抜くような、抜け目のない活力で生きているような人々はあまりにも多く見られる。実際、スペンサーの社会学においては、社会とは経済と同じものであった。だから、デュルケムはスペンサーに対して非常に攻撃的である。デュルケムのみるところスペンサーにおいては「要するに社会とは、諸個人がその生産物を交換しあっている関係状態たるのみであって、経済外の本来社会的な作用がこの交換 *échange* を規制するようなことは一切ない¹²⁾」のである。スペンサーの言う「自発的協同 *voluntary*

11) *DT.*, pp. 266–267, 同 272–273 頁。「とりわけある社会では、環節的類型がなおきわめて顕著であるにもかかわらず、ある分業、なかんずく経済的分業が非常に発達しているばあいがある。イギリスのばあいがそうであるようだ」。デュルケムがイギリスの分業の状態にたいして下すこの皮肉は、われわれがイギリスこそ異質異種分業の社会であることを知っているからこそ、またこの国が A・スミス、H・スペンサー、J.S. ミルを生んだ国であることを知っているがゆえに、環節的類型の語感と著しく相容れない印象をもつ。しかし、ここにはデュルケムがイギリスに対してもっているイメージが関わっている。というのもイギリスはいずれも利己心の交換次元しか扱ってこなかったために、デュルケムはこのことについていら立ちを示しているわけである。英仏のこの対比は、デュルケムが二つの国の帝国主義＝植民地主義の基本的性格をしばしば「残酷な帝国主義」（イギリス）と「優しい帝国主義」（フランス）として考えるところまで達する。そのかぎりではフランス帝国主義に対する批判は弱まる。

12) *DT.*, p. 180, 同 199 頁。

cooperation」とは、個別的な個人が私利のためにつながりあっている状態のことであった。スペンサーの『社会静学』1851の想定していた社会の均衡もまた、デュルケムから見ると「社会のない経済」にすぎない。

いったい「社会学」という同一看板で研究しているスペンサーとデュルケムが、どういう理由で社会学の定義において相容れないか、ということについては、まとめて後述するが、先取りして結論じみたことを言うておくならば、要するに、資本主義そのものがもはや「見えざる手」でやっていけないところまで来ている、というのがデュルケム社会学の歴史意識である。だから、社会とは何かという定義が根本的に対立しあうのは、二人の生きた時代の違いから説明できる。およそ、学説の変化や発展というものは、生きた時代の違いからくることが多い。したがって、思想史的な比較を抜きに、社会とは何かという定義のみを対比しても、空虚な空中戦に終わる。生産的な学説史では、このような形而上学的な考察を避けることが賢明である。なぜA氏がa説を言い、B氏がb説を述べたかをその発生史的根拠から考え、社会学の更新の理由を合理的に説明できなくてはならないのである。

スペンサーが「社会有機体」(1860)のなかで賞賛した人口増と分業の発展も同じである。それは、デュルケムの目をとおして見ると「正常」なものとは言い難い。なぜなら皆がエゴイストであり、共有する道徳などどこにもないからだ。そのような社会は、むしろ「病理」であり、「異常」なものなのである。社会学には他の社会科学とは異なって規範normeという重要な概念がある。デュルケムの著作に頻出するこの用語は、正常か異常かという判断と密接にかかわっている。社会の規範normeを構成員がしっかりと共有しているばあい、その社会は正常なnormal社会である¹³⁾。

13) *Ibid.*, pp. 596-620, 『社会分業論』第1版序論, 訳421頁. 統計的平均は基準が一元的で、多数が正常で、少数が異常の場合である。これはいわば共時的な軸で考えた場合のことである。しかし社会を観察する場合、共時的な考察だけでは足りない。というのは社会はたえず変化するからだ。ゆえに通時的な軸で正常を判断しなければならない。第一に社会が進化すれば、社会的平均そのものが動くか

まさに、デュルケム『社会分業論』が問うのはこの正常/異常なのである。彼によれば、「経済という集合生活の全領域は、その大半が規範的準則*régle*の作用をまぬがれてしまうような結果に終わっている。」具体的には①商工業恐慌と倒産、②労資の階級対立とストライキ、③科学が専門化しすぎて統一性を失っていること、をデュルケムは「病理」だとみていた。

「経済界の悲惨な光景が呈する、あのたえまなく繰り返される闘争やあらゆる種類の無秩序がよってきたるべきところは、まさにこのアノミー（無規範）状態である。というのは、たがいに対峙している諸力を抑制するものも、それらに守るべき限界を指示するものも、いずれもまったく欠けているので、これらの力は際限なく伸びていこうとするし、互いに激突して、押しあい、つぶしてしまうことになるからである。いうまでもなく、ついには最強者が最弱者を押しつぶしてしまうか従属させてしまう結果となる¹⁴⁾。

ここに「アノミー-anomie」という『自殺論』で有名なあの概念がすでに使われていることに注意してほしい¹⁵⁾。アノミーというのは、ふつうの辞書には載っていない。デュルケムの造語である。類語は*anomalie*で、変則とか異常をさす。アノミーは道徳的なアナーキー、規範的なものがまったく消え

ら、正常類型もまた違ったものへ移る。だから、その社会が幼児期、成人期、老人期のどこにあるかを調べる必要がある。第二に、そのうえでもなお一定の正常類型に信を置けない場合がある。それは健康状態の特徴が衰退と形成の入れ替わりの時期にある場合だ。過去の健康状態は壊れたのに、新しい変化に適応した健康状態がまだ固まりきってない場合、何が正常かをきめるのは簡単ではない。デュルケムは、新道徳は過去の道徳が果たしたのと同じ機能を代わって遂行しなければならぬのだから、その代行を果たしえない間は正常とは言えないとみている。新旧道徳の機能の比較によって、正常か異常かを判定するというのがデュルケムの研究態度であった。しかも、かれはまだこれでも正常類型が完成度に達したか否かは確かではないと述べている。このように、共時的な判断と通時的な判断を社会状況に応じて使い分けるのがデュルケムのやり方であった。道徳的秩序に敏感な科学を樹立するために、こうした工夫が模索されたのである。

14) *Ibid.*, p. 28, 同2頁。

15) アノミーとは *a-nomie*, すなわち *a-normal* から転じたもので、正常の否定、異常である。もとは古代ギリシア語の *a-nomos*, 法なき状態に由来するが、『社会分業論』で初めて使われ、次に『社会主義論』で使われ、『自殺論』で決定的に有名になった。

失せた状態、つまり異常のことだ。むろん、個人の場合だけでなく、現在の経済の状態もまた、彼の社会学からみれば「異常」である。目の前の現実をどういうものとして特徴づけるかというのは、科学としての社会学にとってとても重要な点である。よく私たちは「ふつう」ということを重んじる。「ふつうに学校へ行って、会社に勤めるようになる」と言う。だから大量にみられる、標準的な現象を「ふつう」と呼ぶ。ここで、日常語の「ふつう」は、正常というニュアンスを含んでいる。しかし、デュルケムは、たとえ大量に、標準的にみられる現象であったとしても、それらの全体が異常であり、病理だと言えるものはあるとみている。社会学は、このように常識人とは異なる形で、正常/異常を弁別できる学問である。しかし、この判断基準は独断ではないのかという疑問をもたれる人がいるだろう。実証主義といいながら勝手な独断で学問をつくってもらっては困る。ところが、デュルケムはきちんと根拠を準備している。

では『社会分業論』は、いったいどういう手続きによって正常/異常を弁別したのであろうか。それは、けっきょくのところで、経済は異常であり、社会が正常だという、彼自身の全体社会（経済/社会の区別と全体）観によるものである。デュルケムは、後続の少なからぬ社会学者が共有している「経済と社会」という区別を非常にクリアーに提出した。第二世代の社会学者、ホブハウス、デュルケム、ウェーバーに共通するのは、先行するスペンサーに代表されるような自由放任主義の考え方からいかに脱却できるかという課題であった。スペンサーは『社会静学』『社会学原理』などを書いて19世紀を席卷した人であるが、彼の言う社会とは経済のことであった。なぜなら、スペンサーは利己主義が社会をつくる力をもつと信じて疑わなかったからだ。

ところが、利己主義を放任することは、18世紀以来健全ものであり、解放的でしたらあったのだが、19世紀後半の西洋では、反対に様々な社会問題の原因となるものとみなされた。そうになると、社会学の根底には常に「エゴ

イズム問題」の告発という関心が隠れているのである。

図式的に整理すれば、(1) 利己主義の基礎には私的所有があるから、私的所有を維持するためにも利己主義を否定すべきではない。(2) 私的所有は、いまや万病のもとであり、利己主義とともに廃止するしかない。これが社会主義である。これらとは違って(3) 利己主義はすぐれて道徳や倫理の問題であるから、私的所有の廃止までいかになくても、なんとか道徳の再建で資本主義の秩序を維持できるという立場ができる。19世紀末の西欧にはこれら三つの考え方ができあがっていた。

第二世代の社会学者たち(ホブハウス、デュルケム、ウェーバー)は、濃淡の差を含みつつ(3)を共有する。ここに、旧自由主義ではなく社会主義とも異なる、学問としての社会学の思想的立場をかなりはっきりと言い当てることができる。だから、どれほど、科学性を自称しても、社会学は両極の中間にあるから、完全にイデオロギーから自由であることはできないのである。

デュルケムはこの中間的立場を概念化するうえで最も鮮明に「経済と社会」という区別を打ち出した。社会学者は第二世代以降、経済という領域から区別された「社会」に重大な関心をもっている。経済はエゴイズムの領域である。これにたいして社会は、経済とは違って反あるいは非エゴイズムの領域である。この経済/社会という構図は、もしもこの区別が成り立たなければ、社会学が成り立たないほど重要な意味をもつ。なぜならば、社会学は私的所有と市場を、外見上いかに強く非難しても、社会主義ほど断固としてそれを廃棄するとは言わないが、社会主義が過剰に出てくるときには個人の自由が失われてはならないというかたちでブルジョア社会を擁護するからである。

だから、「経済と社会」という区別は、経済と社会が対立するという意味を含むけれども、経済と社会を相互補完的に考えるということでもある。この意味で『社会分業論』は、新しい社会学を定礎したのだ。

デュルケムに代表されるように、社会学者が共通に考えているのは、経済というのはエゴイズムの領域だという断定である。これにたいして、社会はずっと多義的なものである。その多義性をどう把握するかは社会学者によって様々であるが、デュルケムの場合、社会は経済の外側にあつて、まったく対照的な法則に従っている。つまり、経済/社会は、エゴイズム/非エゴイズム、没規範的/規範的、非道徳的/道徳的な二つの別個の領域なのである。

ここでちょっとしたエピソードをさしはさみたい。私が2000年にヴェトナムのホー・チミン市に行ったとき、ある女性社会学者と話をすることがあった。ヴェトナムは社会主義国である。そういうお国柄でいったいどういう人が社会学を研究しているだろうかと私は強い関心をもった。彼女は環境社会学の専門家だった。当時街を歩くと夥しい量のモーターバイクで道路は埋め尽くされている。ライダーは皆サングラスとマスクをつけているし、歩行者もマスクをつけていた。政府はドイモイという経済開発路線をとっている。モータリゼーションはその一環である。彼女は、経済開発の裏で起こっている環境破壊を研究しているのであった。ヴェトナムで社会学者として生きていくのには知恵がいる。政府のすすめるドイモイと彼女の社会学は、対立とまではいかないかもしれないが、ある緊張をおびていると私は思った。日本では福武直（1917-1989）という社会学者が、政府の「経済開発」にたいして「社会開発」という用語を立てて、バランスのある日本社会の発展の在り方を呼びかけたことがあり、彼女はそれを連想させた。話が終わって、別れ際に私は「あなたの社会学の理論ベースにあるのは誰ですか」と尋ねた。すると、「デュルケムです」と即答した。「経済と社会」という区別は、ヴェトナムの地でこういうふうにいるのかと私は感動を禁じえなかった。

もとに戻る。デュルケムによれば、無政府的な経済競争は、異常な状態である。このような異常を停めるためには、「市場に逆らう国家State against Market」が成立しない限り、無理であろう。

そういう意味で、『社会分業論』のデュルケムは、集合意識＝共同意識＝道徳意識を人々が正常に持つようになれば、こうした病理を直すことは可能だと考えるのである。逆に言えば、デュルケムは、現在無規制のまま放置されている経済がいずれは規制（réglementation）されるべきであるという。では、誰が、どうやって規制するのか。デュルケムは「規範的準則」「道徳的準則」が、と応える。

このあたりが、私のような者からすると、デュルケム社会学がなんだか非常にもどかしい、中途半端なところである。つまり、誰がそれをやるのかということに彼は指し示さないのである。誰でもよい、誰かが社会の要請をみたすべきだということになる。あまりに道学的である。それでも仮にデュルケムの言い分を認めるとして、ではどうやって「道徳意識」を変えるのか。「経済的機能は、いまや大多数の市民を吸収しつくしているがゆえに・・・諸個人の生活の最大部分がいっさいの道徳からの影響を受けないまままでうちすぎてゆくからである」¹⁶⁾と彼は言う。まったく非道徳的な人びとが支配的な状況で、いったいどうやって経済的アノミーを是正できるのか、という疑問を誰しも感じるだろう。

だが、いったいどうやって（ハウツー）という問題はいわば入口の問題に過ぎない。もっと本質的な問題がある。それは、なぜという点にかかわる。デュルケムはいろいろな利害関係者を観察して皆アノミー（無規範状態）に陥っていると言う。ここでデュルケムに問いかけたい。しからば、市民が皆無規範化しているというのに、なぜあなただけは規範的なのか、なぜあなたはアノミーを免れえているのか。なぜ、異常の外に出ることができたのか。

人々は、「病理」をまるで「正常」であると思っているかのように生きていてデュルケムは言う。ではなぜ、社会学者たるデュルケムだけが大衆の感覚と真逆の感受性もちうるのか。私は、この感受性を彼がどうやって

16) *DT*, p. IV, 同第二版序文, 3頁。アノミーはしばしばアナーキーと互換的である。

獲得したのか、それを知りたいし、知らなくてはデュルケムを学者として根元から把握できないように思う。

『社会分業論』は素晴らしい本である。それは経済とは異なる社会という領域を世界で初めて定礎した。だが、私からするととても大きな謎がある。『社会分業論』は、彼の判断基準を前提にしておいて、機械的連帯よりも有機的連帯が優越することや異常な分業と正常な分業について実に「客観的」に叙述しているのである。ところが、この「客観的」記述が本当はおおいにクセモノである。いったい何が正常で、何が異常であると、誰が決めるのか。なぜデュルケムは物事の正常/異常を決める権利をもつのか。しかも、学問がいまや科学の名において、言い換えれば実証主義を逸脱せずに善悪を決める権限を持つというのだ。その判断基準の根拠は何か。これは統計で応え得る問題ではない。数が多ければ正常と言えない何ものかをデュルケムは心に密かに抱いていることは間違いない。ところが「密かな規準」が『社会分業論』では覆い隠されている¹⁷⁾。私の考えでは、彼の判断基準が何かを知るためには、『社会分業論』と同年に出た『社会主義論』を見なくてはならない。そこにおいて、デュルケムは自分の判断基準を赤裸々に語ったのである。

17) 第1版序文問題において、正常と異常をどのように根拠づけるのか、検討している。それを要言すれば、①正常/異常は社会類型ごとに異なること、②ある社会(類型)で平均的なものは正常であり、平均から逸脱すれば異常である。さらに、③正常/異常は、その社会の年齢(幼児、成人、老人)におうじて変動する。④急激な社会変動が起こると、古い健康状態は廃れ、新しい健康状態が未形成ということが起こるが、この場合も過去のデータと比較して平均的な正常さが機能するのと同じように新しい健康状態が機能すると言えるならば正常と言える。デュルケムのこうした実証主義にもとづく正常/異常の基準論は『社会学的方法の規準』でも再論される。筆者はよくわからないが、規範的なものを統計やデータで根拠づけるというのがデュルケムの立場なのであるが、これが果たして可能なのか、いまひとつ説得的でないように見える。デュルケム的な見地からすれば、完全雇用を規範として失業率を見てはならないことになるが、そうであろうか。交通事故死や戦死者の数は例年並みであれば正常なのか。けっきょくこうしたことは、個人の生命の重みをどう考えるかということに帰着する。デュルケムは広い意味では個人主義に肯定的であるが、データ処理過程では個人論を一切使わない。これが私の違和感のもとにある。個人の自立的生命への畏敬をどの程度考えていたのか、という点である。

3. 『社会主義論』 1895

デュルケムは1886年にベルリンに旅行にでかけた。そこで講壇社会主義、マルクスの文献、ドイツ社会民主党の活動を見た。社会学は社会主義理論とは別のものである。だが、第二世代の社会学者たちは、その違いを常に正確に描こうとした。デュルケムも、この時の成果を1895年に大著『社会主義』として出版した。

この本で、彼はサン＝シモン（1760－1825）からヨーロッパ全体に広がる多種多様な社会主義を見て、それらの共通点をまとめた。

第一に、すべての社会主義教義は、例外なく、現在の経済機能の分散状態に抗議し、その転換を、突然に、あるいは漸進的に求めている。経済的分散とは、①個別企業が互いに独立していて、なんら共通の道徳的目標をもたないということ、および、②経済を構成しているのは「交換者」であって、彼らは国家（中央規制機関）が定期的に立ち入ることのできない特別の領域を形成している。

第二に、社会主義とは、経済機能の拡散した状態を組織化された状態へと、突然あるいは徐々に移行させる傾向である。この意味で、社会主義とは、多かれ少なかれ、「経済力の社会化」を目指すものである。

まとめて言えば、「社会主義は・・・現に拡散的である経済的諸機能のすべて、あるいはそのうちの若干を、社会の指導的意識的・中枢部に結合しようとするすべての説」を意味する。

さて、このようなデュルケムの要約は一見すると必ずしも独創的ではない。しかし、デュルケムの底意に気づかねばならない。とくに『社会分業論』との関係で言うと、デュルケムは決して社会主義者ではないが、そうであるにもかかわらず、ヨーロッパに蔓延しつつある社会主義を自分の道徳主義に利用したいと思っていた節がある。デュルケムからすれば、社会主義者は「経済機能の分散」を「経済力の社会化」に置き換えようとしているので

ある。社会主義は「社会の指導的中枢部」すなわち国家によって経済を制御することを目論む思想だとデュルケムは見た¹⁸⁾。

デュルケムの社会主義観は、基本的に市場/国家、私的領域/公的領域という、いわゆる近代の二元論の枠組内部で考えられている。二元論の枠組み内では、市場が強ければ国家が弱まり、国家が強ければ市場が弱まる。こうした理解自体が、社会主義を近代主義的に理解している証拠である。20世紀マルクス主義の自己理解でも、社会主義とは国家による無政府性の廃止である。ここでは十分論じることができないが、基本的にデュルケムが勝手に社会主義を歪めて理解したというわけではない。20世紀マルクス主義とデュルケムが基本的に同じような枠組みで社会主義を理解していたということが、実は本稿では批判的な対象化の素材となる。市場/国家をそれぞれ無政府性/計画性という二つのモメントに割り振り、前者に抗して後者を強化すべきだと考えるところから、理論の退廃が起こった。原理論に立ち返ってみた場合、マルクスの理論体系は、近代における公私二元論を労資二元論によって超克するというものであった。社会主義とは、私的労働が直接に社会的労働になるところに計画性の根拠をもつ。それゆえに、計画性は、いきなり国家に割りふられるべきではなく、直接的に社会化された労働に内在する。公私二元論が労資二元論によって壊されるというのは、国家論を導入する以前の論理次元において理論化されねばならない。すなわち、マルクス自身は計画性の主体が、労働の社会化を担う労働者自身であって、「国家」ではないということを押さえている。労働がますます直接的に社会化され共同的労働になる。とはいえ、労働の社会化はあくまでも資本のもとでの社会化にすぎないから、資本の専制を壊すことで初めて労働のコンビネーションをアソシエーションに転化させることが課題になる。労働を担う労働者自身が直接的に社会化された労働を自治する、という理解はマルクスの固有のものであった。国家はその補助的道具にすぎない。ところが20世紀マルクス主

18) Durkheim., *Le Socialisme*, édité par M. Mauss, Alcan, 1928.

義やデュルケムにおいて欠けていたのは、こうしたマルクス理解であった。この意味で、デュルケムは20世紀マルクス主義と同様に、マルクスを読めていない。この点で「社会的所有と民主主義」(1885)のデュルケムが「私的所有」を「個人的所有propriété individuelle」と言い換えている点にも、マルクスの「個体的所有の再建」を読み取れなかったかれの限界が現れている。

ともあれデュルケムは、通俗的な公私二元論的な社会主義観を前提にして規範あるいは「規範的規制」、「道徳的規制」を国家の次元に求めたのである。だからデュルケムは「このような革命は、深遠な道徳的変革なしには起こりえないことを、私たちは今や理解している。経済生活の社会化とは、経済生活の中で依然として優勢を占めている個人的で利己的な目的を、真に社会的で、したがって道徳的な目的に従属させることを意味する」と力説した。

デュルケムは、自らは社会主義者でもないのに、どうして『社会主義論』という大著を書いたのだろうか。それは、まさに社会主義者たち自身の求めているものが、実は道徳的変革だということに無自覚であるからだ。これは、ヨーロッパの一部で流行っていた「歴史的必然」の信仰にたいして一撃を加えただろう。資本主義は必然的に社会主義に移行する、だから待っていてもそうなるという理解である。これが間違っていることをデュルケムは学問的に言いたかった。そしてこの目的を達成するために『社会主義論』を書いたのである。

より一般化していえば、社会主義とは経済生活における無規範を是正するべきもの、経済を再規範化させるものである。経済/社会、非道徳的領域/道徳的領域の対照を概念的にはっきりさせ、そのうえで、社会が経済を指導すること、あるいは道徳が非道徳を包摂することを学問的に主張することができる。このことを言おうとしたのが彼の社会学なのだ。このように考えていくと、デュルケムは社会主義と一線を画しながら、しかも、社会主義が直面

している問題の本当の回答が道徳的次元にあるのだということを学問的外観によって、客観的に高い所から見下ろすことができる。学者としてのデュルケムは、まさに社会主義が一定の現実的要素となっておればこそ、そこに別の回答を与えることができるのである。社会主義を押し上げる力を利用して、しかもそれと一線を画し、別の方向へ転轍させようという彼の野心はたいへんなものである。

4. 「交換者 échangist」から結社的人間へ

・・・資本主義的秩序の柔軟性

『社会主義論』および『社会分業論』の二つの著作で非常に注目すべき概念がある。それは「交換者 échangist」の概念である¹⁹⁾。もともとから言えばこの概念は経済学者が使う概念である。王や為政者が特許を与えたり、国家財政のために民業を圧迫したりしてきた。これに反旗を翻したのが「交換者」であった。「交換者」こそが、政治と経済が未分離な前近代社会を打倒して出てきたのであって、こういう人間類型なしに商品交換は自律的に展開しない。だから、「雇主と被用者、労働者と企業主、競争しあっている企業

19) なぜデュルケムが「交換」という概念を重要視するかは、彼の反功利主義的態度と密接に関わっている。スペンサーが「交換」にもとづいて社会を説明したとすれば、「交換」にたいする別のもの、あるいは交換を制御する力をもっと上位に求めなくてはならない。だから、デュルケムが「道徳的なもの」「社会的なもの」をシャープに打ち出せば打ち出すほど、「交換」との対立を論じることができる。このことが「契約の非契約的前提」という有名な概念と関わっていることは言うまでもない。しかも、注目すべきことに『社会分業論』にはすでに「交換」とは異なる「贈与」への注目がある(田原訳123頁)。モースは商品交換と異なるカテゴリーとしての贈与論をまとめるが、これは全体としてデュルケム-モース系の贈与/交換論になる。デュルケムもモースも交換を規制するのは国民国家であると想定していた。二人はフランス人類学の祖となるのであるが、フランスのモロッコ支配を含めて、フランス帝国主義に対する立場は非常にあいまいで、場合によっては支持している。

Durkheim, É, "L'Allemagne au-dessus de tout" : la mentalité allemande et la guerre, Gallica, *Première publication d la Librairie Armand Colin: 1915. Gallica*. 「ドイツは何よりも優越する」(1915)は、デュルケムがドイツの歴史学者トライチケ(1834~1896)の思想が、ドイツおよびドイツ人の精神構造を異常へと

家たち、企業家と大衆」(第二版序文) これらの人々は、皆多かれ少なかれ「交換者」になった。

ところが、デュルケムによればまさにこの「交換者」は没規範的、非道徳的であってよいとされているから、経済的な利害闘争、経済恐慌、労資対立はとめどもなく激しくなり、社会を無規範的、無道徳的にしてしまった。社会主義者でさえ「階級闘争」をやれと命じて、道徳などそっちのけで闘争をやっているではないか。

『社会主義』1893でデュルケムは、社会主義とは、国家という規制機関が定期的に立ち入ることができない交換 *échange* の領域を社会化する思想とみなした。自分自身も「交換者 *échangist*」に対して大いに疑いの眼差しを向けていた。たとえば『社会分業論』で「交換という事実そのものにおいては、多くの当事者はたがいに外面的な接触にとどまり、取引が済んでしまうと、各人はすぐさまとの自分(エゴイスト)にたちかえてしまう」、「分業が連帯をつくりだすとすれば、あの経済学者たちが言っているように、分業はただ各個人を交換者 *échangist* とするばかりではない。分業が人間たちのあいだに、持続的に互いを結合させる権利と義務のまったき一体系を創出

導いたことを論じる。デュルケムの分析においては、ドイツが市民社会の同意を必要としておらず(国家はブルジョア社会の上に位置づけられ)、ハーグ条約など国際法を無視し、「天命による覇権」を求めないという特徴をもつ。この批判は、市民社会の同意にもとづき、国際法の範囲を考慮し、天命による覇権を求めるならば、フランスの国家の行動は完全に合理的かつ正常であると暗に主張している。

余談であるが、近年評判の柄谷行人氏の交換様式論について別途考えるべきであるけれども、本稿に関わる限りで言えば、その論調は基本的にデュルケム＝モースの系譜のものである。つまり交換論は、もともと流通主義的な偏向からできあがっており、柄谷氏の場合もその特徴を共有していると言える。デュルケム、モース、柄谷らはたとえいかに社会主義に対して親密な態度をとっているとしても、生産様式における労働の社会化論の意味を見落とすという共通性をもつ。生産様式論が抜けると、資本の私的労働がますます社会的労働として組織化されるという矛盾、資本が資本の桎梏になるという矛盾を理解できなくなる。そこから出てくるのは、宗教や道徳の復権を課題とする様々な「高次復権論」である。20世紀マルクス主義を超越するという看板で柄谷理論は登場したが、実は19世紀末のデュルケム社会学の焼き直しという側面をもつ。

するからである。社会的類似が、それを擁護する法と道徳とを生み出すのと同様に、分業は、さまざまな機能の平和で規則的な協同（コルポラシオン）を保証する準則を生み出す²⁰⁾と論じた。

ところで、大革命1789以来のフランス近代の発展というロングスパンでみたとき、デュルケムの社会学はどういう人間論の転換に立ち会うものであろうか。それは、一言で言えば、〈交換者〉から〈結社の人間〉への転換である。フランス革命は、教会やギルド、同業組合corporationsなど個人と国家の中間にある旧中間集団を一掃した。旧中間集団こそが封建制の腐敗の大元だったからだ。1791年に制定されたル・シャプリエ法は中間集団の一掃を目標に制定されたものであった。その第1条は「同じ身分・職業の市民たちのすべての種類の同業組合の廃止は、フランス憲法の根本的基礎の一つであるから、それを事実上再建することは、いかなる口実・形式のもとにおいてであれ、禁止される」と記す。これは、一方の極に孤立した個人（私人）を置き、他方の極に国家を置き、その中間にはいかなる集団も介在できないという公私二元論の純粋な表現である。

ところが、フランスにもイギリスと同じように産業社会が発展し、近代的労働者が育ってくると、彼ら/彼女らは孤立的に闘うのではなく、労働組合をつくって、集団的な売買bargainingを試みようとする。しかしながら、公私二元論を原則とするフランスは、ずっとル・シャプリエ法を根拠に労働者の団結や労組を認めなかった。しかし、旧中間集団と新中間集団は別物である。後者は労働者の不利益を防止するために出現し、ますます力を持つようになった。それゆえ、ついに1884年、ル・シャプリエ法を廃止すると同時に職業組合法で職業組合syndicats professionnelsを合法化せざるをえなくなった。これを受けて1895年にはフランス全国労働総同盟CGTが結成された。1901年には、届け出なしに誰でもが自由に結社をつくる権利を持つとする結社法（アソシアシオン法）も成立する運びとなる。

20) *DT*, p. 180, p. 403, 同199頁, 389頁。

デュルケムが『社会分業論』を書いたのは、まさにこのような時期であった。すなわち、フランスの原初の公私二元論がぐらつき、中間集団を積極的にみとめる途上でのことであった。これによって、〈原子的個人—国家〉という二元論から〈結社的個人—中間集団—国家〉という三層構造（修正された二元論）へフランス社会は大きく転換した。デュルケムは、こうした社会史上の動きを見逃さなかった。「われわれが職業集団groupe professionnelのうちにも見るものは、一個の道德力である。この力によってこそ、個人のエゴイズムを抑制し、労働者のうちにいきいきとした共同連帯の感情をたやさぬようにし、弱肉強食の法則が商工業の諸関係にこれほど露骨に適用されないようにすることが可能なのである」²¹⁾。職業集団は「犠牲と献身の精神」²²⁾をはぐくむというのは、ル・シャプリエ法以降の動きという歴史的裏づけをもって言えることである。デュルケムがスペンサー流の「自由放任」を「異常」と判断するのも、こうした社会情勢の変化に裏づけられていた。社会変動論を実証主義的に考察することによって彼の価値判断は支えられていたのである。

ただし、デュルケムがいう「職業集団」は労働組合と同一ではない。むしろその反対物である。彼は階級的な組織ではなく、資本家と労働者が同一の専門職として協調する組織を道德力の源泉とみなしていた。「大工業の体制下においては、企業家entrepreneurが労働者ouvrierと一致して活動することを心得さえすれば、企業家は労働者に依存すること大である」²³⁾というのだから、階級は互いに利己心を抑制し、利他主義を強めて協調しなくてはならない。彼の言う道德力は、資本家と労働者がむやみに争うのではなく、たとえば鉄鋼業ならその分野の専門人として尊敬しあうのでなければならない。デュルケムが主張した職業集団が現実に存在したかということ、どうやら

21) *Ibid.*, pp. XI - XI, 同9頁。

22) *Ibid.*, p. XV, 同11頁。

23) *Ibid.*, p. 387, 同377頁。

ほとんどその実例はないらしい。実際、フランス労働総同盟や財界の組織化が進んでしまうと、職業集団の構想は実現しなかった。ただし、フランス総同盟は非常に強い反戦平和組織であったにもかかわらず、いざ第一次大戦が起これば、ドイツに対して愛国主義的に戦うことを宣言し、軍需産業や兵站のための労働を引き受けていった。デュルケム自身は第一次大戦へのフランスの参戦を熱烈に支持したのであるから、労働組合が職業集団化する顛末を観察して、喜ばしく思ったに違いない。フランスを離れても言えることは、20世紀の労働運動において労組の成立を前提にしたうえで、労資協調主義が広がったことである。このことを見ると、デュルケムの職業集団論はそのままの姿で実現しなかったが、形を変えて労働組合を変節させた。

こうして、職業集団の超階級的特質からもうかがわれるように、結社的人間が連帯する社会は、経済を規制するものではあるが、決して私的所有を廃棄した社会を目指すわけではない。ぎゃくである、私的所有を前提し、そこから生まれる弊害やひずみを規制を受け入れて抑えるのである。そのことによってかえって私的所有は延命されるのだ。公私二元論から三層構造へ移ったとしても決して公私二元論という近代の枠組みは廃棄されるわけではない。職業集団を含む中間集団は、公私二元論の枠内で、市民社会をただ原子論的に放置せず、また国家主義に走ることもなく、道徳的、規範的な力によって市場を規制するのである。社会による経済の包摂は不断の道徳力の向上の過程である。

だから、デュルケムが社会主義と社会学を厳密に区別したということが意味するものは、資本主義の秩序は、19世紀に中盤までそうであったようにもっぱら経済的秩序だけで自己完結的に調整できる時代が終わり、社会のもつ道徳的力によって抑制や規制をかけていけば、なんとかまだ長持ちするということであった。だからデュルケムは言っている。「社会の秩序や平和は、まったく物質的な原因からは、盲目的なメカニズムからは・・・自動的にも

たらされることはない。秩序は道德の所産である」²⁴⁾。

ここで道德が秩序をつくるという言葉に多少の違和感を覚える人がいるかもしれない。道德とはなにか教科書に書いてあるような教訓めいたことではない。もっと実践的である。エゴイズム（私利私欲）の抑制であるというのが彼の言わんとするところだと考えれば、道德は一般的利益を志向するものと言い換えることができる。私は、冒頭においてデュルケムの社会学が「第三の道」であると述べたが、それは私的所有の排他的擁護や根本的廃止という基準のいずれの極論も退けるということであって、この位置取りは、折衷的であるかもしれないが、十分状況にフィットしていた。というのも、「第三の道」は、20世紀西欧で主流となった。21世紀になって新自由主義による福祉国家の縮小化が続いているが、「第三の道」は「社会のバリケード」をそれなりに築いたから、民衆の支持を得て残っており、むしろ現代の新自由主義に対抗する遺産として再評価されているからだ。

経済/社会、エゴイズム/非エゴイズム、没規範的/規範的、非道德的/道德的という二項対立を導入することによって、デュルケムが発見したのは、資本主義という秩序は、決してエゴイズムに凝り固まったものではなく、中間集団に依拠しながら国家に反映される道德的力によって規制され、介入を受け入れ、ある程度抑制されうるものだけということである。そうなれば、つまり一般的利益の方向へ誘導してやれば資本主義は、かつての自由放任を卒業して、もっと柔軟に生き延びていけるのだということを彼は社会的という学問の中を再構成するなかで発見したのである。

「社会の中枢」が経済を規制するというのは、現代の言葉で言いかえれば福祉国家にはかならない。具体的にデュルケムは「年少者教育の監督、公衆衛生の保護、貧民救済の（公的扶助）の運用の監督、運輸交通手段の管理な

24) Durkheim, *Leçons de sociologie : physique des mœurs et du droit*, Presses universitaires de France 1950, pp.17-18., デュルケム, 宮島喬, 川喜多喬訳『社会学講義』みすず書房, 1974年, 46頁。

どに対する配慮は、すこしずつ中枢機関の活動領域に入ってくるようになった」と言う。しかし、国家がなにもかも一元的に統制するところまでは行かない。彼は注意深くこう言う。「正常な場合には、国家が、社会のどんな規制機関をもことごとく自己のなかに吸収しつくすなどと、われわれはいうつもりはいささかもない。ただ、国家は、自己の諸機関と同質の諸機関、つまりは一般的生活を律する機関だけは、これを吸収する。しかし、経済的機能のような専門的機能を管理する諸機関は、国家の吸引力の領域外のものである」²⁵⁾。これは公私二元論の枠内で国家機能の拡大をデュルケムが選んでいるひとつの証拠である。

それは、第三の道である。自由放任と社会主義の中間を求めるならば、私的所有を踏まえながらも、国家の介入を認めていかねばならない。しかし、国家は大きすぎることもなく、小さすぎることもない程度に限定される。すると、公私二元論の私的領域はデュルケムにおいて集団論をつけ加えることになった。市民社会は、市場のみでなく、市場そのものが組織化される次元をつけ加えるようになるから、多元的な中間集団（そこに労資協調会もある）のふくらみをもつことになる。

古典的自由主義にとって、国家から自由な個人は絶対的なものであった。デュルケムは近代において「個人を一個の神」とみなすこと、あるいは「個人崇拜」は捨ててはならぬ価値であることを、あらゆる自由主義の諸形態とともに、認めている。しかし、古典的自由主義に逆らって、かれは「国家が介入する必要」を肯定した。これは矛盾ではないのかと人は疑うかも知れない。しかし、デュルケムによれば、それは杞憂にすぎない。なぜなら、現代国家はまさに個人を一層発展させるために機能するからである。あまり目立

25) *DT*, p. 200, 同 216-217 頁。同様のことを『社会学講義』は語る。「労働協約、賃金配分、産業衛生、婦女子労働のいっさいにかかわること、等々の一般的原則が、産業に応じて多様に規定される必要があるが、国家には、この多様化をなす力がない」。Durkheim, *É. Leçons de sociologie : physique des mœurs du droit*, Presses universitaires de France 1950, p. 50. デュルケム, 『社会学講義』, 74 頁。

たないことであるが、デュルケムはここできっぱりと天賦人権論を捨てたのである。自然が固有の、譲り渡すことのできない人権を個人に与えたという考え方を「個人の諸権利が個人に内在的だとする仮定」だとすれば、いまこそこの仮定を放棄しなければならない。「国家の諸機能が拡大しても、そのためになら個人の地位を縮小することがないこと、なぜなら、個人はある意味では国家の所産そのものであり、国家の活動とは本質的に個人を解放するものである」ことを理解すべきだというのが彼の见解であった²⁶⁾。

すなわち、客観的にみて、資本主義は自由競争段階から独占資本主義の段階へ移行しつつあった。国家に絞って言えば、夜警国家から福祉国家への移行である。私の言葉で言うと、産業資本主義から国家介入的資本主義への移行においてデュルケム社会学が登場する。『社会分業論』『社会主義論』でデュルケムは、資本主義の段階的移行を社会的に表現したのである。ずっと後になって、デュルケムの鋭敏な観察は経済学にもうけいれられた。M・ケインズ(1883-1946)が世界大恐慌を前にして「資本主義を賢明に管理する」と論じたのはそれである²⁷⁾。経済学と社会学は、犬猿の関係にあるばあいがあるけれども、同時に学びあう関係でもあるのだ。

5. 福祉国家と帝国主義の関係

デュルケムは福祉国家をめざした。彼は、自由放任に反対するが社会主義にも反対した。だから、彼の福祉国家論は、労資協調を伴う一種の城内平和論たらざるをえない。

ところで、ここで私は新しい主題を設定しよう。それは、フランスの植民地主義(もっと一般的に帝国主義と言い換えてもよい)の発展史にたいしてデュルケムはいかなる態度を示したか、という問題である。これは社会学と人類学の両方にまたがる大きな問題でもある。近年、植民地主義史または帝

26) Durkheim, *Leçons de sociologie*, pp. 70-71, 同 91-93 頁。

27) M・ケインズ「自由放任の終焉」『ケインズ全集 9』東洋経済新報社, 1981 年。

国主義史の研究は非常に活発である。

それによると、フランスの帝国主義はいくつかの時期に区分される。(1) 植民地の前史 (1795-1850), (2) 植民地の形成 (1850-1900), (3) 植民地からの収奪 (1900-1920), (4) 植民地体制の完成 (1925-1948), (5) 植民地体制の崩壊 (1948-1954) がその各段階である²⁸⁾。この区分に従うと、デュルケムは第二期から第三期の帝国主義形成期の真只中にいた。では、彼は、帝国主義についてどう考えていたのだろうか。

ここにL・T・ホブハウスとの違いが出てくる。ホブハウスは競争より協調の立場であって、それは国内と国際を貫く原理である。しかし、デュルケム (およびモースなどデュルケム学派) には、国際平和論や植民地主義への反対の態度は必ずしもはっきりしない。むしろ、彼の福祉国家論は帝国主義 (植民地主義) と表裏の関係にあったといえ言い過ぎだろうか。たとえばデュルケムは「生存競争に対して可能な唯一の解決策は、専門化ということだけなのではない。そのことを忘れてはならぬ。そこにはなお、移民 emigration, 植民地化 colonisation, さらに闘争のはてしない不安定な生存へのあきらめ、そしてついには自殺その他の手段による弱者の完全なふり落とし、といった解決策もある」²⁹⁾と述べていた。専門化というのは労働が細かく分割されることだから、そうなればなるほど同一労働で競争しあう人々の圧力は減るということである。しかし、それで足りなければ、移民と植民地化が必要になるとデュルケムはいうのだ。フランスの城内平和を保つためには、問題を植民地側へ押し付けても構わないという態度がうかがえるように思う。おまけに自殺すら解決策の一つだという。だから、デュルケム社会学が、社会問題をうけとめて、反功利主義的な思想をもって登場したからと言って、資本の運動から生まれる戦争と植民地主義への認識は弱い。手

28) 竹沢尚一郎『表象の植民地帝国：近代フランスと人文諸科学』世界思想社、2001年。

29) *DT*, pp. 270-271, 『社会分業論』276頁

放しの礼賛は慎まねばならない。デュルケムの実証主義は、フランス資本主義の帝國的秩序維持という価値判断を排除するものではなかった。

それだけではない。彼の「社会分業」という概念自体が、ある意味では帝国主義を前提にするものであった。フランスのように発展した資本主義が外の「低級社会（環節社会）」との間でたんに「経済的分業」をするだけでは、十分な意味で「社会分業」をしているとは言えないと強調するのも植民地主義批判の弱さからくる。デュルケムは宗主国側の植民地主義が利己心に応じていろいろな社会問題を生み出すことをよく知っていた。とくに、ライバルであるイギリスの植民地主義は、露骨な搾取によって植民地の原住民を奴隷扱ひするものだった。だからイギリスと植民地の関係を彼は「どんな紐帯によってもひとつになれない諸民族、ときとしてそうとうに敵視しあいさえする諸民族がその生産物を交換しあったからといってこれらの事実はたんなる共棲関係しかよみとってはならないのであって、それは分業とは縁もゆかりもないのである」³⁰⁾と特徴づけた。このばあい、フランスの帝国主義は、植民地との間に（自由・平等・友愛の）共同意識をもち、イギリスに比べてよく啓蒙された「優しい植民地主義」であるという自負がある。

「低級社会」の原住民がフランスという宗主国にたいする祖国意識をもち、忠誠を誓うときに、はじめて「うわつつらの現象」ではない「社会という段階の社会」³¹⁾が訪れる。この仲間意識を低級社会に持たせることはデュ

30) *Ibid.*, p. 266, 同 271 頁。

31) 社会的事実の外在性、拘束性、強制性が個人にたいして一種の超越論的水準をなすことは、デュルケム社会学の重要な特徴である。たしかに、社会が個人に先行し、外在的、拘束的であるという主張は、第一世代の個人やその心理から、あるいは人間性からあらゆる「社会的なもの」を説明できるという蒙昧にたいする批判として妥当しており、鋭い。ところが、デュルケムは、ぎゃくの対極に振りすぎて、個人的なものを完全に締め出してしまふ。だから、個人的なもの自体が社会の所産であるということだけを強調する。個人の行為の能産性あるいは抱かれた意味と価値が結果におよぼす原因性がまるで存在しないかのように言うのは行き過ぎであろう。デュルケムと同時代に、ウェーバーの理解社会学は、原子的個人の行為から一切の社会を説明できるのだと宣言した。それは、デュルケムの方法論的社会主義にたいして方法論的個人主義と呼ばれる。両者はながらく社会学上の方法の両極をなすものとして対照されてきた。だが、あまりにもこの対立を

強調するのは生産的でないと考えた人もいる。この第3グループは、ミクロ・マクロリンクという問題を追いかけている。それで結果はどうなったのだろうか。不勉強にして私は知らないのだが、管見の限りでは3つのグループはすべて失敗していると言わざるをえない。個人が能産的主体であるにもかかわらず、かれらが彼ら自身から乖離した現実を生み出すのはいったいなぜかといえ、彼ら自身が私人であるからである。ウェーバーもデュルケムも、私人と個人を混同している点で同一の弱点を共有する。この弱点は、結果が生まれる以前の行為者の意味、意図、動機を重視する行為論と方法論的個人主義に固執するが、他方では、同じ弱点が、ぎゃくに行為者の意味、意図、動機ぬきに、できあがった結果が不動で、外在的、拘束的であるという事態のみを重視する方法論的社会主義を生み出す。

社会学者という職業は、見方によっては、自作自演の未解決問題を失業対策として必要とする専門家集団である。だが、デュルケム・ウェーバー問題がなぜ未解決かという前提そのものに立ち返って考えてみる必要があるだろう。社会学に二つの方法論が再生産される根拠を私人論の見地から考えていくと、この問題はかなりすっきりしてくるだろうと思われる。①私人を所与とすれば、私人は個々に見れば、ある限定のもとで自由であり、選択的に行動できるから能産的であるが、必ず、自分および自分たちから切り離され、物象化された自分の分身をうみだす。分身は社会となって主体から独立して現れる。②しかし、物象化が歴史的に蓄積してゆくと、私人を超克するための条件が意図されることなしに生み出される。③個体は私人の否定態であるのだが、上記の条件の成熟をテコにして、人びとは私人から個体への転回を意図的に遂行する。

このような理路を構築したのは、マルクスであった。マルクスは、デュルケムとウェーバーのいずれとも異なって私人と個体を区別した。そして私人による自己疎外過程を通じてのみ個体を再建しうる道が開けるのだと論じた。デュルケムは、マルクスのうちの物象化された結果だけを論じ、他方でウェーバーは物象化以前の私人の能産性のみを論じる。そこには私人が社会化されることをつうじて初めて個体が登場する、という論理がない。高島善哉『著作集4マルクスとヴェーバー』こぶし書房、1997年（原著は1975年）147-156頁。高島によればウェーバーには物象化論がない。なぜなら、自由な行為者は、目的や手段や価値をえらぶところまでは、ウェーバーが見た通りであるが、それがそのまま結果に現れることはごくまれであり、行為者の行為の結果は目的動機からみて常に挫折し、転倒し、その目的や価値を実現できないことの方が多い。この点で、中野敏男の『マックス・ウェーバーと現代』三一書房、1983年は物象化=合理化の解説を試みるのだが、そこで語られる物象化=合理化は事態を計算合理的に予測することであり、操作可能性が高いということではない。つまり、主体から結果が独立し、自己の分身が自己から離れて独自の運動を遂げ、操作不能となるということではない。中野の掴む物象化=合理化と高島の主張は、その意味でまったく別物である。だから、中野はウェーバーに物象化論があるかのように言うわけだが、それは高島が言う意味での物象化論ではないのだ。私は高島の、ウェーバーにはマルクスの意味での物象化論がないという主張に軍配をあげたい。なおこの問題に関してアドルノは、ウェーバーにはない物象化論が豊富にデュルケムにあることを強調した。表弘一郎『アドルノの社会理論』白澤社、2013年を参照。このあたりの複雑な問題をどう理論的に検討したらよいか、容易な解決策はないとしても、私見ではけっさく私人/個体の区別という見地で問題のあるていど先取りしておかないと迷路に入りこむのではないと思われる。

ルケムの「社会分業論」の見地からする宗主国と植民地間のあいだの「社会的なもの」の完成である。

デュルケムは、ホブハウスのような究極の人類社会の普遍主義のようなものを、一応望ましいとは言いが、問題は帝国主義と人類社会の関係をどう把握するかである。むしろ、ホブハウスは帝国主義と人類社会の形成は相いれないと考えていた。帝国主義が戦争をするのに、どうして平和な人類社会が生まれ得ようか。ところが、デュルケムはそのようには考えていなかった。彼は言う。「可能なことと言えば、せめて同一種のいくつかの社会が一つに集合することであり、われわれの進化の方向は、まさにこの方向をとっているように見える」。そして念を押すように彼は「高級社会の絶えざる膨張は、その結果として、あまり進んでいない諸社会を吸収したり、消滅させたりして、いずれにせよ、この多様性を減ずる傾向がある」³²⁾と述べていたのである。この発言は「高級社会の絶えざる膨張」すなわち帝国主義的侵略が、知的道徳的多様性を減じることをつうじて、人類社会の形成にむけて文化的多様性を減じて均質性をもたらすことを認め、そこへ向かって漸進することを肯定しているように見える。デュルケムは、『社会分業論』では「知的道徳的多様性」を減じることをもって人類社会に近づきうる可能性を論じたが、これは植民地主義を前提にして、フランスの「自由・平等・連帯」を輸出するという彼の「社会連帯」の思想とつながっている。

私見では、デュルケムには、こうした人類統合的な社会的連帯の形成を望むために植民地主義は貢献できるという判断があるが、同時に、また高級社会と低級社会が同時並存するかたちで、多様性は残りつづけるという判断もあった。それは晩年の『宗教生活の原初的形態』での考え方である。文化的多様性の削減から多様性の強調へ、判断は揺れていたようにも思われる。しかし、いずれにせよデュルケムがこうした両義性のいずれに傾こうがそれはたいした問題にはなるまい。というのも、現実のフランス植民地主義は、そ

32) *DT.*, p. 402, 同 392 頁。

れ自体がこの両義性をもって発展したからだ。すなわちフランス政府は原住民に対して「母国」の「自由・平等・連帯」に帰属意識をもたせようとする文化政策を宣伝したが、けっして、宗主国と植民地の間の差別、格差、この意味での多様性を消すことはなく、また消せるものでもなかった。後者の現実を見たデュルケムは、以前には多様性を否定していたが、晩年には住民文化の多様性の存続を人類学的宝とさえ考えた。

もし、わたしのような解釈が可能であるならば、彼の環節社会/組織社会、低級社会/高級社会、機械的連帯/有機的連帯、非道徳的社会/道徳的社会などの二項対立のうち、フランス社会は西欧で急激に前者から後者へ移行する。これを国際社会のスケールでとらえ返すと、宗主国が高級化し、膨張するとき、前項に属する低級社会を吸収し、合併し、本国の文化に同化させようとすると同時に植民地主義側には政治的意思決定の権利を与えなかった。この結果、低級社会を低級社会のままに搾取し続けた。世界システム論が言う「低開発の開発」をデュルケムは後付けで、低級社会の存在価値を称揚したのである。

デュルケムが『社会分業論』で列挙している低級社会の実例は実に豊富である。アメリカ・インディアン、イロクォイ族、カリビアン人、インドの奇妙な風習（寡婦の後追い自殺）、トンキンでの厳しい礼儀違反への罰則、シナで医師が処方箋を間違えた場合処罰される、フィジーとトンガの記述、北アフリカの土人の独創性の欠如、ダホメの女性が男性同様に戦士であること、ニグロ土族の気質の同質性など実に多彩である。

しかし、これらの低級社会の記述には高級社会には高度な分業があるのに対して低級社会にはそれがない、という序列が与えられた。彼は、フランスをはじめ西洋帝国主義を高級社会とする立場から低級社会をみている。しかも低級社会は、高級社会の侵略先から得られた実例ばかりなのである。デュルケム自身は、いろいろな社会の実例をできるだけたくさん集めて「客観的」「実証的」に分類しているつもりであろう。しかし、この実証主義的態

度は、植民地主義を前提にしたうえでの「ありのまま」を認める帝国主義者の態度そのものである。ちなみに以下は『社会分業論』における記述がいか
にフランス政府の植民地獲得と相関していたかを示す。

『社会分業論』における植民地の記述

植民地	フランス政府	デュルケムの記述 （『社会分業論』）
1608年 カナダ・ケベック を侵略、植民地化 17～18世紀ルイジアナ	アンリ4世（1589～1610） の治世下、1608年インディ アンを侵略。 カナダ・にケベックに拠点	アメリカンインディアンの 記述（60、132、172、175、 203-4の各頁） 「イロクオイ族は、女性が政 治生活に口出しする」（60頁）
1635年 カリブ海マルティ ニクを侵略	ルイ13世	カリビア人では氏族の政治 （175頁）
東インド会社（インド東部 ボンディシェリ拠点） 1674年 インド・ボンディ シェリを侵略	ルイ14世	インドの寡婦の後追い自殺 （239頁） カーストからの解放と分業 の進歩（297頁）
1856年 ヴェトナム・ダナン を侵略 1885年 トンキンを侵略	ナポレオン3世	トンキンでは、礼儀を欠い た場合きびしく罰せられた （156頁）
1856年 英と共同で中国・ 北京を侵略	同上	シナは人口が大きい、環 節社会（253頁）
1881年 仏領ポリネシア植 民地化	第3共和制 ジュール・グ レヴィ（共和党） ポマレ王国崩壊	英の植民地フィジー、トン ガなども記述
1883年 北アフリカ・チュ ニジア保護領化	第3共和制	北アフリカの土民は「めっ たに独創性がない」「宗教が 私生活を規制する」（133頁）
清仏戦争	第3共和制	シナでは医者処方箋を間 違えると処罰される（156頁）
1894年 西アフリカダホメ 王国侵略、植民地 化	第3共和制 フランスは、Dahomey現 在のベナン共和国（1960年 独立）	ダホメでじゃ女性は男性と 同じく戦士である（60頁）
1895年 仏領西アフリカ連 邦ギニアを含めて 侵略	第3共和制	ニグロ土族の気質同質性 （133頁）

<頁数は青木版田原訳>

デュルケムの高級社会/低級社会の構図は、たんなる類型論ではなく、相互に有機的に関係しあっている。福祉国家は社会問題を解決するための西洋

社会の選択である。デュルケム自身良かれと思って、国内の福祉国家を押し進めている。それは、一種の「城内平和」の願いである。フランス資本主義が直面する社会問題を解決するためであった。だが、この解決の中には国内の生存競争の圧力を外へ向かわせる植民地化が含まれており、デュルケムはそれに対してまったく無批判であるどころか、肯定的であった。この点で、デュルケムはフランスの植民地主義を前提にしており、その反対側に低級社会を必要とした。デュルケムの福祉国家論が帝国主義論と相関していたことには深刻な問題が含まれていた。つまり、社会的事実をモノとしてみるという彼の「社会学的方法の規準」はそれなりに徹底したものであるが、方法が徹底されればされるほど、それだけ一層近代世界システムの植民地主義に価値的に追随せざるをえないというジレンマが含まれていた。事実求是が西洋植民地主義へ転化するということは、ひとつのパラドクスである。第二世代の社会学者は、もっとも国際平和に熱心なホブハウスの場合を含めて、誰一人このパラドクスを解体できなかった。その意味で西欧社会学ぜんたいが負うべきパラドクスであった。だが、私の見るところデュルケムはホブハウスとウェーバーに比べて、抜きんでこのパラドクスに鈍感である。

6. その他の著作についての若干の言及

以上、『社会分業論』『社会主義』を中心にデュルケム社会学の理論的特徴を考察してきた。紙幅の関係で『自殺論』『社会学的方法の規準』『宗教生活の原初的形態』については詳しく触れることはできない。それでも、ここまで考察してきたところの彼の社会学の観察のやり方から派生するものとして、後の諸著作を最小限次のように位置づけることはできるであろう。

第一に、『社会学的方法の規準』1895。ここで言う規準は *règle* であって、基準 *standard* ではない。社会学的方法はかくあるべきだ、お手本はこれだという意味である。ではいったい社会学はどういうふうに見えるべきなのか、という「べき論」である。一般人が目にする社会とおのずと違った社会

学者独自の社会の見方がなければ、常識と科学の区別ができない。では、常識と異なる社会学の見方とはどのようなものであるのか。デュルケムは(1)社会的事実を「意のままには変形しえない性質の事物 choses のように見よという。言いかえれば、社会的事実、[「個々人の意識の外部に en dehors des consciences individuelles」]、いわば超越的に存在するということである³³⁾。ここで、デュルケムの言う「個人 individu」がマルクスの言う個別者 Einzelne であることを知っておく必要がある。デュルケムは、個人だろうと集合だろうと、いずれの場合も、近代社会の基底にある私人 Einzelne を無意識のうちに前提している³⁴⁾。ゆえに、デュルケムの修正資本主義の立場には、古典的な自由主義における私人と個体の混同をそのまま引き継いでいる。だから彼が「社会的なもの」を強調するばあい、「公共意識 conscience publique」は公私二元論を前提にしているので、「市民への行為への監視とそれの課することのできる特別な罰をもって、道徳的格率を侵すいっさいの行為を抑制する」ということにならざるをえない³⁵⁾。社会的事実の外在性、拘束性、強制性をデュルケムが主張するのは、科学を常識から守るためなの

33) *Ibid.*, pp. 266–267, 同 273 頁。

34) 私人と個体の区別に関しては拙著『近代社会と個人 <私人>を超えて』御茶の水書房、2022年を参照。一見対極に見えるデュルケムとウェーバーは、いずれも私人と個人を同一視するなり、混同するなりしている。また、そうであるがゆえに、個人を強調するか、それとも社会を強調するかという、「あれかこれか Entweder-Order」に陥る。デュルケムは私人を基調にしたうえで「キリスト教にある適度な個人主義」(宮島喬訳『自殺論』272頁)を考えた。過剰ではなく、過少でもない個人主義を意味するものと解せられる。社会秩序をになう個人観をこういふように表現するしかないのは、質的なものを際立てる「個体」観念がないために、個人主義の過剰から過少へのグラデーションを量的に考えるほかないからである。「適度な個人主義」を望んでいるということは、デュルケムが「功利主義」に反発しつつも、私的所有の基礎上で、福祉国家の要請する「社会化された私人」を彼が求めているからなのである。「社会化された私人」とは、資本主義を基礎としつつ、フランス共和制との間に折り合いをつける、労資協調的個人主義のことである。それはブルジョア的個人主義に労働者階級を巻き込む統合的な状態のことである。筆者はそれが悪だと言いたいのではない。まさにそれを社会学が体現する点が筆問に内在するイデオロギーなのである。

35) Durkheim, E. *Les Regles la Methode Sociologique*, 1963, p. 4, デュルケム, 宮島喬訳『社会学的方法の規準』岩波文庫, 53頁。

であるけれども、これは眼前に現にある私人の集積がうみだす物象化された分身を外在的、拘束的、強制的な「もの」として固定してしまうために、社会学を一層深くブルジョアの偏見に立脚させるものになっている。

続いて、社会的事実をどうやったら正常と異常（または病理）に分けられるか、が問題である。デュルケムは『社会分業論』1893ですでに分業の正常な形態と異常な形態を分類した。それは彼自身の方法論に照らして適切であったのだろうか。デュルケムは、ある理論によれば事実には善も悪もなく、ただ事実があるだけで、それを評価することはできないと言われているとする。だが、デュルケムはそれには満足しない。正常と異常を識別できる、事実に内在した客観的根拠 *critère*があるはずだという。『社会分業論』を考察した時、正常と異常は何によって区別されたか。規範＝道徳と一体化した現象が正常であり、それを失った事実が異常であった。ではあらためて『規準』を読むと、どうなっているのだろうか。デュルケムは、個人にも社会にも、健康とはよいものであり、望ましいものであるように、病気は悪しきもの、避けられるべきものということが言えるという。つまり、社会をひとつの有機体としてみれば、医者が身体を診るのと同じように、社会学者が社会を診ることができるはずだというのである。けれども、身体は可視的であるから傷や患部を発見できるが、たとえばフランス社会が健康なのか病気なのか、人はどうやって知りうるというのだろうか。『社会分業論』の立論を想起すると、およそ道徳や規範を踏まえる事態が正常であり、それ以外は異常とされた。

『社会学的方法の規準』でも、同一の考え方がより簡潔に導入されている。それは一種の統計的手法である。①ある社会で平均的に発生する事実は正常である。②ある現象がかなり一般的であり、これが当該社会の一般的条件にもとづいているばあい、この現象は正常である。③社会進化の過程で何が一般化するかに応じて正常/異常を検証できる。

この規準を彼はさらに脱常識化した。それは、彼自身をも驚かせるほどの

命題であった。たとえば、いかなる社会でも犯罪のない社会はない。すると、犯罪の発生率が法外でない限り、犯罪は正常である。むしろ、犯罪は社会の健康（正常）の一要因でさえある。この論法でいくと、常識で悪とされているものであっても、現象の一般性をもって正常な社会的事実であると認定できることになる。いかなる社会でも戦争のない社会は存在しない。だから戦争は正常である。いかなる社会でも軍隊のない社会は存在しない、だから、憲法第9条は異常である。いかなる社会でも搾取のない社会は存在しない。したがって社会主義は異常である等々。

「社会学が諸事実を事物のように取り扱うには、社会学者は、事実の学校のもとに身をおくことの必要性を感じなければならない。個人的なものであれ、社会的なものであれ、生にかんするいっさいの科学は、要するに、正常の状態を規定し、説明し、これをその反対の状態から区別することを主たる目的とするのであるから、かりにもこの正常性が、諸物のうちに与えられていず、逆にわれわれがなんらかの理由で外部から諸物に刻印したり否認したりするような特徴であるならば、この正常性に依存することの有益性もまったく無駄に終わる。・・・社会学が真に諸物にかんする一科学となるためには、現象の示す一般性がそれらの正常性の規準とされなければならないのだ」³⁶⁾。

つまり、社会的事実に外在的な尺度を持ち込んで事物の良し悪しを決めてはならない。反対に事物に内在して、事柄それじたいの一般性を究めることが社会学を科学にするというのであった。私は『社会分業論』にあった一種の道徳的ラジカリズムがここでは後退して、統計的な手法に取って替わられたように感じるものであるが、どうであろうか。

第一に、『自殺論』1897は、フランスを87の県ごとに、非社会的原因、社会的原因に応じて統計的に分類した素晴らしい仕事である。社会的原因とは、宗教、年齢、性、結婚の有無、家族、政治的変動などのことである。注

36) *Ibid.*, pp. 73-74, 同 163-164 頁。

目すべきは、デュルケムが自殺を原因論ないし動機論的に3つに分類した点である。自殺は誰でも認める悲惨な出来事である。だが、決して純粹に個人的な出来事ではないとデュルケムは見る。自殺は社会的原因で起こる。それは①利己主義的自殺、②利他主義的自殺、③アノミー的自殺の三種である。従来、①は自己本位的、②は集団本位的と訳されてきたが、デュルケムの狙いは、利己主義と利他主義は、ともに「適度な個人主義」が壊れた結果である。個人化と社会化の間に適切な均衡がもたらされていないから利己主義と利他主義へ両極分解する。この点をはっきりさせるための2類型だった。もっと言えば、両極に振り切らないで、「適度の個人主義」に収まれば、またパーソンズ風に言いかえて「制度化された個人主義」の幅の中に納まるならば、自殺を生み出す要因を緩和できるという処方箋が用意されていたのである。だから、彼は利己主義的自殺を「過度の個人主義」と言い換えるし、利他主義を「個人化が微弱である」と説明している。

さて論理的にみてこれら二種類で分類はたりている。ところが『自殺論』をひととき有名にしたのは、第三のアノミー的自殺という類型であった。ではなぜ、二種類ではなく三種類の分類になっているのであろうか。第三の類型が加えられる、という点にデュルケム社会学がまさに固有の歴史的転換の所産であることが関わっている。というのは、個人と社会という共時的軸では、利己主義か利他主義かで両極ができあがる。ここで第三の類型が必要になる論理的余地はない。しかし、デュルケムは、資本主義の段階的变化に敏感であった。すなわち共時的（静学的）軸の分類に対して、アノミーだけが通時的（動学的）な軸を入れて考察されたのである。軸が異なるからこそ、利己主義と利他主義のいずれでもない類型が構想できるのだ。アノミーという第3類型が説明される文脈を説明するに際して、デュルケムは1873年の金融経済恐慌をあげている。デュルケムによると、これはたんなる周期的な景気変動ではなくて、ある規範の崩壊と関係していた。私の言葉で言えば、まさに1873年こそ自由放任的資本主義が国家介入的資本主義に移行する時

期にあたっていた。秩序そのものが以前の秩序とは違った秩序に転換した。

だから、共時的な軸で言う利己主義と利他主義とは異なって、通時的軸から自殺を考慮しなければならないと彼は考えた。すなわち、社会動学的な変動が自殺に及ぼす変化を押し出さねばならないとデュルケムはここで考えたというべきである。「無規範」というものの歴史的存立構造が問題にされているのだ。デュルケムが言うように、「真の理由は、それらの危機が危機であるから、つまり集合秩序を揺るがすものであるからなのだ」³⁷⁾。すなわち、どうして1873年の集合的秩序の危機が特筆すべきなのかといえ、古い社会規範が崩れ、まだ新しい規範ができていない、特有の規範の真空ができるからである。「社会は個人に優越した唯一の道徳的な権威であり、個人はその優越性を認めている」からこそ、人は安定した人格を保てる。ところが、社会の集合的秩序そのものが危機に陥ると、信頼できる基準を与えるはずの社会が存在しなくなるのだ。利己主義や利他主義は社会規範としての「適度な個人主義（実はここでデュルケムはEinzelleを理想化しているのだが、いづれ論じよう）」で収拾できるかもしれない。だが、社会規範そのものが崩壊するときには、もはや「適度な個人主義」を与える社会を当てにすることができない。その結果生まれる自殺をデュルケムは第三の類型、すなわちアノミー的自殺として提出したのである。

彼のキャリアから見た場合、そもそもデュルケムの関心は、「個人と社会」という問題にあった。この共時的視点からすれば、常軌を逸した利己主義とその反対に常軌を逸した利他主義が両極をなすことがわかる。だが、デュルケムは『社会分業論』『社会主義』のなかですでにアノミーという概念を手に入れていた。経済に対する無規制は、近代社会の中で徐々に進行した。それでもなお、宗教や同業組合や家族は経済への規制をおこなう伝統的な力を保ってきたのに、徐々に衰退し、1873年、経済が金融経済恐慌で暴走した

37) Durkheim, *Le Suicide*, Presses Universitaires de France, 1967, p. 271, デュルケム, 宮島喬訳『自殺論』中公文庫, 1985年, 300頁。

とき規範ゼロの状態が訪れた。「交換者」のつくる社会は金融恐慌によって完全に行き詰まった。社会化socializationと個人化individuationがあるべき均衡をとっていれば「適度の個人主義」が生まれる。しかし、それが可能なのは、生きた規範、生きた道徳があるばあいに限られる。「人間の感性は、それを抑制しているいっさいの外部的な力を取り去ってしまえば、それ自体では、なにもものも埋めることのできない底なしの深淵である」「この苦惱こそが、個人を駆って、その味気ない生活を・放棄させてしまう当のものなのだ」³⁸⁾。デュルケムは自殺をたんなるスキャンダラスな対象から、社会学という学問の真剣な対象に引き上げることに成功したと言ってよい。

第三に『宗教生活の原初形態』1912。これまでの著作はいずれも近代社会を扱うものであった。その際、機械的連帯の社会、環節社会（氏族を基底とする組織）が衰退して有機的連帯の社会、組織的社会（氏族を基底とする組織）がそれにとって代わるとされ、それにつれて、宗教も衰退するとされていた。この図式にもとづくならば環節社会における宗教は低級社会が社会としてなりたつための不可欠の要素である。そこで、デュルケムは、主としてオーストラリアのアボリジニを対象に宗教生活のエレメンタルな形態をさぐった。ここでエレメンタルとは、根源的という意味である。オーストラリアを選んだのは素材の質量の充実に惹かれたからであった。原初的なものなかに「進化の起源」³⁹⁾を見いだすことができれば、この根源はなんらかの機能をもつはずであるから、近代社会においても機能は消えることはなく、別の形態に転移するだけである。

では氏族社会は、どういう社会であっただろう。各氏族集団は固有のトーテムを所有する。また死んだ人の形見にあたるチュリングという卵型か長楕円型の石または木の小片は神聖な崇拜対象である⁴⁰⁾。原始人たる氏族はトー

38) *Ibid.*, p. 273, p. 280, 同, 302, 310 頁。

39) Durkheim, *Les Formes Elementaires de la vie religieuse*, 1925, p. 135, 『宗教生活の原初形態 上』岩波文庫, 1941 年, 171 頁。

40) *Ibid.*, p. 168, 同上, 212 頁。

テムやチュリングに自分たちの紐帯を見いだし神聖なものとして崇拜した。これが神の始まりである。言いかえれば、社会が神を生む。「神とは、まず人が、ある部面から自らよりも高級であると表象し、かつまたこれに依存している、と信じている存在である。ゼウス、またはヤーヴェのような意識的な人格であろうと、あるいはトーテミズムで働いているような抽象的な力であろうと、信仰者は、いずれの場合でも、ある種の行動の様式—信仰者が交通している—と信じている聖原理の性質によって課せられた—によって信じている」。だから神または宗教的なものは、高級低级に関係なく、それぞれの社会に応じて様々な形態をとることができる。崇拜をもって人々を結びつけるのが神だとすれば、現代では無神論と科学がそれであろうし、また金や権力もまた神なのである。つまるところ、社会はその都度なんらかの信仰対象を編み出して人々を統合する。デュルケムは言う。「社会は、われわれが自らの利害を忘れてその忠僕となることを求め、またそれなくしては社会生活は不可能となるあらゆる種類の障害・窮迫および犠牲をわれわれに強いる。それゆえ、われわれはいつでも自身で作りもせず、望みもしない、そしてまた、ときには、われわれのもっとも基本的である性向や本能に反しさえもする行為や思惟の規準に服従することを強いられている」⁴¹⁾。

日本人がつい先ごろまで天皇を信仰し、進んでいのちを捧げようとしたことを振り返るとき、アジアで最も近代化に成功した社会が同時に天皇制のもとにあったこと、また現代でも象徴天皇制という信仰形態を維持していることは重要な研究対象でなくてはならない。デュルケムの視座からすれば戦後日本人の宗教的次元は象徴天皇制にあるだろう。

したがって、アボリジニの氏族の宗教力が人間力であり、道徳力であったという証明は、宗教力＝人間力＝道徳力が低級社会をなりたたせていることを示すばかりでなく、たとえ形態が異なるとしても高級社会における宗教の転移物があるはずだという洞察を支持させるものであった。

41) *Ibid.*, p. 295, 同上 374頁。

社会学者の中にはデュルケムを評して、当初近代社会を研究していたにもかかわらず、低級社会研究というあらぬ方向に迷い込み、戻ってこれなくなったと評するひとがいる。だがこれ以上にデュルケムを誤解するものはない。デュルケムは低級社会研究に大きな野心を与えていた。それは社会の原型を低級社会においてみるという野心であった。宗教力=人間力=道徳力という紐帯なしには、高級社会も含めて、いかなる社会も存立しえない。このことが最も手に取るように可視化されているのは低級社会においてである。

彼は、一応進化論の立場を借りているから、低級社会は進化すれば高級社会になりうると想定する。しかし、低級社会は、それが高級社会に進化しようがしまいが、デュルケムにとってはどうでもよいことであった。以前よりも、進化論の考えは後退したようにも見える。晩年はより文化相対主義に近づいた。そうなると、低級社会は高級社会と相並んで地球上に同時存在することになる。デュルケムは近代において宗教がまったく欠けた社会的活動がひとつだけあるという。それが経済的活動である⁴²⁾。この主張は、まさに『社会分業論』で主張したテーゼである。経済的活動は、個人が社会に本源的に結合しているということ認めないでなされている。あらかじめ独立した個人があって、彼らが契約をする（それが社会的になる唯一のやり方である）という幻想で経済は動かされている。デュルケムによれば、こうした非宗教的活動領域は存在するが、全体的な社会に埋め込まなければならない。したがって経済は、近代社会の経済/社会という二次元の柔軟性のなかのごく一部分を構成するだけのことであって、社会によって制御されないならば秩序破壊要因になる。社会学は経済学的抽象に反対する。個人がホモ・エコノミクスであるという思考は、ある特定の時期にだけ許された抽象的思考でしかない。いまや経済を自己完結的に考えるのは間違いなのだ。「集団

42) *Ibid.*, p. 598, 同下 329 頁。ただし、『宗教生活の原初形態』では『社会分業論』よりも研究が進んでいる。経済の中心をなす貨幣はもともと宗教的起源をもつと言うようになる。現在の貨幣は宗教との連結を持たないが、もともとはそれじたいが宗教的な道具であったという。一種の汎宗教論にますます近づく。

的思考は、個人の集団によってのみ、可能だ。集合的思考は個人を前提するものであり、個人は集団をなさなければ維持できないから、個人もまた集合的思考を前提しているのである⁴³⁾。だから、逆説的に言えば、「経済」というものを社会が特化させた時期があっただけである。1873年以降は、経済の特権化は認められない。

全体を要約すればこうなる。低級社会には、トーテムやチュリングがあった。高級社会では経済が宗教になる時期があった。しかし、功利主義が反省されるようになると、社会が経済を規制すべき段階が来る。すなわち、いつの時代であろうと、社会が成員にたいして「社会的なもの」に忠誠を向けさせるのである。

私たちは物事を思考するばあい、言葉を使って思考する。言葉は、範疇、概念、単語、観念等々である。言葉を提供するのは神ではない。「神は死んだ」と叫ばれる現代にあっても、言葉が絶えず進化するのはなぜか。それは社会があり、社会が進化し続けるからだ。人間の紐帯、あるいは道徳的力ももともとはマナという力として、あるいはトーテムというかたちで低級社会を統合した。マナやトーテムは、まさしく宗教生活の原初的形態である。だから、神が衰退し、科学的思考が発展していったとしても、「神」という形をとることなく「社会的なもの」、「社会」が永続するかぎり、我々は個人を超えて、非人格的なかたちで社会を次の世代へ送り届ける営みやめない。社会が個人を生み出し、当の個人は社会が提供する言葉によってだけ世界を理解しうる。いかなる思考も社会的思考以外ではない。だからこそ、どんな天才的で、独創的な思考も、個人のものではなく、必ず社会から生成し社会へ還元されるのである。

社会→思考→社会という連鎖をみつめてみると、個人が短い人生で行っていることのすべては社会の再帰的運動のほんの一断片である。したがって、もし、経済が独り歩きし、非規範的に運動する領域が支配しているように見

43) *Ibid.*, p. 636, 同下, 373頁。

えるとしても、それは近代がすぐれて経済的社会であるからにほかならない。だが、社会が経済を神に指定した時代は終わったのだ。産業資本主義から国家介入的資本主義へ社会が客観的に変化するにつれて、当の利己心や私的利益という範疇もまた、もともと社会が提供した言葉にすぎなかったことが明らかになる。そうなれば、低級社会がそれ独特のやり方で統合されたように、高級社会でも健全な社会を創ろうとする力が湧きおこらないわけにはいかないであろう。『宗教生活の原初的形態』をつうじて、このことをデュルケムは最後まで訴えたのであった。

最後にひとつだけデュルケムの小さくない自己矛盾をあげておく。『宗教生活の原初的形態』の執筆にあたって彼は一度もオーストラリアに現地調査入りしなかった。ゆえにB・スペンサー&F・J・ギレンの研究や間接的に植民地下にあったオーストラリア政府報告書を参照した。またJ・G・フレイザー『金枝篇』も頻繁に参照している。『社会分業論』ではあれほどイギリス帝国主義をこき下ろした彼が、オーストラリアの低級社会の研究のために、それが豊かな資料価値を有しているという理由で、全面的にイギリス帝国主義とその御用学者に依存していたというのはもうすこし弁明がほしい所である。ただし、デュルケムはあくまで実証主義を貫いて、人種的偏見や差別を批判した。進化論を完全に捨てたわけではないが、一種の文化相対主義に立った点は評価できる。しかし、デュルケムおよびモースは英仏の帝国主義＝植民地主義にたいする真正面からの批判は行わなかった。『社会分業論』と『宗教生活の原初的形態』は第1作と最後の著作である。そのいずれにおいても、彼は西洋帝国主義の支配にいわばただ乗りしたのである。

また、デュルケムの共同体論の理論上の弱い所は土地所有論が欠けている点である。実在する帝国主義はアボリジニの共同体的土地所有を破壊し、私的所有や政府所有に転化した。トーテムは、デュルケムによって社会の宗教性の根源を示す証拠とみなされたが、統合機能として握まれたのであって、部族の共同体的土地所有に対応する文化（イデオロギー）として把握された

わけではなかった。西洋帝国主義からすれば、共同体はいずれ破壊されるべきものであったし、アボリジニは侵略者が入ってきた1788年以降、トーテムを含む共同体文化によって帝国主義に結束して抵抗した。したがって、トーテミズムが存在したのは、まだ侵略の手が及んでいないか、あるいはアボリジニによる抵抗がそれを守っていたからなのである⁴⁴⁾。ところが、こうした西洋帝国主義による侵略とアボリジニ側の抵抗の狭間にかろうじて残っているトーテミズムを、土地所有をめぐる攻防から切り離して、社会統合次元の例示として扱うデュルケムにたいして、侵略側に加担した学問であったという非難が出てきたとしても当然である。

しかし、デュルケムやモースは一切このような西洋帝国主義批判はしなかった。それがかれらの実証主義の限界であった。そこに用心深い保身がある。もし真正面から批判したならば、ソルボンヌ大学の社会学ポストはただちにはく奪されたであろう⁴⁵⁾。

おわりに

はじめてデュルケムの『社会分業論』を読んだ時のことを思い出す。彼が個人主義と社会連帯をひとつのセットとして、それらの同時存在と昂進化を

44) Reynolds, Henry, *The Other Side of the Frontier : Aboriginal resistance to the European invasion of Australlia*, Penguin books, 1982. レイノルドによると、1788年のイギリスのアボリジニにたいする侵略はただちに様々な抵抗をうみだした。19世紀中盤のイギリス公文書においてアボリジニの抵抗は数多く記録されていた。しかし、デュルケムはそうした記録をまったく使わなかったのである。

45) デュルケムは社会学と道德教育および文化人類学の3つの分野でフランス共和制に貢献した。いずれにおいても、フランス政治体制と無縁なジャンルはない。この意味で時の政府との太いパイプが彼の学問的権威と結びついていた。一般に、デュルケム研究史において、彼の社会学を抽象的な原理へもっていく解釈と具体的な状況と結びつける解釈があるとすれば、私は後者を選ぶものであるが、その場合にこそ学問の社会的機能が浮き出てくると考える。「デュルケム学派が帝国主義を世界支配の政治システムとして容認しているように見えたこと、あるいは少なくともそれを当然視していたことは、フランスにおいて社会学と民族学が科学的な学問分野として制度的に認められることを容易にした。そして学術的承認は、学問的正当性を帰属させることを可能にしたのである。」Fuyuki Kurasawa, 'The Durkheimian School and Colonialism Exploring the Constitutive Paradox'

擁護したいと考えたことはすぐにわかった。個人主義の方は、功利主義的（所有的）個人への批判をつうじて「適切な個人主義」を守る態度につながっている。デュルケムは「所有的個人主義 *possessive individualism*」を批判したいのだ。これはまことに真つ当な狙いではある。しかし、そうであれば、所有論が展開されるべきである。ところが『社会分業論』にはまとまった所有論がない。これは不思議なことであった。なぜなら西洋思想史の伝統においては、一貫して社会の基底に所有があることを明確化し、それをいかに正当化するかが最大の使命だったからだ。もし、デュルケムが西洋思想史の伝統的論理に根ざすためには、自らの科学において、どのように所有の問題と関わるのかに取り組みねばならない。

にもかかわらず、20世紀社会学の中心に座るはずのデュルケムに所有論がないのは、学問的な正道から見て部品が足りないように思えた。伝統を革新し、本流に名を遺すためには、ただたんに社会学を実証科学として基礎づけるだけでは足りないはずではあるまいか。

だが、丁寧にみていくとやはり彼なりの所有論はあった。「社会的所有と民主主義」⁴⁶⁾は目立たないが、まさにデュルケムの所有論をコンパクトにま

in *Sociology & Empire*, Duke University Press, 2013, p. 205. なお、これに関連して、ポール・ニザン（1905-1940 小説家、政治活動家、サルトルの友人）がデュルケムを「番犬」と辛らつに罵ったことはわりによく知られているかもしれない。もしニザンの言う通りであったとしても、「番犬」が常に反動的であったわけではない。フランスに福祉国家が建設されたのは、ド・ゴール大統領の下で1944年にピエール・ラロック（1907-1997）が社会保障局初代長官に任命されて以降である。ラロックは、イギリスのヴェバリッジに対応する人物であった。もしデュルケムをフランスの社会的自由主義の社会学者として位置づけることができるならば、旧自由主義と国家社会主義の両極のあいだにフランスを定着させた改革者がデュルケムである。ニザンが上記の発言をしたのは彼がもっともラジカルな活動家であった時期においてであるから、デュルケムを保守的論者と見たとしても不思議ではない。だが本稿の立場からすれば、改革者であったことと番犬であることは論理的に両立する。

46) Durkheim, *La science sociale et l'action*, Presses Univ. de France, 1970, pp. 171-183, デュルケム「社会的所有と民主主義」（1885年）ジャン・クロード・フィユー編、佐々木交賢、中嶋明勲訳『社会科学と行動』恒星社厚生閣、1988年。

とめた文書であった。そこに社会的自由主義の所有論が明瞭に書かれている。その後の全著作は実はこの（短い要所をえた）所有論にもとづいているのだ。

そこで彼はまず、私的所有（デュルケムは「個人的所有」と呼ぶ）が、従来のなかたちではもはや正当性をもちえないことを論じる。「無制限の、そして制約なしの絶対的所有は正当化された所有とは考えられない」「すべての所有においては個人の役割の他に自然および国民の役割が存在するのである。伝統的経済学はこの協力を無視するという誤りを犯している」。つまり、デュルケムはいわゆる私的所有が発展して大規模に協業的になってくると、私的所有じたいが「問題になっている環境、呼吸している空気、彼をとりまく社会など、すべてのものが彼（私的所有者）に浸入し、彼がそれに気づくこともなく、感じることもなく、特にそれに不平を言わねばならないということもないうちに、彼をこねまわし、加工し、そこにその痕跡を残す」と論じる。すなわち、独占資本は、まったく無自覚に「社会的共同資本」「コモンズ」を無償で取り込んで欲しいままとするがそれはますます許されなくなってくるに至るという。

このように従来の排他的私的所有論を社会的自由主義の見地から批判する一方で、かれは言う。「しかるに同じような理由で、まさしく絶対的社会主義は間違っているのである。個人がすべてをつくらないとしても、全体をつくるのは個人によってである。もちろん個人は多くの援軍を持っている。しかし彼こそが生産の本質的担い手なのである。」「ところが社会主義は多かれ少なかれ、固定給の公務員の大军で社会をつくる。その時から、各労働者は各自の任務にもはや直接的に興味を失って機械的に任務を遂行するだけとなる。」「この国家という巨大な団体の中で、匿名でしかも目に見えずに消えていくような努力をしても何の役に立とうか。」⁴⁷⁾

絶対的資本主義と絶対的社会主義のいずれにも反対するところのデュルケ

47) *Ibid.*, p. 173, 同「社会的所有と民主主義」『社会科学と行動』135頁。

ムの立場こそ、第二世代社会学者に共有される社会的自由主義の立場にほかならない。これはいわば第三の道である。

しかし、第三の道には様々な濃淡がある。それは、(1) 私的所有を維持しながらその正当性を変化させるタイプか、それでなければ、(2) 修正資本主義を媒介としてけっきょくは社会主義を認めるタイプかの、いずれかである。デュルケムが(1)であったことは疑う余地はない。20世紀に入って、社会的自由主義は西欧福祉国家の正統的学説となるのだが、我がデュルケムは1880年代にこうした全運動を先取りしたのである。

従来 of 学説史では、デュルケムが社会党のジャン・ジョレスと友人であったことをもって、彼が親社会主義的であったことの証拠とみなす傾向があった。ジョレスとデュルケムの間には、公私二元論という前提を疑うことがないという近代主義的視角が共有されていた。だが、その限界のなかで、ジョレスはやはり社会主義を志向する者であって、1912年に「もし戦争が起こりそうになれば、労働者階級はあらゆる手段でそれを阻止し、戦争が起ってしまった場合には、それを利用して資本主義の打倒をめざす」とするバーゼル宣言を起草した中心人物であった。いよいよ開戦となったとき、ジョレスは反戦を訴えたために、開戦前夜にナショナリストによって暗殺されてしまう。ジョレス亡き後のフランス社会党は、バーゼル宣言を放棄して、祖国防衛に賛成したのである。これを一因として第二インターは崩壊したのである。この点で、愛国戦争派のデュルケムは、ジョレス亡き後のフランス社会党の方針を肯定したのである。デュルケムは、労働戦線(CGT)においても、また社会党に対しても、国民主義的な愛国主義になびくように一貫して働きかけていた。そして、ついにそれに成功したわけである。

ところで修正資本主義を維持するために総資本側は、労働者や民衆が私的所有の新しい正当化に不可欠の労働組合や結社を容認し、一定の社会政策と所得再分配の機構を編成していかなければならない。労資協調が基調となり、労働者も資本家も自己の利益だけにこだわることなく、国民的な立場をひきう

けねばならない。だからこそ、デュルケムは国民道徳を論じて、第三共和制の行政機構に積極的に介入していった。

要約しよう。資本主義の所有的秩序は、1870年代からいわゆる独占段階に入った。すると、独占と競争の矛盾は激化し、もはや経済的な自己調整メカニズムは自律性を保ちえなくなる。資本の私的空間に封じ込められていた労資の対立は、閉鎖的ユニットで解決できなくなる。それゆえ、経済における労働者と資本家の対立は、国民次元の富の再分配の次元へ転移される。人々はもはや階級的利害で行動するべきではなく、市民あるいは国民としての自覚がどうしても必要になって来る。それが、デュルケム社会学においては、経済と社会という大区分となって受け止められた背景にあるものだ。そして、階級的な道徳ではなく、国民的道徳を政府と財界は求めた。だから、デュルケムもまたソルボンヌ大学に招聘された。

デュルケムがなにゆえにあれほどスペンサーを毛嫌いしたかは、19世紀中盤のブルジョア理性と世紀末のブルジョア理性の差に起因する。デュルケムは所有的個人主義を批判する場合に、所有論に第三の道への加工を施した。社会の本質は道徳的なものであり、経済は社会全体の一部分であるにすぎないと語った意味はここにあった。ここから、部分/全体は経済/社会に等しいという考え方が出てくる。

この考えを思想史的に解きほぐすと、近代ヨーロッパの「所有的秩序の限界」から「社会的道徳の再構築」への転換が、なぜ社会学という学問を生んだのか、が説明可能となる。18~19世紀中盤まで、資本主義社会は「所有者の社会」として自足していた。

経済的自由と所有権の保障こそが、近代国家の正統性を支える柱だった。しかし、産業化と資本主義の成熟によって、この秩序は徐々に自壊し、機能的不全に陥る。それが明瞭になったのは1873年の恐慌である。あらためて、労働者は法的には自由だが、実際には所有から疎外された存在であることが露呈した。また市場は「自然的秩序」ではなく、無制御な力として社会的な

規範を破壊してきたと罵られるようにまでなった。

デュルケムは人類史のロングスパンのなかに、所有的個人主義を位置づけてみせる。すなわち低級社会が信奉する宗教的・共同体的価値においては社会が集合表象によって統合されていた。ところが、近代化が進むにつれて、社会から経済が分離して、「利害の闘争」がむき出しになる。デュルケムは、こうした事態は所有による秩序が道徳的接着剤を欠いたまま暴走したものだというふうに診断した。これがデュルケムの言う「アノミー (anomie)」＝規範の喪失である。

A・スミス以来の古典派経済学は、市場メカニズムを自動調整メカニズムとして描きだした。このときは、経済的秩序は無規範でよかった。あるいは無規範であることが規範であるとされた。しかし19世紀末、労働争議、貧困、階級闘争、帝国主義的戦争が現実となり、「市場が社会を自動的に調整する」という物語はもはや信じられなくなった。所有に基づく市場秩序は、もはや自律的に自己統治できない。この現実を前にして、ヨーロッパ社会は新しい結合原理 (moralité sociale) を探さざるをえなかった。まさしくここにデュルケムが登場した。

デュルケムは『社会分業論』で、分業を「道徳的現象」として再定義した。従来の分業論を知る人にとっては奇妙に響いたが、彼の問いは、市場的な所有秩序に代わって、何が社会を統合しうるのか？という問いをあらためて立てたということであった。彼の答えは、「連帯」という道徳的原理、そしてそれを内面化する「国民的道徳」である。したがって、彼の社会学は経済学ではなく「道徳の科学」として構想された。彼が明言するように、「社会は神聖なものの体系である」(『宗教生活の原初形態』)。本源的にみれば、社会とは単なる利害の調整メカニズムではなく、超越的な価値秩序として再聖化されねばならない。それを担うのが「国民国家」という新たな宗教＝世俗的道徳共同体である。

この文脈でデュルケムの反功利主義を理解するなら、それは単に哲学的批

判ではなく、社会統合の再編という政治的・歴史的要請に応えるものであった。

社会学の背景と内容および目的

背景	内容
経済秩序	所有・市場にもとづくが、統合力を失う
社会的危機	階級闘争, アノミー, 孤立, 無秩序
対応	道徳的秩序の再構築
学問ジャンル	社会学
目的	修正資本主義

つまり、デュルケムの社会学は、本質的に反功利主義的であるけれども、決して私的所有の廃棄へは向かわない。むしろ、道徳的秩序という新しい次元をつけ足してやれば、従来の所有秩序は国家介入をうけいれる余地がある。企業の所有と取得はあいかわらず私的なままであるが、経済メカニズムが働いた後で国家がその富を強制的に集めて再分配する。資本家と労働者は、もはや必要以上に階級闘争などせずに、それぞれが純粹私人であることをやめ、いわば「社会化された私人」にならねばならない。「社会化された私人」というのは、具体的には、国民という道徳的自覚をもった資本家または労働者である。これによって19世紀の産業資本主義のような我利我利亡者の社会を卒業し、道徳的国民主義（moral nationalism）によってメロウに包まれた修正資本主義を構想することができる。これによって国家はもはや所有者階級の独占物ではなく、「連帯によって結ばれた道徳的共同体」として再定義されるのである。

ブルジョア社会科学の中心は、いまや経済学から社会学へ大きく転換しなくてはならない。この呼びかけは、フランス政府に社会学を公認させるうえで大きく貢献した。近代の自己防衛のためには社会学が必要である。所有的

秩序の自壊 → 社会の解体 → 「道徳的社会」の発明。この流れの中でデュルケムは、「社会」を「所有」でも「契約」でもなく、「道徳的な事実(chose morale)」として再構築した。これが他の科学から「社会学帝国主义」と悪口を言われた。しかしながら、こうした転換がなければ、「第二世代社会学」という学問そのものが成立しえなかった。こうして、社会学は、所有的近代の崩壊に対する自己防衛的反応として登場した。デュルケムは、したがって、所有論に社会的自由主義の加工を施すことによって、資本主義的秩序の延命に貢献する道徳的秩序をさぐりあて、労資対立がどれほど激烈化しても、国民社会の社会政策的な防衛によって、修正資本主義を柔軟にマネージするという見通しを第三共和制に提供した。西洋思想史総体のなかでデュルケムの位置を明示して終わろう。

- ① 所有的秩序の自律性（ホッブズ～スミス）、
- ② 産業化によるその自律性の崩壊（市場のアノミー）
- ③ 社会的統合の再要請（国家・教育・連帯）
- ④ デュルケムの反功利主義＝道徳的補完の理論化
- ⑤ 社会学＝「所有的個人主義の限界」からの必然的誕生

20世紀の初頭にデュルケムが発見した道徳的秩序は、一見道学者的な説教じみた匂いがするけれども、実は経済学に先立って、ブルジョア社会科学のあるべき方向を明確にしめす預言であった。いわゆる古典派経済学は、横目で第二世代の社会学の誕生をみつめていたが、まだ市場に対する態度決定をなしていなかった。しかし、1920年代にM・ケインズが登場して、「資本主義は賢明に管理されるかぎり」まだ体制を維持できるという考え方を導入した時に経済学の革命を起こすことになった。これはデュルケムが経済的秩序と道徳的秩序の二つの秩序の複合化によって近代の危機を救済できるというアイデアに後続するのである。この意味で、社会学の革命が経済学の革

命に先行したと言っても決して過言ではあるまい。

冒頭で引いたようにS・ヒューズは、「社会というものの決定的な諸特徴は主観的な性質のものである」というデュルケムの思考の特徴を指摘した。この「主観的な性質」とは哲学的な主体/客体という図式を克服するところの共同主観的なものである。だが、さらに限定されている。この共同主観は、市場に介入することで得られる国民主義的な共同主観である。もちろん、国民主義的な共同主観は、「社会化された私人」を要請するものであるから、私人を基底に置く物象化された共同主観の一種にほかならない。ここで物象化というマルクスの用語をデュルケムの道徳論の説明に用いるのは、アドルノがデュルケムの集合意識論を物象化されたものに関する記述とみなしたことに啓発されている。一般に、物象化は私人という存在から生まれる。そして物象化された共同主観としての道徳は、私的所有の排他性を自明化させる。だが、国家介入的資本主義の到来にともなって、たんなる私人ではなく、いまや「社会化された私人」が要請された以上、デュルケムに求められたのは、物象化された共同主観の国民道徳版であったから、それを集合意識という用語で、諸個別者から独立した社会的事実を扱う社会学が生まれる必要があった。そうである以上、私的所有の排他性は次の段階では、国民的道徳がある種の排外主義をもつように人々に求めてくるようになる。

第一次大戦のさなかデュルケムは戦争を肯定し、国民道徳の結集の好機とみなした。それを1916年に書き留めている⁴⁸⁾。

48) Durkheim, *Lettre à la Revue de l'Histoire des Religions* 58, 1908, pp. 298-299. 『教師週刊誌』83 (17) 1916年1月8日: 217-218頁に明日への学校に関する調査の一環として、『フランスの道徳的偉大さ』というタイトルで掲載された。ジョレスは階級的視点から平和を貫いて暗殺された。デュルケムは国民的視点から戦争を大いに讃えた。しかし、デュルケムは彼自身の道徳主義が教え子や息子アンドレを戦死させたという理論上のアポリアに衝突し、おそらくはこれを原因とする神経症のために死を早めた。自己の学問の代償は決して小さくなかった。すなわち社会という道徳的なものが、生命の源泉であると同時に死(戦争)の源泉でもあるならば、彼が抱って立つ正常が病理であることになる。これはデュルケム社会学の全体に関わるパラドクスである。

「親愛なる先生、尊敬する同僚の皆様

皆様から光栄にもお寄せいただいたご質問、『明日への学校はどうあるべきか』について、お答えいたします。

しかし、未来を推測しようとする前に、少し過去を振り返ってみましょう。なぜなら、過去に基づいてのみ、未来を推測することができるからです。紛れもない事実として、戦争以来、フランスは世界の意見において、比類のない道徳的立場を確立してきました。すべての国民、ドイツでさえも、フランスが示した美德、その軍隊の英雄的行為、そして歴史上類を見ない戦争という恐ろしい災難に国が耐え抜いた厳粛で冷静な忍耐力に敬意を払っている。これは、私たちの教育方法が期待された主な効果を生み出したことを意味しているのではないのでしょうか？学校は、託された子供たちを立派な大人へと育て上げました。公立学校は、当然のことながら、この成果の大部分を占めています。その生徒たちが、学齢人口の大部分を占めているからです。したがって、公立学校はその任務を十分に果たしたと確信を持って結論づけることができます。いかなる場合でも、その教育の基盤となる原則を放棄することはありえません。

戦争は、その原則の価値を証明しました。これは議論の余地のない事実であり、特定の論争に終止符を打つべきです。しかし、戦争から得られる教訓は明らかであり、それを考慮に入れる必要があります。私たちの仕事に満足できるとしても、それを継続し、改善していく必要があります。

この17か月近く続いている恐ろしい経験は、私たちの努力を主にどの点に注ぐべきかを教えてくれます。戦争直前まで混沌とした平凡な公共生活を続けていたフランスが世界が称賛する英雄的行動を起こしたのは明らかに、その中に、明確な目的が定まらず効果的に発揮される機会を待っていた国が危機に陥ると、共通の目的が自然にすべての意志に割り当てられ、それらは互いに衝突し、互いに麻痺し合うことをやめ、収束し、その行動の収束によって、偉大なことを成し遂げました。前述の奇跡的な復活は、非常に単純

な心理的現象に過ぎませんが、それは私たちの誇りであり、多くの希望を与えてくれます。なぜなら、それは私たちの活力の証であり、何をすべきかを明確に認識したときに、私たちが成し遂げることができることのすべてを示しているからです。したがって、過去の過ちを繰り返さないためには、危機的状况においてだけでなく、通常時においても、すべての意志が、あらゆる宗教的象徴や政党の標語よりも優れた、単一の目標に向けられる必要があります。そして、その目標を見つけ出すのは難しくありません。それは、フランスの道徳的偉大さです。この数語には、私たちの祖国に対する義務も、人類に対する義務もすべてが含まれています。

私たちの教育はすべて、この考えを中心に展開されなければなりません。この考えに相応しい感情を目覚めさせ、それを人々の心に根付かせ、可能な限り育むこと、それが学校の主な任務であるべきです。」

こうして社会主義者ジャン・ジョレスとデュルケムは、大戦をめぐる態度において決定的に決裂した。ジョレスは各国労働者の国際主義的連帯によって戦争を防ごうとしたのにならして、デュルケムは左翼が愛国主義に同化するようずっと働きかけ、ついにジョレス死後のフランス社会党が国際主義を放棄することへと導いた。第二インターが崩壊したあと、世界はそれぞれ国民主義的な単位で二度にわたって大きな戦争をした。しかし、二つの大戦後、今日にいたるも第二インターを継承する等価物は再建されていない。冷戦期のソ連を中心とした国際共産主義運動は、国家間の関係にすぎず、階級による誓約ではない。

デュルケム社会学がこうした国民主義をただ一人でつくったわけではむろんない。ただ、資本家と労働者に国民意識を持たせるという道徳的戦略がある程度成功すると、このことを基調として次に労資関係に起因する経済的危機が発生したばあい、すでに階級的視点を失っている以上、国民という統合軸を凝集の単位とみなすことは自明のことであるから、わが身を守るために

は外国人や移民を排斥しなくてはならないという右翼排外主義へ向かわざるをえない。21世紀の労資関係、国民的統合、排外主義のつながりを検討するばあい、デュルケム社会学は労資対立を超えて国民的統合を創出する道德主義にひとつの希望を見いだした。ところが国民的統合がある程度定着した後、新たにこの次元で危機が生じたときに、労資関係へ問題を投げ返せないならば、自然と排外主義へ進むことになる⁴⁹⁾。排外主義の行方を考察することは本稿の目的を超えるので、むしろその掘って来るところを考えて締めくくろう。ジョレスの階級的視点とデュルケムの国民的視点の違いが何であったかに、ことは帰着する。ジョレスは最後まで自覚的に反戦を貫いて暗殺された。これとは違って、戦争を煽ったデュルケムは、彼自身の道德主義が教え子や息子アンドレを戦死させるという事実と衝突し、おそらくはこれを原因とする神経症のために死を早めた。自己の学問の代償は彼の生命を追いつめた。すなわち社会という道徳的なものが、生命の源泉であるとデュルケムは一貫して主張してきたのだが、第一次大戦を契機にして国民道德は死（戦争）の源泉でもあることを認めざるをえなくなった。彼が掘って立つ正常の条件は異常の条件でもあることになる。彼は戦争の善悪をもはや語りえない奈落へ落ちた。これはデュルケムが体を張って、自己の社会学の解決不能なパラドクスを示したということではあるまいか。

49) 階級を国民として統合するという（道徳的）戦略がとられると、国民に与えられる福祉サービスを守ろうとして、難民や外国人にたいする排外主義が起こる。これが、21世紀の最初の四半世紀に世界で起こっている新右翼の運動である。行き場を失って困っている人は、主として南北問題から出てくる以上、南側の貧困をなくさない限り北側へ国境を越えようとする人々が生まれるのは当然である。このために国境警備の強化か、それとも寛容な難民受け入れか（ドイツのA・メルケル首相のケース）が争点化する。いずれにせよ、帝国主義を前提とする福祉国家体制は19世紀末から構想されたものであったが、現在は経済/社会という複合的秩序そのものが新自由主義によって揺さぶられる段階が到来している。だが、新自由主義は主権国家の対応を消し去るのではなく、むしろ一層国家間の対立をおおる。だから、ポスト・デュルケム的な状況の中にあっても、各国民意識ごとの相互敵対的統合を求める動きは消えないのである。

Durkheim's colonialism —His Historical Consciousness and Logical Structure—

TAKEUCHI Masumi

This paper examines the background and content of the sociology of Émile Durkheim among the so-called second generation of sociologists.

The defining characteristic of the second generation lay, to a greater or lesser extent, in their engagement with social liberalism. This involved accepting, either positively or as an unavoidable development, the system that was at times termed a mixed economy or, more humanistically, defined as the welfare state.

In his early work, Durkheim began his research under the theme of “the individual and society”. To put this more concretely, it was “individualism and socialism”. The French Revolution established a regime of extremely strict public-private dualism.

This was embodied in the Le Chapelier Law, which decreed that all intermediate groups should be eliminated. However, with the subsequent development of industrial capitalism, demands from the populace for freedom of trade unions and associations grew ever stronger. Consequently, the thinking shifted towards accepting modern intermediate groups, even if the old ones were to be excluded.

Durkheim emerged as a sociologist precisely during this period, necessitating recognition of the historical backdrop: the transition, or transformation, from laissez-faire capitalism to state-interventionist capitalism.

The purpose behind his endeavour to establish sociology as a science becomes clear upon examining its content, yet this content must be explained within the context of its historical background.

His aim was the reconstruction of society's moral order. Even within the first generation, in H. Spencer's sociology, society was understood as being constituted primarily on an economic plane through contracts and commodity exchange. People were seen as pursuing only their own interests, with no need to consider others' interests; thus, the economic actions of self-interested individuals were thought to create social order. In contrast, Durkheim argued that Spencer's doctrine, which equated the economy with society, was a perspective that ignored the moral dimension of society.

Durkheim argued that humans can only generate order because they possess collective conscience and share morality among themselves; exchangers (enchantist) devoid of morality cannot produce social order.

In this sense, Durkheim's sociology forcefully argued that the image of humans as mere exchangers must be transformed into one of humans as members of associations, and that the economic dimension must be augmented with a social dimension.

In short, it counterposed a dualistic view of "economy/society" against the monistic view of "economy = society".

Having thus established the foundations in his 1893 works *The Division of Labour in Society* and *Socialism*, Durkheim subsequently published *The Rules of Sociological Method* and *Suicide* relatively smoothly. The former consistently maintains that social facts constitute a "social element" preceding utilitarian individuals. Furthermore, the latter work presupposes that both egoistic and altruistic suicide represent deviations from "moderate individualism". It also clearly articulates his normative stance: that while the 1873 crisis had swept away old social norms, new ones remained unformed. Here too, the traces of capitalism's transformation are imprinted.

For Durkheim, who sought to rebuild moral order, the path leading to the First World War must have increasingly appeared as the disintegration of society's moral order. Though he emphasised the importance of the moral individual, the reality of the West was one of ever more violent

warfare, aggression, colonialism, and imperialism, with savage economicism coming to the fore.

The 1912 work *The Elementary Forms of Religious Life* was written on the path towards Western imperialist warfare. Yet, faced with people dragging even nations into killing each other for economic gain, is any discipline purporting to demonstrate that every society possesses a religious dimension not fundamentally impotent? In this sense, we cannot help but feel some doubt about the practical efficacy of Durkheim's research.

Yet Durkheim seemed to have his own calculations. In a sense, he sincerely tackled social problems such as labour-management relations and suicide. These were directed towards inward-looking social policy issues within the domestic society. Similarly, he was extremely passionate about moral education. These constitute the academic foundation for rebuilding the national society not merely as an economic society, but as a composite order of economy and society. For this purpose, it is ideological education to instil in both capitalists and labourers the consciousness of being fellow nationals.

However, the French welfare state required the plunder of immense wealth from its vast external colonies. Consequently, the national consciousness for sharing this pie was complicit with French colonialism.

The Primitive Form of Religious Life stands as a classic, marking the starting point of French cultural anthropology. It placed totems, thyrses, and the gift economy on the analytical table, paving the way for figures like Marcel Mauss and Lévi-Strauss.

Yet Durkheim's positivism, while robustly maintained, never critiqued or denounced the centrality of high societies over low societies within the modern world system. He likely desired France's "gentle colonialism" as an alternative to the economic exploitation of British colonialism. Yet, to the extent that positivism unquestioningly rode the wave of the modern world system, it paid the price of completely cutting off another face of reality: the anti-colonial resistance movements by the Aboriginal people. In this

sense, Durkheim's positivism became a one-sided positivism that excuse the French imperialism.

Keywords : Durkheim, Sociology, colonialism, economy, society

Z世代の大学生がボランティア活動で 獲得した社会人基礎力は何か

—— 社会福祉法人と協働実践を行う大学生へのアンケート調査から ——

南 友二郎

キーワード：大学生，ボランティア，社会人基礎力，
社会福祉法人，協働実践

第1節 研究の目的と背景

第2節 研究の対象と研究方法

第3節 研究結果

第4節 考察

第1節 研究の目的と背景

本稿は、Z世代（一般的に1990年代後半から2010年頃までに生まれた世代を指し、物心ついたときからスマートフォンやインターネットが身近にある「デジタルネイティブ」な特徴を持つとされる）大学生が、ボランティア活動を通して、一番身についたと彼ら自身が考える社会人基礎力（次節にて詳述）とは何かを明らかにすることである。その関心の根底には、「極度の同調圧力」「失敗したくない」「すぐに正解を求める」など（金間 2022）の特質を持つ彼らを、どのように大学生ボランティア団体設立・運営支援を行

う一教員として導けばよいのか、その方法を探求し、明確にしていきたいとの思いがある。そのためにはまず彼らがボランティア活動を通して、どのような力をしかも社会で通用する力を身につけられていると「彼ら自身が」思っているのかを明らかにする必要があると考えた。

まず日本は既に人口減少社会に入っている。国立社会保障・人口問題研究所（2023）は、2020年国勢調査の確定数を出発点とする新たな全国将来人口推計を行い、2023年4月26日にその結果を公表した。その見通しのポイントを簡潔に述べるとすれば、「総人口は50年後（2070年：筆者加筆）に現在の7割に減少し、65歳以上人口がおおよそ4割を占める。前回推計（2017年推計：筆者加筆）よりも出生率は低下するものの、平均寿命が延伸し、外国人の入国超過増により人口減少の進行はわずかに緩和」ということである。

さらに、2024年中に生まれた子どもの数がおおよそ68万人と史上最低を記録するなど、今後人口減少スピードが加速するとみられる。さらには各地方中心都市への人口移動と3大都市圏（東京圏、愛知県、大阪圏）への人口移動も加速すると予測されている。

そうした中、厚生労働省（2025）は2025年7月25日『2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ』を公表した。先述した人口減少や人口の偏在の中、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加、さらにサービス需要の地域差の中、自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供をいかにやっていくのかという問題意識の下、介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築することを目指している。このとりまとめは、地域ごとの課題に対して個別に柔軟に対応していく姿を描こうとしている。

しかし、行政だけでも、福祉職や医療職といった専門職のみでも、地域における包括的な支援体制の構築は不可能である。行政、専門職、そして地域

住民という地域に関わるすべての人が、それぞれの地域における、それぞれの人らしい生活を実現するために、関わり合っていかなければならない。とはいえ、地域における支え合いを行う主体そのものが減り続けていく中、地域の「中」にいる人同士の関わり、実践等を通した福祉の推進だけでなく、地域の「外」にいる人、「外」から定期的に訪問してくる人、あるいは「外」から移住・定住してくる人との関わり、実践等を通した福祉推進のあり方について考えることが必要になる。

本稿では地域の「外」からやってくる主体の中で、若年層のボランティア活動、とりわけ大学生によるボランティア活動に焦点を当てる。大学生によるボランティア活動への参加の割合は、コロナ禍における活動の急激な減少を経て、現在はコロナ禍前に戻りつつある。日本財団ボランティアセンターによる『全国学生1万人アンケート～ボランティアに関する意識調査2023』（調査対象：18歳～26歳の大学生、大学院生、短期大学生、専門学校生、高等専門学校生）によると、以下の4点がポイントして挙げられている；

- ・過去1年間にボランティアに参加した学生は24.7%で、2017年調査結果と大きな変動がないため、学生のボランティア実施率は、コロナ禍以前の状態に戻っている。
- ・過去1年間にボランティアに参加していない学生も、57.5%が今後のボランティア参加を希望しており、参加への意欲は高い。
- ・ガクチカ（学生時代に最も力をいれていること/入れたこと）でボランティアを選択した学生のうち、8割以上が既にボランティア活動を実施している。
- ・「ボランティアへの興味や参加経験」があるほど、幸福度が高い傾向にある。

上述のとおり、大学生たちによるボランティア活動は、コロナ禍前の水準にまで戻っている。さらにボランティア活動を過去1年間していない大学生たちの半数以上が、今後ボランティア活動をしたいと考えている。ボラン

ティア活動を大きく捉えれば、それは社会貢献の一つの形と言える。金間(2022:154)によれば若者による社会貢献とは、「誰かに『貢献する舞台』を整えてもらった上での貢献を意味する。責任を取る誰かがいて、調整してくれて、意思決定もしてくれて、その上で自分らしさを発揮するお膳立てをしてもらってからするのが社会貢献」であるとされる。「自分らしさを発揮する」ことを言い換えれば、それは活動への参加を通して得られるインセンティブ(報酬)とも言える。では結果として大学生は、どのような自分らしさをボランティア活動の中で獲得することが出来たのかについて組織の継続性担保のためにも、明示していくことも必要となってくる。本稿では、社会に出ていくに当たって必要とされている「社会人基礎力」(後述)を枠組みに、学生がボランティア活動を通してどんな力を一番身に付けたのかについて明らかにしていく。

第2節 研究の対象と研究方法

第2節第1項 研究対象の大枠と研究方法

本稿における研究の対象は、桃山学院大学公認のボランティア団体であるFiorei(フィオレイ)に所属する学生である。Fioreiは、大阪市住吉区に本部を置く、社会福祉法人四恩学園(以下、四恩)と2022年5月から協働実践を行っている。(Fioreiと四恩については本節第3項と第4項で詳述)

本稿では、Fioreiの全体グループLINEに登録している在学生66名を対象に、Googleフォームを活用した匿名のアンケート調査を、2025年7月3日～8月6日まで行った。結果、31名の在学生から回答を得た(回収率46.9%)。図2にアンケートの質問事項を示している。参加理由や動機に関する設問は、ボランティアの募集及び仲介を効率的に行うためには、より詳細なボランティア情報の提供とともに、ボランティアを希望する人の特性を詳細に把握し、それらをマッチングさせる必要性を明らかにした森ら(2010)を参考に作成した。またボランティア活動を通して獲得した社会人

基礎力に関する設問は、社会人基礎力を構成する12の能力要素から、どの力を一番獲得できたのかを明らかにするために、一つのみを選択してもらう形とした。

図2 アンケート項目

<p>Z世代の大学生がボランティア活動で獲得した社会人基礎力は何か</p> <p>アンケート項目</p>
1. あなたは大学何年生ですか？以下の選択肢から一つ選んでください。 ・1年 ・2年 ・3年 ・4年
2. あなたがFioreiに参加している期間はどれくらいですか？（短文回答）
3. あなたがFioreiに参加した動機は何ですか？以下の選択肢から1つ選んでください。 ・自然とふれあえる ・人々とふれあえる ・体を動かせる ・人の手助けができる ・仲間が広がる ・社会の役に立つ ・活動が楽しい ・居場所が見つけれられる ・技術が身に付けられる ・その他
4. あなたがFioreiに参加して一番獲得できた力と思うものは、次のうちどれですか？ ・【主体性】 指示を待つのではなく自らやるべきことを見つけて積極的に取り組む力 ・【動きかける力】「やろうじゃないか」と呼びかけ、目的に向かって周囲の人々を動かす力 ・【実行力】 言われたことをやるだけでなく自ら目標を設定し、失敗を恐れず行動に移し、粘り強く取り組む力 ・【課題発見力】 目標に向かって、自ら「ここに問題があり、解決が必要だ」と提案する力 ・【計画力】 課題の解決に向けた複数のプロセスを明確にし、「の中で最善のものは何か」を検討する力 ・【創造力】 既存の発想にとらわれず、課題に対して新しい解決方法を考える力 ・【発信力】 自分の意見をわかりやすく整理した上で、相手に理解してもらえるように的確に伝える力 ・【傾聴力】 相手の話しやすい環境を作り、適切なタイミングで質問するなど相手の意見を引き出す力 ・【柔軟性】 自分のルールややり方に固執するのではなく、相手の意見や立場を尊重し理解する力 ・【状況把握力】 チームで仕事をするとき、自分がどのような役割を果たすべきかを理解する力 ・【規律性】 状況に応じて社会のルールに則って自らの発言や行動を適切に律する力 ・【ストレスコントロール】 ストレスを感じるがあっても、成長の機会だとポジティブに捉えて肩の力を抜いて対応する力 ・その他

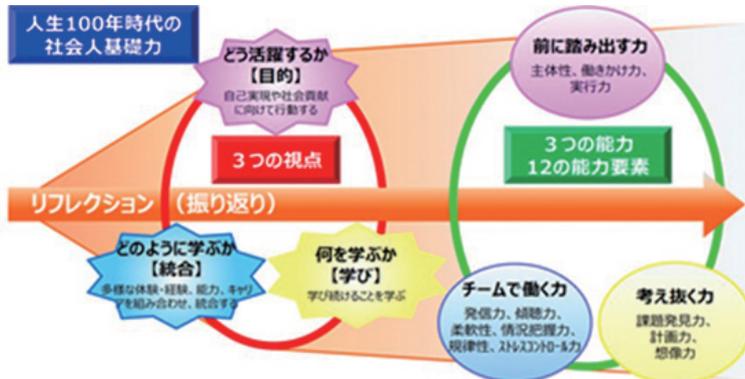
筆者作成

第2節第2項 社会人基礎力とは

「社会人基礎力」とは、「前に踏み出す力」,「考え抜く力」,「チームで働く力」といった3つの能力(12の能力要素)から構成されており,「職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力」として,経済産業省が2006年に提唱したものである。「前に踏み出す力」は,主体性,働きかけ力,そして実行力から構成される。次に「考え抜く力」は,課題発見力,計画力,そして想像力から構成される。そして「チームで働く力」は,発信力,傾聴力,柔軟性,情況把握力,規律性,そしてストレスコントロール力から構成される。

その後,2017年度に開催された「我が国産業における人材力強化に向けた研究会」において,これまで以上に長くなる個人の企業・組織・社会との関わりの中で,ライフステージの各段階で活躍し続けるために求められる力が「人生100年時代の社会人基礎力」と新たに定義された。図1が示すとおり,社会人基礎力の3つの能力そして12の能力要素を内容としつつ,能力を発揮するにあたって,自己を認識してリフレクション(振り返り)しながら,目的,学び,統合のバランスを図ることが,自らキャリアを切りひらいていく上で必要と位置づけられている。(経済産業省HP)

図1 人生100年時代の社会人基礎力



出典:経済産業省HP

江口・小玉（2020）では、2006年から2018年までの社会人基礎力にかかる文献レビューから、測定方法の明確化、測定尺度の確からしさの担保、そして社会人を対象とした研究の不十分さといった点から批判的に検討している。その論考の最後で、「社会人基礎力」という概念が大学生の教育や就職に向けた様々な活動の指標として、あるいは社会人のキャリア形成を図る上での重要な基盤として、非常に有用な概念としている。その上で他の研究では、ボランティア活動に参加した学生は、社会人基礎力の12ある能力要素のいずれもが伸びたと感じている、ということを明らかにしているものが多い（例えば、高橋・金井 2019, 垣渕ら 2014, 曾根ら 2015, 菅瀬ら 2015）。では全体的に伸びる12の社会人基礎力における能力要素のうち、どの力が一番獲得出来ていると、大学生は考えているのだろうか。

第2節第3項 学生ボランティア団体Fioreiとは

Fioreiとは、2022年5月に実際の活動を開始した、桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科の学生を中心に構成される（現状はソーシャルデザイン学科学生のみ構成）ボランティア団体である。全体グループLINEには現在、73名の学生の登録がある（うち7名は卒業生）。Fioreiという名前は、イタリア語で“花”を意味するfiore（フィオーレ）と、ハワイ語で“感謝”や“絆”という意味も持つLei（レイ）を合わせた造語である。その言葉に込められた思いとは、「様々なFiore“個人”がLeiのように繋がり、人びとが交流する、活発な地域を創出したい」というものである。

Fioreiの活動は、大きく2つある。

第一は、毎月第4土曜日午前11時～午後1時半過ぎまで開催する多世代交流型の「ごちゃまぜ食堂」である（毎年12月は多様な機関・他ボランティアと協働した餅つきが、第2土曜日に開催されている）。そこでは、四恩がデイサービス利用者向けと合わせて調理したカレーライスが無料で提供される。そしてFiorei所属の学生がメニューを考え、仕入れ（最終的には四

恩が地域における公益的な活動向けの費用として支出)を行ったデザートを100円で販売している(有料化は、2023年10月から実施)。デザートによる売り上げは、学生の交通費に充当されている(支給のルールあり)。2025年9月27日開催分を含め、これまで「ごちゃまぜ食堂」は41回開催してきている。

第二は、模擬外出プロジェクト「Share-tabi (以下、シェア旅)」である。シェア旅は、コロナ禍で外出だけでなく、家族との面会も大きな制限を受けていた、四恩の地域密着型特別養護老人ホーム入居者を対象としたものである。その内容は、①学生が入居者のもとを数回訪れ、思い出の場所や風景などを聞き取り、②入居者の代わりに学生がその場所を訪れ、360度カメラなどの機器を駆使しながら風景などの撮影を行い、③撮影した映像を、学生が音入れ、テロップ入れ含め編集を行った上で、④四恩にて対象入居者を中心に、他入居者や職員に向けた上映会を開催する、というものである。表1は、これまでに4回開催した上映会の実績を示している。実際に学生が撮影のために赴いた先は、和歌山県の白浜、愛媛県宇和島、和歌山県の高野山、大阪市の住吉公園と花見シーズンの大阪城、そして高知県である。なおこのプロジェクトにかかる旅費については、四恩が支出している。また撮影機器および編集に必要な機器は、筆者が用意をしている。

表1 シェア旅の実績

第1回	2022年 9月20日	和歌山県 白浜
第2回	2023年 1月28日	愛媛県 宇和島
第3回	2023年 5月27日	高野山、住吉公園、大阪城
第4回	2024年 1月27日	高知県

出典:筆者作成

Fioreiの活動における最大の特徴は、学生主体ということである。活動開始から3年以上が経過しており、資金面含めた仕組みが整っていることもあ

るが、「ごちゃまぜ食堂」と「シェア旅」にかかる企画、四恩との連絡調整、そして企画の実施、精算に至るまでを、学生自身が行っている。手前味噌ながら筆者が活動に参加する学生に向け常に発信していることは、「まず楽しむこと」「自分のために活動すること」そして「失敗しても大人がたくさんいるから心配しないこと」ということである。そうした発信がどんな効果を発揮しているかについては別稿に譲りたいが、参加した学生が異口同音に述べる感想に、「本当に先生は何もしていないんだ」というものがある。「ごちゃまぜ食堂」の現場に筆者は毎回顔を出してはいるが、口出しすることはまずない。そう言い切れるほどに、学生が主体的に動き、活動を推進してくれている。

Fioreiの活動に対する評価として様々なメディアへの掲載もあるが、本稿では受賞歴のみ紹介しておきたい。Fioreiは、2022年度と2023年度の2期連続で桃山学院大学から「学術またはその他の活動において、著しく全学の模範となった学生または団体」として「学生表彰」を受けた。また第一回社会福祉学生ヒーローズ賞（主催：社会福祉法人全国社会福祉協議会）を受賞し、2024年2月27日に恵比寿ガーデンルーム（東京都目黒区）で行われた授賞式に参加した。授賞式ではFioreiの取り組みについて「社会福祉法人と連携し、赤ちゃんから高齢者までが集まるコミュニティカフェの運営と、外出が難しい高齢者のバーチャルツアー『シェア旅』を実施しています。コミュニティカフェの活動を通じて見つけた、外出が難しい高齢者のお困りごとを、バーチャルツアーという学生がカメラを持って代理で出かけるという形で解決している、先進的で独創的な取り組みが評価されました」と紹介された。

第2節第4項 社会福祉法人四恩学園とは

1915年9月、「大阪四恩報答会（以下、報答会）」が大阪市在住の宗教大学（のち大正大学と改称）出身の浄土宗仏教徒によって設立され、市内七か

所で子供会活動がはじめられた。(四恩学園 2025:1) その後1920年に大阪市西成区のいわゆる釜ヶ崎に拠点を確保し、「四恩学園」が設立されセツルメント事業を開始した。(小笠原2016) 戦災そして再興の中で、1949年大阪市天王寺逢阪下之町一心寺境内に養護施設が開設された。1952年には社会福祉法人に組織変更を行い、1962年には西成労働福祉センター建築のため、四恩は釜ヶ崎の全施設を大阪府に譲渡した。そして翌1963年、大阪市住吉区菟田町に乳児院・養護施設(分園)・診療所・育児相談所を開設し、法人として天王寺と菟田の2拠点体制が整うこととなった。その後、大阪市住吉区菟田に法人本部事務所を移したのは1993年のことであった。(四恩学園HP)

報告会設立から110年後の2025年6月21日、大阪市天王寺区所在のたかつガーデンにおいて「社会福祉法人四恩学園 創立110年記念シンポジウム」が開催された。そこにはFiorei所属の学生3名も、フォーラム「社会課題への挑戦～地域コミュニティづくりに向けた実践者の想いとこれから～」に登壇した。

2025年度四恩の事業規模はおよそ27億円である。具体的な事業は大きく4つに分けられる。それらは、①社会的養護(乳児院、児童養護施設、地域小規模児童養護施設、里親支援機関)、②保育事業(乳児保育園、駅前保育園、保育園、子育て支援センター、児童館)、③高齢者事業(地域密着型特別養護老人ホーム、認知症対応型デイサービス、ホームヘルプセンター、居宅介護支援事業所、デイサービス、地域包括支援センター)、そして④公益的な事業(子ども食堂、高齢者食事サービス、コミュニティソーシャルワーク事業)である。

そうした幅広い事業の基盤となる四恩のミッションは、「願わくば感謝の心でふれ合いぬくもりのある社会を目指す」というものである。そこに立脚して掲げられているビジョンは、「0歳から100歳までの地域共生の結び目となる」である。その上で四恩は、「つながるって楽しい」という価値を、

サービス利用者だけでなく、地域住民、職員など関わる全ての人に提供すべく事業を展開している。

なお現在四恩学園理事長である中西裕氏は、桃山学院大学社会学部の卒業生である。さらに事務局長である西田和人氏は、桃山学院大学社会学部社会福祉学科の卒業生であり、学科卒業生の組織化を図っている桃福会（とうふくかい）の活動にもご協力をいただいている。彼ら以外にも複数名の卒業生が職員として在籍しており、学生のソーシャルワーク実習（児童養護施設、地域包括支援センター）および介護実習（地域密着型特別養護老人ホーム）においても、毎年受け入れてくださっている。こうした四恩と大学との深い関係性構築に大きく貢献いただいたのは、桃山学院大学で約24年教鞭を取り、四恩の理事を長年務めている同志社大学名誉教授、上野谷加代子先生であることも付け加えておく。

第2節第5項 四恩とFioreiが協働実践に至ったプロセス

四恩とFioreiが協働実践に至った背景には、四恩と桃山学院大学そしてそこに属する学生それぞれが抱えていた課題を解決あるいは低減したいという、言わば三者にとってのメリットの合致がある。

具体的にまず四恩には、コロナ禍により地域とのつながりが失われつつある中、様々な活動はしてきているものの、地域における公益的な活動のさらなる推進に職員がついてきていないという組織として抱える課題があった。その上でコロナ禍において、地域密着型特別養護老人ホームに入居する人たちの社会とのつながりが失われつつあるという、実践上の課題もあった。

地域福祉の推進には、一般的に①当事者の組織化、②専門職の組織化、そして③ボランティアの組織化が必要とされる。筆者は包括的なソーシャルワーカーを四恩が組織として育成していくための理事長直轄の議論そして実践の場である「ミックスモダン焼の会（以下、ミックスモダン）」にアドバイザーとして約5年関わっている。そのミックスモダンにおいて、2021年

初めに上述の課題を議論する中で、当時で300名以上職員は在籍しており、専門職の組織化は容易なはずであるのにそれが叶っていないため、ボランティアを組織化したほうが早いのではないかとの点に行き着いた。

一方でまず桃山学院大学として、社会福祉学科の名称を2022年度からソーシャルデザイン学科と変更することが、2021年度初めには決まっていた。その上で少子化の進展という状況下、学科名を変更するだけでなく、「学生が実践している」動きを表出させる必要性に直面していた。また学生もコロナ禍が始まったことで、2021年度春学期は全面オンライン授業となり、同年度秋学期も一部対面授業が再開されたが、講義中のマスク着用要請や手指消毒などコロナ禍前の日常とは大きく違う環境にあった。そうした状況下、学内での人間関係の形成そして学外でのつながり作りという人間形成に欠かせない機会そのものを学生たちは失っていた。そんな時、四恩との協働実践への導火線ともいべき誘いが、川井太加子教授から筆者にあった。上述の大学そして学生が抱えていた課題の解決あるいは低減を目指した実践を、彼女なりの一言で筆者に依頼があったのである。その言葉とは、「何か四恩と協働できないかしら？」というものであった。

その一言があった後に開始された広報室（当時）の大川貴史氏と筆者との協働を中心にした、四恩及び学生との議論や調整は、2021年だけで3回発出された緊急事態宣言に翻弄される形で、2回の大きな停滞期を挟むこととなった（2021年の緊急事態宣言の期間：①2021年1月8日から2月7日まで、②2021年4月7日から5月6日まで、後に5月14日まで延長、③2021年7月12日から9月30日まで）。表2は、四恩とFioreiとの協働実践が具体化するまでのプロセスの詳細を示している。文字幅の制限からそのプロセスについて詳述はできない。しかし、四恩、大学、そして学生それぞれの「何かしなきゃ」との思いが、その内実あるいは抱えている課題に違いこそあれ、2022年5月28日、Fioreiが参加する形での第1回「ごちゃませ食堂」開催へと導いたポイントであった。

表2 四恩とFioreiによる協働実践が具体化に至るまでのプロセス

年	月日	出来事	内容	
2021	7月27日	桃山学院大学嶋田統括部長、大川広報室(当時)職員で四恩を訪問	社会福祉学科の名称変更に関する説明や、四恩に関する情報交換および、今後の交流に向けた意見交換を実施	
	7月28日	大川氏と筆者による協議	前日の四恩訪問を経て、同学園と関わりのある南ゼミ生を中心に、同学園での活動を開始する方向で確認	
	7月29日	大川氏が南ゼミ(4年生)を訪問	四恩での学生活動に向け、4年生ゼミ生に対して学科名称変更の説明や四恩に関する紹介を実施その後、学生たちを中心にディスカッション(今後、当該学生や後輩学生がサークル活動等を通して何ができるか、についてアイデアを出し)8月19日に、学生と四恩を訪問することに	
	その後、緊急事態宣言などもあり、活動に向けた協議等ができず 緊急事態宣言下で、四恩へ訪問できない状況が続き、 秋学期となったため仕切り直しすることに(4年生⇒3年生に活動主体の変更)			
	10月21日	大川氏が南ゼミ(3年生)を訪問	7月29日のゼミ(4年生)訪問時同様に、社会福祉学科の名称変更に関する説明や、四恩に関する情報交換および、今後の交流に向けた意見交換を実施(どのような活動ができそうか、アイデア出し)	
	10月29日	大川氏と筆者にて四恩を訪問	ゼミでの活動内容の共有や、11月に予定している学生訪問について打ち合わせを実施	
	11月11日	南ゼミ3年生4名、大川氏、筆者が四恩を訪問	四恩の見学及び、ゼミで話し合った今後の活動内容についてヒアリングまた、四恩が行っている取り組みなどについて、学生への説明	
	11月25日	大川氏が南ゼミ(3年生)を訪問	11月11日に四恩を訪問した結果を、学生がゼミ内で共有今後、同学園でどのような活動についてプレゼンテーションを行うか、方向性を決定(①地域密着型特別養護老人ホームの入居者に、外の世界を体験してもらう企画、②地域交流スペースを活用したカフェの展開を考案)	
	考案した活動に関するプレゼンを、2022年1月14日に実施する予定だったが、訪問予定の学生に感染の可能性が出たため、一旦キャンセルに その後、大川氏ご家族に陽性者が出たことで、2月中旬まで自宅待機となったこともあり、そのまま2021年度末まで停滞			
	2022	4月28日	南ゼミ、大川氏、筆者で四恩を訪問	学生が検討している活動内容についてプレゼンを実施
5月28日		第1回ごちゃまぜ食堂開催	四恩製作のカレーライス提供からスタート	
9月20日		第1回シェア旅上映会開催	思い出の和菓子をお土産として提供し臨場感も演出	

入試・広報課大川氏提供の情報を基に筆者作成

第3節 調査結果

まず回答者の学年は表3に示すとおり、1年生が4人(12.9%)、2年生が2人(6.4%)、3年生が17人(54.8%)、そして4年生が8人(25.8%)であった。回答者の半数以上が3年生である原因は、社会福祉士と介護福祉士の受験資格取得を目指す介護コースの学生のうち大半が参加していることが考えられる。その中には筆者ゼミに所属している学生も多い。そして4年生と回答した学生は、すべて筆者ゼミに所属している。その理由は、4年生に限って言えばゼミ生以外には参加者がいないためである。なお、筆者がゼミ生を募集する際のシラバスには、Fioreiへの積極的な参加を求める一文を入れており、結果参加している学生が筆者ゼミに所属している割合も高くなる。一方で1-2年生は、活動への参加者自体が少なく、回答者としてもその割合は少なくなっている。

表3 回答者の学年分布

学年	人数 (n=31)
1年	4人
2年	2人
3年	17人
4年	8人

筆者作成

次に回答者のFioreiへの参加期間である。短文回答としたため回答にばらつきがあった。そのため分析の際に以下表4に示す通り、4つの期間に取りまとめ直した。その結果、1年未満の学生が11人(35.5%)、1年以上2年未満が13人(41.9%)、2年以上が5人(16.1%)、そして未回答が2人(6.5%)となった。数少ないリーダー層が、経験の浅いメンバーと活動を継続していることがうかがえる。

表4 Fioreiへのアンケート実施回答時までの参加期間

参加期間	人数 (n=31)
1年未満	11人
1年以上2年未満	13人
2年以上	5人
未回答	2人

筆者作成

回答した学生がFioreiに参加した理由・動機は、表5に示す通り、「人びととふれあえる」が9人(29%)で最も多かった。次いで「活動が楽しい」が7人(22.6%)、「人の手助けができる」が3人(9.7%)、「社会の役に立つ」が2人(6.5%)と続いた。それ以外の選択肢(「自然とふれあえる」、「体を動かせる」、「仲間が広がる」、「居場所が見つけれられる」、「技術が身に着けれられる」)は1人ずつ回答があった(各3.2%)。「その他」を選んだ回答の中では、「ゼミの活動だから」そして「友人からの誘い」とする回答がそれぞれ2人(各6.5%)あった。

表5 Fioreiに参加した理由や動機

順位	参加した理由・動機	人数 (n=31)
1位	人びととふれあえる	9人
2位	活動が楽しい	7人
3位	人の手助けができる	3人
4位	社会の役に立つ	2人
5位	自然とふれあえる 体を動かせる 仲間が広がる 居場所が見つけれられる 技術が身に着けれられる ゼミ活動の一環(その他) ゼミ主体で活動している団体だったため(その他) 一緒にやろうと誘われた(その他) 友人の誘い(その他) 楽しそうだから(その他)	各1人

筆者作成

表6は、回答した学生がFioreiでのボランティア活動を通して、一番身についたと考えている社会人基礎力に関する設問に対する結果を示している。他を大きく引き離し1位であった項目は、【主体性】で13人(41.9%)の回答があった。次いで【状況把握力】が7人(22.6%)、【実行力】が4人(12.9%)、【柔軟性】が2人(6.5%)となり、【働きかける力】【計画力】【規律性】がそれぞれ1人(各3.2%)、未回答が2人であった。

先述したように、社会人基礎力の12ある能力要素は、大きく3つの能力に分類されていた。今回の調査結果上位3つのうち、【主体性】は「前に踏み出す力」に属し、【状況把握力】と【実行力】は「チームで働く力」に属する。さらに続く【柔軟性】、【働きかける力】、【計画力】そして【規律性】も、「前に踏み出す力」あるいは「チームで働く力」に分類される能力要素である。結果として、「考えぬく力」を構成する【課題発見力】、【計画力】そして【想像力】はどの回答者からも選択されなかった。

表6 Fioreiでのボランティア活動を通じて一番身についた社会人基礎力

順位	社会人基礎力の項目	人数 (n=31)
1位	【主体性】	13人
2位	【状況把握力】	7人
3位	【実行力】	4人
4位	【柔軟性】	2人
5位	【働きかける力】【計画力】【規律性】	各1人
未回答		2人

筆者作成

では【主体性】を一番獲得したとする回答者が示したその具体的なエピソードを、学年別に見た結果を以下述べたい。表7は学年別にそれぞれの回答者が【主体性】を獲得したことの根拠として記述したエピソードである。なお【主体性】を一番獲得できたと回答した13人の学生すべてが、具体的なエピソードを記述しておらず、人数は合わない。

4年生からの回答で出たキーワードは、「リーダー」、「一番上」、「先回り」

といったものであった。これらの言葉から言えることは、組織全体を見渡す役割を果たしたことを、【主体性】が一番獲得したことの根拠としていたということである。より具体的には、リーダーとして他のメンバーに指示を出す、後輩たちとの関わりにおける自ら率先しての動きや、自分で考えて自分が見つけようとする行動、全体を見渡しながらいずれの所にも支援に入るといった、非常に能動的かつ俯瞰的な視野に立った行動などが挙げられた。

3年生からの回答では、細かな実践現場における能動的な行動や会議における提案が、【主体性】獲得の根拠として出た。より具体的には、任意参加の会議への出席や、ごちゃまぜ食堂開催に向け自らデザート案を提案するなどが、根拠として挙げられた。2年生からはエピソードの記述がなかった。1年生からは、ごちゃまぜ食堂活動中の食器洗いなどを自分で見つけ率先して行動に移したことなどが、【主体性】を獲得したエピソードとして挙げられた。

表7 学年ごとの【主体性】を獲得したと考えたエピソード

学年	エピソード
4年	昨年(2024年：筆者加筆)の6月ごろからリーダーを始めてから、多くのメンバーに指示を出した点などから自分から動く主体性が身についたと感じている。
	自ら動き自ら考える力をボランティアのカフェリーダーを任せていただいてからより一層感じました。後輩たちとの関わりも自ら話しかけ役割を与えるなど、この約2年を通して学ぶことが出来たと感じています。
	主体性が身についたと感じた場面は、ボランティアの団体で一番上の学年になって指示してくれる人が居なくなった事で、自分で考えて自分が見つけようとする行動するという主体的な能力が身についた。
	人数が増えたボランティア活動の中で、人数が足りていない所や、先回りして準備や片付けなどを行った。その中で主体性を身につけた。
3年	参加が任意の会議に出席し、活動をより良いものにできるよう取り組む。
	自分から同期のグループに、次のカフェのデザート案を出したり当日に自分からカレーの提供や準備をし、主体的に取り組んでいった。
2年	回答なし
1年	活動中に自分がすべきことを考えて行動した
	カフェ運営の中で食器洗いなど自分から何が出来るか考えて行動することができた

第4節 考察

本稿の目的は、Z世代の大学生が、ボランティア活動を通して、一番身についたと彼ら自身が考える社会人基礎力とは何かを明らかにすることであった。結果を端的に述べれば、【主体性】が社会人基礎力12の能力要素中、断トツで大学生自身がボランティア活動を通して得ていると考えていた。

【主体性】を獲得するために大学生は、まずミクロレベルな実践における主体的な行動からスタートしていた。次に、活動参加の経験を積むにつれ他者との協働の中における主体的な行動によりメゾレベルな行動に移行していた。さらに最上級生になるにつれて、組織全体つまりマクロレベルで後輩たち、活動全体、組織のあり方までを俯瞰的に見ながら行動するようになっていた。

次にボランティア活動への参加期間と学年分布の結果からはまず、活動を牽引しているリーダーたちの参加期間が長くなっているのではないかと推察される。一方でリーダー的な役割を担っていない上級生になると、就職活動などで多忙となり参加の頻度が減り、結果として今回は回答していない可能性が示唆される。今後に向け組織としては、リーダー的な役割を細分化するなどして、参加頻度と参加期間を可能な限り長期化できるようにしていくことが、求められているのかもしれない。その中で、参加期間の浅い学生にも、小さいながらも役割を担ってってもらうことも必要であろう。

こうした一つの組織内に次々とリーダーを生み出していくリーダーシップは、「スノーフレクリーダーシップ」と呼ばれる。スノーフレクリーダーシップとは、スノーフレク（雪の結晶）のように、中心から広がっていく形を表し、つながりを徐々に広めていくリーダーシップの形態を指す。独善的な一人のリーダーの下で組織を動かすドット・リーダーシップや、各人がリーダーシップを発揮するが、ビジョンやミッションが共有されておらず、チームとして機能しないバラバラのリーダーシップと比べ、スノーフ

レークリーダーシップでは、第一層のリーダーが第二層のリーダーを育て第三層を作り、リーダーシップチームが成長し組織になることでたくさんの人が参加し、大きな動きを作れる組織に成長する。図 23、スノーフレクリーダーシップのイメージを示したものである。

図 3 スノーフレクリーダーシップのイメージ



出典:コミュニティオーガナイズイングジャパン

このリーダーシップを具現化しようとする、大学生によるボランティア団体では時間の有限性が大きな課題として立ちふさがる。その理由は、いわずもがな大抵の大学生は4年の修業年限で卒業していくからである。とすると、上述の参加している期間の短い大学生への役割付与の前に、1年生や2年生から参加する大学生のより「早期からの活動への参加」が不可欠となろう。【主体性】や【状況把握力】といった社会人基礎力の獲得実績含め、対面でのアナログな勧誘にSNSなどのデジタルな手法も組み合わせた加入促進策を講じていく必要がある。

その上で【主体性】獲得プロセスの中でまず、「自分らしさの発揮」が出来る舞台の設定も必要となろう。調査の中でまず、自分が他者とふれあい、その中で自分が楽しむということが優先されていた。そのきっかけは、ゼミ活動の一環との位置づけや友人からの誘いなど、外部要因が影響しているこ

とも示唆された。そうした事柄が土台となり、人の手助けや社会の役に立つという効用感を得ていると考えられた。時間の有限性がある中で、改めて大学生生活の早期における加入促進が必要であり、その上での役割の付与を仕組みとしていく意図的な実践が求められる。

今後に向けた研究課題は、大きく3点ある。第一に、社会人基礎力を構成する3つの能力のうち、ボランティア活動を通して得られた力として、「考えぬく力」はなぜ選択されなかったのかについて明確化することが挙げられる。第二には、第一の点にも関連するが、大学を卒業し社会に出たときにも、ボランティア活動を振り返ってみて、やはり【主体性】が一番獲得できたと感じられるかどうかという点である。そして第三に、地域における公益的な活動が努力義務化されている中、地域の「外」からの人材としてのFioreiとの協働実践が、四恩にとってどんな意味があり、そこから法人の運営にどのような影響が出ているのかについて明らかにしていくことである。これらは同時に、本稿の研究における限界でもある。

最後に、Fioreiの活動に参加してくれている大学生たちと彼らの活動に多大なるご協力をいただいている四恩の皆さんに感謝申し上げたい。その中でもとりわけ、今回実施したアンケート調査の作成、実施、分析に多大な力を発揮してくれたソーシャルデザイン学科4年生の西野颯太さんには特にお世話になった。そして、筆者をこの協働実践に導いてくださった川井太加子教授に謝意を表し、本稿を閉じたい。

【参考文献】

- 江口圭一・小玉一樹（2020）「社会人基礎力に関する一考察」『福山平成大学経営学部 紀要』
(16), 33-53.
- 小笠原慶彰（2016）「1910年代の大阪における仏教慈善事業の実態—大阪四恩報答会の場合—」『日本の地域福祉』29, 55-68.

- 垣渕直子・多田紗矢香・齊藤佳子・次田一代 (2014) 「ボランティア活動を体験した学生の変化・成長」『香川短期大学紀要』(42), 69-78.
- 金間大介 (2022) 『先生, どうか皆の前ではめないで下さい いい子症候群の若者たち』東洋経済新報社.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2023) 『日本の地域別将来推計人口 (令和5年推計)』。
- コミュニティオーガナイズイングジャパンHP <https://communityorganizing.jp/> (2025年10月27日閲覧).
- 経済産業省HP <https://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/> (2025年10月14日閲覧)
- 菅瀬君子・長谷川えり子, 瀧本幸子, 高柳友美 (2015) 「被災地支援活動を通して育成された社会人基礎力 (2) —活動後のさらなる支援活動の展開—」『愛知学泉大学・短期大学紀要』(49), 77-83.
- 曾根志穂, 武山雅志, 金谷雅代, 石垣和子 (2015) 「被災地ボランティア活動が看護学生の自己イメージと社会人基礎力, 自己効力感に与える影響と学生の思い」『石川看護雑誌』(12), 115-125.
- 高橋恵美利・金子敏 (2019) 「大学生ボランティアの教育効果および受け入れ施設への効果」『高崎健康福祉大学紀要』(18), 37-46.
- 四恩学園 (2025) 『<創立100周年記念 再録>四恩学園100年の歩み』.
- 四恩学園HP <https://www.shiongakuen.or.jp/about/> (2025年10月13日閲覧).
- 日本財団ボランティアセンター (2023) 『全国学生1万人アンケート～ボランティアに関する意識調査2023～』.
- 森 保文, 森 賢三, 犬塚 裕雅, 前田 恭伸, 浅野 敏久, 杉浦 正吾 (2010) 「参加したいボランティア活動の種類と動機の関係」『ノンプロフィット・レビュー』(10) 1, 1-11.

What Essential Competencies for Working Adults Do Generation Z University Students Gain Through Volunteer Activities? ~A Survey of University Students Collaborating with A Social Welfare Corporation~

MINAMI Yujiro

This paper aims to clarify which Essential Competencies for Working Adults Generation Z university students believe they have most gained through volunteer activities. To this end, a questionnaire survey was conducted targeting university students participating in collaborative practices with a social welfare corporation. As a result, among the twelve elements of Essential Competencies, “Initiative” stood out significantly from the others, indicating that university students felt they had gained this skill through volunteer activities. On the other hand, while the twelve skill elements are categorized into three major abilities (“the ability to take initiative,” “the ability to work in a team,” and “the ability to think thoroughly”), in this survey, none of the elements constituting “the ability to think thoroughly” were selected by any student. In the future, it will be important to clarify why “the ability to think thoroughly” was not cultivated and how this ability can be developed.

Keywords : University students, volunteers,
Essential competencies for working adults,
social welfare corporation, collaborative practice

当事者が開く「新しい認知症観」と 政策参画

杉原久仁子

キーワード：認知症基本法，新しい認知症観，当事者参画，
共生社会，スティグマ

はじめに

2024年1月施行の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、認知症基本法）は、9月21日を「認知症の日」、9月を「認知症月間」と定めた。イギリスのエジンバラで第10回国際アルツハイマー病協会国際会議が1994年9月21日に開催されたことに由来している。会議の初日を「世界アルツハイマーデー」と宣言し、アルツハイマー病等に関する認識を高め、世界の患者と家族に援助と希望をもたらす事を目的としている¹⁾。この日は日本においても、認知症についての関心と理解を深めることを目的に様々な啓発活動が行われている。かつて、隠す病気だと思われてきた認知症について全国津々浦々で広報活動が行われていることに時代の変化を感じる。

1) 厚生労働省ホームページ，2025.9.21 閲覧
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/alzheimerday_2024_00001.html

しかし、認知症へのマイナスイメージは払拭されているかというところとはいえない現実がある。「認知症に関する世論調査」(内閣府 2025)によると、自身が認知症になった時の不安については「できていたことができなくなるのではないか」(66.2%)、「家族や大切な思い出を忘れてしまうのではないか」(51.1%)との回答比率が多かった。また、家族が認知症になった場合の不安(複数回答)については、「周りの人に迷惑をかけてしまうのではないか」(46.5%)が最多だった²⁾。このように、認知症はやはり「できていたことができなくなり、周囲に迷惑をかけてしまう病気」というマイナスイメージから払拭できていない。

本稿では、このようなマイナスイメージがどのようにつくられてきたのかを歴史的視点で整理した上で、マイナスイメージの払拭、すなわち厚生労働省が提言をしている「新しい認知症観」の浸透に必要なものは何か考察することを目的とする。

なお、本稿では、認知症の人という標記を用いるが、特に当事者参画やピアサポートのように、当事者性を意味する文節では、当事者という言葉で認知症の人を表現している。

1. 認知症基本法と新しい認知症観

(1) 共生社会を訴える認知症基本法

認知症基本法は、2023年6月に成立し、2024年1月に施行された。認知症の人が尊厳を保ち、希望を持って暮らせるよう、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律である。背景には、高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状がある。一般に基本法とは、国政にとって重要な分野について国の制度、政策、対策に関する基本方針・原則などを明示したものである。認知症の政策においても、基本法の目的、内容等に適合するような形で、さまざまな行政諸施策が遂行される。認知症基本法は、「がん

2) 内閣府「認知症に関する世論調査」, 2025

対策基本法」(2006年)や「脳卒中・循環器病対策基本法」(2019年)のような疾病の予防や治療体制の向上を目指す法律ではないことに注視したい。認知症という病気への対応ではなく、認知症の人を含めた国民一人ひとりが共生できる社会を作っていくというのがこの認知症基本法の根幹である³⁾。認知症基本法では、具体的には、国や自治体の責務を定め、認知症の人の社会参加機会の確保、医療・福祉サービスの充実、事業者の役割、国民の理解増進などを規定している。認知症施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(以下「共生社会」という)の実現を推進することを目指している。

認知症基本法の根幹である「共生社会」は日本の施策には、度々登場する言葉である。例えば、文部科学省では、共生社会を「これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。」と位置付けている⁴⁾。また、政府広報オンラインホームページでは、共生社会について「障害がある、ないにかかわらず、女の人も男の人も、お年寄りも若い人も、すべての人がお互いの人権(私たちが幸福に暮らしていくための権利)や尊厳(その人の人格を尊いものと認めて敬うこと)を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会」と示している⁵⁾。障害者基本法第1条では、「共生社会」を「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として

3) 厚生労働省「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」, 2023

4) 文部科学省中央審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告1」, 2012

5) 政府広報オンラインホームページ「そのイメージを変えていこう!新しい認知症観」
<https://www.gov-online.go.jp/article/202501/radio-2726.html>, 2025. 10. 13 閲覧

尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」と定義している⁶⁾。これらのように、「共生社会」は、様々な定義があるが、いずれもノーマライゼーションという考え方がベースにある。認知症基本法での「共生社会」は、単に「同じ社会で共に生きていくことを目指している」のではなく、同じ国民として一人ひとりが人格と個性を尊重しあえる社会を作っていくという視点でつくられている。もちろん、そこには「ケアされる・ケアする」からの脱却があり、国民一人ひとりの認知症についての姿勢が問われている内容である。

認知症基本法のもう一つのポイントは、政策形成やバリアフリーや福祉・医療サービスの体制整備などの社会づくり、研究開発など、さまざまな局面において「当事者参画」が強く意識されていることである。認知症基本法自体も認知症当事者の声の高まりという時代の流れの中、認知症当事者参画の下で策定された画期的な法律であることが特色である。当事者参画の流れは、多くの分野で強調されている。がん対策基本法においても、「がん対策推進基本計画」及び「がん対策推進計画」（都道府県）の策定において、がん患者やその家族などの当事者の意見を反映させる形で進められている。循環器病対策基本法においても同様であり、既存の患者団体からの意見集約に加え、公募など多様な手法が検討されている。認知症の当事者参画に最も影響を与えているのは、「私たち抜きで、私たちのことを決めないで！」（Nothing about us, without us）という当事者の声と、ノーマライゼーションを中核においてきた障害者施策の歴史である。

(2) 自治体の役割 認知症施策推進基本計画等

認知症基本法において、政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずること、国・地方公共団体は、基本理

6) 厚生労働省「障害者基本法」第1条（昭和45年法律第84号）、1970

念ののっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有すると、国・地方公共団体の責務等をあげている。そしてそれに基づいて国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努めるとされている。

2025年3月には、「認知症施策推進基本計画」が閣議決定され、都道府県や市町村で認知症施策推進計画を策定する運びとなっている。しかし、基本法で示されている「共生社会」の考え方、「認知症の人や家族と共に推進する」意義、「新しい認知症観」の実感的理解を得る方法などについて、自治体の担当者の明確な理解が難しいことが指摘されている⁷⁾。また、国での計画は義務であるが、都道府県・市町村における計画は努力義務となっていることを考えると、われわれ市民が都道府県・市町村に働きかけ、それぞれの自治体の認知症施策を作成していくことが必要である。そして、政策形成過程への当事者参画の取り組みにおいても、行政の努力任せになることがないように声をあげていかないといけない。

当事者参画と言いつつも、日常生活においてすべての国民が政策を意識しながら生活しているわけではない。筆者の経験においても「話せる認知症の人が見つからない」と悩んでいる自治体関係者の声をよく聴く。政策に対して声をあげる当事者だけでなく、声をあげない、もしくはあげることでできない当事者の意見をどのようにくみ取っていくのか、また会議への出席だけでなく、発言できる多様な場の提示が自治体に問われる。役所に認知症の人が来てくれるのを待つだけでなく、出向いて当事者たちと会話し、共に時間を過ごしていくところからのスタートである。

(3) 新しい認知症観

認知症基本法の施行に先立ち開催された「認知症と向き合う『幸齢社会』

7) 日本総合研究所「平成6年度 共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策のあり方に関する調査研究事業報告書」, 2025

実現会議」においては、「新しい認知症観」の理解促進の重要性等が示されている⁸⁾。「新しい認知症観」とは、「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という考え方である。(認知症施策推進基本計画前文より)

厚生労働省は、「新しい認知症観」の広報に力を注いでおり、例えばオンラインの政府広報では、2025年1月27日付で「そのイメージを変えていこう！新しい認知症観」をテーマに2人の芸能タレントの会話風なストーリーで、「認知症の人が自らの意思によって地域とつながり、日常生活や社会生活を営むことができる共生社会を作り上げていきましょう」と呼び掛けている⁹⁾。

先述した基本計画策定にあたっては当事者を構成員に含む関係者会議においてこれまでの認知症施策のあり方を転換させる重要な議論がなされている。その一つが、『新しい認知症観』が共生社会の実現を推進するための基盤であることを基本計画に明示すべきである」という主張である。基本計画の前文には、『新しい認知症観』について記されている。

(4) 当事者参画

基本法の成立によって、日本の認知症をめぐる動きは2回目の大きな転換点を迎えたかと筆者は考えている。1回目の転換は、2004年、京都で行われた「国際アルツハイマー学会」にて認知症の当事者の越智氏の講演が契機となった。日本で講演活動や著書が広く知れわたっているオーストラリアの認知症の当事者、クリスティーン・ブライデン氏の影響もあり、それまでに介

8) 首相官邸ホームページ「認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議 とりまとめ」、2023

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ninchisho/index.html>, 2025. 10. 30 閲覧

9) 政府広報オンライン「そのイメージを変えていこう！新しい認知症観」<https://www.gov-online.go.jp/article/202501/radio-2726.html>, 2025

護者にあった「認知症の人は何もわかっていない」という認知症観が180°の転換となった。その後、認知症に関わる専門職は、今までの自分たちのケアを見直し、認知症の人の思いにそった尊厳あるケアを目指してきた。さらに、日本でも多くの認知症の人たちが公の場に立ち当事者としての思いを訴え続けてきた。これらのことが起爆剤になり、2014年に認知症本人たちのワーキンググループ「日本認知症ワーキンググループ」が発足し、本人交流会、本人ミーティングの実施などの認知症の当事者たちの活動が広がり始めた。

そして2回目の転換がこの認知症基本法と新しい認知症観が示された現在である。1回目の転換時であった2000年代初頭は、「認知症の人は何も考えていないが、機会があれば話せる」ということが世間に周知されたのだが、今回の転換は、「認知症の人が当たり前に社会に参画する」ことの周知である。

今や当事者の参画は必要不可欠であるが、参画に対する当事者の声として以下の点があげられている¹⁰⁾。「委員会や会議に呼ばれて発言を求められることがあるけれど、急に聞かれても混乱して何を話せば良いかわからなくなる。私たち本人は、事前打ち合わせや分かりやすさの工夫があることで、参画しやすくなることを知ってほしい」「参画してほしいと言っておきながら、自分たちが知らない間にもものが決められてしまう。その後の連絡ももらえない」「施策づくりの場に行っても、関係者の認知症観がそれぞれ異なっていたり、自分たちへの対応が異なっていたりして戸惑うことがある」「本人の言葉にたいして、すぐに『ダメ』とか『無理』と決めつけず、どうすれば可能になるのか一緒に考えてほしい」などリアルな声がある。先述した、自治体の理解の現状と比べて大きな乖離があるのではないだろうか。

当事者参画は、認知症の人だけでなく、これまでの街づくりにおいて、気づけなかったことに気づけるという自治体政策にとってもメリットがあるはずである。例えば和歌山県御坊市では、当事者の意見で郵便局の看板を遠く

10) 日本認知症本人ワーキンググループ「認知症施策を本人参画でともに進めるための手引き」, 2025

から見える大きな看板にしたところ、認知症の人だけでなく、住民すべてにわかりやすくなったという事例がある¹¹⁾。認知症の人にとって住みよい地域は、すべての人にとって住みよい地域である。

(5) 認知症基本法が成立するまで

認知症基本法が成立するまでの国の主な動きを、下記表1でまとめた。

<表1> 認知症基本法が成立するまでの国の主な動き

2013年：ロンドンでG8、先進8カ国の認知症サミット開催
2014年：東京でサミットの後継日本イベントの国際会議開催
2014年：日本認知症本人ワーキンググループ発足
2015年：認知症国家戦略（認知症施策推進総合戦略）・新オレンジプラン →「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」
2017年：国際アルツハイマー病協会国際会議（ADI）が京都で開催
2018年：「認知症とともに生きる希望宣言」日本認知症ワーキンググループ
2019年：認知症国家戦略をさらに前進させるため、認知症施策推進大綱（認知症大綱）

2013年に「先進8カ国の認知症サミット」がロンドンで開催され、G8の各国、欧州委員会、WHO、OECDの代表が参加した。このサミットでは、2025年までの認知症の治療法や病態修飾療法の特定、研究資金の大幅増額、認知症イノベーション特使の任命などが掲げられた。また、英国は、認知症の研究やデータ共有を加速するための「国際的な行動計画」の作成を提唱した。2014年には、東京で「認知症サミット日本後継イベント」が開催され、認知症当事者の藤田和子氏が診断後の空白期間の解消の必要性を主張した。

11) 日高新報<https://hidakashimpo.co.jp/?p=41018>, 2019年12月17日

2015年には、認知症の人が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す「新オレンジプラン」が策定された。厚生労働省だけでなく、関係府省庁（内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、法務省、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）と共同して策定されたことが特徴である。具体的な施策となる7つの柱の7番目に「認知症やその人の家族の視点の重視」とある。当事者の視点の重視が盛り込まれたことは評価できるが、このオレンジプランの段階では、当事者参画にはまだ及んでいない。

2018年の「認知症とともに生きる希望宣言」（日本認知症ワーキンググループ）は、認知症とともに暮らす本人一人ひとりが体験と思いを言葉にし、それらを寄せ合い、重ね合わせる中で生まれた。この希望宣言は、大綱や認知症基本法に大きな影響を与えた。

2019年の大綱では、共生と予防を車の両輪として施策を推進することが示された。予防という言葉を盛り込むことについての是非についての議論では、当事者たちは予防を強調するあまり既存の認知症の人への否定につながる危険性を主張した。ある認知症の人（60代）は言っている。「予防が叫ばれ始めると認知症になりたくないと思う人が増えてくる」。つまり、認知症は拒否される病気であるというとらえ方である。

予防と共生は医療社会での認識の攻防を続けながら、共生社会をスローガンとした認知症基本法が2023年6月に成立したのである。

2. 認知症に向けられたスティグマ

スティグマとは、「对人的状況において、正常からは逸脱した（望ましくない、汚らわしいなど）とみなされ、他人の蔑視と不信を買うような欠点・短所・ハンディキャップなどの属性で、差別と偏見の理由として人々の間で正当化される」とある¹²⁾。本稿では、認知症の人へのスティグマを「認知症

12) 濱嶋朗他著「社会学小辞典新版増補版」有斐閣、2005

=何もできない」「認知症の人は何も考えていない」などといった否定的なイメージに対する社会的な偏見や差別として定義する。本章では、認知症に向けられてきたスティグマがどのようなプロセスで発生してきたのか、時代を追ってまとめていきたい。各時代の政策もやはりその当時のスティグマを反映しているものとなっている。

(1) 昭和期以前につくられたスティグマ

高齢者のみならず家庭で介護が必要な人は、古来より存在してきた。

認知症の人の状態を示すと思われる古語に「ほけほけし（惚け惚けし）」「ほけしる（惚け痴る）」がある。平安中期頃の宇津保物語（作者不詳）に「ほけほけしからず仰せらるる」と老境の天皇を敬う様子がみえる。江戸時代には「わが身すでに老ひたり。かくほけほけしうなりて」と老女の言葉を記した菅江真澄の紀行文がある。「ほけ」に「惚（こつ）」を使うのは「ぼんやり、うっとり」の意味を当てているためだ。同じぼけるの読みをする文字で、「呆（ほう）」は「何も知らない乳児のようにぼんやりする」の意、「暈（うん）」は「目が回ってほうっとする」の意、「耄（ぼう）」は「おいぼれる」の意だ¹³⁾。

中世においても老耄（認知症）を迎える間の「頓死往生」が願われており、近世にはぼっくり往生を詠んだ川柳もある¹⁴⁾。頓死往生とは、長い病気や苦しみなく、突然に亡くなる「頓死」と、仏教でいう「往生」を組み合わせた言葉であり、当時も今も「呆ける前に死にたい」という願いは変わらない。なぜ、呆ける前に死にたいのか、それは、認知症の人と家族の体験を見聞きした結果、そのような体験を自分は味わいたくない、もしくは世間に迷惑をかけたり、世間に恥ずかしいといった心情を抱くからだと思われる。

13) 杉原久仁子『精神障害と認知症の狭間で人はどのように生きたか～中世から昭和初期まで～』「大阪人間科学大学紀要 Human Science」第13号、2014

14) 新村拓「痴呆老人の世界 揺れる老いのかたち」法政大学出版局P 14、2002

中世までは、老いて発症した認知症を病としてとらえる意識は希薄であった。それは「忠孝講道德」「祖霊信仰」が支配してきた「介護が必要になった親を見捨ててはいけない」という規範がもたらすものであった¹⁵⁾。認知症の人は行為する主体でなくても、そこに存在しているだけで価値があり、神の声をとどけてくれる自然な老いのあり方だと認識されていた、また、精神障害についても、非器質的なものであり、病は固定化したものではなく一時的であり（例えば憑依例の調伏など）、誰にでも起こりうるものと考えられていたため、精神障害者を社会から排除することは少ない社会だった¹⁶⁾。

江戸期以降に、蘭学を背景として西欧精神医学の断片の輸入が始まり、ようやく認知症と精神疾患との連関が考慮されるようになった。明治期以降は、認知症の患者を含む精神障害者は、公共の安寧を保つという理由から、癲狂院やその後の精神病院、民間運営の保養所、座敷牢に収容し、薬物や拘束での身体抑制が実施されている¹⁷⁾。実際の精神疾患への治療でなされていたものは、治療という名の労働、瀉血、薬物、心理的な対応などで、確固とした治療効果もなく、弊害の指摘もなされていた。当時の癲狂院の医師、神戸文哉は著書「精神的約説」（癲狂院刊 1876 年）において老耄・痴呆を精神病として記載している¹⁸⁾。認知症が脳の器質的な障害だとする見解が広がると、これまでの老いに伴う自然な呆けも、脳の障害だとみなされ、認知症の人の言動は、神の世界を語る者から、自分たちには理解できないもの、手に負えない存在となっていった。認知症に対する「医療」を通して、当時の人びとに、認知症に対する負のイメージを植えつけることとなった。

(2) 医療政策・福祉政策

1900年代は、介護が必要な家族がいても、家の中に隠さないといけない

15) 上掲 14) P 15

16) 上掲 14) P 45

17) 上掲 13)

18) 上掲 14) P 101

こととして取り扱われることも多く、家庭以外で受け入れてくれる施設は精神病院だけという現状であった。

高齢者の入所施設のスタートは、1900年代初頭である。1902（明治35）年に大阪養老院が開設されたが、当初収容した「孤老」は3名、収容の場所として、寺を借りていた。高齢者を預かっていた施設は、1907（明治40）年には全国で17施設であったが、同時代に育児保育施設は150施設、施薬救貧（病院）は72施設あったことを考えると高齢者対策が始まったばかりであったことは否めない。当時の運営費の多くは、設立者の私財や賛同者からの寄付であり、設立者や職員の献身的な努力によって成り立っていた。

生活困窮者の公的救済を目的として、日本で初めて統一的な基準をもって発布した救貧法である恤救規則（1874～1931年）は、家族などの扶養や地域の共同体による相互扶助が前提（隣保相扶）だが、これらの救済が得られない場合のみ、国が救済するという法律であった。

1932（昭和7）年、救護法が施行（制定は1929年）され、初の「公的救貧法」が誕生した。対象は、65歳以上の老衰者、13歳以下の幼者、妊産婦、心身の障害により労働力のない人であり、救護施設として養老院、孤児院などを設置した。失業による困窮者は除外するなど制限主義的な側面もあった。昭和初期においても、養老院は全国に100件以下であった¹⁹⁾。養老院に入所した高齢者の多くは、居宅での生活が困難な病人や看取りを間近にした人であり、半ば病院のような形であった。養老院に入所する人は老後の備えを疎かにした怠け者、身内にも捨てられた哀れな者といった見方を醸成させた。このことは、その後長い間、高齢者及び認知症の人だけでなく、福祉に対する考え方に偏見を植え付け、さらに家族介護偏重、社会保障費を抑制させることになったと新村は指摘している²⁰⁾。1938（昭和13）年 社会事業法制定において、養老院が社会事業として位置付けられた。すなわち、それまでの高

19) 上掲14) P147

20) 上掲14) P148

齢者の救済が、慈善事業から公費による社会事業へと転換したのであった。

その後の戦時下での入所は、働けない病弱な高齢者に支援が限られた。戦時下の厚生事業（社会事業）は、厚生省の管轄の元に、「富国強兵」政策がすべてであった。

戦後、1963年の老人福祉法において「65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難なもの」を対象とした特別養護老人ホームが設置された。入所の要件に経済的な理由が求められることなく、介護が必要な高齢者が初めて対象になった。しかし、それまでの高齢者政策は、貧困救済が主であったため、高齢者対策＝貧困者対策というイメージが作られたままであり、特別養護老人ホームへの入所について、「福祉の世話になるのは、恥」と考える人たちも少なくなかった。

時代は、高度経済成長を迎え、生活水準の向上、平均寿命の伸長、人口の増加、都市労働者の急増、核家族の増加などにより、高齢者をめぐる問題が社会問題化してきた時代となった。第一次産業の衰退、家族形態の変化に伴い、経験と知恵を発揮する高齢者の活躍できる場が少なくなった。生産年齢人口が減少し、年金、医療、介護などの社会保障の財源が多くの高齢者に使われるという超高齢者社会を迎えた。かつての日本ではご近所や家族の中での知恵袋の存在だった高齢者には、世の中の役に立たなくなった「お荷物」としてのまなざしが向けられることになった。ちなみに、日本では、1970（昭和45）年、老年人口比率が7%を突破し、高齢化社会が到来した。

1970年代までの特別養護老人ホームは、人里離れた場所に建設され（人里離れた場所でないと建設できなかった）、8人部屋などでプライバシーが保てないなどの現状であった。ケアについても、排泄介護（おむつ交換）は、定時交換（随時交換は1980年代～）であり、特養カットと呼ばれる刈上げ風の髪型、つなぎ服と言われる自分で脱ぎ着ができない服、身体拘束も珍しいことではなく、生活の自由は保障されていなかった。もちろん入所者

は、タバコも飲酒も禁じられていた。当時の入所者は、自尊心を捨てなければ施設では生活できなかつたと推測される。当時一般的には、「認知症の人は自分のことも考えられない、自尊心は存在しない」と思われていた。

そんな中、1972（昭和47）年、厚生省は老人福祉法改正で、「老人ホームを収容の場から生活の場へ」と表現をした。また、1970（昭和45）年の「社会福祉施設緊急整備5ヵ年計画」によって、特別養護老人ホームの数は、1970年の1,194施設から5年後の1975年には倍近くの2,155施設となった。特別養護老人ホームの数は増加したが、特別養護老人ホームは、当時身体障害や寝たきりの人が主な入所者で、認知症の人が入所できるようになったのは、1984（昭和59）年の「痴呆性老人処遇技術研修」制度化以降である。認知症の人が特養へ入所できるようになっても、「問題行動」への対応がケア（介護）だと思われていた時代であった。

一方、オイル（石油）ショックを契機に高度経済成長は低成長に移り、福祉見直し論が叫ばれはじめ、福祉財政の引き締めが行われた。1973（昭和48）年の高齢者の医療費負担の無料を中心とした「福祉元年」とも呼ばれた福祉政策は、「バラまき福祉」と批判を受けた。同時に、日本型福祉社会と言われる、家族による親の扶養義務を支柱としたわが国の歴史的特徴をいかした福祉国家論が叫ばれ始めた。在宅福祉を中核に、家族は介護の含み資産とされたのである。

1999（平成11）年の「ゴールドプラン21」においては、5ヵ年の高齢者保健福祉施策の方向が設定され、介護サービス基盤の整備や痴呆性高齢者支援対策の推進などがうたわれたが、それまでは、認知症の人は在宅で暮せなければ、精神病院に入院するしかなかった。認知症が精神科医療の対象となっていたからであった。大熊一夫著「ルポ・精神病棟」（1981）では著者自身がアルコール性疾患を装い、精神病院に潜入し、高齢入院患者の薬漬け、行動抑制、拘束、20人部屋などの実態を世の中に訴えた²¹⁾。

21) 大熊一夫「ルポ・精神病棟」朝日新聞社P7, 1981

一方、手探りの認知症ケアも実践され、室伏君士（国立菊池病院：熊本）は、「なじみの関係」が認知症の人にとって大切だと主張した。また、1986（昭和61）年の羽田監督の映画「痴呆老人の世界」ではありのままの認知症高齢者の姿を映し出した。岡山では、1984（昭和59）年、医師である佐々木健氏が120床の認知症高齢者専門精神病院きのこエスポール病院を開院した。このように全国で認知症の人へのケアが始まった時代であるが、総じて、ケアなきケアの時代だったと回想される。

一方、三郷中央病院事件（1982年）のように、乱診乱療 薬・点滴づけ、拘束、必要ない検査（入院時31種類、毎月21種類）が行われ、平均87日で死亡退院するといったような事件が精神病院では起こっていた。しかもこの三郷中央病院には、事件報道後、家族からの問い合わせが殺到したという。このような治療、処遇が行われていたとしても、認知症の人を預かってほしいという家族の切羽詰まった心情によることが想像される。この時代、認知症の人の人権はほとんど考えられていなかった。

1970年代、介護が必要な高齢者を入院させ、死ぬまで預かる病院のことを俗に「老人病院」と呼んでいた。老人病院は、1983年の老人保健法で制度化され、入院患者の6割以上を占める病院を老人病院と定義し、老人病院の数は急増した。急増した背景としては、認知症の人を入所させるところがなかったこと、家族から見れば、特養に預けるより世間体がよかったこと、そして低額の負担で長期入院が可能（当時、老人医療費は無料だった）などの理由があげられる。

認知症という用語がそれまでの「痴呆」にとって替わったのは、2004年暮れのことである。そもそも医学用語として「痴呆」が登場するのは明治時代からだとされる。明治時代に、「paranoia」の訳として「痴呆又譫語（せんご）」が当てられた。「dementia」の訳としては「狂ノ一種」と記される。大正時代の国語辞典には、「癡呆」の字をあて「あはう（阿房）に同じ」とした²²⁾。

22) 大阪府健康福祉部高齢介護室長『認知症の用語の使用について』2005年2月2日

では、痴呆という用語はいつから日本で使われているのか。17世紀の江戸時代に日本に紹介された中国の医学書『景岳全書』に記されている。その後、1909年、東京帝国大学医科大学精神病学講座教授の呉秀三が、当時の精神疾患名に用いられていた癲や狂という言葉避け、ドイツの医学書に使用されていたDemenzという言葉の訳として痴呆を採用した²³⁾。

かつては、自然の摂理とみなされていた認知症は明治期の西洋医学が輸入された頃から、精神病の位置づけとなり、当時の精神病患者の隔離政策ともあいまって、隠さなければいけない病気と思われてきた。また当時の高齢者政策が貧困政策から始まったため、「福祉サービスを受けることは恥ずかしい」という認識を人々の中に植え付けた。2000年代になり、痴呆が認知症というように表現は変わったが、人々の間に長くしみ込まされてきたスティグマはそう簡単には解消しなかった。

(3) 認知症の理解の遅れが偏見を生んだ

認知症の症状は、中核症状とBPSDに分けられる。BPSDは、かつては「問題行動」「周辺症状」と呼ばれていた。問題行動の「問題」は誰にとって「問題」なのかと問われ始め、結局、介護者にとっての「問題」すなわち、介護者に負担を与える、迷惑な行動だととらえている表現なのではないか、認知症の人は問題を起こそうと思って行動に出るのではないという認識が広まった。現在は「問題行動」という用語はほとんど使われなくなった。

BPSDとは、Behavioral and Psychological Symptoms of Dementiaの略で、日本語では「認知症の行動・心理症状」と訳される。認知症の中核症状（記憶障害など）に加えて見られる行動や心理的な症状の総称で、徘徊、妄想、興奮、抑うつ、幻覚、暴力、暴言などが含まれる。これらの症状は、本人の苦痛や不満のサインであると捉えられている。

しかし、このBPSDという捉え方は、日本では2000年以降に浸透してき

23) 大石智「認知症への先入観をほどく」新興医学出版社、2025

たものであり、それまでは中核症状もBPSDも整理されないまま、すべてが認知症によって引き起こされる症状だというとらえ方が一般的であった。例えば、記憶の混乱やくり返しの言動、徘徊、失禁、奇声、暴力などが、認知症の症状としてはよく取り沙汰されるが、中核症状とBPSDとして表れる症状は、その成り立ちが違う。中核症状は、脳の萎縮や血管の梗塞・出血などによっておこるものであり、認知症の症状としては多かれ少なかれ、免れない基本症状である。また、回復することはほぼできない。BPSDは、中核症状をベースに、その時の健康状態や環境、心理状態、性格、生活などが影響して出てくる二次障害である。BPSDを認知症の人に必ず起こる症状だととらえると、介護者にとって、認知症の人がとる行動は、理解できないものであり、自分たちの思考・行動パターンとはまったく異なるものとして考えることになる。このことが、認知症に対する負のイメージを強固なものにしてきた。

多くの人が、認知症へのイメージに影響を与えたものとしてとりあげている書籍に有吉佐和子の小説『恍惚の人』（1972）がある。共働きの女性が、夫の父親の介護を続けていくストーリーの中で、認知症の人の行動が理解できないものとして表現をされている²⁴⁾。小説はドラマや映画にもとりあげられたことから、一般市民の関心が高かったことがうかがえる。当時、高齢者対策は、寝たきり、貧困高齢者に重点を置いており、認知症の人の介護をする家族は、介護の現状を家の中に秘匿し、家の外に出すことはなかった。そんな中、この小説は、認知症（当時は痴呆、呆けの用語が使われていた）という大きな問題が社会に存在することを知らしめた。しかし、書籍の中に描かれている認知症の症状や障害、生活上の困難は家族（配偶者の妻）の視点で描かれており、そこには、認知症の人がどう感じているのかという本人視点での描写はない。そのため、認知症は怖い病気、介護している家族は大変だという見方が浸透してしまった。認知症の人が苦しんでいる姿は描かれて

24) 有吉佐和子『恍惚の人』新潮社、1972

いないのである。もし、この書籍が現代の作品であれば、当事者視点で描かれている部分もあるかもしれないが、1970年代はまだそういう時代ではなかった。

近年の認知症を扱った小説「老乱」(久坂部羊著 2016)では、介護する家族の心情と共に、認知症になった登場人物の心情が描かれている。例えば「俺を馬鹿にして老いぼれ扱にする。ボケ老人に聞くようなことを聞いてこっちがどれだけいやな気がするかまるでわからないのだ。腹が立って仕方がない。いったい俺が何をしたというのか。みんなでよってたかってモウロクジジイ扱いしおって。部屋が暗い。寂しい」と認知症の高齢男性に語らせている²⁵⁾。娘に今日の日付を聞かれ、とっさに答えられなかった場面である。自分の認知機能を確認するような質問をされ、答えられなかったら、「やっぱり認知症は・・・」とされる時のつらさ、腹立たしさと共に孤独感を訴えている。

また、推理小説であるが、小西マサテル著「名探偵のままでいて」(2024年)²⁶⁾を含む3部作では、レビー小体型の認知症の高齢者が幻視などの症状を抱えながらも、次々と事件を推理している姿が描かれている。認知症の人が介護を受けるだけでなく、推理を通して、社会と関わり、孫娘やその友人たちと知性を交えた交流をしていくというストーリーである。

「老乱」の著者は医師であり、「名探偵のままでいて」の著者は家族に認知症の人がいる。近年の書籍の中には、このように認知症の人の心情を描き、認知症になっても社会とのつながりがあり、その人らしさを維持できることを描くものも見受けられる。

(4) 自分の中にある偏見

認知症の人に向けられるスティグマは、「認知症になったら働けない」「認

25) 久坂部羊「老乱」朝日新聞出版P 58, 2016

26) 小西マサテル「名探偵のままでいて」宝島社, 2024

知症の人は徘徊をする」「認知症の人は暴力をする」など枚挙にいとまがない。しかし、そのスティグマは社会にあるだけだろうか。認知症になった自分の中にスティグマはないのだろうかと問いかけた当事者がいる。2005年、51歳で認知症を発症した佐藤雅彦である。佐藤は、これまでに多くの書籍を出版し、今でもSNSなどで毎日の生活を報告し、同じ認知症の人を勇気づけている。その佐藤が著書で、偏見について語っている。少し長いが引用しよう。「認知症になって、私は『二重の偏見』あることの気がつきました。ひとつは社会に、もうひとつは自分の中にあります。『認知症になると、何もできなくなる、何もわからなくなる』という社会の偏見は、認知症と診断をされた人自身にも、それを信じ込ませてしまいます（中略）。私たちは病気そのものよりも、こうした偏見に苦しんでいます。認知症の人につけられたイメージや誤解が、私たちの生きる力を奪っているのです²⁷⁾。佐藤氏は、社会にも偏見があったが、自分の中にも偏見はあり、その存在が認知症と共に生きる力を覆い隠すものだとして表現をしている。前章でみたように、認知症への偏見に満ちた社会で生きてきた私たちは、気が付かないままに偏見をもっているのではないだろうか。

次章で登場する認知症のA氏もまたその一人であった。自身が発症した後、認知症の人たちの集まりに出かけることにためらいがあった、認知症の人から攻撃されるのではないかと、認知症の人は急に怒り始めるのではないかと、怖かったと語る、そう思った要因は、自分の認知症の母を見てきたことによるらしい。A氏の母親は元々穏やかな人だったが、認知症になった晩年は、人に対して攻撃的になり、自分自身が母と向きあうことが怖かったという経験があり、自分がいざ同じ病気になった際、自分も母親のようになるのではないかと不安があると語っている。

認知症と診断をされて、奈落の底に突き落とされたように感じ、人生はこれで最後だと思う人も少なくないが、そう思う要因は、やはりマスコミでの

27) 佐藤雅彦「認知症の私からあなたへ」大月書店P 17, 2016

認知症の描き方、高齢者や認知症政策が与える影響、また身近な認知症の人の生活を見てきたことによる。

認知症になることへの不安や恐怖が大きければ、自信がない毎日が続き、本来できることもできなくなってしまうという悪循環に陥ってしまう。前述の佐藤氏も診断された後、退職し、「失敗ばかりするのではないか」という不安で身動きがとれなくなり、無気力に陥ったこともあったと語っている²⁸⁾。

(5) ケアのある場にあるスティグマ

ここでは、主に福祉職・医療職がもつ偏見について考えたい。第1章で述べた認知症基本法及び新しい認知症観がケアの現場には浸透していないのではないかと感じている。ケア現場で働く人たちにも、認知症基本法が成立したことを知らない人もいる。国が新しい認知症観の啓発に力を注ぐ中、ケア現場は「ガラパゴス状態」と言っても過言ではない。詳細は、次稿に譲とするが、新しい認知症観自体には、理解があり、賛同している人たちも、自分の目の前の認知症の利用者のケアについては、別事として考えているのではないか、もしくは新しい認知症感に基づいた実践をしたいが、職員不足によりできないと感じているのか。新しい認知症観は、初期の認知症の人や地域で暮らしている人だけのものではない。認知症を発症して数年が経過した人にも向けられるまなざしであることには変わらないのである。「認知症だから言葉が話せない、仕方がない、話しかけても無駄」「認知症が進むと寝たきりになるので仕方がない」と思いこんでいると、認知症の人が持つあらゆる機会は封じ込まれてしまう。

3. 若年性認知症の人がかかわる活動から

(1) 若年性認知症の居場所

ここまでは、政策や歴史から新しい認知症観と、歴史や政策にあらわれて

28) 上掲27)

きたスティグマの成り立ちについて概観してきた。本章では、筆者が関わっている2つの若年性認知症のグループの活動を紹介し、その中で認知症へのスティグマが当事者たちにどのような影響を与えているのか考察をしたい。

両グループとも、若年性認知症の人の活動グループである。若年性認知症は64歳以下で発症した認知症であり、全国推計で3.57万（2020年度発表）²⁹⁾の人がいるとされている。高齢者の認知症の人と違って、障害が顕著に自分で意識でき、その分当事者の葛藤も大きい。若年性認知症の人と家族の抱える課題の特徴は、大別すると以下の4点である。1つめに、身体機能低下よりも認知機能低下が際立つということである。高齢発症の認知症の人だと筋力や体力低下など認知機能と合わせて心身のゆっくりとした低下がある。例えば、認知症の人が電車を乗り継いで移動する場合、高齢認知症の人であれば、筋力低下、体力低下、視力低下などにより、駅まで移動できない、階段の昇降ができないなどがハードルとなり、電車での移動をあきらめることがある。若年性認知症の人の場合、歩行には何の問題もないが、先行を忘れてしまう、改札の通り方がわからないなど、認知機能低下によって「できなくなること」がはっきりとしている。2つめには、仕事ができなくなる、収入、生きがいの喪失である。3つめに家族全体への影響、4つめに使える制度・サービスの狭間におかれているということである。若年性認知症の人たちは、介護保険サービスに至らない人も多い。また、障害者福祉サービスにもつながりにくい。その結果、相談先にたどりつけず、発症した若年性認知症の人たちが過ごす場所（居場所）も少ない。居場所については、公的制度の中には位置付けられていないのでインフォーマルの活動に頼っているのが現状である。

本章でとりあげるような活動団体は、活動資金が不足する中、多様な形（組織）で全国でも必要に迫られ取り組まれている。若年性認知症の家族会のスタートは2001年（奈良、東京）、続いて2005年（大阪）であった。現

29) 厚生労働省「若年性認知症実態調査結果」、2020

在の全国若年認知症連絡協議会（2010年発足）の加入団体は、54団体（2024年）である。また、認知症の人たちが活動できる場所として、2012年頃から認知症カフェが各地で開催されており、全国1,563市町村（89.8%）、8,182カフェ（2022年）で開催されている³⁰⁾。

近年では、認知症のピアサポートの実践が各地で行われはじめてきている。背景には、2019年にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」において、施策の柱の1つに「普及啓発・本人発信支援」が掲げられ、本人ミーティングやピアサポートなどが紹介されたことにある。さらに認知症基本法も後押しをしている。一方、認知症の人たちのピアサポートが可能だということがあまり知られていない現状もある。場所の問題、送迎の問題など当事者が自由に移動できる環境が整っていない中では、当事者が集まることのできる会はそう多くないことが想像される。当事者たちが集まる場が必要とされているが、その数が全国にいくつあるのか正確な調査は見当たらない。

(2) 本人と家族が集まる交流会

本章で例示するのは、2011年にスタートし、本学でスタートした「桃山なごみ会」である。偶数月の第3土曜日午後には若年性認知症の本人と家族が集っている。会自体は、オープンにしているが事前の申し込みをしてもらうことを原則としており、地域の誰もが自由に参加できる認知症カフェと比べると、参加者は限定している。毎回学生を含め、30名程度が参加している。認知症の当事者は4～5名の参加であり、家族は10名程度である。当事者の中には2011年のスタート時から参加の人もいる。地域の専門職（地域包括支援センター、ケアマネジャー、デイサービス職員など）や、地域のボランティアの参加があるのも特徴で、自治体や団体からの見学も受け入れている。学生は教員の所属ゼミ学生（10～15名）であり、教員（非常勤講師も含む）は2～3名が参加している。参加者は、大学がある自治体だけではな

30) 厚生労働省「都道府県別認知症カフェの実施状況」2022

く、近隣市からの参加も受け入れている。会の名前に「桃山」を入れた理由は、「認知症の集まりに参加しよう」と当事者と家族で話すのではなく、大学名を入れた方が家族が当事者を誘いやすいのではないかと考えたことが理由である。

活動は、当事者・学生たちの活動時間と並行して、別教室にて家族だけの話し合い（家族交流会）を持っている。家族交流会には、ファシリテーターとして、教員1名が参加しているが、アドバイス型ではなく、ピアサポートを重視している。家族交流会での話題は、「一人歩き（徘徊）、地域のSOSネットワークなどの情報、症状への理解（暴言など）、生活の中で気をつけていること、本人への説明をどのようにしたらよいか、・・・」など様々である。情報と情緒的な支援の両側面が可能な場となっている。

当事者は学生が考えた当事者活動のプログラムに参加している。学生からは、「当事者ができること、楽しめることを意識してプログラムを考える」「プログラム内容はできるだけシンプルに構成し、盛沢山にならないようにする」「一人で歩いていこうとする人がいて腕をつかんで止めたくなかった。目を合わせて指で指したらわかってもらえた。目を合わせることは大切だとわかった」などの感想が出ており、認知症の人への関わり方を学ぶと共に、毎回のプログラムを企画し、実践することを通して認知症の症状への理解、さらに企画の運営力・実践力を学ぶ場となっている。それに対して、地域の専門職からは、「ゲーム（作業）の目的は人によって違う。その人に合った楽しさを考えられたらよいのではないか。ゲーム性を楽しむ人と動作を楽しむ人がある」（作業療法士）などのアドバイスをもらい、自分たちの活動を客観的に見ることができている。

学生たちは、大学の授業で認知症のことを学び、実習にも行っているが、桃山なごみ会の活動を通して、認知症の人への見方が大きく変わっている。学生たちは、施設で生活している認知症の人には実習で関わったことがあるが、在宅で暮らしている認知症の人との関わりはまずない。会に参加する認

知症の人を通して、認知症になっても楽しみを続けられること、人としてかわることの大切さを学んでいる。

当事者は参加する毎に、学生とのかかわりを楽しみにしている。その中に半年前から参加しているB氏がいる。B氏は、診断後3年程度であるが、病気の告知を受けていない。家族だけが病気を知っており、当事者には病気を隠している。その理由は、病気を知らせるのがかわいそうだということである。そのため、B氏は家族に連れられて会に参加しているが、その会が何の集まりなのか、何をしているかが理解できていない。初回は、緊張した面持ちで参加しており、2回目参加の際は途中で帰ることになってしまった。告知を受けていないと、家族を含め周囲が認知症の症状について触れることができず、当事者も自分で苦しんでいることを隠そうとしてしまうので、人との関わりは当事者にとって大きな壁となる。

会では学生たちが、当事者と活動を楽しむことによって、新しい認知症観を知らずと身につけていっているが、まだまだ地域社会での偏見が大きいことも事実である。

(3) 当事者のグループ

次に紹介するのは、若年性認知症の当事者が集まって活動をしているグループCについてである。Cの母体は、2006年から活動を始めたNPO法人Dである。Dの活動は、当初から若年性認知症の人、初期の認知症の人を対象にしていた。介護保険を利用している人は、介護支援専門員やサービス事業所につながるができているが、認知症と診断をうけた時は、どこに相談にいったらよいのか、今後はどうなるのか混乱に陥ってしまう。39歳でアルツハイマー型認知症と診断された丹野は告知を受けた時の気持ちをこう語っている。「頭の中が真っ白になった」「私の人生は終わりだと思った」「どうしよう、どうしようという言葉しか出てこなかった」³¹⁾。NPO法人D

31) 丹野智文著 文・構成 奥野修司「笑顔で生きる」文藝春秋P 47～48, 2017

は、そういった当事者と家族やその人たちに関わる支援者を支援しようと設立をした。

Cは、当事者たちが偏見をなくす活動をしているが、その理由を説明するには、過去の経緯から説明をしないといけない。少々長くなるが、なぜCが活動を始めたのかということから説明をしていきたい。

NPO法人Dは、活動開始後まもなく、退職した当事者1名をボランティアとして迎え入れた。その当事者を担当していた介護支援専門員から「独居で、どこにも行くところがない、このままでは家にずっと閉じこもってしまうことになる。しかし、病気は初期なので、本人にできることはたくさんあるはずだ」という話を聞いたからである。NPO法人Dの事務所内で、切手貼りや印鑑押しなどの仕事を頼むということで、日中の活動場所（居場所）を作った。その内、人数が増えていき、通ってくる人は入れ替わるが常時5人くらいがNPO法人Dに通い、仲間同士で語らい、外出をしたり、事務作業の補助の活動を行っていた。そして、2014年、NPO法人Dは助成金を受けて、「生きがいのための仕事の間 C」をNPO法人内に立ち上げた。Cでは、主に布を材料とした手芸作品を作る活動を始めた。その作品の販売活動を通じて、世の中に認知症のことをアピールしていきたいという気持ちもCのメンバーから生まれてきた。また、作業をしていく中で当事者同士の対話も増えてきた。そこで、Cの活動日の中で1か月に1回、話し合いを中心にする活動日を設定した。

Cで話し合われたのは、病気についての付き合い方、仲間としての連帯感、そして社会貢献をしたいという希望であった。「働いていたころは仕事を通して社会と関わっていた。今、日本は一億総活躍社会と言われている。自分たちは助けてもらうだけでなく、社会に貢献をしていきたい」というのが当時のCのメンバーたちの主張だった。そこで、Cは、公園管理事務所を訪ね、公園の清掃をする許可をとり、毎週1回、公園清掃を行い始めた。そして、高齢者施設や病院に呼びかけ、車いすの清掃のボランティア（今では

有償ボランティア)を始めた、両方とも、清掃のボランティアであり、手順などに自信がなくても、汚れている箇所を認識できれば、体が動いていくという作業であり、実行機能障害や認知機能障害があっても取り組めるという特徴がある。しかし、何か物足りなさもあった。それは、作業を通しての人とのふれあいである。公園清掃は、公園がきれいになる満足感はあるけれども、直接感謝の気持ちを誰かから伝えられるわけではない。車いす清掃は、施設の人からお礼は伝えられても、その作業を通して人との交流まではいかない。元々車椅子清掃を始めた際には、車いすのエンドユーザーである施設利用の高齢者たちと交流をしたいと考えていたが、コロナ禍での活動でもあり、清掃を屋外でやっていることから、施設利用者との交流は難しかった。そんなある日、Cのメンバー一人に大学での講演を依頼した。いつもの活動では、言葉少なにほそほそと語る人が、学生向けには声をはりあげて笑顔でいきいきと語っていた。それもそのはず、その人は病前には200人の部下をもち、研修などの仕事をしていて人だったのである。

この経験があり、Cでは、子どもたちとの交流ができないか話し合い、その結果として出てきたのが子ども向けの紙芝居の上演である。さっそく紙芝居を購入し、練習を重ね、保育園、子ども食堂、認知症カフェなどで紙芝居を上演した。紙芝居は通常一人で行うものであるが、Cでは、紙芝居での登場人物にそってCのメンバーがそれぞれ役を担当し、数名で紙芝居を上演するという方法をとっている。上演回数が増えると共に、メンバーは担当する役に感情移入ができるようになり、少しずつ上手になっていった。

子どもたちはともかくとして、支援者に呼ばれる際は、「認知症の人でもここまでできる、紙芝居ができるんだ」という理由で、上演の依頼が来るのではないかと感じることも多少あった。事実、メンバーの中には空間失認という障害が出ている人もおり、その人にとって字を読むことはかなりの苦勞である、自分の読む番がきていることがわからない、字は見えていても、読み方がわからないなどの障害がある。メンバーたちは、その人の障害をわ

かっているのです、助けあい、読めた時は喜び合い、メンバーの結束感が高まっていった。

ところで、メンバーはCに通い始める時、抵抗感がまったくなかったわけではない。Cの参加メンバーに通い始める前のイメージを聞くと「Cに集まっている人はみんなヨレヨレで中には暴力・暴言がある人もいるのではないか」「ぼーっとしていて、みんなでお茶を飲んでいるだけなのではないか」と思っていたという回答が返ってくる。当事者自身も内に認知症への偏見を持っているのである。しかし、Cのドアを開けるまではそういった認識であった人も、Cで過ごしてみたら「なんだ、みんな普通の人か。認知症と診断されているのにみんな楽しそうに話している」ということで興味を持ち始める。私たちは考え方や行動が模範となる人物をロールモデルとし、自己成長やキャリア形成をしていく。企業では、後輩が目標とする上司や先輩社員などが該当する。同じように、Cの中でも認知症のロールモデルとなる人に出会い、自分もこの先、笑顔で生きていけるのだという気持ちになることができるのではないだろうか。お互いがエンパワメントしていくと、自分たちが認知症に対して偏見をもっていたように、世の中の人たちには、認知症に対して偏見があるのではないかということに自覚しはじめ、その偏見が自分たちの生きづらさにつながっているのではないかという思いに至ることができてきた。

そこで、次の活動として、自分たちの思いを紙芝居で上演することを決めたのである。まずは、Cメンバーに大学生が聞き取りインタビューを行った。インタビューで聞いたエピソードや当事者の思いを元に、筆者がストーリーを作成し、紙芝居の脚本化、画の作成を行った。ストーリーは、ある若年性認知症の男性が、診断、病気の告知を受け、一時は絶望感を感じたが、若年性認知症のグループと出会い、前を向いて歩いていくといった内容である。その中で強調しているのは、「自分が認知症になってみて、自分の中で認知症へのイメージが変わったことを世間に伝えたい、認知症になったら何

もできなくなるわけではない」という主人公からのメッセージである。ちなみにこの紙芝居を譲ってほしい人が現れたら譲ってもよいかとCメンバーに聞くと、あるメンバーがこう答えた。「その紙芝居を読む人が、認知症の人の症状はこうなのだと決めつけ、ストーリーの中の認知症の人のセリフを極端な表現を使って読むかもしれない。そうすると自分たちの思いは崩れていくので自分たち以外にはこの紙芝居を使ってほしくない」ということだった。認知症の人に対するスティグマと日々戦い続けているのだと思わされる返答である。

先日、Cはある地域の高齢者の認知症の勉強会で、紙芝居をしてその後、参加者からの質問を受けてその場で回答をしていくという対話型の講演会を行った。参加者である地域の男性高齢者からCメンバーに質問があった。「よく認知症の人は徘徊すると言われている。自分はまだ認知症ではないと思っているが、いつなんどき自分でわからなくなって徘徊してしまうのかとても心配だ。それに対してCのメンバーら数人が返答した。「急に自分が気づかないまま、ふらふらと出ていっているのではない。何か理由があって出かけ、道に迷うことはあるが、自覚がないままそういう行動につながるのではない」「自分の好きなことを続けていると、毎日が楽しいです。認知症になっても大丈夫ですよ」と会場に呼びかけ、会場一同、安心した表情になった。

4. あらためて「新しい認知症観」を考える

新しい認知症観の定義を再確認してみよう。「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」というのが、厚労省が示している内容である。この見方がなぜ必要なのか、前章までで説明してきた。

認知症に対するスティグマが社会にあり、当事者にもあり、当事者をとり

まく家族にもある。当事者を傷つけないと思うあまりに、当事者に告知を受けさせないことで、病気の受容ができない当事者がいる。認知症を受容するには、環境が整っていることが必要である。当事者やその家族を支えてくれる環境が必要であることはいうまでもないが、受容は当事者やその家族だけではできない。同じ病気の仲間たちの存在があって初めて受容できる。診断直後の支援が必要な理由は受容の環境を整えるためでもある。その時期を越すと、病気についての意味が理解できないことや、たとえ告知を受けても自分の気持ちを他者に伝えることが難しくなっていく。その場合であっても当事者が理解できる方法で病気のことや今後のことを話す場を作ることが重要である。

2023年12月、レカネマブ（一般名、商品名「レケンビ」）が、保険適用となった。エーザイとバイオジェンが共同開発したアルツハイマー病の新しい治療薬である。アルツハイマー病の原因とされる脳内の「アミロイドβ」というタンパク質に直接働きかけ、病気の進行を抑制することが期待されており、認知症の症状を一時的に和らげる対症療法薬である従来の治療薬とは違い、病気の原因に直接働きかけて進行を遅らせる疾患修飾薬である。早期アルツハイマー病の進行を遅らせることが期待されており、治療の対象も、早期のアルツハイマー型認知症の人である。

今までは自分で認知症を疑っても、病気がわかることを怖れて受診をしなかった人が、この治療が受けられるのであれば、早めに受診をしたいと考える人が多くなっていると医療関係者から耳にした。就労中の人や、認知症を発症していても生活上の困難を感じていない人たちが増えるのではないかということである。

認知症は、生活習慣病の改善や禁煙などの効果もあり、患者自体は減る傾向にあるが、早期に診断を受ける人も多くなってくる。早期に受診をした人が「早期発見・早期絶望」とならないためには、「新しい認知症観」の普及が必要である。そしてその認知症観を広める一番の原動力は、当事者たちの

活動である。支援者たちが「認知症になっても大丈夫な社会ですよ」といくら声高に叫んでも、当事者の「大丈夫です」という一言には勝てない。

5. 終わりに

「新しい認知症観」について述べてきたが、実はまだ筆者のところで、整理できないことがある。「新しい認知症観」は介護をしている家族にはどうひびいているのかということである。家族は認知症の人が生活上でできないことがあると、時間もとられ、心身共に疲れてくる。「住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」と言われても、そのために家族は犠牲にはなりたくない・・・という思いも最もである。「新しい認知症観」で家族は救われないのだろうか。考えていく方向としては、当事者ができないことをすべて家族がカバーするのではなく、家族も当事者と考え、地域や社会が家族を含めた当事者をインクルーシブした共生社会を作っていくことが求められるのであろう。本稿では家族の心情については触れられていないので、次稿で取り組みたい。

The “New Perspective on Dementia” Opened by People with Dementia and Their Policy Participation

SUGIHARA Kuniko

In January 2024, the Basic Act on Dementia for Promoting the Realization of an Inclusive Society (Basic Act on Dementia) came into effect. Alongside this, a “new perspective on dementia” was presented: “Having dementia does not mean one becomes incapable of anything. Even after developing dementia, individuals can continue living in their familiar communities, connected to friends and others, maintaining hope and living as themselves.” However, the reality is that negative perceptions of dementia have not been entirely dispelled.

This paper traces the historical processes through which stigma surrounding dementia has developed. Furthermore, it examines the impact of stigma on individuals living with dementia within two groups the author is involved with, alongside practices grounded in the new perspective on dementia. While participant involvement is essential, the driving force for spreading this new perspective lies with the individuals themselves.

Keywords : Basic Act on Dementia New Perspective on Dementia Policy
Participation Symbiotic Society Stigma

ヒューマンライブラリーの多元的な対話 空間における語りの生成とその効果

—「本」へのインタビュー調査から—

栄 セツコ

キーワード：ヒューマンライブラリー、対話、意識化、
アライシップ、多様性

I. 研究の背景と目的

多様性を認める共生社会を実現するためには、マイノリティの声に耳を傾けるとともに、マジョリティが自らの特権に気づく責任と役割を担うという考え方が重視されるようになってきた。その実装を可能とする取り組みの一つとして、ヒューマンライブラリーがあると考えている。

ヒューマンライブラリー（以下、HL）とは、「生きた本」の人生話を一般の「読者」に聞かせる対話型イベントである（坪井 2018：296）。2000年のデンマークで暴力撲滅のために始まり、今ではマイノリティに対するマジョリティの偏見低減を目指す取り組みとして認識されている。HLは図書館仕様の演劇的仮想空間であり（坪井 2018：306-312）、主に「本」「司書」「読者」の役割を担う人で構成される。HLにおいて、「本」役には社会のマイノリティにある人が、自身の人生のあらすじを書いたブックリストを作成し、自身を選んだ「読者」に自己物語を語りながら、対話を展開していく役割がある。その対話にはシナリオはなく、「本」が主導権をもって読者に即興的

に語りを行う。「読者」役にはブックリストから「生きた本」を借り、その本と「読書」という対話をする役割がある。図書館という設定のため、読者には「本」を傷つけないという利用規約に同意することが読書の前提となる^註。このようなHLの演劇的仮想空間は、「本（マイノリティ）」と「読者（マジョリティ）」の日常的にみられる権力関係を排除して、双方に本来の自己と適度な役割距離を生み、その役割距離が「本」と「読者」の各々に心理的隙間をもたらせ、自己開示を容易にする心理的安全性がある。「司書」役は、HLの主権者として企画と運営を担うことが多く、「本」の選定を行う。また、「本」の語りを編集するとともに、対話が促進する場づくりも担う（坪井 2020：14-17）。

また、東京ヒューマンライブラリー協会の坪井健（2018）は、「本」役と「読者」役の対話条件の最大公約数として、次の四点をあげている（坪井・横田・工藤 2018：296）。①「生きた本」一人に対して「読者」は一人から三人程度の少人数であること、②「生きた本」の人生話は、生きにくさを含む内面の自己開示であること、③「読者」は、「生きた本」を傷つけない限り、何を聞いてもよいこと、④一回の対話時間はおおむね30分程度であること。

このような対話条件を援用しながら、精神障害者に対する偏見低減を目指して、私も精神障害の経験がある人々に「本」の役割を依頼し、HLを開催してきた。当事者の語りは、本人の生活用語で語られることから読者にとってイメージしやすく、苦難に向き合う物語を基に自己省察する機会になっていた。実際、HLの読者（130人）を対象とした調査では、「自分自身について考える機会になった」（54.6%）、「自分自身の視野が広がった」（50.0%）などの感想がみられた（栄 2025）。改めて、私が開催に係わった「本」役の対話に着目すると、読者だけでなく、司書や「本」役同士の対話があることに気づいた。HLでは、「読者」の偏見低減が目的であることから、「対話」

注：同意書の要求はデンマークではなく、日本最初のHLを実施した東大中邑研究室による実施方法である（坪井 2018：12-27）。

は「本」と「読者」の「対話」を指すことが多く、「司書」役や他の「本」との対話について着目されることはあまりない。

そこで、本研究の目的は、HLの多元的な場において、病いを体験した「本」役の対話の意味づけを明らかにすることにある。

Ⅱ. HLにおける対話の場

ここでは、坪井（2020）の『ヒューマンライブラリーへの招待』を援用し、私がHLの開催に携わった経験から、三つの対話の場について紹介する。そのため、本部があるデンマークで開催されるHLの形式をそのまま反映しているとは言えないという限界がある。

先述のように、HLは図書館仕様であり、主に、「司書」役、「本」役、「読書」役を担う人たちが構成される。HLでは、「司書」役の人が主催者や運営者になることが多く、「本」の選定や安全な読書空間をつくる。「本」役は、ブックリストに掲載するタイトルと自分の物語を書いた「あらすじ」を作成する。そのブックリストをもとに、「読者」役は自分が読みたい「本」を選ぶ。次に、「本」役は「読者」役の人たちに自己物語を語り、双方の対話を行う。その一方で、「本」役は「読者」役となって、他の「本」を読むこともある。このような「本」役の人は、ブックリスト作成における司書との対話、読書における「読者」との対話、「本」同士の対話を経験する。以下、これらの対話空間について説明する。

1. ブックリスト作成における司書との対話

「司書」役は、HLを開催するにあたって、自己物語を語る人に「本」役を依頼し、「司書」としてサポートするという契約を結ぶ。「本」役は、一般の「読者」に自己開示する前に、ブックリストの作成や確認などで、「司書」に自己の人生物語を語る機会がある（坪井 2020：72）。その際、「本」役はマイノリティの経験を語るため、辛い体験が蘇ったり、その時の感情が言葉

にできなかつたりすることもある，そこで，「司書」役が「本」役の最初の理解ある「読者」となって，「本」役の人の自己物語を謙虚に聞き，何を核に話をするのか，取捨選択するのかを一緒に考えながら，その人の物語を紡ぎ，ブックリストを作成していく（坪井 2020：79-80）。そのブックリストに基づいて，「司書」役の人に読書のリハーサルをすることもある。「本」役が自己物語をどこまで赤裸々に語るかは，「司書」役との信頼関係や生きづらさの度合いによることから，「司書」役には，「本」役の語りに誠実に真摯に耳を傾けることが求められる。

2. 読書における「読者」との対話

「読者」役は，HLの受付で，図書館仕様の利用規約に同意し，「本」のあらすじを書いたブックリストを受け取る。そのリストのなかから，自分が読みたい「本」を予約し，その予約時間が来ると，指定された場所に行き，30分間の「読書」という「本」との対話を行う。「本」役が初回であったり，不安を抱いていたりすると，「司書」が読書に同席し，サポートをすることもある。一冊の「本」につき，「読者」は一人から三人程度である。「本」役は，多くの本の中から自分を選んだ「読者」役に自己物語を語る。その後，「本」役は「読者」役から質問や意見を受け対話が始まる。「本」によっては，最初から「読者」と対話する場合もある。

3. 「本」同士の対話

私が開催するHLでは，当日に向けて「本」同士がリハーサルする場や，当日に「書庫」と称する「本」同士が憩える場など，「本」同士で語り合える場を設置するようにしている。「本」役を初めて担当する人には，「本」の役割がイメージできるように「読者」役を経験することを勧めている。

Ⅲ. 方法

1. 研究協力者

研究協力者は精神障害当事者の三名である。精神保健福祉領域で当事者の

病いの経験に価値を置き、当事者の語りの活動を先駆的に展開している事業所に、本研究の趣旨を説明し、協力の得られる当事者を推薦してもらった。具体的な選定条件は、次の二点である。一つは、自らのリカバリーストーリーを作り、多角的な場で自己物語を語った経験がある人である。多角的な場とは、支援者や仲間がいる居場所、障害福祉領域の事業所、大学等の教育機関、地域住民に向けた啓発の場などである。もう一つは、HLのイベントで「本」役として参加した経験がある人である。

2. データ収集

研究協力者には、ライフストーリー法を用いて半構造化面接を行った。桜井によると、ライフストーリー法は、「個人がこれまで歩んできた人生全体ないしはその一部に焦点をあわせて全体的に、その人自身の経験から社会や文化の諸相や変動を読み解こうとするもの」である（桜井 2002：14）。この定義をふまえて、本方法を選定した理由は二つある。一つは、病いの経験が本人の生活や人生に与えた影響、その病いの経験を多角的な場で語ることの意義を明らかにするには、ライフストーリー法が適していると考えられる。もう一つは、自身のライフストーリーを語る過程そのものが本人のエンパワメントに寄与できると考えたからである（栄 2018）。そこで、まず、本人が「リカバリーストーリー」と呼称する物語を語ってもらい、次に、その物語の生成過程とHLにおける「本」の経験について回答してもらった。インタビューは一回60分程度であり、本人の同意を得てトランスクリプトを作成した。分析において、データの不足分はZoom等を利用して補った。期間は2024年4月から9月である。

3. データの分析

インタビュー内容を示したトランスクリプトはHLの参加動機、ブックリストの作成、読書における「本」の役割遂行、書庫トークなどの「本」同士の対話にカテゴライズした。

4. 倫理的配慮

倫理的配慮として、インタビュー調査に際して、研究協力者には、研究の目的、方法、回答の自由意思、個人情報の保護、成果報告について説明し、口頭と文書で同意を得た。リカバリーストーリーを語る中で過去の辛い出来事の追体験により、語りたくないことや語れないことは無理に語らなくてよいことや、それによりサービス利用等の不利益がないことを伝えた。インタビュー時には、研究協力者の意思により障害福祉サービス事業所の職員が同席した。研究協力者には、最終のデータを確認してもらった。本調査を実施するにあたり、桃山学院大学の倫理審査委員会の承諾を得て行った（2024-46）。

IV. 研究協力者の紹介：HLの「本」の役割を担うまでの経緯

1. キエさん（仮名）

キエさんは、幼少の頃から対人関係がうまくいかず、「精神障害の総合デパート状態だった」というほどの多様な病的体験をし、精神科病院で「うつ病」と診断される。健康な人というレールから外れた喪失感があり、断続的なひきこもり生活が10年以上続いた。その間、短歌と出会い、キエさんを丸ごと認めてくれる先生が存在を得る。今の状況から脱したいと思い、心療内科を受診すると、「自閉スペクトラム症」と診断され、障害福祉サービス事業所の利用を勧められる。そこで、キエさんは職員と不安を言語化したり、自分と向き合う当事者研究により「ひとりになる病」と自己病名をつける一方で、職員に「短歌が好き」と言葉にできるようになった。それを機に事業所のプログラムに「短歌」ができ、キエさんが担当することになった。このような体験により、対人恐怖が軽減し、他の利用者とも過ごせるようになる。「困ったときに助けてくれる人たちがいて、学べる環境があって、安心して努力できる場所があると初めて気づいた」と語り、自分が与えられて嬉しかったものを今必要としている人に与えられる側になりたいとピアサ

ポーターに挑戦しながら、病いの体験を語る活動を始めた。職員からHLの活動に声をかけてもらった気持ちを尋ねた。

その時は、人前で話できる状態になれていたから。(事業所を)利用した頃は、誰とも喋れない、怖いし……。職員との面談でも話せなかったんですけど、筆談で自分の不安なこと、過去の辛かったことを、ずっと書いていたんです。それが3年間続いて卒業して、別の事業所に行つて、そこで人と一緒に何かをするようになっていた時なので、心の準備ができていた状態だったと思います。

2. ゆいさん (仮名)

小学校の転校時から新しい環境に馴染めず、友だち関係に悩み、不登校を経験する。心療内科を受診し、「うつ病」と診断され投薬を受けるものの薬が合わず、ひきこもりの生活が始まる。今の生活を変えたいと思い、夜間高校に通学するが急激な環境の変化によりストレスフルな状況が続いていた。不安や緊張があるなか、修学旅行で海外に行き、その際に幻聴が出現し帰国後に入院となる。入院治療と家族の見守りにより幻聴が軽減され、安寧な状態となり退院。その後、リハビリテーション施設であるデイケアに通院し、そこで同世代の友達ができ、少しずつ自分の好きな買い物に行くことや人とのかかわりが増えるようになった。その時を振り返り、ゆいさんは「私の世界が動き出し、色がついていった」と語る。「もっと仲間が欲しい、私にも何かできることがあるかもしれない」という思いからボランティア活動を始めた。そこで、精神障害をもつ人々の優しさや思いやりのある態度に触れ、自分のなかにある「精神障害者」に対する偏見や「病いが私なのではなく、病いは私の一部にすぎない」ということに気づき、自分の人生の主導権は自分にあると思えるようになった。それからのゆいさんは病いを隠すことなく、同じ病いをもつ人を支援するピアスタッフとして働く一方で、語りの活動の一環として、HLの「本」役にチャレンジすることになった。

いざ知らない人の前で語るとなると怖さがあるんですけど、やっぱり伝えていかなければ始まらない。伝えたいという思いが勝っていたんだと思います。病いに対して理解ある人が増えると思うと、私が語ることに意味があると思ったんです。「人を病いで見ないで下さい」と伝えたい。高血圧や糖尿病のようによくある病いで、精神の病いもその人の一部と思う人が増えてほしいんです。

3. いたがきさん（仮名）

幼い頃から身体が弱く、高校では「～べき思考」から生きづらさを感じる日々のなかで、ストレスがたまってパニック発作を起こすことがあった。大学に進学しても環境に馴染めず、「死ぬしかない」という恐怖感に襲われていたなか自殺企図がみられ入院となる。その後、精神科に転院となり、「広汎性発達障害」と診断される。入院治療により、少しずつ気持ちも身体も楽になり、作業療法でパソコンのキーに触れる機会を得て喜びを感じるできるようになった。当時のいたがきさんにとって、自身の障害も病気も受け入れてくれた母親の存在により安心感を抱くことができた。退院後、リハビリテーション施設であるデイケアに通い、そこで、多種多様なプログラムに参加するなかで、いたがきさんは自分でできることが増えたり、困った時や悩んだ時は職員に相談できるようになり、「はじめて、生きていきたいと思えるようになった」と語る。その後、障害福祉サービス事業所を利用するようになり、職員や仲間との日常的な挨拶や会話をするなかで、いたがきさんは「人見知りだと思っていた自分が人と話せるようになっていった」と言う。事業所では、社会発信をモットーとしており、いたがきさんは仲間とともにラジオ番組や病いの語りの活動をしている。その一環として、「人間図書館」というHLの活動がある。ある日、「本」役として何を語るのかについて検討する機会があった時、いたがきさんが母親にしか話さなかった「空想の世界」を提案した。その時の心境についてたずねた。

母親から、「空想の世界を外に出してもいいと思うよ」って言われていたので、勇気を出して「空想の世界をテーマにしたい」と希望したんです。・・・中略・・・空想の世界にいるGⅢのキャラクターのイラストをみせると、皆から「興味深い、おもしろい！」って言われたんです。正直うれしかったですね。

以上のように、研究協力者である三名はストレスフルな状況のなかで精神疾患を患い、精神科医療の受診により障害福祉サービス事業所を利用するようになった。そこで、ありのままの自分を受け容れてくれる職員や仲間と出会い、リカバリーストーリーを生成する機会を得た。その後、精神保健福祉領域の専門職やそれを目指す学生などを対象としてリカバリーストーリーを語り、聞き手の好意的な反応を得て自己肯定感の高まりがみられた。そして、職員の声掛けによってHLの「本」役になることにチャレンジしていた。

V. 「本」の役割を担う人にとっての対話空間

1. ブックリストの作成

研究協力者の三名は利用していた事業所の活動の一環として、HLの「本」役を引き受け、ブックリストを作成することになった。坪井によると、ブックリストとは読者が「生きた本」を選ぶためのリストであり、そこには、本のタイトル（カテゴリーを含む）と作者（生きた本の語り手）と、生きた本が語ろうとする内容を100文字程度にまとめた簡単なあらすじ（坪井2018:306）が記載されている。しかし、病いによる喪失体験を重ねてきた当事者にとって、ブックリストを作成することは容易なことではない。

1) キエさん

キエさんは短歌が好きで、その先生から人に伝わる書き方を学んでいた。その一方で、事業所で自分と向き合うプログラムに参加しながら苦悩の体験

を紡いでいた。

もともと文章を書くのは好きだったんです。今まで、ずっと辛かったことを文章にしていたので、リカバリーストーリーとして文章にする方向性が今いちわからなくて、どうやってまとめたらよいのだろうと理解するのに時間がかかってしまいました……………。

そこで、キエさんは「ダークバージョン」と「リカバリーバージョン」の物語を職員に見せ、後者をリカバリーストーリーとして語るようになった。しかし、HLのブックリストの作成に苦戦していた。

リカバリーストーリーは時間制限がないので、書けることを書いて、25分くらいの量になりました。HLだと自己語りりが10分間くらいなので、文章をどう削ればよいか分からず、支援者の方に大幅に削ってもらいました。ここは残す、ここは言わなくても良いと教えてもらい、言い換えで短くして修正していきました。

職員との対話のなかで、キエさんが生成したHLのあらすじは、以下のものである。

闇が深いほど光は眩しい～話せるようになったこと編～ 著者：キエ
人は集団生活をする生き物で、言語コミュニケーションを基盤に生きています。人としての基盤を持ってない自閉スペクトラム症は、勉強ができたとしても、どれだけ生きづらいか、当事者でない方は想像できるでしょうか。私が自閉スペクトラム症の診断を受けた2016年までの人生を簡単にご説明します。そして、福祉施設で出会ったスタッフの方達と歩んで来た軌跡をご紹介します。

2) ゆいさんの場合

ゆいさんは、リカバリーストーリーを作成する際、「どこから手をつけてよいか、何から書いてよいかわからなかったんです」と語り、職員の間

いかけから、一緒に物語を作成していた。

(職員が) 聞いてくれることで、あふれでてきた思いや感情を箇条書きにできたんです。たとえば、「病いのことを隠さないと思えたのは、どんな思いがあったのですか」「いつ頃から思いは変わったのですか」「その時、どんな出来事があったのですか」と聞いてくれることで、その時の思いや出来事を肉付けしていくことができたんです。

ゆいさんに、フレーズが生まれた具体例をたずねた。

「日記に書いた」という文章をみて、(職員の人から)「その日記には何を書いたのですか、その時の思いはどうだったのですか」と聞かれることで、当時の自分を思い出して、自分の感情や思いと向き合いながら、「焦らないで、ゆっくり治せばいい」という言葉が生まれたんです。

このように、ゆいさんは職員からの質問に応答する形で、病いの体験を意味づけながら、リカバリーストーリーを生成していった。そしてHLのあらすじの作成に苦戦しながらも職員と作成していた。

リカバリーストーリーのどこを切ったらよいのか、すごく悩みました。どの言葉が一番伝えたいことに近いのかを考えるのが大変だったんです。

一步踏み出すと世界は変わる 著者：ゆい

現在、病いになって私の人生、結果オーライ!!と、私は、私らしく生きている。そんな私にも、生きづらさを抱え、自分の中に、偏見のある時代もあった。葛藤の日々、自分が一步踏み出すことで世界は変わるということを知ることができた。今の私になれたきっかけや、出会い、私なりの気づきのお話です。

3) いたがきさん

いたがきさんは、事業所のメンバー同士でリカバリーストーリーを共有し

ながら、そのストーリーを学生に語ったり、社会に向けて発信したりしてきた。その工夫についてたずねた。

最初は、職員の方と原稿を作っていました。何がきっかけで自分が変わったのか、どんな思いだったのかとか。できた原稿を事業所で発表して、皆から意見をもらって原稿を練っていました。そこは、「苦勞の部分を出してよい」という安全・安心の雰囲気があるんです。自己開示の経験を重ねて、一般の人にも話せるようになっていくというか。

いたがきさんは、今、「誰を聞き手にするのかで、リカバリーストーリーの中の部分を強調するかが違うんです」と語る。学生を聞き手に語る内容についてたずねた。

学生なら、リカバリーストーリーはきっちりした物語です。時系列を追って出来事を話すという感じです。病気のこと、入院のこと、デイクエアや今の仕事のことも……。学生には、ちゃんと障害のことを知ってほしいので、自分の記憶がなかった経験とか、計算ができなかったことも具体的に説明しています。病気になって、どん底の人生を生きた自分もこんなに元気になることを、これから支援者になる学生に知ってほしいという思いがあるんです。

続けて、いたがきさんにHLで語るストーリーについてたずねた。

人間図書館では、自分が得意とする空想の世界と自分の障害のことを織り交ぜながら語っています。だいたい空想の世界が6で、障害の話は4くらいの割合で話す感じです。空想の世界を紹介するのが素直におもしろいんです(笑)。

以下、いたがきさんのブックリストの内容である。

私の世界は生きている 著者：いたがき

90億年生きている390以上のキャラクターが日常生活を送っている空想の世界。
その世界が自分の生きる支えになっている。

このようなりカバリーストーリーやHLのあらすじの生成について、研究協力者の三名は次のように語る。

キエさんは、今まで、できて当たり前、できないと怒られるという体験があり、それが怖いので「大丈夫です」と言ったり、人に助けを求めずに生きてきた経験がある。その時、ありのままの自分を受け容れてくれる短歌の先生との出会いはカルチャーショックだったと言う。

ほめられて、肯定される、うれしい、安心できる、居心地がいい、こんな言葉を感じるのには生まれて初めてだったんです。自分の弱みを出せたことにも驚きでした。そのなかで、自分は人といたくないわけではないんだということに気づいたんです。

ゆいさんは、職員に質問されながら、病いの体験を意味づけする意義を語った。

質問されると、自分を思い返す良い機会になります。自分を知りたい、気づいていない自分を発見するって感じです。あの時はそうだったんだと腑に落ちることもあれば、知らない自分との出会いもあり、深掘りしてくれることで内面を引き出してもらったり、自分のなかにある偏見を知ることになったり、あ、こんなことを私は思っていたんだって発見することがあるんです。

いたがきさんは、次のように語った。

語りをつくる作業は改めて自分の過去を見直すことができ、自分は何に悩んでいたのか、自分がどんな考えをしていたのかを知ることができ、

こんなことを思っていたんだって気づくことができるんです。あと、語ることで自分に影響があった出来事や考えも整理できるんです。そうそう、本当は話すことが自分は好きなんだということも発見できたんです。

以上のように、研究協力者の三名は、ありのままの自分を受け容れてくれる存在を得て、病いの体験を経験として意味づけし、「リカバリーストーリー」と呼称する物語を紡いでいた。それをもとに、HLのあらすじを生成する過程は、研究協力者に浄化作用をもたし、自己理解や自己発見がみられた。生成された物語は、語り手と聞き手の相互行為による共同生成物と言える。

2. 「読者」との対話空間

HLでは、「読書」という「本」役と「読者」役による対話の時間がある。その場は、「本」役にとって、属性もわからない「読者」との一期一会のライブ感がある図書館仕様の演劇空間の場である。

キエさんは、ブックリストに自身のあらすじというよりは一番訴えたいことを語ったと言う。その場の読者から、「診断名や病気の理解のみでは、その人の生きづらさがわからなかった」「対人関係が苦手でも、人とつながりたいという複雑な思いがあることを知った」などの感想が寄せられた。

(HLを経験して、)一番うれしかったのは、話すことが苦手な私の語りを聴いて、読者の方から感想や質問がたくさんあったことです。その場で、私の語りに興味をもってくれた人がいたことがわかることがすごくうれしかったです。

特に読者から賛同や感嘆の声があがったのは、キエさんが語りの最後に紹

介した短歌だった。短歌の先生から「自分が分かっている、人に伝わる
ことが大事」という言葉を大切に、短歌を詠んでいると言う。

一人では 自分の形が分からない だからあなたと一緒にいたい

いたがきさんは、読者が経験したことのない、自分の大切な空想の世界の
ことを語っている。

初めは空想の世界を話すと、読者にひかれるんじゃないかと不安だった
んですけど、実際語ってみると、読者の方からいろいろな質問があった
んです。それがおもしろかったんですね。自分の得意分野を語るのは単
純にうれしいですよ。

このように、研究協力者は読者が自らの物語に関心を持ち、語りに対する
質問や意見がみられたことに喜びを感じていた。しかし、読者は「精神障害
者」に関する知識を十分持ち得ているとは言い難く、事業所の職員のように
サポータータイプに応答するばかりではない。

キエさんは病いの経験があるからこそ、健常者が使う言葉にニュアンスの
違いを見出していた。

専門職に「こだわりを正すにはどうしたら良いか？」と質問されたこと
があったんです。その人の特性を支援者に受け入れてもらえないのは、
居場所がなくてつらいだろうと悲しく思いました。健常者にとっての
こだわりは本人の美学ですが、自閉スペクトラム症の人にとってのこだ
わりは本人の心地の良さや安心感に繋がるものなので、こだわりという
言葉が誤解を生じさせていると感じました。

ゆいさんも、読者との対話に関して、「心臓が飛びだしそうなくらい、質
問の時間がどきどきします」と言いながら、その難しさを具体的に説明して

くれた。

以前、読者の方に「イメージ」を聞かれたので、病いのイメージだと思っていたら、病いにどんな意味を与えてくれたのかという意図があったんです。うまく答えられないことが心苦しくて、すれ違いがあれば、深掘りするとか、私の語りのあとで、その場が喋り場みたいになるといって思っています。

ゆいさんは、「私と言う本に関心をもって、読者の方は聞きに来てくださっているのです、その出会いを大切にしたい。だからこそ、自分のことをまぢがえないで伝えたい」と語り、具体的なエピソードを教えてくれた。

(語りに)「色のない世界」という言葉を使ったんですけど、時間の止まった色のない世界って、何か感覚的に文字にすると、そういうイメージだったんです。時間が止まる、セピア色なのか、グレーなのかかわからない、それをどうすれば伝わるかなって悩みました。灰色の世界にするのか、色のない世界にするのか、あと砂を噛んでいる味気ないという表現にしようかとか・・・。

読者からの質問に対して、ゆいさんは「ありがたい」と言う。

年数がたつと物語って変わるんですよね。質問されると、次はこんなふうに応えようと、自分の頑張る力になる気がします。それを実際に語ることで自信がつくっていうのがあります。

いたがきさんも、空想の世界のキャラクターの魅力を言葉だけではなく、イラストで説明していた。

この前はキャラクターをスクラップにして読者の人にみせたんです。皆が関心をもってみてくれて、「すごい、興味深い」とか、「一人ひとりキャラクターの服が違うのですね」と言ってくれて、その場のトーク

が楽しかったですね、あつというまの時間でしたよ。

以上のように、研究協力者の三名は読者との対話の場面では、三者三様が内的世界の表現を工夫していた。

ゆいさんは、語りで使用するフレーズを洗練していた。キエさんは短歌を、いたがきさんはイラストを用いて、卓越した才能を発揮していた。このような工夫は、読者が「本」の表紙（タイトル）にもっていたイメージを再考する可能性がみられた。

3. 「本」同士の対話空間

私は、HLの実践では、「本」同士の対話として、一つは同じカテゴリの「本」同士の対話の場、もう一つはHLでみられる多様なカテゴリの「本」同士の対話の場を意図的につくってきた。

いたがきさんは、事業所の職員や仲間で構成されるグループで互いの語りを共有し、その語りを互いにブラッシュアップしていた。近年は、新しくグループに入った仲間の語りをベテラン「読者」として聞くことが増えたという。

メンバーの語りを聞くと、その人のことが知れるし、その人がどうやって困難なことに対処してきたのかがわかるんです。語りをどのように表現しているのかも参考になります。語りをする人間として、人の語りも聞くべきだと思っています。

ピアサポーターを目指すキエさんは自身のリカバリーの進展のなかで、障害や症状の異なる人々との出会いや語りを通して、「ロールモデル」という概念を再考し、新たな認識をしていた。

「ロールモデル」は自分と同じ障害と症状の人だと思っていました。リカバリーが進んで、ロールモデルは、自分がどうリカバリーしたいのか

を先に実践している人のことで、どう生きていきたいかが大事だと思えるようになりました。同じ障害でも症状が人それぞれ違うように、ピアサポーターも人生経験もやりたいことも人それぞれ、互いの違いを受け入れることが必要だと思っています。

以上のように、「本」同士の語り合いは、語り手と聞き手の立場性を往還し、障害や病いを持ちながら自分らしく生きる一歩先行く人たちのモデルや、その人たちのリカバリーストーリーとの出会いがあった。それは、新たな自己発見を促し、自己物語を書き直す機会になっていた。

VI. HLの多元的な対話空間における語りの生成とその効果

1. 抑圧からの解放としての語りの生成

本研究における三名の協力者は、精神の病いの経験とともに、社会の周縁化に置かれ、孤立孤獨な状況を経験した当事者である。今、研究協力者は「リカバリーストーリー」を生成し、多元的な語りの場で多様な自己語りをしながら、その語りの活動の一環としてHLを展開している。

リカバリーを唱える運動は、北欧のノーマライゼーションの思想を先駆けとして、自立生活運動や消費者運動の隆盛とともに、精神科医療における脱施設化運動の展開のなかでみられた。当時の精神科医療における権利侵害に対する怒りや要求が当事者にあり、自身が患者ではなく、一人の人間としての尊厳を取り戻すという当たり前の権利を主張する概念として生まれたのである（Anthony 1993；野中 2006）。精神疾患の経験があるパトリア・ディーガン（Deegan, P. 1988）は、「リカバリーとは病気からの回復ではなく、人々の偏見、医源性の障害、自己決定の欠如、就労の機会、壊された夢の回復である」という。その後、精神疾患を経験した当事者によるリカバリーの手記が公表されるようになり、ブリシア・リッジウェイ（Ridgway, B. 2001）は、当事者の自己物語には独自性を超えた共通性があることを発

見している。それは、絶望から希望へ、障害の否認から受容へ、引きこもりから生きることへの積極的な関与へ、受動的な順応から積極的な対処へ、病者としての自己から肯定的な自己へ、孤立状況から意味や目的がある感覚の回復へ、という変化の過程があった。このような自己変容は、研究協力者の自己物語にもみられた。

では、研究協力者の三名は、どのようにリカバリーストーリーを生成したのだろうか。ここでは、『被抑圧者の教育学』を著した、ブラジルの教育者であるパウロ・フレイレ (Freire, P.) の「生成」「対話」「意識化」「自己解放」といったターミノロジーから検討したい。フレイレは、読み書きができないために社会の周縁化に置かれた人たちの「自己解放」を目指した教育思想を基に識字教育を行った教育者である。

「生成 (generation)」とは、学習者 (被抑圧者) の内面化された抑圧からの自己解放、意識化の喚起の主体という立場に立つ鍵概念である (Freire 2005=2011: 126-130)。フレイレの識字教育で用いられる「生成語」、ポスト識字教育における「生成テーマ」などのように、被抑圧者が自身の言葉や語りを生み出すとともに、抑圧に対する批判的な意識を醸成していくことを示す。その社会変革に必要な意志と力を取り戻す過程を「意識化」と呼び (Freire 1970=1984: 59-62)、教育者と学習者の「対話」、並びに、学習者同士の「対話」によって「意識化」が可能となると主張している (Freire 2005=2011: 277-309)。

こうしたフレイレの「生成」と「対話」の実践枠組みをもとに、研究協力者が抑圧した感情や思いを表出するために自らの声を取り戻し、リカバリーストーリーを語るまでに至った過程について検討する。フレイレによると、教育者は意図的に、学習者が抑圧された感情や思いを語り、社会の不条理に意識を向けるように働きかけると言う。研究協力者は、精神の病いを抱えることで喪失体験を重ねながら、感情や思いを抑圧するなかで、短歌の先生や支援者との出会いがあり、意図的な言語化の促しに触発され、言葉にならな

かった感情や思いに言葉を付与しながら、出来事を意味づけし、その出来事と出来事を紡ぎ、「リカバリーストーリー」と呼称する物語を生成していた。また、フレイレは30人ほどの「文化サークル」のなかで識字教育を行い(Freire 1968=1982: 271-292)、学習者同士の対話のなかで、自分と自分が生きている世界を省察し、より良い社会を目指すという学びを重視していた。研究協力者であるキエさんは障害をもつ人の語りから、ピアサポーターの「ロールモデル」という概念を再考し、新たな認識を得ていた。また、ゆいさんは、「精神障害者」と呼ばれる人とのかかわりにより自分の偏見に気づくことができた。いたがきさんは「語りをする人間として、人の語りも聞くべきだと思っています」と語り、互いの語り合いによる相互研鑽の場の必要性を指摘していた。いずれの研究協力者も当事者同士で共通する生きづらさを分かち合うなかで、孤独感の緩和とともに連帯感が生まれ、自身の物語を書き換えていたのである。

また研究協力者は、社会の周縁化に追いやられた経験があるからこそ、一般市民である「読者」からの自身の物語に関心や肯定的な反応に対して喜びを言葉にしていた。このような支援者との対話や当事者同士の語り合いを経て、リカバリーストーリーが生成される過程に対して、研究協力者は抑圧された感情の吐露による浄化作用、自己発見、自己理解、自己肯定感を語っていた。これらの語り手の有用性をふまえ、坪井(2020)は「本」役を担った当事者を癒すナラティブセラピーの効果をもたらすと指摘している(坪井2020: 83)。

その一方で、フレイレに対する批判として、教育者の学習者に対する優位性が指摘されている(Elias 1975)。それは、面接場面における語りの位相においても同様のことがみられ(栄 2018)、聞き手(専門職)と語り手(クライアント)の関係の面接では、「語らせる者—語る者」という聞き手主導の「支配—従属関係」が生じやすい。専門職が聞きたい内容にクライアントが応答するという関係は、語り手を受動的な「回答の器」(Gubrium &

Holstein 1995=2004) に化す危険性がある。また、学習者同士の教育効果についても、マイノリティのカテゴリが同一というだけで、その集団のすべての成員が個々の苦悩に共感するとは限らない。特に日本のように同調圧力が強い文化では、少数派の声は多数派の意見に流されやすい。さらに、社会が求める語りが「リカバリーストーリー」の場合は、当事者にとって、それ以外の物語を語ることは難しい。近年の病いを経験した当事者による主観的な語りの価値が再認識されてきたことに伴い、当事者が登壇者や講師となって自らのリカバリーストーリーを語る機会が増えてきた。そこには、暗黙のなかでモデルとなるストーリーが期待されることや、その語りの際に対価が発生することで期待された語り以外の物語を語ることが難しい状況が見受けられた。キエさんが生成したもう一つの物語である「ダークバージョンの語り」はその一つの例と言える。また、いたがきさんも、中学生の頃から大切にしている「空想の世界」を事業所の職員や仲間と信頼関係ができるまでは語っていなかったのである。換言すれば、リカバリーストーリーを肯定する語りは、マジョリティ中心の社会構造に起因する語りと言えないだろうか。そこに、誰が「リカバリーストーリー」の著者なのかという疑義が生じ、新たな抑圧構造の存在が浮かび上がる。

2. 抑圧への抵抗としての語りの生成

先述のように、語り手（マイノリティ）と聞き手（マジョリティ）の関係における権力構造に「図書館」という装置を採り入れたのがHLである。HLは、「本」（マイノリティ）が語る物語を「読者」（マジョリティ）が読む（対話）という枠組みである。「読者」が読みたい「本」を選ぶには、「本」の存在があってこそ成立する仕組みとなっている。ここに、HLの独自性があり、立場性の逆転の発想がある。

しかし、「本」と「読者」の対話において、「読者」はリカバリーストーリーを生成する共著者のようなサポーターティブな態度をもつ聞き手であるとは

限らない。対話理論の創始者であるロシアの思想家であるミハイル・バフチン (Bakhtin, M.) は「対話とはお互いを豊かに変えるための『闘い』である」と定義している (桑野 2021)。このバフチンの対話理論を学級経営の観点から研究する田島充士によると、「異質な文化的集団の成員に対して自分の意思を伝え、また自分の発話に対する相手の質問に応じることによって成立する、言語認識の異化を伴う交流を示す」(田島 2018: 74-78) という。一方で、同質な文化集団を背景とする仲間との言語認識の自動化を伴う交流は「会話」としている。この観点到立つと、「本」と「司書」、「本」同士の言語交流は「会話」に近く、「本」と「読者」の対話にはわかりえなさが伴うことが示唆される。実際、私が行ったHLの対話に関する調査でも、「本」役は勇気をもって自らの生きづらさを語ったにもかかわらず、『読者の語りに対する敬意を感じない』『読者からの語りに対する質問がない』『読者が一方的に自分の相談をする』などの体験から、【語りが一方的となり対話は難しい】という意見がみられた (栄 2024)。このような対話の体験をした「本」役の人には疲労感がみられ、継続して「本」役になることに消極的になっていた。

研究協力者も同様の経験をしていた。それでも、ゆいさんは病いを隠すことなく語りの活動を続けることに関して、「やっぱり伝えていかなければ始まらない。・・・(中略)・・・病いに対して理解ある人が増えると思うと、私が語ることには意味があると思ったんです」と語っていた。そして、自身の内的世界を誤って理解されないように伝えるため、語りのフレーズを洗練し、「時が止まる色」を「セピア色」でもなく、「グレーの世界」や「味気ない世界」でもなく、「色のない世界」と表現していた。また、読者からの質問の意図とその質問に対する自分の解釈の違いがあった経験をもとに、その違いを深掘りしたり、語り合えたりすることを提案していた。また、いたがきさんが看護学生に語るリカバリーストーリーには、「病気になって、どんだの人生を生きた自分もこんなに元気になることを学生に知ってほしい」

というメッセージがあった。それには、看護師があきらめずにかかわることで、重篤な患者も人生の主導権を握ることができるというリカバリーの可能性を知ってほしいという、いたがきさんの期待が込められていた。キエさんは、一般社会で使われている「こだわり」という概念が障害当事者の使い方が異なることを指摘していた。障害当事者という経験があるキエさんだからこそ、「こだわり」は正すものではなく、本人にとって安心感になるというメッセージを送ることができるのである。「本」役である研究協力者は、「読者」との対話において、各々が果敢に内的世界の表現を工夫していた。私には、それが社会の抑圧に対する「抵抗」のように見えた。ここでいう「抵抗」とは、社会のイデオロギーやドミナントストーリーを疑い、それらに問い直しを求めるものである。キエさんは自身の思いを得意な短歌に込めて表現していた。ゆいさんはフレーズを自分の言葉に磨き上げ、いたがきさんは読者が経験したことのない世界を色鮮やかなイラストを用いて紹介していた。このように、研究協力者は一期一会の対話において、自らの語りで伝える内的世界の内容、フレーズ、表現方法を熟考し、卓越した才能を発揮することで、「読者」から多様性の気づきや自らの価値観を問い直す感想を得ていたのである。その意味では、研究協力者である当事者は自らのストレングスやレジリエンスを活用し、現代社会にあるドミナントストーリーを批判的にとらえて、オルタナティブストーリーに書き換えることができるエキスパートと言えるのではないだろうか。その声が集まり、重なり草の根活動として動き出す時、社会を改善していく可能性が生まれると考えられる。

3. 抑圧社会から共創社会へ：アライシップの醸成をめざして

本論文の冒頭で、多様性を認める共生社会を実現するためには、マジョリティが自らの特権に気づく責任を担う必要があると述べた。文化心理学者である出口真紀子は、「マジョリティ」側の人たちがもつ「特権」を「あるマジョリティ側の社会集団に属していることで労なくして得る優位性であ

る」と定義する（出口 2021：165）。そして、私たちのなかにあるマジョリティ性とマイノリティ性に対して、「マジョリティ性を多くもった人ほど特権について無自覚でありがちである」とし、「自分は普通であり、自分が変わる必要はない」と思い（出口 2021：165）、自らが差別しているという自覚がないところに問題があると指摘している。そこで、マジョリティの人たちが自らの特権に気づく装置として、HLの可能性を考えてみたい。

第一は、HLは、「本」（マイノリティ）の語りを聞いた「読者」（マジョリティ）が自身のなかのマイノリティ性に気づける装置として機能することができる。HLでは、「本」役が「読者」を目の前にして、自らの生きてきた経験を安心して語ることができる安全な場が保障されている。そのため、「本」役の人も自己開示しやすい環境にある。そのなかで、「精神の病い」という本の表紙（タイトル）が共通している研究協力者の語りに着目すると、キエさんなら短歌を、ゆいさんなら表現の工夫を、いたがきさんならイラストを生かしエンターテイメント性の高い「本」として、世界で一つしかない語りを行っていた。その読者は、研究協力者の「本」の語りに関心や共感のメッセージを寄せていた。私がHLの「読者」に感想をたずねた調査では「自分の視野が広がった」「自分を見つめる機会になった」などの回答があり（栄 2025）、自らと向き合う姿がみられた。読者は、生きている「本」を目の前にして、今まで意識していなかったマイノリティの人たちの存在を知り、マイノリティに対する偏った自己認識を問い直したり、マイノリティの人たちの生きづらさが自分の生きづらさと地続きにあることに気づいたりする機会を得ていた。このことは、「本」の語りはマイノリティとマジョリティという二項対立になりがちな境界線をあいまいなものにし、マジョリティ側にいることすら自覚しなかった人たちが自分のなかのマイノリティ性に気づきを促す可能性があり、個々の複合的なアイデンティティに気づきをもたらす可能性がある。

第二は、HLはマジョリティが自らの特権に気づきを促し、アライシッ

を醸成できる装置として機能することができる。マイノリティである「本」の表紙（タイトル）は、社会の偏見や差別につながっていることが多い。社会の抑圧を経験したマイノリティだからこそ、見える景色や気づきがある。たとえば、いたがきさんは病気が完治する物語ではなく、病いを抱えながら自分らしく生きるというリカバリーの物語を看護学生に語っていた。このことは、いずれ看護学生が看護師になった時に「病気は完治すべきもの」という医療の価値観を疑い、「リカバリー」という生き方を看護方針に生かすことができる。また、キエさんは社会で使われている「こだわり」という言葉が、障害者の「こだわり」と異なることを指摘して、障害者が願う「こだわり」の意味をケアや支援の内容に生かすことができると言える。このように、マイノリティの人たちが抱く生きづらさをマジョリティ側にいる人たちが教えてもらうことで、多様性を認める共生社会の実装に一步近づくことができると考えられる。

しかし、マジョリティ側の人たちはマイノリティの人たちの存在を知る機会すらほとんどない。私が参加したHLでも、マジョリティ側にいる読者から、「初めて多様な『本』と出会った」「知らないことが多くあった」という声が多く聴かれた。「知らない」という言葉は、単に個人の嗜好や関心ではなく、社会の周縁化に置かれた人たちの声を聞く機会がなかったという社会の構造に因るものである。つまり、「知らない」ことが個人の努力だけの問題ではなく、集団や社会の問題として捉えることができると言える。マジョリティの視点によって設計された社会のなかでは、自分のもっている特権性に気づくことが難しい社会構造のなかでこそ、HLを開催する意義があると考えている。それは、マジョリティ側にいる人が自分の特権を自覚するとともに、一人の人間性を「本」の表紙だけで判断するのではなく、その社会構造も含めて一体的に捉える必要性を示唆するものである。

このような自身の特権をマイノリティの人たちに活用する人たちは「アライ (ally)」と呼ばれる。日本ではLGBTQの理解者という意味で独占的に使

われているが、北米ではより広義の概念である（坂本 2021）。ダイアン・グッドマン（Goodman, D.）は「アライとは、公正な社会を実現したいと心から望む人のことである。アライとは、特権集団の人々の中で、自らの意志で被抑圧集団の人々の権利を支持する、あるいは社会的公正を求めて立ち上がることを選択する人々である」（Goodman 2011=2017：233-234）と定義している。このように、アライはマイノリティの声に真摯に耳を傾け、マジョリティ側にいる人たちが気づかなかったことを共有し、社会の抑圧を改善していくよう協働する人たちである。今後、アライシップを生かした人たちが草の根的に増えていく戦略の一つとして、HLの活動が期待される。多様性を認めた共生社会の実装にはマイノリティとマジョリティの共創できる場が必要であり、そこにHLの場が貢献できると考えている。

Ⅶ. 本研究のまとめと今後の課題

本論文では、「本」役を担当した人たち三名のインタビューをもとにHLの多元的な対話空間における語りの生成とその効果について明らかにした。①司書との対話：「本」役の人はブックリストを作成することで、自己理解や自己発見、批判的意識が醸成されていた。②「本」（マイノリティ）と「読者」（マジョリティ）との対話：両者の共通性と相違性の発見と相互理解になっていた。③「本」同士の対話：仲間意識の醸成や生き方のモデルがみられた。以上のことから、「読者」（マジョリティ）のなかにアライシップを覚醒させる機会や場としてHLをあげることができる。

今後、多様性を認める共生社会の実現には、マイノリティが社会構造による抑圧された感情や思いを言葉として生成する伴走者や同様の立場性にいる人たちの存在が必要である。マイノリティの生きづらさを社会構造の歪みと一体化して語り、それに共感するマジョリティ側にいる人たちを増やしていくとともに、その人たちの特権をいかした活動を後押しする制度が不可欠と言える。

最後に、本研究の限界について述べる。本研究のインタビューの研究協力者は三名と少ない。また、三名は障害福祉サービス事業所を利用していることから、支援者や福祉サービスについても肯定的な意見が見られたことは否めない。今後は、マイノリティ側にいる人たちが開催するHLの思いについてもインタビューし、多様性を認めた共生社会の実装に向けたHLの在り方についても分析を深めていきたい。

謝辞

本論文の作成にあたり、インタビューにご協力いただきました、キエさん、ゆいさん、いたがきさん、並びにヒューマンライブラリーを共催くださった皆さまに感謝します。

本研究は、JSPS科研費JP23K01865の成果の一部である。

注：同意書の要求はデンマークではなく、日本最初のHLを実施した東大中
邑研究室による実施方法である（坪井 2018：12-27）。

文献

- Anthony, W. A. (1993) "Recovery from mental illness: The guiding vision of the mental health service system in the 1990s" *Psychosocial Rehabilitation Journal*. 16 (4), 11-22.
- Deegan, P. E. (1988) "Recovery : The lived experience of rehabilitation" *Psychosocial Rehabilitation Journal*, 11 (4), 11-19.
- 出口真紀子 (2021) 「みえない「特権」を可視化するダイバーシティ教育とは？」岩
淵功一編『多様性との対話 ダイバーシティ推進が見えなくするもの』青弓社 165-
174。
- Elias, J. L. (1975) "The Paulo Freire Literacy Method: A Critical Evaluation" *McGill Journal of Education*, 10(2), 207-217.

- Freire, P. 著 柿沼秀雄訳 (1970=1984) 『自由のための文化行動』 亜紀書房。
- Freire, P. 著 里美 実・楠原 彰・桧垣良子 (1968=1982) 『伝達や対話か 関係変革の教育学』 亜紀書房。
- Freire, P. 著 三砂ちづる訳 (2005=2011) 『被抑圧者の教育学』 亜紀書房。
- Gubrium, J. F. & Holstein, J. A. 著 山田富秋他訳 (1995=2004) 『アクティヴ・インタビュー—相互行為としての社会調査』 せりか書房。
- Goodman, J. D. 著 出口真紀子監訳 (2011=2017) 『真のダイバーシティをめざして』 ぎょうせい。
- 桑野 隆 (2021) 『生きることとしてのダイアログ：バフチン対話思想のエッセンス』 岩波書店。
- 野中 猛 (2006) 『精神障害リハビリテーション論—リカバリーへの道—』 岩崎学術出版。
- Ridgway, P. (2001) Restorying psychiatric disability : Learning from first person recovery narratives, *Psychiatric Rehabilitation Journal*, 24(4), 335-343.
- 栄セツコ (2018) 『病いの語りによるソーシャルワーク』 金剛出版。
- 栄セツコ (2024) 「ヒューマンライブラリーの対話に関する一考察—“本”へのフォーカス・グループインタビューから—」 『桃山学院大学総合研究所紀要』 50(2), 47-63。
- 栄セツコ (2025) 「ヒューマンライブラリーの対話の意義—“読者”によるアンケート調査の分析から」 『桃山学院大学総合研究所紀要』 51(2), 19-35。
- 坂本いづみ (2021) 「アライになるために—特集2「共に」へ向けたアライシップ」 『福祉労働』 171, 58-67。
- 桜井 厚 (2002) 『インタビューの社会学：ライフストーリーの聞き方』 せりか書房。
- 佐藤雄一郎 (2021) 「パウロ・フレイレの『対話』の再検討—「生成」を視点として—」 『中国四国教育学会 教育学研究ジャーナル』 26, 57-67。
- 田島充士 (2018) 「仲間を創る「会話」とグローバルにつながる「対話」バフチンの対話理論」 『初等教育資料』 970, 74-77。
- 坪井健・横田正弘・工藤和弘 (2018) 『ヒューマンライブラリー 多様性を育む「人を貸し出す図書館」の実践と研究』 明石書店。
- 坪井健 (2020) 『ヒューマンライブラリーへの招待 生きた「本」の語りがココロのバリアを溶かす』 明石書店。

Narrative Creations in the Human Library's Pluralistic Dialogue Space: Insights from Interviews with "Books"

SAKAE Setsuko

The Human Library (HL) originated in Denmark and has subsequently been implemented globally. It is an innovative approach that engages "readers" from the general public in collaborative conversations with "books" from minority groups, enabling them to learn about these individual experiences and to reduce public stigma and stereotypes. The purposes of this study were to clarify the perceived meanings of book-reader dialogues in the multifaceted HL context and to explore the potential of the HL to promote a more inclusive society. The "books" in this study were individuals with lived experiences mental health of challenges who participated in HL activities. Semi-structured interviews with three participants who served in the book role revealed the following two noteworthy findings. 1) Booklist Creation: Individuals in the book role experienced self-understanding, selfdiscovery, and a sense of empowerment through their dialogues with those serving in the "librarian" roles. 2) Reading Sessions: The "readers" gained an understanding of the structural challenges faced by minorities and discovered aspects of their own minority identities through their dialogues with the "books." 3) Shared Storytelling among "Books": By sharing their stories, the "books" fostered peer solidarity and gained opportunities to develop models for living. For an inclusive and diverse society to be realized, minorities require access to supporters and peers who can help articulate their oftensuppressed emotions and perspectives. Additionally, it is essential to foster allyship between minority and majority groups by promoting awareness that the hardships faced by minorities stem from structural distortions and by cultivating genuine empathy.

Keywords : human library, dialogue, consciousness, allyship, diversity

<研究ノート>

人口減少社会における新規就農と 家族の役割

村上 あかね

キーワード：人口減少，新規就農，ネットワーク，女性

1. はじめに

戦後は産業構造が変化し、農業従事者が減少した。1920（大正9）年には約1,394万人いた農業就業者数は1950（昭和25）年には約1,636万人とピークとなった後、減少を続け、1985（昭和60）年には約485万人、2000（平成12）年には約285万人、2020（令和2）年には林業とあわせて約199万人となった（総務省統計局「国勢調査」）。

ふだん仕事として主に自営農業に従事している基幹的農業従事者については、2015（平成27）年は175.7万人であったが、減少を続け2024（令和6）年には111.4万人となり、従事者の平均年齢も67.1歳（2015年）から69.2歳（2024年）へと上昇している（農林水産省大臣官房統計部）。紙幅の都合で詳細な数字は省略するが、農家戸数も減少し、荒廃農地や耕作放棄地は増加している。若い雇用就農者は離職も多く、農業人口の減少をカバーできていない（松久2016）。このような「農業離れ」は子どもが農業を継がなくなったり、兼業化したりすることと関連している。家族形態と就業形態が変

わり、土地を持つ意味も大きく変わってきた（堤 2009:83）。

そこで農業に新たな担い手が参入することが政策的に期待されている。新たな担い手は新規就農者や新規（農業）参入者と呼ばれることもある。島（2014:4）は広義の捉え方を「農業に新たに携わることとなった者」としたうえで、自身の研究では「農家、非農家の出身にかかわらず、経営を新設して創業し、就農するケース」と定義している。

「農業に新たに携わることとなった者」という広義の捉え方に基づき、どのような人たちが新規に就農しており、どのような課題に直面しているのかを明らかにするのが本稿の目的である（ただし、雇用労働者は除く）。本稿の第2節では政策と公的統計データを確認し、第3節では新規就農者へのインタビュー事例を紹介し、第4節でまとめる。

2. 新規就農の促進と実態

1961（昭和36）年に制定された「農業基本法」から約40年後の1999（平成11）年に「食料・農業・農村基本法」が制定された。この法律は（1）食料の安定供給の確保、（2）農業の有する多面的機能の発揮、（3）農業の持続的な発展と、（4）その基盤としての農村の振興、を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としている（農林水産省）。

同法では農業の担い手確保について定め（第1章総則第5条）、国や地方公共団体の責務についても触れている（第8条・第9条）。新規就農については、第33条1項で「国は、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上や、新たに就農しようとする者に対する農業技術や経営方法の習得の促進、その他必要な施策を講ずるものとする」とある。

この法律に基づき、政府が5年ごとに策定する「食料・農業・農村基本計画」の変遷を確認すると、2000（平成12）年には、「効率的かつ安定的な農

業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上や、新たに就農しようとする者に対する農業技術及び経営管理手法の習得の促進等の施策を講ずる」とある（農林水産省 2000:33）。

小泉純一郎政権下の 2005（平成 17）年では、「担い手の明確化と支援の集中化・重点化」という姿勢が明確になり、その対象として認定農業者制度の活用推進が謳われる。いわば「選択と集中」である。と同時に新規就農については、「就業形態や性別などを問わず、新規就農を促進し、幅広い人材の確保を図る」と記される（農林水産省 2005:39-40）。

ところが民主党政権下で 2010（平成 22）年に発出された計画では、「……これまでの農政の反省に立ち、……大幅な政策の転換を図らなければならない」とまえがきで述べられ、戸別所得補償制度が導入された。しかし、「意欲のある農業者」「農業経営」という言葉も散見され（農林水産省 2010:25-26）、新自由主義的な路線が大きく変わったわけではない。

2015（平成 27）年の計画では、「認定農業者（効率的かつ安定的な農業経営に向けた経営改善計画について市町村の認定を受けた農業者）、将来認定農業者になることが見込まれる認定新規就農者（経営発展の目標を持って新たに農業経営を始めるための就農計画について市町村の認定を受けた農業者）、将来法人化して認定農業者になることも見込まれる集落営農に対し、重点的に経営発展に向けた支援を実施」と記述されていることに加えて、農業経営の法人化の加速が目標となっている。さらに「青年層の農業就業者を増加させていくことが喫緊の課題」「経営感覚を持った人材の育成・確保」「次世代の担い手への円滑な経営継承」「企業の農業参入」などの記述もある。さらに、農地の集積・集約化、収入保険制度の普及・促進、先端技術の活用、スマート農業、気候変動への対応、障害者や生活困窮者の自立を支援するための福祉農園といった文言も出現している（農林水産省 2015:42-55）。

2024（令和 6）年に改正された「食料・農業・農村基本法」の理念は（1）食料安全保障の確保、（2）環境と調和のとれた食料システムの確立、（3）多面

的機能の発揮, (4)農業の持続的な発展, (5)農村の振興が基本理念となった。この改正基本法に基づく計画(2025(令和7)年)では新規就農者に関する記述は目立たなくなり、「地域社会を維持していくためには、農村内部の人口の維持と、農業・農村に関わる農村外部の多様な人材(農村関係人口)の拡大が重要」とされ、民間企業の参画促進、地域おこし協力隊の農業への従事、二地域居住の普及・定着、通いによる農業参画、農副連携の推進、地元の建設業者やIT事業者などによる農業支援サービスの提供などが目指されるようになった(農林水産省2025:107-109)。

このような方針転換は、新規就農者に対する支援や事例紹介の努力にもかかわらず、新規就農者の増加が少ないことによるものようだ。農業高校の卒業生の約半数は進学し、農林業に就業した者は2.6%にとどまる。農業大学校は定員を下回り、卒業生の就農率も50%をわずかに上回る程度である(農林水産省経営局就農・女性課2025)。

表1 就業形態別新規就農者数の推移

年度	計	うち49歳以下	就業形態別					
			自営農業就農者	うち49歳以下	雇用就農者	うち49歳以下	新規参入者	うち49歳以下
平成19年 2007年	73,460	21,050	64,420	-	7,290	-	1,750	-
平成20年 2008年	60,000	19,840	49,640	-	8,400	-	1,960	-
平成21年 2009年	66,820	20,040	57,400	-	7,570	-	1,850	-
平成22年 2010年	54,570	17,970	44,800	-	8,040	-	1,730	-
平成23年 2011年	58,120	18,600	47,100	-	8,920	-	2,100	-
平成24年 2012年	56,480	19,280	44,980	-	8,490	-	3,010	-
平成25年 2013年	50,810	17,940	40,370	-	7,540	-	2,900	-
平成26年 2014年	57,650	21,860	46,340	-	7,650	-	3,660	-
平成27年 2015年	65,030	23,030	51,020	12,530	10,430	7,980	3,570	2,520
平成28年 2016年	60,150	22,050	46,040	11,410	10,680	8,170	3,440	2,470
平成29年 2017年	55,670	20,760	41,520	10,090	10,520	7,960	3,640	2,710
平成30年 2018年	55,810	19,290	42,750	9,870	9,820	7,060	3,240	2,360
令和元年 2019年	55,870	18,540	42,740	9,180	9,940	7,090	3,200	2,270
令和2年 2020年	53,740	18,380	40,100	8,440	10,050	7,360	3,580	2,580
令和3年 2021年	52,290	18,420	36,890	7,190	1,570	8,540	3,830	2,690
令和4年 2022年	45,840	16,870	31,400	6,500	0,570	7,710	3,870	2,650
令和5年 2023年	43,460	15,890	30,330	6,420	9,300	6,880	3,830	2,590

※「新規参入者」は、平成26年から「共同経営者」も含めた定義に変更されている。

平成22年・23年・26年は、東日本大震災の影響による一部地域除外があり、令和5年度は石川県の一部市町が調査対象外。

注:「農業構造動態調査」、「新規就農者調査」(農林水産省)より

「新規就農者調査」¹⁾によれば、新規就農者は2007（平成19）年には73,460人、2015（平成27）年には65,030人、2019（令和元）年には55,870人、2023（令和5）年には43,460人である。49歳以下に限るとさらに少なくなり、2023（令和5）年は15,890人ととどまる（表1）。

ただし、新規参入者は親元就農者とは異なる特徴を持つため、一般社団法人全国農業会議所全国新規就農相談センター（2025）は、就農後おおそ10年の新規就農者と親元就農者を比較している。

同調査によれば、新規参入者の就農地は関東・東山地方が約3割と最も多い。「農家出身ではない者」が8割を超える。一方、親元就農者は東北と九州で半数以上を占め、農家出身者が7割を超える。年齢については新規参入者よりも親元就農者のほうが29歳以下で就農したケースが多い（それぞれ13.0%、27.3%）。

しかし、両者には共通点もある。「祖父母が農家」の人はいずれも2割弱いる。新規参入者も親元で就農している者も男性が85%以上を占め、約7割に配偶者がいる。配偶者と一緒に農業をしているのはそれぞれ47.5%と40.6%である。最終学歴も「大学・大学院（農学系以外）」や「高等学校（農業高校以外）」が多い。ただし、「大学・大学院（農学系以外）」については新規参入者の方が38.5%、親元就農者は24.8%と違いがある。就農前の職業はいずれも製造業が2割弱である点も共通するが、新規参入者は「農業」が15.6%、親元就農者は「学生」が10.9%である点是对照的といえる。

販売金額第1位の経営作目についても、新規参入者では割合が高い順に施

1) この調査では新規自営農業就農者、新規雇用就農者、新規参入者の3者を新規就農者と定義する。それぞれ個人経営体の世帯員、法人等に常雇いされて農業に従事することとなった者（技能実習生などは除く）、土地や資金を独自に調達し、農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者（新規参入者については相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く）である。個人経営体とは個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。農林業経営体とは農産物や林産物の生産、または委託を受けて農林業作業を行う者で、生産・作業に係る面積や頭数などが一定の基準に該当する事業体をいう（農林水産省）。

設野菜、露地野菜、果樹であるのに対し、親元就農者では果樹、施設野菜、露地野菜の順となる。上位3つについては順位が異なるだけだが、新規参入者と親元就農者との大きな違いは水稻等の割合の違い（それぞれ6.3%、18.1%）にある。

就農理由（複数回答）は、「自ら経営の采配を振れるから」が新規参入者では5割を超えるが、親元就農者は約4割である。また、新規参入者は親元就農者よりも「農業が好きだから」「田舎暮らしが好きだから」「有機農業をやりたかったから」「会社勤めに向いていなかったから」「都会の生活に向いていなかったから」と答える傾向が高い。一方、「農業はやり方次第でもうかるから」「時間が自由だから」などは、新規参入者と親元就農者では大きな違いがない。

経営面の課題については両者とも「資材費等の高騰」「所得の少なさ」「自然災害」「設備投資資金の不足」「労働力不足」を挙げ、生活面では「思うように休暇が取れない」「健康への不安」（労働のきつさ）、「子供の教育・保育」を共通の課題として挙げている。

新規参入者の農業との関わりは、「農業体験」（27.3%）、「市民農園・貸農園」（9.9%）が多く、就農時に苦労した点は、「農地の確保」「資金の確保」（いずれも70%以上）「営農技術の習得」「住宅の確保」について挙げる割合が高かった。

3. インタビューの結果から

以上の調査結果を踏まえ、どのような人たちが新規に就農し、どのような課題に直面して、それをどう乗り越えたかをインタビュー調査から明らかにする。対象者の属性は表2のとおりである²⁾。

2) 2024年2月のCさんご夫婦およびDさんご夫婦（本稿では省略）のインタビューは西村教子氏（公立鳥取環境大学）と仙田徹志氏（京都大学）と共同で実施したものである。

表2 インタビュー対象者の属性

対象者	性別	年齢	出身	就農地	形態	作物	家族構成	インタビュー時期
Aさん	男性	40代後半	関東	北陸・東海・東山	自営農業就労者	野菜	単身	2022年8月
Bさん	男性	30代	近畿	近畿	農園経営	野菜	夫婦+子ども	2024年2月
Cさんご夫婦	男女	50代	関東	中国	農園経営	果樹	夫婦+子ども	2024年2月

【事例1】野菜を作っていたものの現在は辞めたAさん（完全新規参入型）

40代後半のA氏は関東圏のとある市の出身である。現在は中部地方（北陸・東海・東山）にある小さな町に約10年前から住んでいる。〔平成の大合併があった〕小さな町だが、必要な施設があり、住みやすいという。3反くらいの農地があり、畑は自分の住んでいる町以外にも分散している。

もともと実家は農家ではないし、広い面積の土地を借りることもできず、ハウスもない。まず地元で「師匠」について技術を習得した。根菜、葉物、果菜など20種類弱を農協に卸さず、個人に直接販売していた。半農+半Xという感じ。

農業を志したのははっきりいつからとは言えないが、20代中頃くらい。学生のころから環境問題に関心があった。会社勤めをしていたが、環境に悪いことをしているのではないかと感じるがあった。

東日本大震災で原発事故があったため、基準をクリアしていても作物が売れなくなったことが移住のきっかけである。家は自治体の空き家バンクを利用して借りた。古民家なのでとても寒く、近くのホームセンターで資材を買ってリフォームしている。土地は人づてで借りた。移住して地域の仕事をするなかで人と知り合った。この地域でうまくやってこられたかわからないが、町内会の人は受け入れてくれる。地域の人々は勤勉で、大学に行く人も多いが、自由な考えを持っている。自分自身に力をつければ、型にとらわれずにやっていけるという自信や安心感があるようだ。

農業を一人でやるのは難しいので、県外から来た（ほかの）人たちと協力した。リーダーがいるわけではなく、お互いに融通しあったり、発送も協力したりするネットワークを作った。こういうスタイルは珍しいと思うが、必

然的にこのような形になった。長い期間つきあってきたわけではないが、信頼できる人たちで、任されたり、頼ったり、壁を作らず、腹を割って話す関係である。1年くらいしないうちにやっているとあった。

少量多品種で野菜などを作り、関東に持って行って個人に売っていた。ただ、コロナのために県を越えての移動ができなくなり、販売ができなくなった。コロナがいつ終わるかわからず、収入はおととしから途切れ気味なので、現時点では農業はしておらず、最近では獣害対策の罠を作る会社で働いたり、ボランティアをしたり、町内会の仕事をしている。町内会の葬式の会計もしたことがあるが、よそから来た人に会計を任せるなんてと別の地区の人からはかなりびっくりされたようだ。獣害は深刻で、全国から引き合いがある。フェンスや罠だけではなくAIを駆使して対策をとるようになってきている。農業に貢献できるように、罠以外のこともしたい。遊んだり酒を飲んだりする暇はない。

県外から来て農業を始めた同じような人たちが集まる。なかには完全に撤退した人もいる。奥さんが寒さについていけなかったという理由で出ていった人もいるが、別の場所でまた農業をしている。会社に勤めていれば確実に収入が入ってくるので、両親は心配したと思うが、それでもあまり口をはさまず見守ってくれていた。(いまは)長年やっているので心配はしていないようだ。

行政には期待していない。助成金も受けていないし、受けることを考えたこともない。あるとすれば、土地と新規に農業をしようとする若い人を結びつけるシステムが必要だ。空き家バンクの農地版があればよいと思う。もともと環境問題に関心があるので、地球規模の大きなことについて、生活の中でどうしたらよいか考えたい。日常生活で小さなことでも環境負荷が少ないようにしていきたい。

【事例2】結婚を機に自営業をやめて農業（自営）をすることになったBさん（拡大家族型）

高卒後、両親が営んでいた自営業を継いだ。お客さんが紹介してくれた女性が現在の妻で、婿入りした。現在は妻の実家の隣にある家に住んでいる。付き合っている時にこのような場所で生活したいと思ったのがきっかけ。妻のきょうだいは女ばかりで跡継ぎがいなかったのもったいないと感じたし、田舎でのんびりとした生活をしたいという気持ちがあった。思ったらすぐに行動するタイプなので、見切り発車のような感じになった。妻の両親は泣いて喜んでくれたが、自分は長男だし、店も改装したので、自分の父親はあまり良い顔をしなかった。それでも、業界の状況を考えると、農業の方が圧倒的に将来性がある。成功するかどうかは人次第ではないか。

妻の両親の農園を継いだので、持ち出しはない。農園は別々で同じ野菜を作っているが、土壌の関係で品種は分けている。今作っている野菜は収益性が高く、借金を返しながらやっつけていける。出荷は農協が中心だが、マルシェに出したり、個人に送ったりもする。送ってもらっておいしかったと感じた人が、今度は別の人に送るために買ってくれる。

土地は16アール。収穫は妻のママ友3~5人やInstagramで募集した人に、融通が利くようにパートをお願いしている。

独学もしたが、県の経営塾の友人・知人と助け合いながら、さまざまな活動を展開したり、スマート農業を実践したりしている。JAの青年部にも加入して活動し、勉強も続けている。コンサルティングも取り入れようと考えており、コンサルタントが書いた農業に関する本も読んでいる。最新の技術も導入したい。

農協は経営の実態を知っているのも、融資してくれる。国や県の補助金も多い。周りで離農した人は知らない。災害補助や売上補償の保険もあるし、最近の箱型ハウスは丈夫なので、まずダメにならない。コロナの影響はとくに受けていない。

人生の転機は親の離婚だと思う。母親が離婚して家を出て行って初めて店の帳簿を見るようになり、借金の多さを知って「なんで俺だけ（こんな苦勞

をしなきゃならないんだ)」と思っていた時に、前の職場の先輩が声をかけてくれて励ましてくれて、気持ちが切り替わった。何年か経つたびに「頑張らないとあかん」と思うようなことが巡ってくる。

土地は跡継ぎのいない人から借りてもいる。軋轢を生まないように賃料を支払えば相手にもメリットがある。土地をさらに増やして売上も現在の1.5～2倍にしたい。若い人と一緒に育ちたいので、農業をやりたいと言われたら応援するつもりだし、農地を返してほしいと言われたら返すつもりだ。福祉就農も考えている。農協の若い職員さんを誘って研修に出かけたりもする。

休みは日・月。キャンプや釣りが趣味だが、なかなか時間が取れない。(小さい子どもが2人いるが)子どもにはやりたいことをやらせてあげたい。国などに期待することは特になく、若手からの要望には柔軟に対応してほしいと思うくらい。

【事例3】サラリーマンを辞めて引っ越して農業を始めたCさん夫妻（夫婦家族型）

【夫】サラリーマンをしていたが、近くの農家から農地を借りて菜園を始めたらハマった。地元では農地を借りるのが難しかったし、自分が作りたい果物はすでに作っている人たちがいるので、今の土地を選んだ。

【妻】夫は朝早く出て深夜に帰ってきてお金は入るけれども楽しそうではなかったのも嫌だと思った。異動の話が出たのをきっかけに辞めた。私も働いていて満員電車に乗り、60歳まで働くのはどうかと思っていた。経理の経験も生かせるし、体を動かすことも好きだったので、農作業には心配はなかった。

【夫】自分の父親は仕方ないだろうという感じだったし、同僚からはあまり反応はなかった。親は今でも売り上げについて聞いてくる。

【妻】子どものことが気になったが、お父さんがやりたいならと言ってくれた。友達は、多分大丈夫だろうけど寂しいという反応。孫を生きがいにしていた親にはなかなか言い出せなかった。生活も心配していたので、補助金や貯金について説明したら反対はしなかったが泣かれた。家族にも親戚にも農業関係の仕事をしている人はいない。

【妻】夫が一足先にここに来て研修を受けた。近所に気の合う人がいたので、スムーズに地元での生活をスタートできた。その後、研修期間中に子どもたちと引っ越し、子どもが幼稚園に行っている間、自分はアルバイトをしていた。息子は転校したけれど、すぐに友達もでき、トラブルもなく、おかげで頑張れた。子どもはもう大きくなった。

苦労したのは家探し。紹介された空家はとても住める状態ではなく、リフォームにお金をかけることもできなかったのもので、最初はアパートを借りた。今住んでいる家は家賃が高いので、一度断ったら大家さんが地域に根付いてくれそうな家族に貸したいと言って、家賃を下げたので決まった。家が決まって農地も決まったことで、生活の見通しが立ってきた。

【夫】研修は2年間で給料も出たが、農業法人の従業員のような感じで自分が作りたい果物の研修はなかったのもので、合間を見て先生に相談しながら勉強した。このような研修に疑問を持つ子もいて、最近はやり方も変わったようだが、僕は良いように捉えている。遅れをとらないようにスピード感を持って動けたのは良かったが、忙しかったのでとても痩せた。

それまでの農園を継承する話もあったが、自分たちで一からやると決めたので好きな品種を選べた。最初はみんなから無理だと反対されたけれども、一生懸命開墾して土壌改良も行い、なんとか形になってきている。でも、良い感じにするにはまだ時間がかかる。今の場所に決めたのは、見晴らしがよく、商圏となる県外への交通アクセスも良いため。

【妻】周囲の人から教えられたので、研修中から（夫は）地域の役を務めてきた。私はもともとそういうのは嫌ではなく、参加すれば知り合いや友達も

できると思っていた。ただ、最初はなぜ来たのか、東京のほうがいだろう、農業は遊びではない、子どもがかわいそうだという意見もあったので、失敗しないようにと最初は働きまくって無理をした。今では応援してくれるし、最初からよく来たと言ってくれた人もいる。市の担当者も積極的に動いてくれる人とそうでない人がいて、積極的な人が異動してしまうとスムーズにいかなかった。それでも順調に進んでいるので、感謝の気持ちはある。

うまくいっていない人もたくさん見てきた。そういう人は田舎に暮らしてのんびり農業したいというイメージがあるようだ。農業を新規に始めるのは本当に大変で、私たちは農地を親から受け継いだわけではないし、軌道に乗るまでは動くしかない。天候次第で土日も働くしかない。子どもの習い事の送り迎えもあり、よく動いていたと思う。

【夫】【妻】最初は野菜を作った。就農してから1~2年目は大変だったけれども、果物が収穫できるのは3~4年目からで、想像以上に売上がよくて、いけるなと思い始めた。値上げもできていて、需要に対して供給が足りなくていつも断っている。欲しいという人に送れるかどうか心配で、収穫中はいつも寝られない。

ここに来る前からどうやって売るか準備していて、ブログを開設したところ読んだ人から注文が来た。買った人が人にあげて、その人が美味しかったからと言って拡がる。電話やFAXで注文する年配の裕福な方が多いようだ。インスタやFacebookなどのSNSは思ったより反応がない。ネットでも販売したり、ふるさと納税にも出したりしている。やりがいだけでは生活が回らないので、収入も伴わないといけな。忙しくてもお金になるから頑張れる。

収穫期には妻のママ友やよそで働いている人が副業申請してアルバイトに来てくれる。時折、新規就農希望の子が来て従業員にしたいくらいまで育ったのに、独立するといって来なくなる。もう一園作りたいが、収穫の余力がない。2人で七反は回せそうだが。

コロナの時は感染が心配でマスクをしたり、アルバイトの人に県外には行かないでくださいと言ったり、子どもに学校を休ませたりしたけれど、売り上げは逆に良かった。ただ、異常気象でひどい目に遭っている人が毎年いる。収入保険に加入しているけれども怖いし、(複数の)借金が被らない時期に来たので、違うものも作っている。JAの窓口で日本政策金融公庫の融資(新規就農者向け・無利子)を利用している。

今は35年契約で農地を借りている。近所の人からは土地を買ってほしいと言われるが、断っている。昔はぼーっとする時間がほとんどなかったが、今は落ち着いてきた。農家としては、朝はゆっくりしている。あと30年くらいは農業ができそうだ。

以上が3ケースへのインタビューである。本研究の問題意識に対応したヒアリング対象者を探すことが困難であり、妻の親の農業を引き継いだケースもあるが、親とは別の作物を栽培していたり、農園を分けるなど新規就農に近いといえそうである³⁾。野菜を栽培していたり、妻と一緒に農作業をしていたりするなど、先行研究にみられる新規参入者の動向と一致している。

4. まとめ

本稿では、農業の担い手の減少・高齢化に対して、新規就農をめぐる政策や実態を確認したうえで、インタビュー調査の結果をまとめた。順調に経営しているケースは研修を受け、補助金や融資を受けて面積を拡大し、効率性を重視するなど意欲的であり、政策目標と方向性が一致しているといえそうだ。新しい販売スタイルをとりながらも農協と取引もしている。他方、農業をやめたケースは自治体の研修を受けておらず、農協との取引がなかったう

3) 本稿では省略した1ケース(家族経営から法人経営に移行したケース)は、親も農業を営んでいたが、親とは別の作物を作っていた。また、新規就農にあたって親から援助を受けたという語りはなかった。

えに、東日本大震災や新型コロナウイルスの影響を受けるなど不運も重なった。もっとも、農協や自治体のサポートがどのくらい充実しているかは地域や担当者によるとの指摘が別のヒアリング対象者からあった。

今回インタビューしたケースはいずれも参入期から軌道に乗るまで懸命に働き、同業者とのネットワークも築いている。また、福田・長坂(2020)が指摘するような、移住者による地域生活の継承と地域活動の再編やネットワーク化も伺えた。

それでもなお重要なのは女性(妻)の役割である。農地を借りたり、収穫期のアルバイトを確保したり、地域との関係を築くにあたって彼女たちが果たした役割は小さくない。今回インタビューをしたケースでは夫婦が協力して農業に従事していた⁴⁾。しかし、日本では「農家」という表現が用いられることが多く、女性には男性とは異なる課題があることが不可視化されている(船田クラーセン2019)し、国連女性差別撤廃委員会は日本の農山村の女性の置かれている状況に懸念を示している。女性の状況についてはすでにいくつかの研究があるが、今後の課題としたい。

【謝辞】本研究の実施にあたってはインタビューに答えてくださった新規就農者の方々、また新規就農者の方々をご紹介くださったり、政策・研究動向についてお話を聞かせてくださったりした方々に厚く御礼申し上げます。本研究はJSPS科研費19K02080、24K05312の助成を受けたものである。本研究の実施にあたっては桃山学院大学の研究倫理審査委員会の承認を受けた。

4) 本稿で省略したケースでは最初は妻も農作業に従事していたが、規模拡大にともない妻は管理労働に従事している。なお、この事例では、会社形態として合同会社を選択しているが、夫の意向もあり、夫婦で代表社員となっている。また、規模拡大にあたり、農地貸借が必要となるが、貸借を円滑に進めることができたのは、近隣農家に対する妻の日常的なネットワーク形成が大きかったという話も聞くことができた。

参考文献

- 福田恵・長坂格, 2020, 「山間地域における移住者の社会的役割—その継承と生成に注目して」『日本の科学者』569:17-23.
- 船田クラーセンさやか, 2019, 「小農の権利に関する国連宣言」『よくわかる国連「家族農業の10年」と「小農の権利宣言」』農文協, 75-103.
- 一般社団法人全国農業会議所全国新規就農相談センター, 2025, 「新規就農者の実態調査 令和6年度」(<https://www.be-farmer.jp/research/statistics/>).
- 松久勉, 2016, 「農業における雇用の動向と今後」『日本労働研究雑誌』675:4-15.
- 農林水産省「農業労働力に関する統計」(<https://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/08.html>).
- , 「食料・農業・農村基本法」(<https://www.maff.go.jp/j/basiclaw/>).
- , 2000・2005・2010・2015・2020・2025, 「食料・農業・農村基本計画」(https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/).
- , 「用語の解説と2020年農林業センサスにおける農業経営体の概念」(https://www.maff.go.jp/chushi/info/toukei/attach/pdf/20_cenkozo-16.pdf).
- 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室, n.d., 「農業構造動態調査結果」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00500211>).
- , 「新規就農者調査」(<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sinki/>).
- 農林水産省経営局就農・女性課, 2025, 「農業教育について」(https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/attach/pdf/index-88.pdf).
- 島義史, 2014, 『新規農業参入者の経営確立と支援方策——施設野菜作を中心として』農林統計協会.
- 総務省統計局, 「国勢調査」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200521&tstat=000001011777&cycle=0&tclass1=000001011807&tclass2val=0>).
- 堤マサエ, 2009, 『日本農村家族の持続と変動——基層文化を探る社会学的研究』学文社.
- (ウェブサイトの閲覧日はいずれも2025年9月29日)

<研究ノート>

災害時におけるソーシャルワークの 展開過程に関する研究

平野 裕 司

キーワード：ソーシャルワーク，災害時におけるソーシャルワーク，
被災者支援

I. はじめに

近年、度重なる災害の発生に伴い災害時におけるソーシャルワークの必要性・重要性について認識されるようになった。我が国では、1946年に発生した南海地震や1947年のカスリーン台風、1948年の福井地震と立て続けに発生した災害を踏まえて、1947年に災害救助法が制定された。その後も、消防法（1948年）、水防法（1949年）、建築基準法（1950年）が制定された。

しかし、このような社会的背景の中で発生したのが伊勢湾台風（1959年）である。台風は名古屋市を直撃し、死者・行方不明者5,098人、負傷者38,921人、家屋被害833,965戸、浸水363,611戸の大きな被害をもたらした（西尾祐吾他 2010：30）。これをきっかけに災害対策に関する法令が整理され、1961年に災害対策基本法が制定される。このことにより、国・都道府県・市町村・国民や事業者の各主体が適切に防災活動を行うという方針が示され、各自の責任の所在やなすべきことが明確化された。また、すべての

災害に共通する基本的対策と、災害事象別の対策も明記され、予防・応急・復旧・復興の段階に分けて対策を定めている。

そして、この当時の社会福祉に焦点をあてると伊勢湾台風の被災者支援に尽力した高島進（1965）は、「災害問題ぬきにしては社会事業の歴史は真には語り得ぬほどの比重を持ってきたのである。それにもかかわらず、災害福祉対策研究はきわめて貧困である」と指摘している。

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、死者6,437人、行方不明者3人、負傷者43,792人。古い木造住宅が密集する下町では建物が倒壊し、火災が発生。道路・鉄道・電気・水道・ガス・電話等のライフラインは寸断され、行政機関や医療機関等も被災して機能が麻痺した都市型災害であった。そのため、生活再建においても窮民対策としての応急的な衣食住の提供だけでは足りず、「生活再建」の支援が公的な課題となった。

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、死者19,775人、行方不明者2,550人（令和6年3月8日 総務省消防庁発表）、負傷者5,400人。岩手県・宮城県・福島県を中心とした太平洋沿岸部を巨大な津波が襲った。また、首都圏でも震度5強が観測され、交通機関等に影響がおよび、帰宅困難者が発生する事態となった。さらに、福島第一原子力発電所の事故により、広範囲の住民が広域避難を余儀なくされた。

その後も我が国では度々災害が発生し、社会福祉の領域においても支援が展開され、災害は重要なテーマであると認識されるようになった。しかし一方で、被災者が抱える生活課題に対するソーシャルワーク実践は見られるものの、なぜそのようにソーシャルワークを展開したのかという問いに的確に答えることのできるソーシャルワーカーがどれだけいるのかは疑問である。さらには、多・他職種との連携や地域住民との協働の必要性・重要性が強調され、ソーシャルワークに注目が集まるなかで、災害時における自分たち（ソーシャルワーカー）の専門性を説明できなければ、社会的に認められる存在とはならない。

岩間伸之（2006：1）は、「エビデンス（evidence）」に基づいた実践が強く求められるようになってきていると指摘している。また、ソーシャルワークの対象となる人々のニーズはますます深刻化・複雑化しており、ソーシャルワークに求められる専門性も高度になっており、勘とセンスだけで対応できる範囲はすでに超えていると述べている。

先に述べたように、我が国における災害時における社会福祉の重要性は、高島進の指摘からもわかるように1965年にはすでに示されている。しかし、いまだ災害時におけるソーシャルワークが体系化されているとは言い難い現状である。また、ソーシャルワークの展開を考えると、様々な関係機関や多・他職種との連携・協働に基づく支援体制が必要となる。このような支援体制は自然に構築されるものではない。互いの機関や職種の専門性が共有され、支援展開において必要と認識されてはじめて構築されるものである。

したがって、本論では、災害時におけるソーシャルワークの専門性を検討するうえでの前提となる、ソーシャルワークの展開過程における最初の段階ともいえる支援対象の発見に焦点をあて、災害時におけるソーシャルワークの展開過程の構造を整理することを目的とする。

Ⅱ. 災害時におけるソーシャルワークの枠組み

1. 災害発生以前・以後でのソーシャルワーク

社会福祉学の領域において、災害時における支援を、特に現場での実践から探求してきた我が国において「災害ソーシャルワーク」や「災害時のソーシャルワーク」という言葉が使われるようになったのは、ここ10年あまり前のことであると大島隆代（2025：547）は整理している。また、空閑浩人（2025：364）は「発災時の被災者への支援活動はもちろんのこと、防災のための体制づくりや活動も、地域における社会福祉実践の課題である。」と述べている。

グリーンソーシャルワークを提唱しているLena Dominelliは、グリーン

ソーシャルワークを実践するソーシャルワーカーが担う役割を8つに整理しており、そのうちの4つ目と5つ目が災害時のソーシャルワークに関する内容である（表1参照）。

表1：グリーンソーシャルワークを実践するソーシャルワーカーが担う役割

4. グリーンソーシャルワークが環境的に持続可能で当該地域に対応するものであるように努めること。そして、大災害の発生をできるだけ防ぐ文化的に適したアプローチをとり、人々が災害に備えることを助け、救助、復旧、復興を支えること。
5. 大災害を人々がどう経験したかについて、オーラルヒストリー等の方法で記録し、被災生存者が自分たちの経験を振り返り、他の人々はその経験から学ぶことができるようにすること。

出典：Lena Dominelli (2017)『グリーンソーシャルワークとは何か 環境主義と共生社会実現』ii, ミネルヴァ書房。

さらに、実際に起こった現象に対して喫緊の対応が求められる災害対応においては、社会福祉学が学問的方法論を明確化するために挙げてきた対象の設定や、適した実践手法の確定を議論する時間をもつことが、災害に関しては容易ではないほどの混乱が現実存在する（大島隆代 2025：548）。

つまり、大島隆代・空閑浩人・Lena Dominelliの指摘を基に、災害時におけるソーシャルワーク実践と研究のあり方を整理すると、①災害が発生してから災害時のソーシャルワーク実践方法を検討したのでは遅いこと、②個人だけを支援するのではなく、個人を含む地域における災害時のソーシャルワーク実践の方法を検討すること、③被災者がどのような経験をし、どのような生活課題を抱え、どのような支援が必要とされ、その際ソーシャルワークがどのように展開されたのかを整理することが求められる。

2. 災害時におけるソーシャルワークの対象

我が国では、災害によって被害を受けやすく、支援を必要とする人を「要配慮者」「災害時要援護者」と整理している。

表2：我が国における「要配慮者」の整理

「要配慮者」とは、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」をいう。

出典：「災害対策基本法第8条第2項15号」

表3：我が国における「災害時要援護者」の整理

「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

要援護者は新しい環境への適応能力が不十分であるため、災害による住環境の変化への対応や、避難行動、避難所での生活に困難を来すが、必要なときに必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送ることが可能である。

出典：「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」H18年3月

しかし、個別支援が必要な「要配慮者」「災害時要援護者」と、一般的な社会的支援で問題を解決できる人との2分類では、災害時におけるソーシャルワークの対象を十分に捉えることができないと平野裕司（2024：6）は指摘している。図1は「被災者の居住場所及び支援に基づく属性分類」を整理したものである。

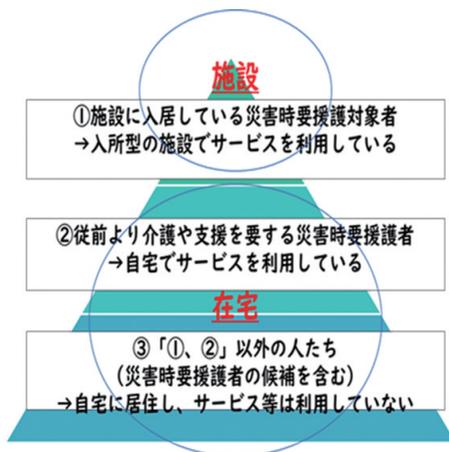


図 1：被災者の居場所及び支援に基づく属性分類

出典：株式会社富士通総研(2014)

「災害初期からの福祉提供体制強化による二次被害防止と要援護者支援体制のための調査研究事業報告書」19 頁。

一時被害を防止した時点から、リスクのある人を速やかにスクリーニング・アセスメントし、適切な支援につなげるために図 1 を提示し、①施設に入居している災害時要援護対象者、②従前より在宅でサービスを利用しており、介護等の支援を要する災害時要援護者、③「①・②」以外の人たち（災害時要援護者の候補を含む）に分類し、その人の状況に応じた避難場所の見極めや福祉サービスの調整、生活再建におけるソーシャルワーク支援の必要性も指摘している（平野裕司 2024：67）。

この図 1 の考え方に加えて、大橋謙策・北川進・平野裕司らは、3 分類ではなく、従来福祉サービスを必要としていなかった人が被災に伴い支援を必要とする状態になることを明らかにし、図 2 のように 4 分類に整理した。Ⅰ層は施設に居住しており、特別・継続的かつ濃密な個別支援が必要な人、Ⅱ層は発災以前より支援を要しており、避難生活やその後の生活においても個別支援が必要な人、Ⅲ層は被災前には支援を必要とせず、被災によって生活

維持機能が崩壊し、復旧・復元・生活維持が困難な人、IV層は一般的な社会サービスの復旧・回復によって問題が解決できる人である。

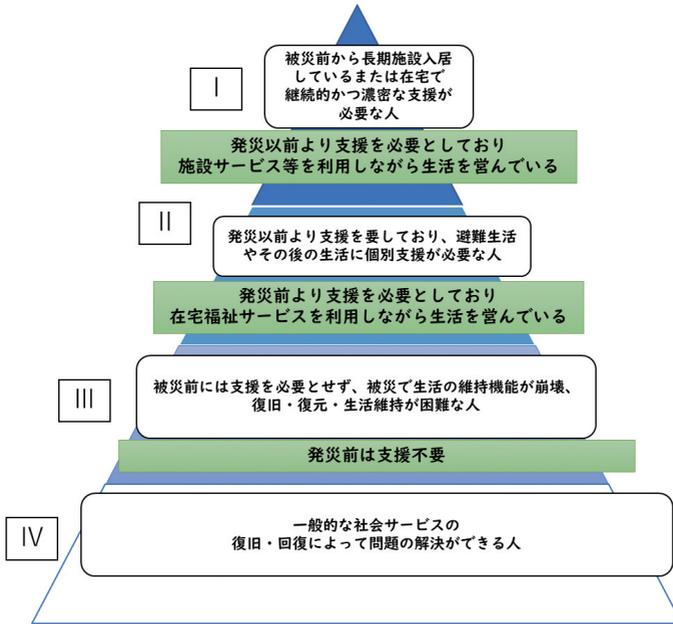


図2：災害時における被災住民の分類
大橋謙策・北川進・平野裕司(2017)を一部修正・加筆

とりわけ、被災以前は支援を必要としていなかったⅢ層該当者が、被災により潜在化していた生活課題が表出し、生活維持が困難となり支援が必要になる。そのため、困難の要因と必要な支援を明らかにするためのアセスメントが重要になると平野裕司(2025)は述べている。つまり、災害による直接的な被害から免れた命を、災害によって引き起こされる二次被害から守り続けるためにも、一次被害が防止されたのちのⅢ層該当者のアセスメントこそがソーシャルワーカーの専門性であり、「エビデンス (evidence)」に基づいた実践の根拠となる。

3. ステージの変容に伴う生活課題の変化とソーシャルワーク

被災者の生活再建の歩みには、長い年月を必要とする。そうした年月・時間的経過の中で、被災者は新たな生活課題を抱えることもある。2013年に大橋謙策委員長のもと実施された「災害福祉広域ネットワーク構築に関する検討会」では、災害時ソーシャルワーク実践において考慮すべき視点の1つとして、被災者の生活変容段階の把握が示されている。

災害被害者は、避難所、応急仮設住宅、復興住宅等へ住まいの場を移しながら生活再建を行う。その生活再建における場の変容を整理したのが図3である（災害福祉広域ネットワーク構築に関する検討会 2013：22）。平野裕司（2025：3）は、生活再建の段階ごとに求められる生活課題が変容することを念頭に置いたソーシャルワーク実践が必要であることを指摘している。



図3：災害発災後の段階と要配慮者の状態

出典：「災害時の福祉支援のあり方と標準化に関する調査研究事業報告書5頁(2018)」を一部修正・加筆

Ⅲ. 研究方法

1. 分析の対象と分析方法

本研究では、データ・方法・研究者に関してトライアングレーションを用いることにする。なお、トライアングレーションの内容について整理したものを表4に示す。

表4：本研究におけるトライアングレーションの内容

トライアングレーションの実施点	実施方法の概要
対象	公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会に所属するソーシャルワーカーが2011年4月から2021年の3月までの10年間に支援を展開したケースを対象とする。
データ収集の方法	ケース記録の記録（2011.10/1～2021.3/31まで宮城県石巻市にて支援を行った1047ケース）を分析しデータを収集する。収集したデータは「アセスメントシート」・「概要記載シート」を用い、各ケースの対象者の概要・相談内容・生活課題・ストレングスを整理する。
研究者	<p>【データの分析内容の妥当性の確認】 研究担当者及び調査実施期間の医療ソーシャルワーカー（医療ソーシャルワーカーとして20年以上の勤務歴のある者）が確認し、1つのケース記録を2名以上で読みこむ。また、分析結果については共同研究者らがグループディスカッションを実施しながら再度確認行う。</p> <p>【調査方法・データ分析方法・内容についての指導】 本研究事業アドバイザー（学識者）</p> <p>【データの分析内容についての助言】 学識者</p>

なお、調査対象ケースすべてが10年間継続して支援を展開したものではないため正式には「縦断調査」とはいえないが、同じ地域において、10年間に渡り被災者に対してソーシャルワーク実践が展開されたことから、「縦断的調査研究」とした。

2. 倫理的配慮

本研究調査を実施するにあたり、(公社)日本医療ソーシャルワーカー協会実施事業の委託元に研究の目的、調査方法等を説明し、同意を得た。研究結果を報告会や学会発表・学術論文として公表することの許可も得ている。1047事例の氏名、施設名等個人が特定される可能性のある情報は全て匿名化した。

本研究の方法、内容に関しては、(公社)日本医療ソーシャルワーカー協会倫理審査委員会に提出し、承認を得て実施した(第20-06号)。

IV. 災害時におけるソーシャルワークの特徴

1. 発災以前は支援を必要としていなかった人への支援

1,047ケース中、介入依頼元が判明したケースは、高齢層(65歳以上)399ケース、若中年層(65歳以下)220ケースであった。また、介入依頼時の該当層数を整理するとⅢ層の支援依頼が多く、震災後、なんらかの生活課題を抱え支援依頼となっていた。具体的な依頼状況としては、本人または家族からの場合、関係機関からの場合、ソーシャルワーカーが訪問(アウトリーチ)してからの場合がある(表5・表6参照)。

ここでは支援依頼数が最も多いⅢ層とソーシャルワークとの関係に焦点をあてて結果を述べる。Ⅲ層は「被災前には支援を必要とせず、被災で生活の維持機能が崩壊、復旧・復元・生活維持が困難な人」である。つまり、発災以前は支援を必要としていなかった人であり、支援者が不在の人である。そのような状態の人々が震災をきっかけに生活課題を抱え、支援が必要な状態となっていた。しかし、なぜ支援が必要な状態であるのか明らかになっていないケースでもあるのがⅢ層である。(公社)日本医療ソーシャルワーカー

※(公社)日本医療ソーシャルワーカー協会の倫理審査委員会は、2012年3月11日に創設され、現在までに約50件、2021年度は6件が当協会倫理審査を通過している。委員会の構成は、有識者(倫理に関する学識者)4名、理事1名で構成されている。

表 5：高齢層（65 歳以上）399 ケースの介入元別依頼数

高齢：399 ケース		復興期				復旧期			
世帯	被災者の分類	関係機関	本人または家族	アウトリーチ	不明	関係機関	本人または家族	アウトリーチ	不明
夫婦世帯 (58 ケース)	I	1							
	II	5	1		1	2			
	III	10	6	8	1	4		6	
	IV		1	7	2			2	1
単身世帯 (194 ケース)	I					1			
	II	2				8	1		
	III	39	27	2	9	47	19		2
	IV	7	5		3	2	6		14
同居者有世帯 (87 ケース)	I								
	II	16	3		4	3	2		2
	III	18	4		4				
	IV								

表 6：若中年層（65 歳以下）220 ケースの介入元別依頼数

若中年：220 ケース		復興期				復旧期			
世帯	被災者の分類	関係機関	本人または家族	アウトリーチ	不明	関係機関	本人または家族	アウトリーチ	不明
夫婦世帯 (58 ケース)	I								
	II	3				1			
	III	1	3			3	1		
	IV								
単身世帯 (194 ケース)	I								
	II	21	5		2				1
	III	21	5		2	51	5		2
	IV	3	2		5	4	1		5
同居者有世帯 (87 ケース)	I								
	II	13	5		7	2	2		
	III	20	4	2	3	26	2		3
	IV	1	3			1			

協会のソーシャルワーカーは、個人と環境との関係のなかで「何が起きているのか」「何がどのように変化したのか」をアセスメントし、なぜ発災後、生活維持機能が崩壊したのかを明らかにし、支援調整し支援を展開していた。

2. 災害時におけるソーシャルワークの展開過程

1,047 ケース中、介入依頼元が判明した高齢層（65歳以上）399 ケース、若中年層（65歳以下）220 ケースを用いて、災害時におけるソーシャルワークの展開過程について整理・分析を行った結果、図2「災害時における被災住民の分類」の各層ごとに特徴が明らかになった。

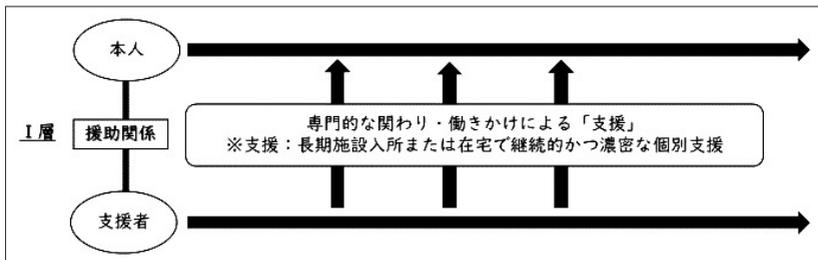


図4：被災者の分類I層該当者の支援過程

図4はI層該当者の災害時におけるソーシャルワークの展開過程を整理したものである。第I層の場合は、発災以前より専門職による濃密な個別支援（医療・介護、介護支援専門員、社会福祉士等の専門職による支援）を利用しながら生活を営んできた人たちである。しかし、災害が発生することによって、施設やサービス提供事業所・職員も被災し、サービス提供が停滞するなどにより、生活課題が悪化していた。とりわけ、I層該当者で被災後の転居に伴い在宅でのケアが困難となり、施設入所するケースもみられ、転居の前後での世帯の再アセスメントがソーシャルワーカーによって実施されて

いた。また、アセスメント実施後は、既に関わっている居宅支援事業所の職員らと支援内容の点検・評価を行い、必要に応じて支援調整が実施されていた。

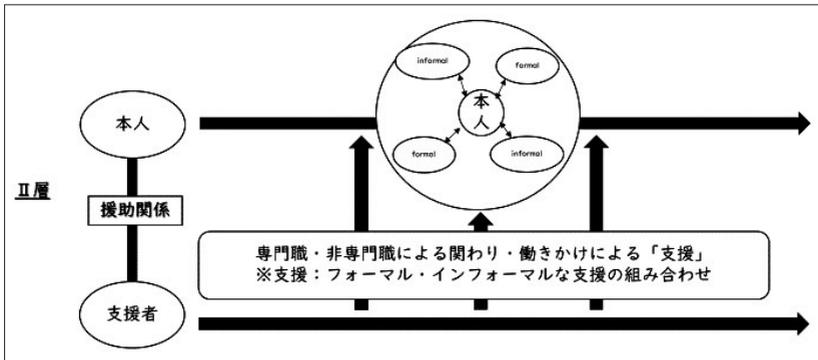


図5：被災者の分類Ⅱ層該当者の支援過程

図5はⅡ層該当者の災害時におけるソーシャルワークの展開過程を整理したものである。第Ⅱ層の場合は、通所サービスや在宅福祉サービスと、近隣住民や家族等による支援を利用しながら在宅で生活を営んできた人たちである。Ⅰ層同様、施設やサービス提供事業所・職員も被災しサービス提供が停滞するなどにより、生活問題が悪化していた。さらには、震災後に近隣住民や家族等の変化が生じ、介護者の喪失に伴う生活問題が表出し、支援調整が必要な状態となっていた。また、ソーシャルワーカーは、地域包括支援センターの職員や病院に所属するソーシャルワーカー、社会福祉協議会に所属するソーシャルワーカーや生活支援相談員等と連携しながら、地域に同様の状況に陥っている人がいないか情報共有し、アウトリーチを実施するシステムと報告するシステムを構築し、支援を展開していた。

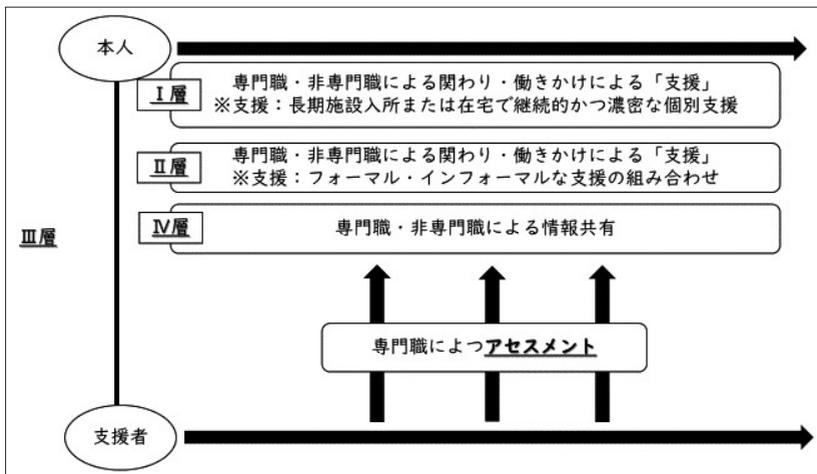


図6：被災者の分類Ⅲ層該当者の支援過程

図6はⅢ層該当者の災害時におけるソーシャルワークの展開過程を整理したものである。第Ⅲ層の場合は、先にも記したとおり「発災以前は支援対象と認識されていない人」である。ソーシャルワーカーら支援者は、アウトリーチしてアセスメントを行い、支援が必要な要因を明らかにし、支援者とサービス提供先を調整した後に支援展開となっていた（中には緊急対応が必要なケースもあり、ソーシャルワーカーが同行受診する等、介入当初から支援を展開するケースもあった）。また、高齢層の場合は新たな生活環境になじむことができず、生活問題を複数抱える場合もあった。

なかには、自身の抱える生活課題を認識していない状態であり、支援展開となっていないケースも見られた。そのような場合、ソーシャルワーカーが対象者と向き合うことも重要であるが、本人の様子を経過観察しながら、支援介入・展開するタイミングを図るケースも見られた。また、その人が図6に示したように、I層・II層・IV層のどれに該当するのかを、アセスメント結果をもとに明らかにし、支援者と支援調整していた。

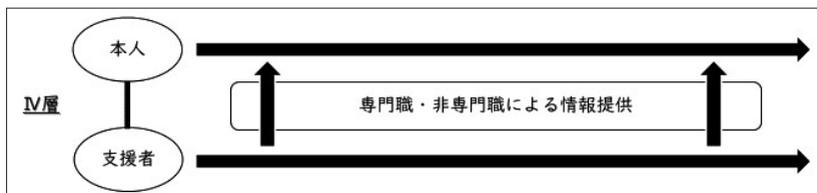


図7：被災者の分類Ⅳ層該当者の支援過程

図7はⅣ層該当者の災害時におけるソーシャルワークの展開過程を整理したものである。第Ⅳ層の場合は、一般的な社会サービス（医療機関、行政、食材や日用品を購入する場所、住宅工事業者等）が復旧することにより問題の解決ができる人たちである。そのため、相談を受けた専門職・非専門職が情報提供し、支援は終結となる。また、被災した支援者自身もⅣ層に該当する。そのため、外部支援者が被災地に入り、内部支援者が休みを取れる体制を調整する必要がある。

V. おわりに

本研究では、災害時におけるソーシャルワークの展開過程を明らかにするため、（公社）日本医療ソーシャルワーカー協会が2011年から2021年にかけて実施した1,047ケースの支援実践を分析した。分析の結果、被災者の生活再建過程における支援の特徴と、災害時におけるソーシャルワークの専門性が、いくつかの観点から明らかになった。

第一に、災害によって新たに支援を必要とするようになったⅢ層該当者への支援は、災害時におけるソーシャルワークの重要な役割である。発災以前には支援対象として認識されていなかった人々が、被災に伴い生活維持機能等を喪失し、生活問題を抱える。ソーシャルワーカーはその要因をアセスメントし、支援へとつなげる。このことが、ソーシャルワーカーの専門性を体現する実践である。また、Ⅲ層への支援は、支援要因の特定と支援介入のタ

イミングの判断が求められ、ソーシャルワーカーによる専門的実践（アウトリーチ、アセスメント）の必要性を示唆している。また、Ⅲ層該当者のアセスメントの結果、図8のように分類し支援を展開していることが明らかになった。

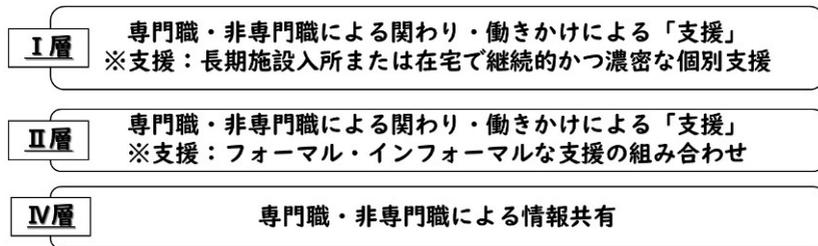


図8：被災者の分類Ⅲ層該当者のアセスメント後の支援展開の分類

第二に、災害時におけるソーシャルワークは、Ⅰ層からⅣ層までの被災住民の属性分類ごとに、求められる支援とその方法を明らかにし、整理しておくことが求められる。Ⅰ層・Ⅱ層該当者は既存の専門職による支援が展開されている状態ではあるが、サービス提供事業所やそのスタッフも被災する。そのため、支援が停止し生活問題が悪化、支援調整が必要な状況となっていた。また、Ⅱ層該当者は、上記に記したフォーマルなサービスのみを利用して生活していたのではなく、近隣住民や家族等のサポートによって生活を営むことができていた。そのため、近隣住民や家族等の被災によるサポートの喪失（生活圏域の変化や災害による死亡等）により、生活問題が悪化・表出していた。ソーシャルワーカーは、既に関わっていた支援者からの情報や、被災後も関わり続けている支援者（専門職・非専門職）からの情報、本人の訴えをアセスメントし、新規での支援展開に向けた調整を行っていた。

一方、Ⅳ層は一般的な社会サービス（医療機関、行政、食材や日用品を購入する場所、住宅工事業者等）の復旧とともに問題の解決が可能な人たちで

ある。つまり、被災者すべてを支援の対象とするのではなく、IV層該当者への支援のように、情報提供のみで終結するという判断も重要となる。ソーシャルワークを展開する専門職は、以上のように専門的知識に基づくアセスメントを実施し、災害時におけるソーシャルワークを展開する。このことは、災害時におけるソーシャルワーカーの必要性・重要性を示す1つのエビデンスであり、実践の体系化における鍵であると考ええる。

第三に、災害時におけるソーシャルワークは、時間的経過に伴う生活課題の変化にも対応する実践を展開しなければならないということである。避難所から仮設住宅、仮設住宅から復興住宅等へと生活の場が変化するなかで、支援の内容も「命を守る」から「生活の再建」へと段階的に変容する。したがって、支援は単なる一時的対応ではなく、被災者の生活変容段階に即した継続的・発展的支援として位置づけられる必要がある。また、被災者一人ひとりが抱える生活課題も異なるため、先に述べたように、ソーシャルワーカーによるアセスメントが重要となる。

以上のように、災害時におけるソーシャルワークの展開過程は、専門職としてのアウトリーチとアセスメントから始まる。その際、被災者を一括りにして捉え支援を展開するのではなく、図2に示した「災害時における被災住民の分類」に基づく支援展開が求められるのである。本研究の成果は、今後の災害時ソーシャルワークの理論的体系化および教育実践の基礎資料となるとともに、社会福祉士をはじめとする専門職が自らの専門性を社会的に説明しうる根拠として意義を持つものであると考ええる。今後は、地域社会全体の防災・減災の枠組みの中で、ソーシャルワークが果たす役割をより明確にし、平時から災害対応を視野に入れた支援体制づくりを推進する必要がある。

引用文献

- 平野裕司 (2024) 『災害被災者の生活再建支援におけるソーシャルワークのあり方に
関する研究』東北福祉大学大学院博士論文, 3, 6, 67.
- 古川孝順他 (2025) 『エンサイクロペディア社会福祉学 第2編』「9 災害と福祉 (大
島隆代)」中央法規出版, 547-548.
- 古川孝順他 (2025) 『エンサイクロペディア社会福祉学 第2編』「1 社会福祉実践の
枠組み (空閑浩人)」中央法規出版, 364.
- 岩間伸之 (2006) 『ソーシャルワーク研究』「巻頭言 実践を言葉で説明する力」相川
書房, 1.
- Lena Dominelli (2017) 『グリーンソーシャルワークとは何か 環境主義と共生社会
実現』ミネルヴァ書房, ii.
- 西尾祐吾・大塚保信・古川隆司編著 (2010) 『災害福祉とは何か—生活支援体制の構
築に向けて』ミネルヴァ書房, 30.
- 高島進 (1965) 「災害予防の可能性をいかすもの」『月間福祉』48(9), 27-34.
- 株式会社富士通総研 (2014) 「災害初期からの福祉提供体制強化による二次被害防止
と要援護者支援体制のための調査研究事業報告書」平成 25 年度 セーフティネット
支援対策等事業費補助金社会福祉推進事業, 19.
- 株式会社富士通総研 (2018) 「災害時の福祉支援のあり方と標準化に関する調査研究
事業報告書」平成 29 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事
業, 5.
- 平野裕司 (2025) 「災害時ソーシャルワークにおける多職種連携の実態と課題—被災
住民の分類に基づく支援過程の検討—」日本社会福祉学会第 73 回秋季大会特定課
題

<研究ノート>

日本の高齢者施設における リスクマネジメント体制の考察

—— 外国人介護人材の増加を踏まえた課題分析と中国への示唆 ——

馬 天 生

**キーワード：高齢者施設，リスクマネジメント体制，介護事故，
外国人介護者**

目次

- 第1節 研究の背景と目的
- 第2節 日本の高齢者施設におけるリスクマネジメント施策の経緯
- 第3節 国の調査報告書から見るリスクマネジメント体制の変遷と課題
- 第4節 考察
- 第5節 まとめ

第1節 研究の背景と目的

高齢化先行国である日本において、高齢者施設のリスクマネジメント体制は質保証の中核的課題である。特に2021（令和3）年度介護報酬改定では「安全対策担当者」の配置が義務化され、体制は一層強化された。しかし、こうした制度的整備の一方で、現場では外国人介護人材が急増し、従来の日本人職員を前提とした体制では想定されてこなかった組織的なコミュニケー

ション・リスクという新たな課題が生じている。

厚生労働省の令和3年度調査¹⁾によれば、外国人職員による事故が「発生した」と報告した施設（全体の約16%）のうち、さらにそれが「外国人職員特有（日本人職員の場合には起こりにくい）の問題」であると認識された事象は、その約4分の1に留まることが指摘されている。しかし筆者は、これらが「外国人職員特有の問題」なのではなく、既存の有効なリスクマネジメント体制（報告ルール、委員会の目的、研修内容）が、言語・文化的障壁によって適切に浸透・実施されていない「実施ギャップ」に起因するものと考えられる。

筆者の博士論文執筆の際、日本のリスクマネジメント体制の発展を分析する一方、この「外国人介護人材の増加」という不可逆的な変化に対し、既存の調査・分析の「不十分さ」を強く認識してきた。加えて、筆者は同様に高齢化が進む中国の体制構築にも研究的関心を持ってきた。中国にとって、日本の「完成された制度」だけでなく、現在日本が直面する「制度と現実（外国人介護人材）のギャップ」とその適応課題こそが、より重要な示唆となると考える。

そこで本稿の目的は、以下の三点にある。

第一に、国の調査報告書の二次分析を通じて、日本のリスクマネジメント体制の発展経緯と確立された枠組みの有用性を時系列的に再考察すること。

第二に、外国人介護人材の増加という新たな職員体制的課題に対し、既存の枠組みがどう機能しうるのか、また「外国人職員特有の問題」に対応するためにいかなる調整が必要とされるのか、その実態と課題を明らかにすること。

第三に、日本のリスクマネジメント体制整備が蓄積した成功経験と、現在直面する適応課題の両面から、中国における体制構築の問題解決への示唆を導出することである。

1) 厚生労働省（2022）『介護施設等における外国人介護職員の就労実態に関する調査研究報告書』 pp 54-59

第2節 日本の高齢者施設におけるリスクマネジメント施策の経緯

1. 介護保険発足と事故報告の模索（2000年～）

2000（平成12）年の介護保険制度施行当初、施設における事故防止基準は、主に運営基準省令（平成11年3月31日厚生省令第39号第35条²⁾）に定められ、事故発生時の市町村・家族等への連絡と必要な措置が求められた。

しかし、報告された事件事例の取り扱いは自治体によってばらつきがあり、また「事故」や「ヒヤリハット」の定義・報告基準の統一も困難であった。そのため、全国規模での情報収集・分析は行われず、情報の有効活用も十分になされていない実態にあった。

この課題に対応し、2003（平成15）年の基準省令改正³⁾で、事故に際し採った処置の「記録」が義務化された。さらに解釈通知⁴⁾では、事故発生時の原因究明や再発防止策を事前に定めることが望ましいとされ、事後対応から一歩進んだ体制整備への意識が促された。

2. リスクマネジメント体制の「枠組み」の法制化（2006年改正）

制度施行から6年が経過し、施設数の増加に伴い、特養等では介護事故や感染症の集団発生といった深刻な問題に直面していた。これは、事故記録の義務化だけでは、組織的なリスク予防体制の構築に不十分であることを示すものであった。

これを背景に、2006（平成18）年4月の改正介護保険法で、リスクマネジメントの基本枠組みが初めて制度上に明確に位置付けられた。主な改正点

2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の第35条事故発生時の対応である。

3) 介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正である（平成15年4月1日）。

4) 厚生労働省の解釈通知である（平成12年3月17日付け 老企第43号）。

として、「事故防止のための指針の整備」, 「事故防止委員会の設置」, 「研修の実施」の3点が義務化された。

これらは、事後的な「事故処理」から、組織的・予防的な「リスクマネジメント」へと転換する制度的基盤となり、介護施設の安全管理体制が初めて制度上に明確に規定された点で画期的であった。

3. ガイドラインによる「標準化」の進展（2007年～2013年）

2006年度改正で枠組みは法制化されたものの、その「実効性」には課題が残った。2009（平成21）年の調査⁵⁾では、自治体の事故情報活用が不十分であること、施設側の報告内容にばらつきがあること、体制整備が職員の負荷となっていることなど、実効性が確保されにくい実態が指摘された。

こうした法制度と現場実践のギャップを埋めるため、2006年度改正の趣旨に即した具体的な運用指針としてガイドライン作成が進められ、その成果として2013（平成25）年に「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」が改訂・発表された。このガイドラインは事故防止の具体的手法や体制整備の考え方を標準化するものであり、この時期（2007～2013年頃）は、日本においてリスクマネジメントの基本形が確立されていく模索と標準化の時期であったと言える。

4. 全老健による専門職育成の自主的展開

国の法整備とは別軸で、業界団体による自主的な質向上への取り組みも、日本のリスクマネジメント体制の発展に不可欠であった。

介護施設は労働法上の安全管理者選任の法定業種に含まれず、制度設立当初、法的な選任義務はなかった。この制度的空白を埋めるべく、全国老人保健施設協会（以下、全老健）は、1995（平成7）年度から広範な研究事業に

5) 厚生労働省（2009）『高齢者介護施設における介護事故の実態 及び対応策のあり方に関する調査研究事業報告書』

取り組んでいた。

2001（平成13）年度には「介護老人保健施設におけるリスクマネジメントのあり方に関する調査研究」を実施し、リスクマネジメントの課題とあり方を具体的に研究した。全老健は、医療分野で「医療安全推進者」育成が始まった動向（2001年）をいち早く察知し、介護分野でも同様の対策が不可欠と認識、多様なリスクを包括的に管理できる専門人材育成を目的に、2007（平成19）年、独自の「老健施設のリスクマネージャー制度」を創設した。翌2008年より養成講座が開始され、専門職育成が組織的に進められた。

5. 「安全対策担当者」の公的義務化（2021年改正）

2013年のガイドライン策定後も、専門人材の配置は十分でなかった。2018（平成30）年度の調査⁶⁾で、「専任の安全対策担当者を配置している特養は全体の約半分に過ぎない」実態が明らかとなった。これは、2006年に義務化されたリスクマネジメント体制が、10年以上経過しても専門人材配置の点で機能不全の施設が半数近く存在することを示した。

この結果、国はリスクマネジメント体制の実効性を抜本的に強化する必要があると判断し、2021（令和3）年、運営基準改正および介護報酬改定を実施した。

主な改正点は、第一に、事故防止措置を適切に実施するための「安全対策担当者」の選任を義務化した点、第二に、介護報酬で組織的安全対策を評価する「安全対策体制加算」を新設すると同時に、未実施の場合の「安全管理体制未実施減算」を適用した点である。

特に安全対策体制加算の算定要件には、全老健が2007年から進めてきた理念が反映され、「外部の研修を受けた担当者」の配置と「施設内安全対策部門の設置」が盛り込まれた。このように、全老健の自主的取り組みが

6) 厚生労働省（2018）『介護老人福祉施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究事業報告書』

2021年の運営基準に公的に組み込まれたことは、日本のリスクマネジメント体制の発展において意義深い。

このように、日本の介護施設におけるリスクマネジメント施策の経緯を概観すると、2000年の「事故発生時の連絡義務」から始まり、2003年の「記録義務化」、2006年の「体制の枠組み（指針・委員会・研修）の義務化」、そして2013年の「実践的ガイドラインによる標準化」を経て、2021年の「専門職（安全対策担当者）の配置義務化と報酬連動」へと、段階的かつ体系的に強化されてきたことがわかる。

時間的な順序を追うと、まずリスクマネジメント体制整備の「枠組み」が先行して構築され、その枠組みの下で実践経験と専門の人員（リスクマネジャー）が蓄積された後、2021年の新制度によって、その人員の専門性と体制の実効性を確保・促進するという発展の経路が見て取れる。しかしながら、僅かにこれらの政策や基準省令の変遷を辿るだけでは、指針・委員会・研修・担当者といったリスクマネジメント体制の各要素が、実際の介護現場において具体的にどのように機能し、変容してきたのかという実践的な経路を明確にすることは困難である。

第3節 国の調査報告書から見るリスクマネジメント体制の変遷と課題

1. 目的

前節で概観したリスクマネジメント体制の政策的変遷が、現場実態にいかなる影響を与えたか。本節では、国の調査報告書の二次分析に基づき、リスクマネジメント体制を構成する各要素の具体的な変遷と課題を明らかにする。

2. 文献調査の方法

1) 分析対象資料の選定

厚生労働省の関連調査報告書（2001～2024年度公表分）のうち、「リスク

マネジメント体制の時系列比較」という目的に合う資料を、以下の3基準に基づき選定した。

- i リスクマネジメント体制（指針、委員会、研修等）の具体的な調査項目を含むこと。
- ii 調査対象（施設種別）に共通性があり、比較可能であること。
- iii 異なる調査年次で実施され、時系列比較が可能であること。

基準の精査により、2012（平成24）年⁷⁾、2018（平成30）年⁸⁾、2022（令和4）年⁹⁾の報告書計3点を、本稿の主要分析対象とした。

2) 分析対象データの限定

時系列比較の妥当性を確保するため、選定した3報告書すべてに共通して調査対象となっていた「介護老人福祉施設（特養）」のデータのみを分析対象とした。

3) 分析の枠組み

前節の経緯を踏まえ、リスクマネジメント体制の主な構成要素（職員体制、事故報告の仕組み、委員会の運営、指針・手順書、研修状況等）に着目した。また、2012年報告書に含まれる過去の調査データ（2007・2008年度分）を活用し、時系列比較の時点を「2007・2008年」「2012年」「2018年」「2022年」の4時点に設定した。

3. 結果と考察

以下、リスクマネジメント体制の各構成要素について、4時点のデータを

-
- 7) 厚生労働省（2012）『介護施設における介護サービスに関連する事故防止体制の整備に関する調査研究事業報告書』 pp 15-92
 - 8) 厚生労働省（2018）『介護老人福祉施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究事業報告書』 pp 17-142
 - 9) 厚生労働省（2022）『介護保険施設のリスクマネジメントに関する調査研究事業報告書』 pp 17-62

時系列的に比較・整理し、その結果と考察を記述する。

①職員体制

i 施設長の関与（トップマネジメント）

2012年調査では、特養の施設長としての平均経験年数は6.8年であった。保有資格は社会福祉主事が約4割、介護支援専門員が約3割であった。6年後の2018年調査においても、平均経験年数は6.5年、保有資格は施設長認定講習が4割強、介護支援専門員が約4割と、大きな変動は見られなかった。

2012年調査では、施設長のリスクマネジメント取り組み姿勢（主観評価）について、「施設長の責務を認識している」（約8割半）、「現場担当者の主体性を重視している」（8割強）、「現場担当者の活動を支援している」（8割弱）など、高い評価が示されていた。2018年調査では、介護事故防止に対する施設長の取り組み姿勢として、「施設長の責務として重要と認識している」が約6割、「定期的な会議等で報告を受けている」が約2割であった。

2012年から2018年にかけて、施設長の平均経験年数や主要な資格構成に大きな変動はなく、施設長に求められる専門性やキャリアパスが比較的安定して推移していることが示唆される。関与意識について、2012年調査（主観評価）では8割以上が「責務」や「主体性重視」を肯定しており、高い意識が示されていた。2018年調査で「責務」認識が約6割と数値上減少しているのは、調査手法の違いによる可能性が考えられ、一概に意識が低下したとは言えない。

施設長がリスクマネジメントを「責務」として認識することは、組織的体制推進の基盤である。2012年調査で「現場担当者の主体性を重視」（8割強）や「活動を支援」（8割弱）が高かったことは、日本のリスクマネジメント体制の発展において、トップダウンの指示だけでなく、現場の自発性を促す組織文化を施設長が意識していた姿勢を反映していると考えられる。

ii 実行担い手（担当者・部門）の変遷

2018年調査では、リスクマネジメント実務の主な実施者が問われ、「事故

予防対策の立案」は「介護職員」(約半数)、「事例の把握・分析」も「介護職員」(約半数)と、現場の介護職が中心であった。

この時点で、2021年改正に先駆けて「専任の安全対策を担当する者」を「有」と回答した施設が約5割半存在した。その職種は「介護職員」(約7割弱)、「生活相談員」(約6割弱)であった。

2021年の「安全対策担当者」義務化と「安全対策部門」設置を受け、2022年調査では体制が大きく変化した。「安全対策部門」が担う役割は、「委員会の開催や資料作成」(9割強)、「事故・ヒヤリハットの収集・整理」(9割弱)などであった。

部門の所属職種は、「看護職員」(9割弱)、「施設長」(約8割)、「介護主任(介護リーダー)」(7割半)と、多職種の上級管理職・指導職で構成されるようになった。特養では「生活相談員」(8割半)の参加率が極めて高かった。

「安全対策担当者」として中心を担う職種は、「介護職員」(約3割)であったが、特養では「生活相談員」(約半数)、「現場職員」(約半数)が担当者として選任されていた。

2018年から2022年にかけて、リスクマネジメントの「実行主体」の専門化・組織化が明確に進んだ。2018年時点では、リスクマネジメントの実務(立案・分析)は現場の「介護職員」(約半数)が担っていた。しかし、2021年の制度義務化を経た2022年では、「安全対策部門」は「施設長」(約8割)、「看護職員」(9割弱)、「介護主任」(7割半)、「生活相談員」(8割半)といった多職種連携によって構成されるようになり、リスクマネジメントが現場任せの業務から、施設運営の中核業務として位置づけられた変化が示された。

「生活相談員」の役割の変化が特に大きく、2018年には専任担当者の一部(約6割弱)であったが、2022年には安全対策部門の中核メンバー(8割半)となり、安全対策担当者(約半数)としても選任されている。

時系列データは、リスクマネジメントの実行担い手が「現場の介護職員による兼務」(2018年)から、「施設長、生活相談員、看護職員、介護主任など、多職種が連携する専門部門体制」(2022年)へと大きく専門化・高度化したプロセスを示している。2018年以前から半数以上の施設が自主的に「専任担当者」を設置していたことは、2021年改正の制度的基盤が現場のニーズとして既に存在していたことを裏付けている。

特に「生活相談員」が、委員会(後述)、クレーム対応(後述)、そして安全対策部門(8割半)の全てに中核メンバーとして関与していることは、日本のリスクマネジメント体制において、生活相談員が「ケア(現場)」「マネジメント(組織)」「家族(外部)」を繋ぐ中核的な役割を担っている実態を示唆している。

②事故報告の仕組みについて

i 事故の発生状況

施設において介護事故として取り扱う事故の種別は、2012年および2018年の調査を通じて、主に「転倒」「転落」「誤嚥」「誤薬」などであることが確認された。

2012年調査では、「転倒」「転落」「皮膚剥離・内出血」が多かった。2007年調査との比較では、これら3種は微増または横ばいであったのに対し、「誤嚥」「誤薬」は微減、「行方不明」は大幅に減少していた。

また、骨折が発生した場面は「歩行」(4割)が最多であったが、「不明」も約2割存在した。同報告書は、利用者の重度化などにより、日常的なケア場面での骨折や皮膚剥離が発生しやすくなっている可能性を指摘している。

2008年頃から2012年にかけて、「行方不明」の大幅な減少が確認された。これは、2006年改正以降の体制整備(特に離床センサーの普及や出入口管理の標準化)の成果が表れたものと推察される。一方で、「転倒」「転落」といった施設内でのケアに直結する事故は高止まりしており、リスクマネジ

メントの焦点がより複雑なケア場面へと移行していることが示唆される。

2012年調査時点で「不明」場面での骨折が約2割存在した事実は、事故発生プロセスの具体的な把握が困難であったことを示している。利用者の重度化が進む中で、事故原因の特定と分析の精度向上が、この時期の重要な課題であったと考えられる。

ii 報告の仕組み

2012年調査では、事故報告書の運用における最大の課題として、7割以上の施設が「報告書に対する職員間の姿勢にばらつきがある」ことを挙げた。この課題に対し、「責任は施設長にあることの明確化」「責任追及ではなく原因追求の姿勢」といった、個人の責任を問わない報告しやすい雰囲気（安全文化）醸成の工夫がなされていた。

また、原因分析上の課題としては「認知症の利用者への対応が難しい」（6割）が最多であった。

2012年時点では、報告制度自体は定着しつつあったものの、それを運用する個々の職員の意識やスキルに課題が集中していた。特に、認知症利用者の増加に対し、事故分析の手法が追いついていない状況が浮き彫りとなっている。

iii ヒヤリ・ハット報告の実態

2018年調査では、ヒヤリ・ハットの報告対象範囲として「事故発生につながる可能性が高い状態・事例」（ほぼ全施設）が挙げられた。ほぼ全ての施設で報告様式が定められ、記録・収集・分析（約7割）が行われていた。

この傾向は、2022年調査のデータでも同様であり、大きな変化は見られなかった。2018年から2022年にかけて、ヒヤリ・ハット報告の仕組みは現場に安定して定着していることが確認された。これは、事故を未然に防ぐ上で重要な進展である。

iv 情報の分析と活用

2022年調査では、事故・ヒヤリハット情報の分析方法として、「件数の集

計」「事故種別ごとの傾向把握」「個別ケースの原因・対応の掘り下げ分析」が主流であった。

情報の活用方法としては、「分析結果を委員会等で職員に周知」が最も多く、次いで「個別の利用者のリスク評価や事故防止策の策定に活用」が続いた。

また、効果をあげた取り組みとしては、「発生した介護事故の原因究明と再発防止策の検討」「ヒヤリ・ハットの原因究明と再発防止策の立案」「介護事故に関する施設全体の研修」が上位を占めた。

2012年時点での課題であった「分析手法の模索」から進み、2022年時点では「集計による傾向把握」と「個別ケースの掘り下げ」という2つの分析アプローチが定着している。さらに、分析結果が「職員への周知」や「個別ケアプランへの反映」という形で具体的な活用に結びついている実態が確認された。

2022年の状況は、事故報告システムが単なる記録・収集の仕組み（2012年時点の課題）から脱却し、分析と活用・改善へとつながる、リスクマネジメントのPDCAサイクルが機能し始めていることを示している。

③委員会の運営状況

i 開催状況と開催頻度

2012年報告書によると、委員会の定期開催は2007年度時点で約7割、2012年度調査時点で約8割であった。2018年調査では、特養の定期開催は9割強に達した。2022年調査でも、特養の約9割弱が定期開催を維持していた。

2012年調査で「1か月に1回程度」が半数以上であった。2018年調査では「毎月」が約7割、平成29年度の平均開催回数は10.1回であった。2022年調査でも、特養の令和3年度の平均開催回数は10.4回であり、高水準で安定していた。

ii 委員会の構成メンバー

2012年調査では、2007年度調査と比較し、介護支援専門員、管理栄養士、PT・OT・STといった専門職の参加割合が「やや高まっている」と報告された。2018年調査では「介護職員」（ほぼ全て）、「看護職員」（約9割）が中心であった。2022年調査では、特養において「生活相談員」が約9割弱含まれていることが特徴的であった。

iii 委員会の検討事項

2018年調査では、「事故・ヒヤリハット報告」（約9割）、「分析」（約8割半）、「防止策検討」（約7割半）が上位であった。2022年調査でも「事故・ヒヤリハット報告」（約9割半）、「防止策検討」（約8割）が高かった。

iv 検討事項の周知方法

2018年調査では「研修や会議で知らせる」（約7割）、2022年調査では「文書（紙媒体）の配布・回覧・掲示」（約8割弱）および「研修や会議」（約7割）が主流であった。

v 委員会の課題

2012年調査では、「対策の効果測定が困難」（約3割）、「決定したことが適切に実行されない」（約3割弱）、「分析の有効性の判断が困難」（約3割弱）が課題であった。一方で、2008年度調査時点よりも「時間が確保できない」等の運営面の課題は減少し、「内容が形骸化している」「発言者が偏っている」などがやや増加していた。これは、開催の仕組みは定着し、議論の質に対して意識が高まっていることを示している。

委員会の設置は、時系列で見て「設置の定着（量）」から「議論の実質化（質）」へと明確にフェーズが移行している。2006年の義務化以降、「月1回程度」の定期開催は2018年までにはほぼ完全に定着した。

2012年時点で既に「形骸化」が課題として認識されていたが、2018年、2022年では平均開催回数が年10回超で安定し、検討事項も「分析」「対策検討」が8割を超えるなど、委員会が単なる報告の場から、リスクマ

ネジメントサイクルのハブ機能として実質的に機能し始めたことが示唆される。また、構成メンバーに生活相談員が定着したことは、事故防止をケア技術の問題だけでなく、利用者の権利擁護や家族とのコミュニケーションを含む包括的な課題として捉えるようになった体制の成熟を反映していると考えられる。

④指針・手順書について

i 指針の整備状況と内容

2018年調査では、特養の9割強が指針を「作成している」と回答した。2012年調査では、2007年度調査と比較し、「ヒヤリハット・事故報告のしくみ」や「事故発生時の対応」等の記載割合が減少した。同報告書は、これらが指針から手順書（マニュアル）へと移行し、役割が区別されたためと分析している。

この傾向を裏付けるように、2018年調査では、記載事項として「委員会や組織体制」（約9割弱）、「基本理念や考え方」（約9割弱）が上位を占めた。2022年調査でも、「組織体制」「基本理念」が共に9割超と最も高かった。

2006年の義務化以降、指針の整備率は2018年までに9割超でほぼ完了した。時系列で最も顕著な変化は、その内容の精緻化である。2012年時点で、指針は具体的な「手順」を手順書に分離させ、組織の「理念」や「体制」といった最上位の方針を規定する役割へと明確に役割分化が進んでいた。2018年、2022年のデータ（「理念」「体制」が9割超）もこの傾向を裏付けている。指針は、リスクマネジメント体制の最上位の理念・組織規定として定着したことが確認できる。

ii 手順書の整備と活用状況

2012年調査時点で、「事故発生時の対応」（約9割）、「食事、排泄、入浴、移乗」等の基本介助および「薬の管理」（約7割）の手順書が整備されてい

た。2018年調査でも、手順書の整備率は9割半を超えており、整備は完了している。

活用・周知状況について、2012年調査では「フロア、ユニットに手順書を配置」が半数以上であった。2018年調査では「事故発生時に、対応方法等を確認」（約6割）、「定期的に会議や研修等で活用」（約6割弱）が挙げられた。2022年調査でも、「職員が手に取れるようフロアごとに設置」（約7割弱）、「入職時オリエンテーションや入職時研修で活用」（約6割半）、「定期的に会議や研修等で活用」（約6割）と、活用が進んでいる。

2012年調査では、「手順書に対する意識にばらつきがある」という課題が半数を超えて指摘されていた。

手順書の「整備（量）」は、2012年時点で既に高水準で完了していた。時系列的な変化は「活用（質）」の側面に表れている。2012年時点では「フロアに配置」という受動的な設置が主流であったが、2018年、2022年にかけては「研修での活用」が約6割を超えるなど、能動的な教育ツールとしての活用へと重点が移行している。これは、2012年時点で課題とされた「職員の意識のばらつき」（半数超）という課題に対し、研修を通じた周知徹底という対応が進んだ結果と考えられる。

iii 指針・手順書の見直し

手順書について、2012年調査では、見直しルールは「定められたルールはないが、随時見直している」施設が半数、「委員会で定期的に見直し」が約2割であった。2018年調査では、「不定期に見直し」が約5割半、「定期的に見直し」が約3割弱であった。

指針について、2018年調査では、「不定期に見直し」が約半数弱、「見直していない」が2割強存在した。

指針・手順書について、2022年調査では、「不定期に見直し」が約5割半、「定期的に見直し」が約3割であった。

「定期的な見直し」の割合は、2012年（手順書：約2割）から2022年

(指針・マニュアル：約3割)へと、緩やかな増加傾向が見られる。しかし、依然として「不定期」(随時見直し含む)が約半数を占め続けており、最大の問題は、2018年時点で指針を「見直していない」施設が2割強も存在した点である。

2022年に至っても「不定期」が主流であるという実態は、リスクマネジメント体制のPDCAサイクルの評価と改善が制度的に定着していないという課題を示している。現場の実態とマニュアルが乖離するリスクが常態化している可能性があり、2021年改正で導入された「安全対策担当者」が、この「定期的見直し」の仕組みを主導できるかが、今後のリスクマネジメント体制の質を左右する鍵となろう。

iv 個別リスク評価の進展

2012年調査時点で、個別の利用者に対するリスク評価を「行っている」施設は約7割に達していた。2018年調査では、「有」が約6割弱であった。

評価の方法について、2012年調査では「個別のリスクに特化したケアプランの作成」や「ケースカンファレンス」が半数程度であったのに対し、「アセスメントツールを用いてハイリスク者を事前に洗い出している」施設は2割弱に留まっていた。2018年調査では、「ケアプランを見直す会議で評価」(約7割)、「介護事故やヒヤリ・ハット事例の対象となってから検討」(約6割)が主な方法であった。

v 評価対象リスクと家族共有

2018年調査では、評価基準を定めているリスクは「転倒」(約9割弱)、「転落」(約7割半)に集中していた。また、「入所者家族とのリスク共有」は「有」が9割超と非常に高かった。

2012年時点で既に約7割の施設が「個別リスク評価」に着手していたことは、日本のリスクマネジメント体制が早期から「施設全体の画一的対応」から「個別アセスメント」のフェーズへと移行し始めていたことを示している。

しかし、その手法は2012年時点では標準化されておらず（ツール利用2割弱）、2018年時点でも事故発生後の事後的な検討（約6割）が主流であった。このことから、全ての入所者に対する「予防的アセスメント」の実践は、この時点での次の課題であったと推察される。

特に注目すべきは、2018年に「家族とのリスク共有」が9割超と極めて高い水準に達した点である。これは、2012年頃から始まった個別化の流れが、単なる施設内部のアセスメントに留まらず、本人・家族との合意形成のプロセスとして捉えられる、より成熟したリスクマネジメントの形態へと発展したことを示している。

⑤研修について

i 研修の実施状況

「職員全体の研修」を半年に1回以上行っている施設の割合は、2008年調査時点の約半数から、2012年調査では約7割半へと増加した。2018年調査では、施設内研修の実施は9割強に達した。

開催頻度は、2018年調査での年間平均開催回数は3.1回であったが、2022年調査では平均2.6回であった。

入職時研修は、2012年調査では「100%実施」が約7割であった。2018年調査および2022年調査でも「有」が約8割と、高い水準で定着した。

ii 研修内容

2012年調査では、「事故発生時の対応」（約5割半）、「ヒヤリハット・事故報告のしくみや書き方」（約4割）であった。2018年調査では、「具体的な事件事例等に関すること」（約8割）、「事故発生時の対応」（約7割半）が中心となった。2022年調査でも、「事故発生時の対応」（約7割弱）、「具体的な介護事件事例の分析」（約6割）が主要テーマであった。

iii 研修の実施体制と課題

2022年調査では、研修1回あたりの平均実施時間は「1時間未満」が約7

割を占めた。講師は「介護主任（介護リーダー）」（約4割）など、内部の職員が務める割合が高かった。

研修の課題について、2012年調査では、「全員での研修が困難」「職員のレベルや理解力に差がある」「研修のための時間の確保が困難」が半数以上の施設で指摘された。2018年調査でも、「研修時間の確保や職員全体を対象とすることが困難」（約7割弱）、「職員の理解度に差がある」（約6割）が上位を占めた。2022年調査においても、課題は「研修時間を確保することや日時の調整が困難」（約6割）、「職員の理解度に差がある」（約5割）であり、同様の傾向が続いた。

さらに2022年調査では、2021年改正の加算要件である「外部の研修を受けた担当者」を配置できない理由として、「職員に外部の研修を受講してもらった時間的な余裕がない」が8割半を超え、圧倒的な理由として挙げられた。

研修の「仕組み」自体は、2006年の義務化を受け、2018年頃までに（実施率9割超）完全に定着したことが確認できる。研修内容も、2012年頃は「報告書の書き方」など基礎的な内容が約4割を占めていたが、2018年以降は「具体的な事事例の分析」が中心（6～8割）となり、より実践的な内容へと重点が移行している。

しかし、最も注目すべき傾向は、「課題」に関する項目である。2012年に指摘された「時間確保の困難さ」と「職員間の理解度の差」という2つの大きな課題が、2018年、2022年においても、ほぼ同じ割合（5割～7割弱）で継続してトップの課題として挙げられている。

さらに、2022年のデータは、この「時間確保」の問題が、内部研修だけでなく、2021年改正で求められた「外部研修」（専門性の担保）の受講をも阻害する最大の要因（8割半）となっていることを決定的に示しており、課題が固定化・深刻化していることが伺える。

研修体制の時系列分析からは、研修の「量的拡大」は達成されたもの

の、2012年から2022年に至る10年間、現場が抱える「時間確保」と「理解度の差」という根本的な課題が改善されていない点が明らかになった。2022年のデータ（研修時間1時間未満が7割、講師は内部職員）は、研修が制度的要件として実施されつつも、業務の都合が優先され、短時間かつ内部での実施に留まることで「形骸化」している可能性を示唆する。

この課題が10年後も継続し、さらに2021年改正の「外部研修による専門性の向上」という新たな施策の最大の障壁（8割半）として立ちはだかっている事実は、リスクマネジメント体制の「枠組み」は構築されたものの、それを実効性のあるものにするための組織的リソース（時間・予算）の投入と研修の質の担保が、日本のリスクマネジメント体制における最大の課題として残存し続けていることを示している。

⑥利用者・家族からのクレーム対応

i 体制整備の状況とクレームの実態

2018年調査によれば、特養における「クレーム対応の窓口の設置」はほぼ全て（9割9分弱）、「クレーム対応の体制の構築」もほぼ全て（9割7分強）、「対応マニュアルの作成」も8割強と、極めて高い水準で整備されていた。

2018年調査では、クレームが「有」の施設は約半数（5割強）であった。クレームに主に対応する者は「生活相談員」（約8割）が最も多く、「施設長」（約3割弱）が続いた。クレームの内容は「職員の接遇や態度に関すること」（約6割）、「ケアの質や量に関すること」（約6割弱）が上位を占めた。

ii コミュニケーションと事故対応

2012年調査では、家族との連携の工夫として、「何かあったときにすぐに家族に連絡している」が9割を超える一方、「定期的な情報提供」や「いつでも要望を開ける体制整備」は約6割、「ケアプランの立案、見直しへの参

加」は約4割に留まっていた。

2022年調査では、介護事故に起因する利用者・家族とのトラブル対策として、「介護事故発生状況や対応した事項について、記録に残している」（9割強）、「介護事故発生後、事故状況や対応した事項について、すぐに家族へ連絡している」（9割強）が、ほぼ全ての施設で実施されていた。

リスクマネジメント体制における家族対応は、「制度化・標準化」が急速に進んだことが明らかである。2012年時点では、「何かあったら連絡する」（9割超）という事後対応は徹底されていたものの、「定期的情報提供」（約6割）といった予防的・協働的な連携にはばらつきが見られた。

しかし、2018年までには、「苦情対応窓口」や「マニュアル」の整備が8割～ほぼ全てという水準で完了し、苦情対応が施設運営の標準業務として完全に制度化されたことが確認できる。さらに2022年のデータでは、特に「事故発生時」の対応に焦点が当てられ、「即時連絡」と「記録」が9割強で徹底されており、家族対応がリスクマネジメント（特に事故後の紛争予防）の重要プロセスとして明確に位置づけられていることが示された。

クレーム対応体制は、2018年までに「窓口設置」「マニュアル整備」といったハード面（体制）の整備がほぼ完了したことが確認できる。2018年調査でクレーム対応の主担当者が「生活相談員」（約8割）である点は、前項の「委員会」の構成メンバーとして生活相談員が定着したことと軌を一にしており、生活相談員が家族対応と施設内リスクマネジメントの中核的な調整役を担っている実態が浮き彫りとなった。

しかし、体制が整備された一方で、クレーム内容のトップが「職員の接遇・態度」（約6割）であるという事実は、リスクマネジメント体制のソフト面（職員の質）に依然として大きな課題があることを示している。これは、「研修」の項で10年間継続して課題とされた「職員の理解度に差がある」という点とも密接に関連しており、整備された体制やマニュアルの「理念」が、全職員の「実践」レベルにまで浸透していない可能性を示唆する。

⑦施設におけるリスクマネジメントの課題と効果的な取り組み

i リスクマネジメント体制の課題

2012年調査では、介護事故防止のための課題として、「個々の職員の知識・技能レベルの向上」を挙げた施設が7割を超え、突出して多かった。次いで「職種間の連携の不足やずれ」「利用者の重度化に伴う事故の傾向の変化への対応」がそれぞれ約4割であった。

2018年調査では、課題は自由記載形式で問われ、「人手不足・多忙」「ヒヤリ・ハットや事故の分析不足」「職員の意識・能力の向上」などが挙げられた。

2022年調査では、課題として「人手不足により利用者の安全確保が難しい」が約4割、「業務多忙のため組織的な対策を検討する時間が確保できない」が4割弱、「職員の介護技術が不足している」も4割弱と、人的資源に関する項目が上位を占めた。

ii 必要な支援と効果的な取り組み

2012年調査で施設が必要とした支援は、「各施設での個別の事故防止対策についての取組み例が知りたい」（約6割弱）など、他施設の具体的な事例を求める声が多かった。

2018年調査で効果をあげたもの（自由記載）は、「センサー類の利用」「ヒヤリ・ハットの分析」「マニュアルの整備・見直し」「研修の実施」などであった。

2022年調査で効果をあげたものは、「発生した介護事故の原因究明や再発防止策の検討」が約7割と最も多く、次いで「発生したヒヤリ・ハットの原因究明や再発防止策の検討」が約半数、「介護事故に関する施設全体の研修の実施」が約4割であった。

リスクマネジメント体制の課題認識には、この10年間で明確な質的変化が生じている。2012年時点での最大の課題は「職員の知識・技能レベル」（7割超）であり、体制は整備されつつも、それを運用する「人」の質が問

われるフェーズであった。

しかし、2018年の自由記載で「人手不足・多忙」が顕在化し始め、2022年には「人手不足」「業務多忙」（共に約4割）が、「職員の介護技術」（4割弱）と並ぶ、あるいはそれ以上のトップ課題へと浮上している。これは、課題の重心が「職員の質」から「職員の量」へと明確に移行したことを示している。

同時に、リスクマネジメントの手法に関する認識は成熟している。2012年時点では、他施設の「取り組み例が知りたい」という外部志向（学習フェーズ）が約半数を占めていた。それに対し、2022年では、効果をあげた取り組みとして「原因究明」（約7割）や「ヒヤリ・ハット分析」（約半数）といった、内部でのPDCAサイクル（分析・改善フェーズ）が上位を占めている。

時系列分析から浮かび上がるのは、リスクマネジメント体制における「制度の成熟と実態の乖離」である。

第一に、リスクマネジメントの手法論の成熟である。2012年頃にはまだ他施設の事例を求めていた「学習期」であったが、2022年には自施設での「原因究明」や「ヒヤリ・ハット分析」を効果的な取り組みとして認識する「成熟期」に入った。これは、報告システムや委員会の定着・実質化と軌を一にしており、リスクマネジメントのPDCAサイクルを回すことの有効性が現場で強く認識されていることを示している。

第二に、リスクマネジメントの実行基盤の脆弱化である。手法論が成熟した一方で、2012年の「質」の問題（技能レベル）から、2022年の「量」の問題（人手不足、業務多忙）へと、課題が深刻化している。これは、「研修」の項で10年間一貫して「時間確保が困難」であったという課題とも直結する。

結論として、日本の介護施設におけるリスクマネジメント体制は、その枠組みと分析手法については2022年までに確立・成熟の域に達したと言える。

しかし、その確立された有効な体制を実行・運用するための最低限の人的リソース（時間と人員）が、介護業界全体の構造的な「人手不足」によって深刻に脅かされているという、新たなジレンマに直面していることが強く示唆される。

4. 結論

本節では、国の調査報告書の二次分析を通じ、日本の高齢者施設におけるリスクマネジメント体制の具体的な変遷と課題を検証した。分析の結果、日本のリスクマネジメント体制は「枠組み」の確立と「手法論」の成熟においては目覚ましい発展を遂げた一方で、「運用の実効性」において深刻な課題が固定化しているという「制度の成熟と実態の乖離」が明らかになった。

1) リスクマネジメント体制の確立と成熟

i 体制の「枠組み」の確立

2006年の制度的義務化を受け、2018年頃までに「委員会」「指針・手順書」「研修」「事故・ヒヤリハット報告システム」「クレーム対応窓口」といったリスクマネジメントの「枠組み」は、整備率（量）においてほぼ完全に確立された。

ii 実行体制の「専門化・組織化」

リスクマネジメントの実行担手は、2018年頃の「現場介護職員による兼務」中心の体制から、2021年改正を経て、2022年には「安全対策部門」という多職種連携（施設長、看護職員、介護主任、生活相談員など）による組織的な体制へと明確に高度化した。

iii 「生活相談員」のハブ機能の明確化

時系列分析を通じて、「生活相談員」が「安全対策部門」（8割半）、「委員会」（9割弱）、「クレーム対応」（8割）の全てに中核メンバーとして関与しており、「ケア（現場）」「マネジメント（組織）」「家族（外部）」を繋ぐ中核的な役割を担う専門職として定着したプロセスが浮き彫りとなった。

iv 手法論の成熟とPDCAサイクルの機能化

リスクマネジメントの手法論は、「学習期」から「成熟期」へと移行した。2012年時点では他施設の「取り組み例」（約半数）を求める学習フェーズであったが、2022年には自施設での「原因究明」（約7割）や「ヒヤリ・ハット分析」（約半数）を効果的な取り組みとして認識するPDCAサイクル（分析・改善フェーズ）が機能し始めた。

2) 運用の実効性に関する残存・深刻化した課題

i 「研修」の形骸化とリソース不足

リスクマネジメント体制における最大の課題は「研修」である。実施率（量）は定着したものの、「時間確保の困難」と「職員間の理解度の差」という2大課題が、2012年から2022年の10年間、全く改善されていない（常に5~7割弱が課題と認識）。この「時間不足」は、2021年改正の「外部研修」導入の最大の障壁（8割半）となっており、研修が短時間・内部講師中心（2022年）の「形骸化」を示唆する。

ii 実践基盤の脆弱性

時系列で見た最も重大な質的变化は、現場が認識する課題の重心の移行である。2012年時点の最大の課題は「職員の知識・技能レベル」（専門性の「質」、7割超）であった。しかし2022年には、「人手不足」や「業務多忙」（共に約4割）といった、体制を運用するための「実践基盤（リソース）」の問題がトップ課題として浮上した。

これは、日本のリスクマネジメント体制が、その「手法論」においては成熟・確立の域に達した一方で、それを実効性あるケア実践として支えるべき介護現場の構造的な人的基盤（時間・人員）自体が脆弱化しているという、深刻な乖離に直面していることを強く示唆するものである。

第4節 考察

本稿の第3節までにおいて、日本の高齢者施設におけるリスクマネジメント体制が、委員会、指針、研修、報告の仕組み等の「枠組み」については2018年頃までに確立・成熟した一方で、その「実効性（リソース・時間・質）」において深刻な課題が固定化していることを時系列分析から明らかにした。

本節では、この分析結果を基に、本稿の目的の第二点・第三点である、①外国人介護人材の増加という新たな課題への適応可能性、および②中国の体制構築への示唆、について考察を展開する。

1. 外国人介護人材の増加に対するリスクマネジメント体制の適応課題

まず、この新たな課題に対応する上で、基礎データとして令和3年度の厚生労働省調査¹⁰⁾の結果を再確認する。

同調査によれば、外国人職員が関与した事故・ヒヤリハットのうち、それが「外国人職員特有」とであると認識された事象は、全体の約4分の1に過ぎなかった。大多数（約75%）は、日本人職員と同様（特有ではない）の事象であったことが示されている。

さらに、その「特有」とされる事象を分析すると、発生時期は「就労開始後2年未満」に集中（約75%）していた。その具体的内容も、「左右の誤認」「報・連・相の不徹底」「氏名確認ミス」など、新しいケア技術の問題ではなく、既存のリスクマネジメント体制が最も重視する「コミュニケーション」「情報共有」「ルール徹底」の失敗に起因していた。

このデータは、いわゆる「外国人介護職員特有のリスク」とは、国籍固有の恒久的なリスクではなく、既存のリスクマネジメントルールがOJTや研修を通じて適切に伝達・実行されていないことによる、一時的な「実施ギャッ

10) 脚注1) に参照

プ]であることを強く示唆している。

この「実施ギャップ」という本質を踏まえ、日本の既存リスクマネジメント体制がどう対応すべきか、以下の3つの視点から考察を深める。

① 課題の「一般化」という視点の転換

本稿が提示する第一の視点は、「外国人特有の問題」を、特定の属性の問題として切り分けるのではなく、「一般化」して捉え直す必要性である。

言語や文化の障壁は、長期的に対応すべき課題であると広く認識されている。しかし、本稿はあくまでリスクマネジメント体制の視点から解決の方向性を探る。外国人介護人材の増加が今後も続く以上、現在は「特有」とされるコミュニケーション上の課題も、将来的には組織が常に対応すべき「一般的な」人的リスクへと移行していく。

したがって、本稿では「外国人だから起こる問題」と特別視するのではなく、「(日本人職員とは異なるタイプの) コミュニケーション・ギャップ」という一般的なリスクマネジメントの課題として捉え直す視点を、以降の分析の前提とする。

② 既存リスクマネジメント体制の「枠組み」の応用（限界と可能性）

第二に、第3節で明らかにした既存の体制の「枠組み」が、この「実施ギャップ」にいかに関与するかを検討する。

ここで重要となるのが、第3節の結論で明らかにした、日本のリスクマネジメント体制が抱える「手法論の成熟」と「実践基盤（リソース）の脆弱性」という「制度の成熟と実態の乖離」である。この構造が、外国人職員の「実施ギャップ」解消において、「限界」と「可能性」の両面をもたらすことを以下に示す。

i 限界①（「研修」のリソース不足）

第3節で10年間一貫して最大の課題であった「研修時間の不足」は、外国人職員に必要な言語教育や日本のリスクマネジメントルール（特に報・連・相の重要性など）のための追加的な研修時間を確保する上で、最大の障

壁となりうる。確立された「研修の枠組み」は存在するものの、第3節で示された「リソース不足」という弱点によって、外国人職員への浸透が阻害される可能性が極めて高い。

ii 限界②（「指針・手順書」の更新の遅れ）

第3節で示された「指針・手順書の見直し」が不定期（約半数）であり、2割強が「見直していない」（2018年）という実態は、重大なリスクを示唆する。外国人職員の増加という新たな状況に対し、マニュアルの翻訳版の整備や、平易な日本語（やさしい日本語）あるいは図解の導入といった、伝達エラーを防ぐために必要な改訂が遅れる危険性がある。

iii 可能性①（「委員会」への参加）

上記2点（研修・指針）が体制の「限界」である一方、第3節で示された成熟した「枠組み」（特に委員会）こそが、この実施ギャップを解消する最大の「可能性（応用可能性）」である。現在の委員会の構成メンバー（介護・看護職、生活相談員など）に外国人職員の代表が含まれていない現状では、現場の「実施ギャップ」の実態（「報・連・相のルールは知っているが、どのタイミングで、誰に報告すべきか分からない」といった具体的な悩み）が、委員会の議論の俎上に上がりにくい可能性が考えられる。次の③では、この「委員会」の枠組みを応用する必要性を詳述する。

③ リスクマネジメント体制への「参加」による実施ギャップの解消

前項で述べた「委員会」の枠組みを具体的にどう応用すべきか。本稿は、既存のリスクマネジメント体制に外国人介護職員を「参加させる」必要性を提言する。

外国人職員の事故の本質が「コミュニケーション・リスク」にある以上、対策も「伝達の質」を高めることが中核となるべきである。しかし、従来の現場管理では、外国人職員はリスクマネジメント体制から指示やタスクを「トップダウン」（一方通行）に受け取る立場にあり、フィードバックも現場管理者を通じたものになりがちであった。この一方通行のコミュニケーショ

ンは、相互確認の欠如を招き、それ自体が新たなリスク（伝達ミス）を生む温床となる。

そこで本稿は、外国人介護職員の代表者（日本語能力が高く、指導的立場にある者）が、施設の「事故防止委員会」等の上位の意思決定の場に参加することが、有効な対策となると考える。

代表者が委員会に参加することにより、単に指示を受ける側から、リスクマネジメント体制の運営主体（マネジメント側）の一員となる。これにより、彼ら（代表者）は現場管理者（日本人）の「助手」的な役割を担い、現場での具体的なリスクマネジメントタスクを実行する際に、他の外国人職員に対して「二重確認」（ダブルチェック）を行うことが可能となる。

例えば、委員会で決定された事故防止策を現場に下ろす際、日本人管理者が全体に伝達した後、外国人代表者が自国の言語や分かりやすい表現で再度内容を確認し、理解度をフィードバックする、といった二重の伝達体制である。この「二重確認」のプロセスは、情報が誤解なく伝達されることを保証する上で極めて重要である。

最終的な目的は、第3節で分析した日本で確立された「成熟したリスクマネジメントの枠組み」（委員会、報告ルール等）を、外国人職員にも同様に適用することである。この枠組みに彼らを主体的に参加させることで、「日本人が（仕組みとして）犯さないミスは、外国人職員も（仕組みとして）犯さない」状態を実現することにある。

2. 中国への示唆

最後に、本稿の第三の目的である中国への示唆について考察する。筆者は博士論文¹¹⁾の研究において、中国のリスクマネジメントにおける5つの主要課題を整理した。当時の研究は研修プログラムの開発に焦点を当てたが、そ

11) 馬 天生 (2025)『中国の高齢者施設におけるリスクマネジメント研修プログラムの構築 (博士論文の要旨)』桃山学院大学社会学論集 第59巻第1号

の際に抽出された根本的な課題の一つに、「事故防止体制（マニュアル，研修，安全管理部門）が整備されていない」という体制の未整備の問題があった。

そこで本稿では，第3節で詳細に分析した日本のリスクマネジメント体制の変遷と課題を基に，この中国における体制構築の課題について，解決の方向性を考察する。加えて，博士論文の研究過程で明らかになった，以下の二つの関連課題についても，日本の経験から示唆を得ることを試みる。

第一は，「専門能力の不足とリスクマネジメントの実施困難」である。中国では管理者や介護職員の専門能力が不足し，特にヒヤリハット報告制度や危険予知トレーニングの定着が進んでいない点が問題視されている。

第二は，「家族とのリスク情報共有の困難さ」である。介護現場が家族とリスク情報を共有し，リスク管理への理解を得ることが難しいケースが多いという課題が挙げられている。

これらの中国特有の課題に対し，本稿の第3節で明らかにした日本のリスクマネジメント体制の発展プロセスは，以下の3点において重要な示唆を提供する。

①「枠組み（形）」を実質化するトップマネジメントの役割

第一の示唆は，施設長のリーダーシップの重要性である。

中国では近年，日本の施設長資格認定講習に準じた研修が導入され始めたが，施設の急増という背景から施設長の実務経験が浅いケースも少なくなっている。そのため，政策的にリスクマネジメント体制の「枠組み（形）」が導入されたとしても，実質的な機能を伴わない「空洞化」が懸念される。

この点について，第3節の分析（①）で見たように，日本においてリスクマネジメント体制が発展した初期段階（2012年頃）では，施設長の約8割半がリスクマネジメントを「責務」として認識し，「現場担当者の主体性を重視」していた。このトップの強い関与こそが，体制を実質的に動かす原動力であった。中国においても，単に制度の「形」を作るだけでなく，まず施設

設長自身がリスクマネジメントの専門性を高め、現場の主体性を支援する強いリーダーシップを発揮することが、体制を機能させるための必須の前提条件である。

② 体制の段階的構築と「適応」の必要性

第二の示唆は、体制の構築プロセスと内容の「適応」である。

中国の課題である「ヒヤリハット報告制度の不徹底」は、第3節の分析(②)で見た2012年頃の日本が直面した「報告書に対する職員間の姿勢にはばらつきがある」(7割以上)という課題と類似している。日本がこれを克服するために「責任追及ではなく原因追求の姿勢」という安全文化の醸成に努めたプロセスは、中国が専門性を高める上で重要な示唆となる。

また、事故種別について、中国では「褥瘡」「火傷」「レクリエーション活動中の怪我」といった固有のリスクが存在する。この事実、日本のマニュアルをそのまま導入するのではなく、自国の実態に合わせて「適応」させる必要性を示している。

ここで参照すべきは、日本の「成功」と「課題」の両面である。日本の体制が「誤嚥」「誤薬」「行方不明」を(2012年時点で)減少させた(第3節②)ことは、マニュアルや体制整備の有効性(成功)の証左である。中国はまず、これらの基本的な事故防止策の導入を優先すべきである。同時に、第3節の分析(④)で明らかになった日本の課題、すなわち「指針・手順書の見直し」が「不定期」(約半数)に留まっているという点を、中国は他山の石としなければならない。中国は体制構築の初期段階から、自国の固有リスク(火傷、褥瘡等)に対応するため、マニュアルを「定期的に見直す」仕組みを制度に組み込む必要がある。

③ 家族連携を専門的に担う「ハブ機能」の導入

第三の示唆は、家族とのリスク・コミュニケーションを担う専門職(あるいは機能)の重要性である。

中国の課題である「家族とのリスク情報共有の困難さ」に対し、日本の経

験は明確な一つの解を示している。第3節の分析(⑥)では、日本では2018年時点で「入所者家族とのリスク共有」が9割超と極めて高い水準に達していた。

さらに、第3節の時系列分析を通じて、日本では「生活相談員」が「安全対策部門」「委員会」「クレーム対応」の全てにおいて中核的なハブ(中枢)機能を担っていることが明らかになった。中国の施設にはこの「生活相談員」に相当する専門職が明確に配置されていないことが多い。事故後のトラブル予防だけでなく、平時からの信頼関係構築のため、家族との合意形成やリスク・コミュニケーションを専門的に担う人材(あるいは部門)を明確に定義し、配置することが、体制構築の鍵となる可能性を示唆している。

第5節 まとめ

本稿は、第一に、日本の高齢者施設におけるリスクマネジメント体制の発展経緯と確立された枠組みの有用性を、国の調査報告書の二次分析を通じて時系列的に再考察し、第二に、その体制が「外国人介護人材の増加」という新たな課題にいかに対応しうるかを分析し、第三に、これらの分析から中国における体制構築への示唆を導出することを目的とした。

第3節の時系列分析の結果、日本のリスクマネジメント体制は、2006年の「枠組み」の法制化以降、2018年頃までに委員会、指針・手順書、報告システム、研修といったハード面(体制)がほぼ完全に確立されたことが明らかになった。さらに、その手法論も、他施設の事例を学ぶ「学習期」(2012年頃)から、自施設での「原因究明」や「ヒヤリ・ハット分析」を重視する「成熟期」(2022年頃)へと移行していた。また、実行体制も現場兼務から「安全対策部門」へと専門化し、特に「生活相談員」がケア・マネジメント・家族を繋ぐ「ハブ機能」として定着したプロセスも確認された。しかし、その一方で、この確立された「枠組み」を実効性あるものにするための「運用の実効性(ソフト・リソース面)」においては、深刻な課題が固定

化しているという二重の構造も浮き彫りとなった。最大の課題は「研修」であり、「時間確保の困難」と「職員間の理解度の差」が10年間改善されないまま「形骸化」している可能性が示唆された。さらに、現場の課題認識の重心が「職員の質（技能）」（2012年）から「職員の量（人手不足・多忙）」（2022年）へと明確に移行しており、成熟した「手法論」を実行するための「人的基盤」そのものが脆弱化しているという深刻なジレンマが示された。

第4節では、この日本のリスクマネジメント体制が直面する新たな課題として「外国人介護人材の増加」を取り上げた。分析の結果、いわゆる「外国人特有の事故」は全体の約4分の1に過ぎず、その本質は「就労後2年未満」に集中する「コミュニケーション・リスク」（報・連・相の失敗など）に起因する一時的な「実施ギャップ」であることが示された。しかし、このギャップを埋めるべき既存のリスクマネジメント体制側には、第3節で見た「研修の時間不足」（追加教育の障壁）や「手順書の不定期な見直し」（翻訳版整備の遅れ）といった課題が存在し、これらが外国人職員への体制浸透を阻害する要因となっている可能性を指摘した。その対策として、外国人職員を単にトップダウンの指示の受け手とするのではなく、代表者が「委員会」等の運営主体として「参加」し、現場での「二重確認」機能を担うことで、成熟したリスクマネジメントの枠組みを外国人職員にも実効的に適用する必要性を論じた。

最後に、これらの分析結果は、現在リスクマネジメント体制の構築期にある中国に対しても重要な示唆を提供する。第一に、体制の「空洞化」を防ぐため、日本の初期段階（2012年頃）に見られたような施設長の強いリーダーシップと「責務」の認識が必須であること。第二に、日本の「成功」（ヒヤリハット文化の醸成など）と「課題」（手順書の定期的見直し不足）の両面を参考にしつつ、中国の固有リスク（褥瘡、火傷等）に対応した「適応」が必要であること。第三に、「家族との情報共有困難」という課題に対し、日本の「生活相談員」が担う専門的な「ハブ機能」の導入が、体制構築

の鍵となりうることである。

日本のリスクマネジメント体制は、成熟した「手法論」を、リソース不足の中でいかに新たな対象（外国人）に浸透させるかという「適応」の課題に直面している。一方、中国は、日本のプロセスを参考にしつつ、トップの関与と「ハブ機能」の導入、「定期的見直し」の仕組みを初期段階から組み込むことで、より効率的な体制構築が可能となろう。今後は、本稿で提案した外国人職員の体制参加の具体的な効果検証や、中国におけるリスクマネジメント体制の更なる実証的研究が課題として残されている。

<資 料>

チーム支援を意図した健康相談支援 計画シートの有効性

— リスクマネジメントの観点から危機対応事例への試み —

八 木 利 津 子

キーワード：健康相談，養護教諭養成，マトリクス，支援計画シート

<要旨>

本研究では支援計画シートの活用と有効性を探るために，養護教諭志望大学生を対象に従来の支援計画シート（文部科学省提示）と筆者らが作成したマトリクス等を応用した支援計画シートの2種を導入し授業実践を試みた。その結果，「使用の予測」以外に「活用希望」「活用意欲」など一定の有効性が認められた，特にマトリクス等を応用した支援計画シートに関しては上級生のほうが顕著に有意であったことから，教育実習等の現場経験が支援計画の立案や活用に，より影響を及ぼすことが示唆された。

1. 緒言

学校という場において子供が成長していく上で，教員に加えて，多様な価値観や経験を持った大人と接したり，議論したりすることは，より厚みのある経験を積むことができ，本当の意味での「生きる力」を定着させることに

つながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている¹⁾。これからの学校が、「チームとしての学校」を実現させていくために、養護教諭の職務の一つである健康相談の重要性が増している²⁾。

しかし、未だ支援計画シートの活用定着等は見られない。

そこで、本研究では、養護教諭が行う健康相談に関わる支援計画シートの活用の現状と課題を明らかにし、学校組織の一員として養護教諭が行う健康相談が推進されている中で、養護教諭養成カリキュラムの「健康相談活動の理論と方法」並びに養護教諭の職務である「健康相談」の内容改善に役立つ支援計画シートを作成するために無記名式調査紙やヒアリングによる実践的検証を行いたいと考えた。

2. 研究の背景

『令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』（文部科学省 2021）³⁾によると、不登校児童生徒数は過去最多となっており、小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数 415人（前年度 317人）と示され自殺した児童生徒数は調査以降最多、いじめの認知件数は増加の傾向を示している。これらの調査結果を踏まえた文部科学省の主な取組として支援体制の整備の推進が挙げられ、「チームとしての学校」への対応が求められる中、養護教諭が行う健康相談の重要性は増しつつある。文部科学省（2011）⁴⁾発行の「教職員のための子どもの健康相談及び保健

1) 中央教育審議会：チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申），2，2015年12月https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf（閲覧日 2022年10月20日）

2) 中央教育審議会：チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申），28，2015年12月

3) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課：令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について，2021年10月13日https://www.mext.go.jp/content/20211007-mxt_jidou_01-100002753_1.pdf

4) 文部科学省：第3章学校における健康相談の進め方と支援体制づくり，教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引：pp. 16-27, pp. 43-44, 2011年3月

指導の手引」では、学校における健康相談の基本的なプロセスは、対象者の把握、問題背景の把握、支援方針・支援方法の検討、実施・評価と示されており、支援方針・支援方法の校内組織における支援活動の中に、支援計画の作成が記載されているが、それ以降の手引き書には支援計画シートの様式例や書式は示されていない。

さらに、養護教諭の職務等に関する調査結果⁵⁾の支援チームによる連携において、健康相談が必要と思われる児童生徒については、校内組織委員会にかけ関係者による支援やチームを編成して支援すると述べられ、養護教諭はチームで支援方針や支援方法を検討し、支援計画を立て役割分担の下に支援できるようにすることが望まれると記載されている。

しかし、その調査結果では、全体で50%の養護教諭が支援計画の作成・実施・評価・改善に取り組んでいなかったことが報告されている。また、新規採用養護教諭研修「健康相談」に関わる研修内容⁶⁾として、健康相談の基本的なプロセスについて3~4時間の研修時間を設定し、支援計画の作成、実施、評価が記載されている。

一方、久保田・中下(2018)⁷⁾によれば、42件の文献の中でキーワードが示された17件の論文には、支援計画のキーワードは見当たらない。

このように支援計画の作成や支援シートの活用が求められている現況下で、養護教諭養成教育における必修科目「健康相談の理論と方法」における資質や能力の育成及び養護教諭の職務並びに役割の遂行において、基本となる支援シートの作成が必要不可欠である。特に、チーム学校のチーム支援における心身の危機管理を必要とする事例においては、基本となる支援シートを共有することが危機的状態を回避するため重要である。

5) 財団法人日本学校保健会：学校保健の課題とその対応—養護教諭の職務等に関する調査結果から—：68、2012年3月26日

6) 財団法人日本学校保健会：文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 養護教諭研修プログラム作成委員会 報告書：14、pp.3-38、2009年3月

7) 久保田かおる・中下富子：養護教諭の行う健康相談に関する文献検討『埼玉大学紀要教育学部』、67(2)：165-174、2018

ここでは、新たな支援シート構築までの経緯と着想等について以下に示す。

日本学校保健会が文部科学省からの委託により報告された「養護教諭研修プログラム作成委員会 報告書」⁶⁾の新規採用養護教諭研修の現状と課題によれば、養護教諭は一人配置校が多く、この場合新規採用養護教諭の不安や悩み等を相談できる先輩の養護教諭が校内にいないことになり、養護教諭の専門に関することについては、管理職等が指導助言することが難しい状況にあると述べている。また、新規採用養護教諭研修には、新任の時期は、教職としての自覚を高めるとともに、自立して学校保健活動を展開していく素地をつくる上で極めて大切な時期であり、この時期に、計画的、組織的な現職研修を実施し、実践力の向上や教員としての倫理観、使命感を養うことが必要であると明文化されている。加えて、研修内容として、支援計画の作成、実施評価が記載されている。

そして、健康相談に関わる専門研修の具体的内容として、＜心身の健康課題への対応＞ ①心身の健康課題への対応に向けた養護教諭の役割②学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携 ＜健康相談の基本的なプロセス＞ ①健康相談の進め方（演習）②児童生徒の訴えの受け止め方・観察の仕方（演習）③記録の作成・活用の仕方（演習）④支援計画の作成・実施・評価（演習）⑤校内の相談組織との連携⑥保護者への連絡や面談の仕方（演習）⑦関係機関等との連携の進め方⑧相談に適した保健室環境設定の8項目を挙げており、基本的なプロセスでは演習を重んじていることが把握できる。とりわけ、新規養護教諭研修の健康相談については、その研修目標は演習を通して、カウンセリングの知識と技法を身に付け健康相談に生かすことができるように、指導者は、指導主事や健康教育指導者養成研修専門コース受講者、現職養護教諭及び学識経験者等と設定されて、①学校におけるカウンセリングの活用と②ロールプレイングの演習中心の研修が必要と示されている。

さらに、養護教諭養成大学の健康相談活動の授業でよく活用されている文部科学省助成により発刊された「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引き」(令和3年改訂版)⁸⁾では、健康相談はより幅の広い概念になったと述べられている。これは、児童生徒の心身の健康課題の多様化に伴い、課題解決に当たって組織的に対応していくことが必要であることから、学校関係者の積極的な参画が求められたからである。養護教諭や学級担任等が行う健康相談や保健指導が教員の役割として学校保健安全法に明確に規定されたことは、重要な意味を持つとの明記もある⁸⁾。

しかし、本手引きには、学校における健康相談の基本的なプロセスにおける支援活動の校内組織や支援方針、支援方法の検討、支援計画の作成・支援方法及び支援チームの役割分担・学校医との連携・スクールカウンセラーとの連携・特別支援教育コーディネーターとの連携・医療機関等との連携・保護者との連携)の用語については整理されており、健康相談の事例が18事例も記載があるものの、具体的な支援計画シートの様式について例示はない。

そこで、筆者は、本研究において支援計画シートの開発を試み、その活用と有効性を探るために、健康相談の演習が可能なマトリクスモデルを応用した支援計画シートを作成し、養護教諭志望学生を対象に検証するに至った。

3. 研究の目的と意義

本研究は、チーム学校の一員として養護教諭が行う健康相談に関わる支援計画シートの活用の現状と課題について、実証的に明らかにするものである。そこで、本調査では、健康相談活動の支援計画を立てる上で、養護教諭志望学生の現場経験や学年間差が、支援計画シートの活用やマトリクス等を応用した支援シートの活用に何らかの影響を与えるかどうか有効性について検討する。

8) 財団法人日本学校保健会：教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引き，P2,14-71，2022年3月

4. 研究の方法

- (1) 調査対象：A大学に在籍する教員志望学生（2年生17名4年生18名）計35名
- (2) 調査方法：健康相談活動論の履修者（2年生）及び教職実践演習の履修者（4年生）を対象に支援計画シート（文部科学省提示シートAとマトリクス法を応用した支援計画シートB）（以下シートA，シートBと表記）の活用利点や活用後の振り返りについて自記式質問紙調査を実施する。
- (3) 調査時期：2022年10月～2024年3月
- (4) 調査内容：大学生対象には，既に教育実習や学校インターンシップ等における現場経験を終えた4年生とこれから教育実習などに臨む現場経験の少ない2年生を対象にして，主に支援計

表1 支援シートA

健康相談の基本的なプロセスを基にした支援計画シートA

事例：○○・・・・・・・・・・

【学籍番号】	【氏名】
対象の把握（例：日常の健康相談から）	
<input type="checkbox"/> 健康診断結果から <input type="checkbox"/> 保健室来室から <input type="checkbox"/> 日常の健康相談から <input type="checkbox"/> 本人からの希望 <input type="checkbox"/> 保護者等依頼から <input type="checkbox"/> 学校行事参加者から	
問題の把握	
事例の概要から推測されること	
支援方針・支援方法	
<input type="checkbox"/> 学校内の支援活動で解決できるか or 専門機関との連携が必要か <input type="checkbox"/> 校内組織として何ができるか、 賛議教諭として何ができるか	

表2 支援シートB

表2 健康相談・健康相談活動 支援計画シートB—マトリクス法+生物心理社会モデル応用型—

校種：	学年：	組：	性別：	児童生徒名前：	学級担任：	作成者：	作成日：
<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> E	<input type="checkbox"/> F	<input type="checkbox"/> G	<input type="checkbox"/> H
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔
㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜
㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵
㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽
㊾	㊿						

(徳山美智子作成, 2012, 2022 修正)

< A 視点 >
 a. 身体面：「疾患」「外傷」「体調不良」「障害」など
 b. 心理面：「情緒」「社会的」「集団行動」「自己有用感」「自己肯定感」「関心」「意欲」「過去の経験」など
 c. 社会面：「児童・生徒間の関係」「教職員との関係」「学校生活」「家族関係」「家庭内関係」など
 d. 生活習慣：「睡眠」「食事」「運動」「排便」「清潔」「衣服」「メディア」など
 e. 学習面：「学力」「学習」など
 f. 心身の危機管理：教育化している課題・問題について、三段階（事前の危機管理、緊急事態発生時の危機管理、事後の危機管理）を想定し記載する

画の認知、活用方法の理解、学習後の課題と活用理由、情報収集の選択肢、支援計画立案の困難感について、表1シートAと表2シートB（以下シートA、シートBと記す）の使用観や改善点、入職想定時の活用観や展望、児童生徒に起こり得る変化について、1)とてもそう思う2)そう思う3)どちらともいえない4)あまり思わない5)思わない の5件法による回答と合わせて、自記式無記名調査紙による自由記述で回答を得る。そして、学年間や現場経験の有無が支援計画シートの活用に与える影響に関しての有効性について事例検証する。

(5)分析方法：リッカート尺度を用いた5件法による回答は1)～5)に対して、4pt～0ptに換算して、「支援計画シートの認知」「活用方法の理解」「使用予測」「活用希望」「有効性」などに関する質問項目の平均値に対して、母集団が異なる対応のないt検定を行って有意性の有無や意識差を考察する。有意水準は5%とした。自由記述に関しては、KHcoderで共起ネットワークを作成し出現した共起関係のカテゴリから本実践における学生の学びを分析した。また、計量テキスト分析による抽出語の解析及び頻出語の出現回数から活用户（調査対象者）の傾向や思考を示し、支援計画シートの有効性について把握する。さらに、階層的クラスター分析により支援計画シートの利点や改善点等をカテゴライズし最高層群や最多層群から活用户の思考性を解析する。

(6)実践事例：実践介入の具体的な展開は、健康相談活動の授業内容に沿って、健康相談活動の基本的なプロセス、ヘルスアセスメントの授業後に支援計画シートを活用した事例検討を行った。危機事例は、文部科学省（2011）⁴発行の「教職員

校種：		学年：	組：	性別：	児童生徒名前：	学年担任：	作成者：	作成日：
A 視 点		身体面	精神面	心理・社会面	生活・習慣・行動面	学習面	心身の危機管理面	
B 実 態 問 題 ・ 課 題	表出している課題	激しい疲労感・不眠	幻覚・集中力欠如	コミュニケーションの欠如	身辺整理ができない	急激な成績低下	幻覚・自害・他害の予測	
	見立て	精神疾患の疑い	精神疾患の疑い					
	支援方針・当面の目標	確定診断に基づく対応			家族の理解	チーム支援・役割の明確化	確定診断の共有	
C 支 援	誰が	養護教諭	養護教諭・担任・管理職	担任	担任・家族	養護教諭・担任・家族を中心に関係者	保護者	
	いつ	直ちに	直ちに				直ちに	
	どのように	専門医受診	専門医受診密接な連携	友人・地域を巻き込む	父母面談	主治医の指示順守・受診時同行	保護者面談本人受診	
	不足している情報	確定診断・家族の認識の程度	確定診断・家族の認識の程度	社会資源	家族の対応力の程度	家族の認識の程度、専門医の所見	確定診断	
	目標	家族の理解・自己管理	家族の理解・自己管理		自己管理	主治医・家族・教職員の共通理解と対応	確定診断に基づく組織対応	
Dプロセス評価 記載時点における評価								

(徳山美智子作成, 2012~)

のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」第5章健康相談及び保健指導事例の事例6「友達がつくれず自傷行為がはじまった生徒(中学1年生女子)」を使用し、2年生と4年生がシートAとシートBの両方で支援計画を作成した。特にシートBにおけるマトリックス法を応用した支援計画書の作成例として、

例えば激しい疲労感・不眠・幻覚・集中を欠く高等学校2年生男子生徒を作成例に取り上げて以下のような事例を演習用として紹介し事前説明する。

(7)倫理的配慮：所属大学の研究倫理審査委員会の承認を得て、研究に関する倫理指針に基づき個人情報を守り調査協力者については、研究の目的、意義、個人情報の保護等の事前説明を

行い、情報の守秘等を徹底して同意が得られた対象者のみを調査対象として個人が特定できないよう匿名化されたデータをもとに管理、分析を行った。(承認番号：R 2022-008 ME)

5. 研究の結果

(1)2年生と4年生の比較調査結果 (5件法)

支援計画シートを活用した授業後の2年生と4年生の意識調査(表1)からt検定を行ったところ、支援計画シートについて、「学校現場では健康相談の際に支援計画シートが使われていると思いますか」の問いのみ、2年生が4年生を上回り教育実習等の経験知に関する有意性は認められなかった。

しかし、他項目に関しては、有意性が認められ、特に、マトリクスを用いたシートBに関わる質問項目について学校現場で教育実習を終えた4年生が、全て2年生を上回る結果となった(図1)。なかでも、「シートBの使いやすさ」や「使用意欲」、さらにマトリクス等を応用した支援計画シートを使って健康相談を行うと児童生徒に変化が起きるという「期待

表3 2年生と4年生の実践後の意識調査(項目別比較)

*P<0.05 **P<0.01

項目	2年生の 平均値 n=17	4年生の 平均値 n=18	平均値の差分 (4年次-2年次)	P値 (両側検定)
支援計画の認知	2.47	3.33	0.86	0.15273
支援計画の活用方法の理解	3.65	4.00	0.35	0.06525
支援計画シートの使用予測	2.82	2.22	-0.60	0.37242
支援計画シートの活用希望	3.76	4.00	0.24	0.14202
支援計画シートの有効性	3.53	3.83	0.30	0.05503
支援計画立案の困難さ	0.47	2.00	1.53	0.01401*
シートBの使いやすさ	2.71	3.67	0.96	0.00003**
シートBを使用したいか	2.53	3.72	1.19	0.00001**
シートBによる期待度	2.47	3.33	0.86	0.00047**

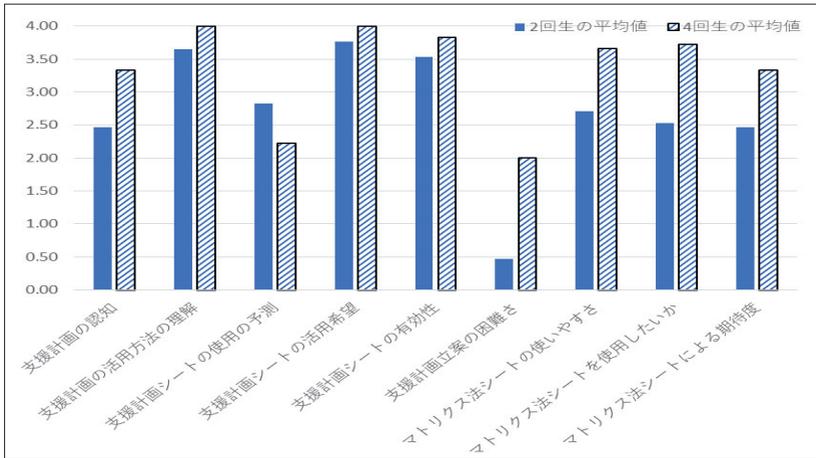


図1 2年生と4年生の実践後の意識調査（平均値比較）

度」について高い有意性が示された。

また、「支援計画をたてるのが難しいと感じますか」という問いでは学年間の差異が顕著で、翌年4月に入職を控えている4年生は支援計画立案を現実的に使用するには難しいと感じていることがわかった。

(2)自由記述の調査結果（一部抜粋）

ここでは、マトリクスを応用した支援シートBに関する期待度について「養護教諭が、マトリクス等を応用した支援計画シートを使って健康相談を行うと児童生徒に変化が起きると思う理由の記述」を学年比較で示す（図2～図5）。

支援シートBに関する期待度に関する2年生の総抽出語は191語数で、4年生の総抽出語は295語数であり、それぞれを階層的クラスターで表示した。その結果（図2・図4）からは、いずれも支援計画そのものの頻出語が最多層群であり、【変化】を中心に据え【思う】が突出した頻出コードであった。

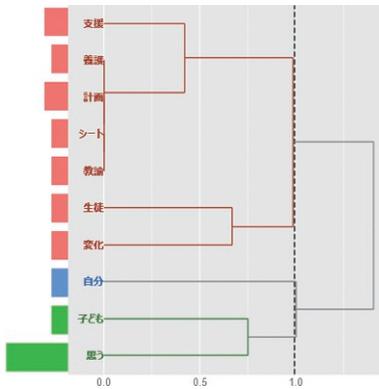


図2 階層的クラスター (2年生)

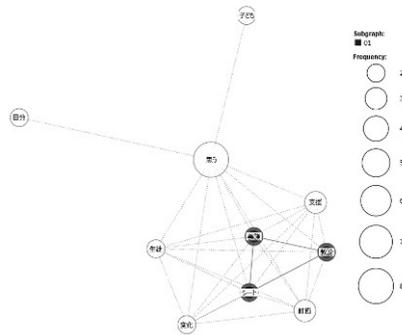


図3 共起ネットワーク (2年生)

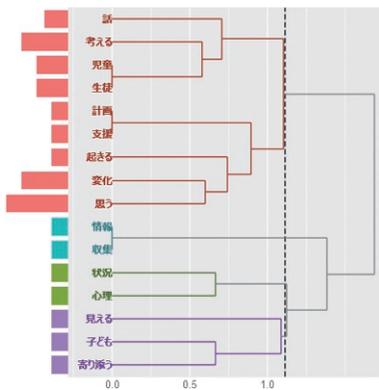


図4 階層的クラスター (4年生)

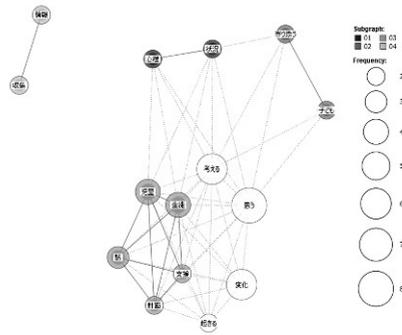


図5 共起ネットワーク (4年生)

また、4年生に着目すると、4つの層に区別され支援計画の【情報収集】をするために【子ども】の【寄り添い】から【みえる】ことや、【心理】【状況】を捉えることを土台に、支援計画シートの活用や変化を期待していることが示された。

さらに、頻出語の繋がりを最小出現回数5回として描画した共起ネットワークに示した結果(図3・図5)からは、いずれも【支援計画】が【変化】と結びついている点は共通してみられた。また、2年生は【思う】が中心性

に位置しているが、4年生は【考える】が中心性で【児童生徒】の【話】が【支援計画】と強く繋がっている思考性が窺えた半面、【情報収集】が遠方に布置しており、【支援計画】と直接繋がっていなかった。

6. 考察

上記の調査結果から、支援計画シートが現場で使われているかどうかの問いに関してのみ、2年生の使用予想が上回った背景には、実際の教育現場において養護教諭が支援シートを活用している姿を4年生が目目の当たりにする頻度が少なく、実感できていなかったことが起因しているのではないかと考える。

一方、この問い以外の全項目において、4年生が有意であったことから、授業実践や教育実習における経験が支援計画シートの活用や活用意欲に影響を及ぼすと推察できる。例えば、今後、養護教諭に入職して、健康相談を行う時や個別支援を考える時にマトリクスを応用した支援計画シートを使ってみたいという活用に直結する「使用意欲」や「期待度」は有意であったことから、養護教諭養成教育課程における授業実践のあり方が問われてくる。換言すれば、支援計画シートの活用を健康相談活動の授業に上手く取り入れて、活用法を説明するなどの学生指導が重要であると考えられる。自由記述の結果からも、学生は支援シートBの活用が児童生徒の変化をもたらすと考えられており、特に4年生は、児童生徒との対話を通して支援計画を立案するイメージをもつことができている。

しかし、情報収集に戸惑いがあるのか、支援計画と共起していなかったことから、指導場面では支援計画シートの具現化の説明に留まらず、適切な事例選択を充分考慮して継続的な活用実践が求められる。

7. 結語（展望と課題）

本研究の調査結果では、最終年度の4年生に関して、現場経験や授業実践

を重ねた者のほうが、支援計画シートに関わる使用意欲が高かったことから、経験則に関わる活用の有用性が示唆されたと言える。

今日、「チームとしての学校」への対応が求められていることから、学校組織内のチーム支援や学校組織外の専門家と連携する際に必要とされる養護教諭が行う健康相談に関わる支援計画シートの活用の現状について、養護教諭志望学生は支援計画立案の困難感や負担感を感じているものの、同時に活用に向けての期待度が明らかに示された。このことにより、教員養成教育及び養護教諭の職務内容の改善に資する支援計画シートを作成するための知見を今後も提示することが可能であり、多様な健康課題を有する子どもの成長や危機事象への寄与が期待できる。

今後は、開発した支援計画シートの改善点を見出すべく現職養護教諭を対象に、事例検証を試みたいと考える。そして、各校種における健康相談の事例に関して個別対応で苦勞したことや対応時の留意事項を含めて支援計画シートの活用前後における子どもの心身の変化や、シートAとシートBの使用観などの違いを検証して、より現場に呼応した支援シートの改良が望まれる。

謝辞：本研究にあたり、健康相談に関わる支援計画シートの作成や健康相談活動論の授業実践等において多大なご支援を賜りました徳山美智子氏と錦川由美氏はじめ、調査にご協力いただいたA大学の学生の皆様方にはここに深く感謝の意を表します。

Effectiveness of a Support Plan Sheet for Health
Consultations Aimed at Team Support:
Crisis Response from the Perspective of Risk Management

YAGI Ritsuko

In this study, in order to explore the use and effectiveness of support plan sheets, we introduced two types of support plan sheets for university students who wish to become school nurses: a conventional support plan sheet (presented by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology) and a support plan sheet that applied the matrix created by the authors. As a result, the efficacy of the support plan that used the matrix was recognized, with responses such as "planning to use" "desire to use" and "willingness to use," especially from upper-grade students, suggesting that on-site experience such as teaching practice had a greater influence on the planning and utilization of support plans.

Keyword : Health Consultation, School Nurse Training, Matrix, Support Plan Sheet

<資 料>

学校教育現場における感情知性に関する 心理学的研究の動向と展望

— 学校生活への影響から家庭・学校環境による

発達要因の検討へ —

小 松 佐穂子

1. はじめに：感情知性とは

「感情知性」とは自分や他者の感情に関わる知能であり、ビジネス場面や臨床場面のほか、学校教育場面でもその重要性が認められている。本稿は心理学の分野から、学校教育現場における感情知性研究を概観することを目的とする。まず、子どもたちの感情知性が彼らの学校生活に与える影響について検討した研究をレビューした後、ここ十年のうちに増えてきた感情知性の発達研究について紹介する。子どもたちの感情知性は、どのような家庭環境、学校環境の影響を受けて発達していくのかをまとめたい。

「感情知性」はEmotional Intelligence¹⁾の訳語であり、心理学者のP. SaloveyとJ. D. Mayerが1990年に学術論文“Emotional Intelligence”の中で初めて明確に定義した知能である(Salovey & Mayer, 1990)。彼らは感情知性を「自分の感情、他者の感情を正確に知覚・認識し、表現・表出し、効果的に調整・制御し、そして自分の人生の動機づけ、計画、達成のために感

1) Emotional Intelligenceは「感情知性」の他、「感情知能」「情動知能」「情動知性」などと訳されることがある。本稿では「感情知性」を用いる。

情を活用するような一連のスキル」とした。その後、多くの研究者によって様々な感情知性の概念モデルが発表されたが（代表的なものとしてMayer & Salovey, 1997; Bar-On, 2010; Petrides, 2009）、IQなどで表現される一般的な知能（Intelligence）の科学的研究が19世紀初頭から始まっていることを考えると、まだ研究の余地の多い新しい概念だと言える。

感情知性研究の特筆すべき点として、1990年にその概念が発表されたのちに、当時科学ジャーナリストでもあったD. Golemanが1995年に“Emotional Intelligence”（邦訳版として『EQ～こころの知能指数』（Goleman, 1995 土屋訳1996））を出版したことがある。感情知性の重要性について述べたこの本は世界的なベストセラーとなり、感情知性は心理学界だけでなく一般社会においても広く知られる概念となった。社会で成功するためにはIQの高さではなくむしろ感情知性の高さが重要であり、さらに「感情知性は教育可能である」と述べられた点は、当時の人々の大きな関心を集めた。簡単には変えられそうもないIQに比べ、訓練可能とされる感情知性は人々に平等主義的な印象を与え、それが人気の背景でもあったと考えられる（マシューズ, 2011 小松訳）。

この出来事をきっかけに、感情知性は発表されたばかりの新しい概念であったにも関わらず、基礎的研究と同時並行する形で、ビジネス場面や臨床場面など多くの応用場面での研究が行われていくこととなった。

2. 教育現場における感情知性の重要性：非認知能力および社会情緒的スキルという概念

同様に、学校教育場面においても感情知性は重要な概念と考えられている。その一方で、現在の教育現場では「認知能力（またはスキル：cognitive abilities/skills）」と「非認知能力（またはスキル：non-cognitive abilities/skills）」または「社会情緒的スキル（social and emotional skills：社会情動的スキルとも翻訳されている）」という概念の方が広く知られてお

り、感情知性はこの「非認知能力」,「社会情緒的スキル」の一つとして捉えることができる。

「認知能力」とは学力やIQテストで測定されるものであるのに対して、「非認知能力」は認知能力“ではない”個人の能力やスキルの総称として捉えられている。「非認知能力」が教育現場で注目されるようになった背景には、ノーベル経済学賞の受賞者としても有名な経済学者James J. Heckmanが2013年に著書の中で「非認知能力」の重要性を主張したことがある。Heckman (2013 古草訳 2015, p.11)は「第一に、人生で成功するかどうかは、認知的スキルだけでは決まらない。非認知的な要素、すなわち肉体的・精神的健康や、根気強さ、注意深さ、意欲、自信といった社会的・情動的性質もまた欠かせない。IQテストや学力検査やOECD生徒学習到達度調査(PISA)によるテストなどによって測定される、認知的スキルばかりが目目されがちだが、じつは非認知的な性質もまた社会的成功に貢献しており、それどころか、認知的な到達度を測定するために使われる学力テストの成績にも影響する」と述べている。彼は経済学的な観点から、経済や社会の発展に寄与する人的資源が持つ一つの要素として「非認知能力」を重視しており、非認知能力を伸ばすことの重要性を主張している。さらに、非認知能力は介入プログラムや教育等によって育成できるとも述べている。

その後、OECD (2015 無藤・秋田監訳 2018)が「認知的スキル」と「社会情緒的スキル」という用語を使用し、その重要性について提言した。OECD (2015 無藤・秋田監訳 2018)によれば、「認知的スキル」は学力や学業成績、読み書き能力を含むもの、IQテストなどで測定可能なものとされている。一方「社会情緒的スキル」は、非認知的スキル、ソフトスキル、性格スキルなどとしても知られ、目標の達成、他者との協働、感情のコントロールなどに関するスキルとされている。それまで「認知的スキル」が個人の成功のために重要であることはわかっていたが、それとともに「社会情緒的スキル」も重要であり、両スキルをバランスよく身につけることが必要で

あるとしている。さらに、社会情緒的スキルは幼児期から青年期に育成しやすく、スキルに早期介入することは教育・労働市場・社会における格差をなくす上で重要であることも述べられている。

現時点では、「非認知能力」、「社会情緒的スキル」が指す概念が非常に広いため、具体的にどのような能力、スキル、概念がこれらに含まれるのか（例えば、個人の性格特性のようなものは含まれるのか含まれないのか）は、研究や議論の続くところである（概念の整理等については、小塩（2021）や国立教育政策研究所（2017）を参照のこと）。そのような中で「感情知性」について考えると、IQや学力とは異なるもので、感情・情動に関わる能力、スキルであるという点から、「非認知能力」や「社会情緒的スキル」の一つであると考えられる。

したがって、教育現場における「感情知性」の重要性を検討していくことは、現在、広く知られている非認知能力や社会情緒的スキルの重要性に関する研究の発展にも寄与するだろう。

3. 感情知性が子どもの学校生活に与える影響

そもそも感情知性は子どもたちの学校生活にどのように関わり、その生活を豊かにしているだろうか。感情知性の個人差が学校現場の諸側面に及ぼす影響については、様々な国で検討されている。

3.1. 学校不適応への影響

はじめに、学校不適応の問題として「不登校」、「いじめの加害・被害」、「非行・問題行動」のそれぞれに、感情知性が影響しているかを検討した研究を紹介する。

不登校への影響（欠席日数との関連） 不登校との関連を明らかにするために、「欠席日数」を検討した研究を取り上げる。Petrides et al. (2004) は、イギリス国内の中等教育学校Year 11（中等教育段階の最終学年）の生

徒 650 名（平均年齢 16.5 歳）を対象に，感情知性が欠席日数（無断欠席による）と関係があるかを検討した。階層的回帰分析の結果，生徒の感情知性の個人差は欠席日数に負の影響を及ぼしていた（回帰係数： -0.439 ）。つまり感情知性の高い生徒ほど無断欠席の日数が少なくなる傾向が明らかになった。

Mavroveli et al. (2008) はイングランド南東部にある複数の州立学校から無作為に選ばれた 8 歳から 12 歳の男子児童 188 名（平均年齢 10.18 歳）を対象に，感情知性と欠席日数の他，一時的な除籍処分，学内隔離処分との関係について検討している。彼女らは欠席日数の多い児童群（35 名），一時的な除籍処分を受けた児童群（30 名），学内隔離処分を受けた児童群（25 名），それ以外の比較のために設けた統制群（98 名）の 4 群に分け，各児童群の感情知性得点に違いがあるか分散分析を行った。その結果，欠席日数の多い児童群，一時的な除籍処分を受けた児童群，学内隔離処分を受けた児童群に比べ，統制群の児童は感情知性得点が統計的に有意に高いことが明らかになった。以上の結果から，やはり感情知性の個人差は欠席日数に影響していること，さらに後節でも取り上げる一時的な除籍処分や学内隔離処分を受けるといような何らかの問題行動と感情知性の関連も明らかになった。

以上の研究をまとめると，感情知性は欠席日数に影響しており，感情知性が高いと欠席日数が少なくなると言え，感情知性の個人差は不登校に影響していると考えられる。

いじめの加害・被害への影響 Kokkinos & Kipritsi (2012) は，ギリシャ北部にある複数の小学校の 6 年生 206 名（10 歳から 13 歳）を対象に，感情知性，共感（認知的共感，感情的共感），自己効力感といじめの加害・被害との関連について検討した。階層的重回帰分析を行った結果，いじめ加害では性別の要因の説明力が最も強かったが，自己効力感の影響を及ぼさず，感情知性は認知的共感とともに負の影響を及ぼしていた（回帰係数：感情知性 -0.17 ，認知的共感 -0.25 ）。いじめ被害も同様に，感情知性は感情的共感

とともに負の影響を及ぼしていた（感情知性 -0.25 ，感情的共感 2.21 ）。つまり感情知性が高いと，いじめの加害・被害が少なくなるという結果であった。

Schokman et al. (2014) は，オーストラリアの複数の中高等教育学校の生徒284名（11歳から18歳）を対象に，感情知性（下位因子として「自分の感情認知と表出」「他者感情の理解」「感情に関する知識の活用」「感情制御」）がいじめの加害・被害に及ぼす影響について検討した。重回帰分析の結果，予想に反して，いじめ加害には「他者感情の理解」が正の影響を，「感情制御」が負の影響を及ぼすことが明らかになった（回帰係数：順に 0.189 ， -0.291 ）。つまり他者感情を理解すること，自分の感情制御ができないことがいじめの加害の増加に影響していた。一方いじめ被害には「感情制御」が負の影響を与えることが明らかになり（ -0.330 ），感情制御ができることがいじめ被害の増加に影響していた。これらの結果のうち，特に「他者感情の理解」がいじめの加害に正の影響を示したという，一見，好ましく見える感情知性の高さがいじめの加害に影響していた点についてSchokman et al. (2014) は，他者の感情をよく理解できることで周囲に与える影響をより認知でき，それによって満足感が得られるためではないかと考察している。

Casas et al. (2015) は，スペインのアンダルシア州にある複数の中高等教育学校（計6学年で構成）に在籍する生徒2,806名（11歳から21歳，平均年齢 15.44 歳）を対象に，感情知性（「感情への注意」「感情の区別」「感情の回復」）がいじめ加害・被害に与える影響について検討した。構造方程式モデリングを使用して分析した結果，感情知性はいじめ加害・被害ともに影響していた。具体的には，まずいじめ加害では感情への注意が負の影響を，感情の区別，感情の回復は正の影響を及ぼしていた（回帰係数：順に -0.11 ， 0.03 ， 0.02 ）。つまり，自分の感情に注意を向ける生徒ほどいじめ加害が少なく，感情をその時々で区別し，ネガティブ感情をポジティブ感情に置き換える生徒ほどいじめ加害が多くなることがわかった。一方いじめ被

害は全く逆で、感情への注意は正の影響を、感情の区別、感情の回復は負の影響を及ぼしていた（順に、0.06, -0.09, -0.06）。自分の感情に注意を向ける生徒ほどいじめ被害が多くなり、感情をその時々で区別し、ネガティブ感情をポジティブ感情に置き換える生徒ほど被害が少なくなることがわかった。これらの結果のうち、感情への注意がいじめ被害に与える正の影響について Casas et al. (2015) は、自分の感情に注意を向けやすいことがいじめ被害によるネガティブな感情への反芻につながっているのではないかと考察している。

以上の研究をまとめると、感情知性はいじめの加害にも被害にも影響していると考えられる。基本的には感情知性が高いといじめの加害、被害が少ないと言えるが、感情知性の下位因子によっては影響の方向が異なる結果も得られており、今後更なる研究が必要だと考えられる。

非行・問題行動への影響 感情知性と非行・問題行動の関係については、多くの研究で検討されており、これらの研究に対するメタ分析も行われている。Vega et al. (2022) は、感情知性と問題行動（具体的には、暴力、反社会的行動、攻撃的行動、いじめ）の関連を検討した英語とスペイン語で書かれた研究論文についてメタ分析を行った。またこれらの研究の対象者の年齢は、10歳から23歳であった。メタ分析の結果、感情知性と問題行動の間に有意な負の相関が認められた（相関係数：-0.20）。つまり、感情知性が高いほど、問題行動は少ないと言える。

3.2. 子どもたちの心への影響

感情知性は、学校不適應という形で表面化しないまでも、子どもたちの内面、心理的側面に影響することもわかっている。ここでは「心身のウェルビーイング」「達成関連感情」「学校適応感」に与える影響を紹介する。

ウェルビーイングへの影響 ウェルビーイング (well-being) とは、人生や生活全般に対する肯定的感情、満足度、幸福感などを言う。感情知性が高

いと心身のウェルビーイングが高くなることは、大人を対象とした研究では多く報告されている（メタ分析研究として、Sánchez-Álvarez et al. 2016）。

児童生徒を対象とした研究では、Guerra-Bustamante et al. (2019) がある。スペインのエストレマドゥーラ州にある複数の中等教育学校から無作為抽出された1年生から4年生（12歳から17歳）の計646名を対象に、感情知性（「感情への注意」「感情の区別」「感情の回復」）と心理的幸福度（心理的ウェルビーイング）の測定を行った。各指標の値の高い群、中程度の群、低い群の3群に分けて、多項ロジスティック回帰分析を実施した結果、感情の区別、感情の回復の値が高いと、心理的幸福度が高くなることがわかった。

またMavroveli et al. (2007) は、オランダの複数の州立中等教育学校に通う11歳から15歳（平均年齢13.87歳）の子ども282名を対象に、感情知性と心身のウェルビーイングの関連について検討した。具体的には、「抑うつ」、「身体的不定愁訴」との関連を検討した。重回帰分析の結果、抑うつが身体的不定愁訴の強い予測因子であることがわかったが（抑うつの回帰係数：0.382）、感情知性も同様に身体的不定愁訴に負の影響を及ぼしていた（感情知性の回帰係数：-0.156）。さらに、感情知性と抑うつが相互作用して身体的不定愁訴に負の影響を及ぼしていることもわかり（回帰係数：-0.120）、感情知性が低い場合は抑うつが身体的不定愁訴に強い正の影響を及ぼすが、感情知性が高いと抑うつの影響が弱まることも明らかになった。

Williams et al. (2010) では、感情知性と抑うつの他、「肯定的な自己概念」「不安感」「怒り」「破壊的行動」との関連についても検討している。イギリスの北ウェールズにある複数の小学校のYear 6（初等教育の最終学年）に在籍する児童579名（10歳と11歳）を対象に、感情知性、抑うつ、肯定的な自己概念、不安感、怒り、破壊的行動を測定した。*t*検定の結果、感情知性の高い児童群は低い児童群よりも抑うつ、不安感、怒り、破壊的行動の得点が統計的に有意に低く、肯定的な自己概念の得点は有意に高かった。

以上の研究をまとめると、感情知性は抑うつ、身体的不定愁訴、不安感、

怒り、破壊的行動などのネガティブな心身の状態には負の影響を及ぼし、肯定的な自己概念を持つというポジティブな状態や心理的幸福度には正の影響を及ぼすことがわかった。大人同様、感情知性は心身のウェルビーイングに正の影響を及ぼしていると言える。

達成関連感情への影響 達成関連感情 (achievement emotion) とは、教育場面で経験される感情の中で特に、授業やテストなどの達成活動やテスト成績などの達成結果に直接的に結びついて生じる感情のことである (Pekrun, 2006)。具体的には達成活動や達成結果に伴って生じる「楽しさ」や「誇り」などの正の感情や「不安」や「怒り」「退屈」などの負の感情があり、これらは子どもたちの学習活動や学校生活に影響すると考えられている。

Raccanello et al. (2019) は、イタリア北部の小学校に通うエスニック・マイノリティとマジョリティの小学1年生、3年生、5年生の児童計166名(それぞれ順に平均年齢6歳11か月、9歳0か月、11歳2か月)を対象に、感情知性(「感情理解」「感情制御」「不安定性/消極性」と国語(Italian)と数学(mathematics)に関わる達成関連感情(特に負の達成関連感情:「不安」「怒り」「恥」「退屈」「絶望」)への影響を検討した(マイノリティかマジョリティかの違いについての検討内容は本稿の趣旨からはずれるため割愛する)。パス解析の結果、感情知性は達成関連感情に統計的に有意に影響を及ぼすことがわかった。具体的には、感情理解は国語、数学ともに怒りの達成関連感情に負の影響を及ぼしており(標準化係数: -0.36 , -0.22)、よく感情理解ができるほど怒りの達成関連感情を持ちにくいことが明らかになった。さらに国語、数学ともに恥、絶望の達成関連感情にも負の影響を及ぼしていた($-0.16 \sim -0.30$)。また感情制御は、数学において退屈の達成関連感情に正の影響を及ぼしていた(0.17)。最後に、不安定性/消極性が国語において不安、数学において怒り、絶望の達成関連感情に正の影響を及ぼしていた($0.21 \sim 0.22$)。

さらに、Raccanello et al. (2022) では、児童自身が持つ「自分は感情制

御ができる」という「感情知性に関する信念」の影響についても検討している。イタリア北部にある複数の小学校の2年生と4年生の児童計715名（それぞれ平均年齢7歳8か月と9歳8か月）を対象に、感情知性は「感情制御」を、達成関連感情は「楽しさ」「不安」「退屈」の感情を検討した。さらに実際の学力についても検討しており、数学の学力について検討した。構造方程式モデリングを使用して分析を行った結果、児童が「自分は感情制御ができる」という信念を持っているほど実際に感情制御ができ（パス係数：0.47～0.52）、ポジティブ感情の制御は楽しさの達成関連感情を高め（0.23）、ネガティブ感情の制御は不安、退屈の達成関連感情を低下させ（順に-0.11, -0.12）、さらに、各達成関連感情が数学の学力に影響を及ぼすことを明らかにした（楽しさ：0.14, 不安：-0.21, 退屈：-0.17）。この研究は、感情知性が達成関連感情に影響することを示しただけでなく、感情知性に関する信念が感情知性そのものに影響すること、そして達成関連感情を介して学力にまで影響することを明らかにした。

学校適応感への影響 学校に適応できるかどうかは、子どもたちの学校生活の豊かさに大きく関わると考えられる。感情知性は、学校適応感にも影響することが報告されている。

Nikooyeh et al. (2017) は、イランのテヘランにある複数の女子高等学校から無作為抽出された女子生徒400名を対象に、感情知性が学校適応感に及ぼす影響について検討している。そして両者の間を「社会的スキル」と「刺激希求性」(sensation seeking：特に青年期に、攻撃性、非行などの不適応行動を生じさせる)が媒介しているかについても検討した。構造方程式モデリングを使用して分析した結果、感情知性が社会的スキルに正の影響(回帰係数：0.48)を及ぼし、さらに社会的スキルが学校適応感に正の影響(0.42)を及ぼすことを明らかにした。一方、刺激希求性には負の影響(-0.20)を及ぼし、刺激希求性は学校適応感に負の影響(-0.43)を及ぼしていた。すなわち、感情知性が高いと刺激希求性は小さくなり、それに

よって学校適応感が高くなることを明らかにした。

学校適応感については、日本において検討された研究がある。豊田・吉田(2012)は、兵庫県の小学校1年生から6年生の児童計583名を対象に、感情知性と学校適応感(「生活と環境」「他者との関係」「教師との関係」「自分について」の4領域)との相関について検討した。その結果、全ての学年において、感情知性と学校適応感の間に0.14から0.74の正の相関関係が認められた。

3.3. 感情知性は子どもの学校生活を豊かにする

以上の研究から、感情知性は学校現場において、学校不適応問題や子どもたちの心理面に影響することがわかった。多くは、感情知性の高さがポジティブな影響を与えることがわかった。したがって、感情知性を高めることは、基本的には豊かな学校生活のために重要であると言えるだろう。

4. 家庭・学校環境が感情知性の発達に与える影響

前章で述べた通り、感情知性の高さが子どもたちの豊かな学校生活の重要な要因であることは多くの先行研究で示されてきた。しかし逆に、どのような環境要因が感情知性を育てるのか、感情知性に影響を及ぼす側の要因を検討した研究はそれほど行われてきていない。

第1章、第2章で触れたように「感情知性は、訓練・育成・教育可能である」と考えられていることから、これまでに様々な訓練プログラム(介入プログラム)が開発され(代表的なものとして、SEL²⁾、その効果検証の研究は多く行われている。しかしその一方で、特別なプログラムを使用せず、各個人の家庭や友人関係、学校環境という自然な状態の中で感情知性がどのよ

2) SELとは、Social and Emotional Learning(社会性と情動の学習)の略語であり、感情知性の概念が生まれる以前から、社会性と感情に関わるスキルを訓練する心理教育プログラムとして開発され、アメリカを中心に欧米の教育現場で導入されている。

うに育まれていくのか、つまり感情知性の発達研究についてはそれほど多くはなく、ここ十年のうちによく増えてきたところである。

そこで本章では、感情知性の発達に影響を及ぼす環境要因について、具体的には家庭環境の要因と学校環境の要因について検討した研究を紹介する。

4.1. 「家庭」の環境が及ぼす影響

まず、子どもたちの「家庭」の要因が感情知性に及ぼす影響について検討した研究を紹介する。

親の養育態度の影響 Gugliandolo et al. (2019) は、11～13歳の子ども300名を対象に、質問紙を使用して感情知性と両親の「支援的な養育態度」及び「支配的な養育態度（心理的支配）」を測定した。支援的な養育態度では、父親と母親それぞれ「関与度」、「自律的支援」、「温かさ」が測定され、支配的な養育態度では、父母それぞれ「依存志向型」、「達成志向型」が測定された。階層的回帰分析の結果、支援的な養育態度のうち、「父親の関与度」と「母親の自律的支援」がそれぞれ感情知性に正の影響を及ぼしていた（回帰係数：順に、0.19, 0.20）。一方、支配的な養育態度では、「父親の依存志向型」の態度が負の影響を及ぼしていた（-0.21）。まとめると、親の支援的な態度は感情知性を高め、支配的な態度では低くなることが明らかとなった。

Garaigordobil (2020) は、12～17歳の子ども2,283名を対象に、質問紙を使用して「両親の養育態度」とそれ以外に子どもの「共感性」「自尊感情」「性格特性」「葛藤解決のスタイル」「いじめの加害・被害・傍観」「非行」を測定した。なお養育態度は、父母それぞれの「受容・関与・愛情」と「強制・しつけ・罰」について測定された。重回帰分析の結果、感情知性を予測する要因として統計的に有意であったのは、子どもの持つ要因としては「共感性」（偏回帰係数：0.074）、性格特性のうち「外向性」「勤勉性」「開放性」（偏回帰係数：順に0.225, 0.171, 0.170）、葛藤解決のスタイルとして「協

調型」(0.196)であった。親の養育態度については「母親によるの受容・関与・愛情の養育態度」(0.107)が影響することがわかった。これらの要因が高いほど、高い感情知性が予測された。

家庭環境の影響 家庭内において子どもの発達に影響を及ぼす要因は、親の養育態度だけではない。Chandran & Nair (2015)は質問紙を使用し、16～17歳の子ども120名を対象に、感情知性と両親の養育態度（父母それぞれの支配及び愛情）の他、「両親間の調和性」「兄弟関係」についても検討した。ステップワイズ回帰分析の結果、「母親の愛情」と「兄弟関係の良さ」が正の影響を及ぼしていた（順に、0.249, 0.218）。つまり、母の愛情が強いことだけでなく、兄弟関係が良好であることによって感情知性が高くなることが示された。

Lekaviciene & Antiniene (2016)は、17～27歳（平均：19.7歳，SD：3.29）の1,430名を対象に、感情知性の発達に重要な心理・社会的要因を明らかにすることを目的に調査を行った。感情知性の測定には質問紙の他に、表情認知課題と、対人的な状況でどのような対応をするかを選択する課題という、客観的なパフォーマンスで感情知性を測定するような課題を用いた。調査データについては、感情知性の測定値の分布が正規分布しなかったことから、クラスカル・ウォリス検定を用いて分析した。その結果、感情知性に影響を及ぼす環境要因として「家族との関係性（温かいか、けんかが多いか）」と「両親との情緒的な結びつき（強いか、弱いか）」が明らかになり、家族との関係性が温かい場合、そして両親との結びつきが強い場合に感情知性が高くなることがわかった。

4.2. 「学校」の環境が及ぼす影響

次に「学校」という環境が感情知性に及ぼす影響について検討した研究を紹介する。具体的には、児童生徒と教師との関係性の他、児童生徒同士の関係性や校則、学校の組織性等が及ぼす影響である。

教師との関係性の影響 Xiang et al. (2022) は、中国の貴州省にある小学校に在籍する児童 468 名 (8~11 歳, 平均年齢 9.22 歳, SD 1.20) を対象に、質問紙を使用して、感情知性 (「自己感情の認知」「自己感情の調節」「感情理解」「感情の活用」)、教師との関係性 (「親密度」「協力的」「対立的」「満足度」)、共感性について検討した。特に、教師との関係性が感情知性を媒介して共感性に影響を及ぼすのかについて検討した。男子児童、女子児童それぞれについて構造方程式モデリングを使用して分析した結果、男女ともに、教師との関係性が感情知性を媒介して、児童の共感性に影響していた。教師との関係性から感情知性へのパス係数を見ると男子児童が 0.60, 女子児童が 0.47 であったことから、教師との良好な関係性によって感情知性が高まることが示された。

Wan et al. (2023) は、中国の貴州省の貴陽市において 11~15 歳の子ども (平均年齢 12.38 歳, SD 1.16) を対象に、質問紙を使用して感情知性 (「自己感情の認知」「自己感情の調節」「感情理解」「感情の活用」)、教師との関係性 (「親密度」「満足度」)、共感性、そして性格特性の中の開放性 (前向きで心が広く好奇心が強い性格特性) について検討した。Wan et al. (2023) は、Xiang et al. (2022) が教師との関係性が感情知性を媒介して共感性に影響する点を検討したのに対し、教師との関係性が共感性と開放性を媒介して感情知性に影響するのかを検討した。構造方程式モデリングを使用して分析した結果、教師との関係性は、共感性と開放性を媒介して、感情知性に正の影響を及ぼすことが明らかになった (共感性を介した場合のパス係数は 0.136, 開放性を介した場合は 0.190)。

学校環境の影響 Luque-González et al. (2022) は、スペイン、ポーランド、ノルウェーのヨーロッパ 3 か国の初等教育において、学校環境³⁾が感情

3) Luque-González et al. (2022) は、学校環境について school climate (学校風土: 学校環境が有する雰囲気) という用語を使用している。ただしその定義は研究者間で異なるため、ここでは「学校環境」と記す。

知性の発達にどのような影響を与えるかを検討した。各国の8～12歳の小学生（平均年齢10.49歳，SD 1.3），計1,104名（うちスペイン528名，ポーランド252名，ノルウェー324名）を対象に，感情知性（「感情への注意」「感情の区別」「感情の回復」）と学校環境に関する質問紙を実施した。学校環境についての質問紙には，「教師と児童の関係性」の他，「児童同士の関係性」「学校の好き嫌い」「校則の公正さ」に関する質問が設けられていた。多変量回帰モデルと単変量回帰モデルを使用して検討した結果，良好な学校環境が感情知性を高めることが明らかになった（単変量回帰モデルの標準化編回帰数：「感情への注意」0.448；「感情の区別」0.320；「感情の回復」0.448）。この結果は前述の教師との関係性だけでなく，他にも児童同士の良好な関係性が築かれることであったり，校則が公正であると感じるなど，総合的に好ましい学校環境によって感情知性の発達が促進されることを示している。

前節で取り上げた家庭環境とともに学校環境の影響について調べた研究もある。Uzzaman & Karim (2018) は，バングラデシュの首都ダッカにある中等教育校に在籍する生徒1,064名（14～19歳，平均年齢16.43歳，SD 0.89）を対象に，質問紙を使用して，家庭環境と学校環境がそれぞれ感情知性，将来へのアスピレーション（将来に対する志望や達成要求）に与える影響について調べた。家庭環境についての質問紙は，家族内の関係性や家族が個々人の活動にどの程度関与するか，また家族システムの維持や統制に関する質問で構成されていた。一方，学校環境の質問紙は，生徒同士の関係性や教師との関係性，学校の組織性などに関する質問で構成された。家庭環境と学校環境を独立変数，感情知性と将来へのアスピレーションを従属変数として多変量分散分析を行った結果，将来へのアスピレーションには学校環境のみが影響していたのに対し，感情知性には家庭環境と学校環境の両方が影響することが明らかにされた（回帰係数：順に0.251，0.122）。家庭環境と学校環境ともに良好である方が，感情知性が高まることが明らかにされた。

4.3. 良好な家庭環境および学校環境が感情知性を育てる

以上の研究から、感情知性が家庭環境、学校環境の影響を受けて発達していく様子が示された。具体的には、家庭環境の要因では親の支援的、受容的な養育態度や愛情のある態度、兄弟を含めた家族との良好な関係性が感情知性を高めることがわかった。学校環境の要因では、教師との関係性や児童生徒同士の関係性、そして学校組織が良好であることによって感情知性が高められることがわかった。

5. おわりに：まとめと今後の展望

「感情知性」という新しい概念が1990年に発表されて以降、この新しい知能がさまざまな場面にどう影響しているかが検討されてきた。学校教育場面における感情知性研究もその例外ではなく、感情知性が学校不適応問題や学校生活における子どもたちの心理面に及ぼす影響について検討されてきた。その一方で教育現場では、子どもたちの将来を左右する重要な概念として「非認知能力」「社会情緒的スキル」が注目され、これらを育てていく重要性が述べられ始めた。この観点からもここ十年のうち、感情知性がいかにして育まれていくのか、その発達研究が行われ始めたところである。

本稿で取り上げた先行研究では、家庭環境として親の養育態度や家族・家庭の雰囲気、学校環境としては教師との関係性や子どもたち同士の関係性のほか学校の組織性などについて検討し、これらが感情知性の発達に影響していることが示された。しかしこれら以外にも、多くの要因の存在が考えられる。例えば、家庭環境では親のアタッチメント機能であったり、学校環境では各学校の教育課程や学校行事などの特別活動、部活動などの課外活動がある。今後、これらの環境要因が感情知性に及ぼす影響を明らかにすることで、感情知性の発達過程の全体像をより明確にしていくことが必要である。

引用文献

- Bar-On, R. (2010). Emotional Intelligence: An integral part of positive psychology. *South African Journal of Psychology, 40*, 54–62.
- Casas, J. A., Ortega-Ruiz, R., & Rey, R. D. (2015). Bullying: The impact of teacher management and trait emotional intelligence. *British Journal of Educational Psychology, 85*, 407–423. <https://doi.org/10.1111/bjep.12082>
- Chandran, A., & Nair, B. P. (2015). Family climate as a predictor of emotional intelligence in adolescent. *Journal of the Indian Academy of Applied Psychology, 41*, 167–173.
- Garaigordobil, M. (2020). Intrapersonal emotional intelligence during adolescence: Sex differences, connection with other variables, and predictors. *European Journal of Investigation in Health, Psychology and Education, 10*, 899–914. <https://doi.org/10.3390/ejihpe10030064>
- Goleman, D. (1995). *Emotional Intelligence*. Bantam.
(ゴールマン, D. 土屋 京子 (訳) (1996). EQ～こころの知能指数 講談社)
- Guerra-Bustamante, J., León-del-Barco, B., Yuste-Tosina, R., López-Ramos, V. M., & Mendo-Lázaro, S. (2019). Emotional intelligence and psychological well-being in adolescents. *International Journal of Environmental Research and Public Health, 16*, 1720. <https://doi.org/10.3390/ijerph16101720>
- Gugliandolo, M. C., Mavroveli, S., Costa, S., Cuzzocrea, F., & Larcan, R. (2019). The relative contribution of parenting practices in predicting trait emotional intelligence in an Italian adolescent sample. *British Journal of Developmental Psychology, 37*, 585–599. <https://doi.org/10.1111/bjdp.12299>
- Heckman, J. J. (2013). *Giving kids a fair chance*. MIT Press.
(ヘックマン, J. J. 古草 秀子 (訳) (2015). 幼児教育の経済学 東洋経済新報社)
- Kokkinos, C. M., & Kipritsi, E. (2012). The relationship between bullying, victimization, trait emotional intelligence, self-efficacy and empathy among preadolescents. *Social Psychology of Education, 15*, 41–58. <https://doi.org/10.1007/s11218-011-9168-9>
- 国立教育政策研究所 (2017). 非認知的 (社会情緒的) 能力の発達と科学的検討手法についての研究に関する報告書 平成 27 年度プロジェクト研究報告書
- Lekaviciene, R., & Antiniene, D. (2016). High emotional intelligence: Family

- psychosocial factors. *Procedia-Social and Behavioral Sciences*, 217, 609–617. <https://doi.org/10.1016/j.sbspro.2016.02.066>
- Luque-González, R., Romera, E., Gómez-Ortiz, O., Wiza, A., Ludańska-Krzemińska, I., Antypas, K., & Muller, S. (2022). Emotional intelligence and school climate in primary school children in Spain, Norway, and Poland. *Psychology, Society & Education*, 14, 29–37. <https://doi.org/10.21071/psye.v14i3.15122>
- マッシュューズ, G. 小松 佐穂子 (訳) (2011). 第2章 情動的知性と知能 箱田 裕司 (編) 認知の個人差 (pp. 26–51) 北大路書房
- Mavroveli, S., Petrides, K. V., Rieffe, C., & Bakker, F. (2007). Trait emotional intelligence, psychological well-being and peer-rated social competence in adolescence. *British Journal of Developmental Psychology*, 25, 263–275. <https://doi.org/10.1348/026151006X118577>
- Mavroveli, S., Petrides, K. V., Shove, C., & Whitehead, A. (2008). Investigation of the construct of trait emotional intelligence in children. *European Child & Adolescent Psychiatry*, 17, 516–526. <https://doi.org/10.1007/s00787-008-0696-6>
- Mayer, J. D., & Salovey, P. (1997). What is emotional intelligence? In P. Salovey, & D. J. Sluyter (Eds.), *Emotional development and emotional intelligence: Educational implications* (pp. 3–31). Basic Books.
- Nikooyeh, E., Zarani, F., & Fathabadi, J. (2017). The mediating role of social skills and sensation seeking in the relationship between trait emotional intelligence and school adjustment in adolescents. *Journal of Adolescence*, 59, 45–50. <https://doi.org/10.1016/j.adolescence.2017.05.012>
- OECD (2015). *Skills for social progress: The power of social and emotional skills*. OECD Skills Studies. OECD Publishing. <http://dx.doi.org/10.1787/9789264226159-en>
(経済協力開発機構 (OECD) (編著) ベネッセ教育総合研究所 (企画・制作) 無藤 隆・秋田 喜代美 (監訳) (2018). 社会情動的スキル—学びに向う力 明石書店)
- 小塩 真司 (編著) (2021). 非認知能力—概念・測定と教育可能性 北大路書房
- Pekrun, R. (2006). The control-value theory of achievement emotions: Assumptions, corollaries, and implications for educational research and practice. *Educational Psychology Review*, 18, 315–341. <https://doi.org/10.1007/s10648-006-9029-9>
- Petrides, K. V. (2009). Psychometric properties of the trait emotional intelligence questionnaire (TEIQue). In C. Stough, D. H. Saklofske, & J. D. Parker (Eds.),

- Assessing emotional intelligence: Theory, research and applications* (pp. 85–101). Springer.
- Petrides, K. V., Frederickson, N., & Furnham, A. (2004). The role of trait emotional intelligence in academic performance and deviant behavior at school. *Personality and Individual Differences, 36*, 277–293. [https://doi.org/10.1016/S0191-8869\(03\)00084-9](https://doi.org/10.1016/S0191-8869(03)00084-9)
- Raccanello D., Brondino, M., & Moe, A. (2022). Malleability beliefs shape mathematics-related achievement emotions: the mediating role of emotion regulation in primary school children. *Learning and Individual Differences, 97*, 102177. <https://doi.org/10.1016/j.lindif.2022.102177>
- Raccanello, D., Brondino, M., Trifiletti, E., & Shamloo, S. E. (2019). Emotions at primary school: Negative achievement emotions and their relation with emotion competencies in ethnic minority and majority students. *Journal of Community & Applied Social Psychology, 30*, 441–458. <https://doi.org/10.1002/casp.2451>
- Salovey, P., & Mayer, J. D. (1990). Emotional intelligence. *Imagination, Cognition and Personality, 9*, 185–211.
- Sánchez-Álvarez, N., Extremera, N., & Fernández-Berrocal, P. (2016). The relation between emotional intelligence and subjective well-being: A meta-analytic investigation. *The Journal of Positive Psychology, 11*, 276–285. <https://doi.org/10.1080/17439760.2015.1058968>
- Schokman, C., Downey, L. A., Lomas, J., Wellham, D., Wheaton, A., Simmons, N., & Stough, C. (2014). Emotional intelligence, victimisation, bullying behaviours and attitudes. *Learning and Individual Differences, 36*, 194–200. <https://doi.org/10.1016/j.lindif.2014.10.013>
- 豊田 弘司・吉田 真由美 (2012). 子どもにおける居場所, 情動知能および学校適応
奈良教育大学教育実践開発研究センター研究紀要, 21, 9–17.
- Uzzaman, M. A., & Karim, A. K. M. R. (2018). Family and school environment in relation to adolescents emotional intelligence and future aspiration. *Indian Journal of Positive Psychology, 9*, 413–422.
- Vega, A., Cabello, R., Megias-Robles, A., Gómez-Leal, R., & Fernández-Berrocal, P. (2022). Emotional intelligence and aggressive behaviors in adolescents: A systematic review and meta-analysis. *Trauma, Violence, & Abuse, 23*, 1173–1183.

<https://doi.org/10.1177/1524838021991296>

- Wan, S., Lin, S., Yirimuwen, S. L., & Qin, G. (2023). The relationship between teacher-student relationship and adolescent emotional intelligence: A chain-mediated mediation model of openness and empathy. *Psychology Research and Behavior Management, 16*, 1343–1354. <https://doi.org/10.2147/PRBM.S399824>
- Williams, C., Daley, D., Burnside, E., & Hammond-Rowley, S. (2010). Does item overlap account for the relationship between trait emotional intelligence and psychopathology in preadolescents? *Personality and Individual Differences, 48*, 867–871. <https://doi.org/10.1016/j.paid.2010.02.006>
- Xiang, D., Qin, G., & Zheng, X. (2022). The influence of student-teacher relationship on school-age children's empathy: The mediating role of emotional intelligence. *Psychology Research and Behavior Management, 15*, 2735–2744. <https://doi.org/10.2147/PRBMS.380689>

<資 料>

増進型地域福祉の構築のための課題

小 野 達 也

1. はじめに

本論は、増進型地域福祉の構築に向けていくつかの課題を検討します。増進型地域福祉は一人ひとりの幸福と地域の幸福をともに生み出そうとする地域福祉です（小野 2022：5）。背景にあるのは、福祉国家の展開としての地域福祉の主流化と世界的に広がる幸福への関心という状況です。増進型地域福祉での幸福は、個人主義・個人責任的で新自由主義の流れに棹さすような幸福ではなく、関わりあう者同士が生み出す福祉の実現としての幸福です。

2. 地域福祉の論点

地域福祉を検討するうえで2つの論点をあげることができます。ひとつは政策と生活世界という対比、もう一つは地域福祉の質です。

(1) 政策と生活世界

福祉の捉え方として、以下の立場があります。

A 社会統治のための方法・手段としての福祉（為政者サイド）

B 生活や生き方を豊かにする福祉（生活者サイド）

日本で地域福祉は2000年以降に主流化し、さらに2010年代半ばには政策化してきました。この状況はAの立場からすれば、福祉政策の地域化ということになります。政策の受け皿、さらには政策そのものとしての地域福祉の

展開です。ただし一方Bからすれば、この状況は地域や生活という生活世界からの福祉を構築できる機会が生まれてきていると捉えることができます。地域福祉が政策の受け皿として下請け的に展開していくのか、あるいは地域福祉の真の実現として一人ひとりが望む福祉が展開していくのか、そうした分岐、選択肢にあるということです。

AとBの関係は、単純に排他的なものではないでしょう。具体的な内容としては部分的に重なり合い、協力しつつ進むこともありえますし、対抗することもあります。公私論になぞらえれば、対峙しつつ対抗・協働という関係です。現在、Aからは政策としての地域共生社会が示され、具体的には、重層的の支援体制整備事業が取り組まれつつあります。これは、複合化・多様化した地域生活課題に対して地域レベルでの解決を目指すものです。Bからは自発性、きょうどう性、地域性という地域福祉の持つ可能性をいかに開花させていけるのかが問われています。政策としての地域福祉で終わるのではなく、どのような地域福祉にしたいのか生活世界から地域福祉を「構築」していくことです。福祉がどうなればいいのか、どうしたいのかという想いを地域の生活世界から表明し、それを共有して、きょうどうでつくりあげていくことです。これは生活世界から生み出す公共性ということが出来ます。地域共生社会政策としてあらわされるシステムに対して、Bは生活世界の側から「あらたな公共」を生み出して、対峙・対抗・協働しつつ自分たちの望む地域福祉を構築することが求められています。生活世界の想いは政策にすべて包摂されるわけではありません。

(2) 地域福祉の質

歴史的に見れば、公的な福祉は最低限の生命の維持であったり、レス・エリジビリティ（劣等処遇）であったりというスティグマを伴うものでした。現在の憲法下では、「健康で文化的な最低限度の生活」が基準となり、福祉は普通の暮らしを生み出すものという理解が生まれてきました。近年は、社

会の格差が進み社会的排除や厳しい地域生活課題も生まれてきています。そうした中で地域福祉が主流化し、改めて地域福祉の質を問うことが求められているのです。その一方で、視野を広げればSDGsや幸福・ウェルビーイングへの関心が世界的に高まっています。さまざまな制度やサービス、公民の活動が地域レベルで展開されてもきており、幸福という高い質の地域福祉を目指せる条件が整いつつあります。福祉が本質的に持つ、幸せやよりよい生活という意味を開花させる機会が生まれている状況と言えます。それは、幸福としての福祉という立場にたつ地域福祉です。この福祉の質は日常的な地域生活の場合だけでなく、災害等による非日常的な状況、例えば川井太加子が示しているような避難所や仮設住宅での生活でも求めていくものです（川井 2020：209-220）。

3. 福祉国家から地域福祉へ

(1) 福祉国家と新自由主義

1970年代のオイルショックにより、経済の高度成長である「黄金の30年」は終わりました。福祉国家のあり方が問われ、新自由主義が出現します。新自由主義により公共サービスの縮小、民営化、規制緩和が進行し、企業と労働者の力関係は企業が優先となり、税の引き下げや労働規制の緩和が起こり「底辺への競争」が進んできました。

ただし、単純に福祉国家が終わったとする考え方には疑義が呈されています（ガーランド 2016=2021, 田中 2023）。1990年代から2010年代にかけて諸国家の公的社會支出（社会保障、住宅補助、職業紹介など）は減っておらず、国家の役割が縮減しているというよりもその中身を再編させているということです。「受動的」な給付とサービス（年金、医療、失業給付、公的扶助等）であった従来の福祉国家から「アクティベーション」（能動的政策）を進めようとする「社会的投資国家」への移行です。社会的投資は、人びとが労働市場で自ら「能動的」に働き、生活の糧を得て自活できるように支援

する政策の総称です。新自由主義は福祉を縮減し、社会を「二つの国民」へと分断（格差の拡大）させていきます。この修正を目指すのが「社会的投資」政策です。そうした中で、エスピノ・アンデルセンの分類によるアメリカ的な自由主義レジーム、ドイツ、フランス等の保守主義レジーム、スウェーデンの社会民主主義レジームもそれぞれに改革が進められてきています。田中拓道によればそれはアメリカなどに見られる「金融主導型レジーム」、トップダウン型の「ワークフェア」、社会運動などのさまざまなアソシエーションが政策決定に参加する「自由選択」という方向に収斂しつつあります（田中 2017：270-272）。

（2）日本の福祉国家の転換

日本ではオイルショックの後、福祉見直し論が出され福祉国家の修正がはかられていきました。福祉国家から福祉社会へという方向が示されて、高福祉型の福祉国家を否定して企業や家族に期待する「日本型福祉社会」が1979年に自民党から提起されます。この構想は期待通りにはいかず、社会が高齢化する中で公的な介護保険が構想され、2000年を前に社会福祉基礎構造改革が進められます。

2000年代に厚生労働省を中心に「自立支援」の動きが強まります。2007年には『福祉から雇用へ』推進五か年計画が厚生労働省から示されています。これは福祉を受ける場合に、可能な限り就労による自立・生活の向上を図るというワークフェア的なものです。ただし、生活困窮者をやみくもに就労に追い立てるのではなく個人の段階に応じて適切なサービスの提供が重要ともされてきました。しかし、アクティベーションのための財政的裏付けは乏しいままです。結果的に日本では、市場を活用したワークフェア改革も財源的裏付けのあるアクティベーション改革も体系的には行われてきませんでした（田中 2017：250）。その中で格差拡大、少子高齢化、財政赤字という困難に直面し、水準の低い公的福祉と社会的分断の顕在化の中で従来のレ

ゲームの再編が求められています。

2000年以降の地域福祉の主流化、そして政策化（地域共生社会政策、重層的支援体制整備事業）は、こうした社会的文脈に位置づけて考察することが必要です。地域福祉は、他の国にはない日本独自のものと言われていています。それは確かに、公的福祉の抑制という新自由主義に親和的な側面も持ちます。地域福祉、地域共生社会自体に批判的な見解もあります（岩田2024）。しかし、他方では相互扶助や社会的連帯を醸成する社会構築や住民自治的な福祉コミュニティ整備を推進するものという性格もあります（中村2000）。地域福祉の内実がどのようなものになるかが問われているのです。

4. 幸福への関心

(1) 幸福への関心の拡大とその批判

近年幸福、ウェルビーイングへの関心が高まっています。国連やOECDといった国際的な機関、また国レベル、自治体レベル、ビジネスなどにも急速に広がっています。研究分野でも同様の傾向があり、心理学でのセリグマン（2011=2014）らのポジティブ心理学は中でも先導的なものと言えます。

こうした幸福への関心に対して、批判もあります。ガルバスとイルーズ（2018=2022）は物質的不平等や社会的差別、失業率等のより客観的な社会経済的指標から目をそらさせるために幸福が指標として使われるとしています。不平等と幸せの関係として、不平等が大きいほど個人は将来の自分の機会が増大すると考え、より幸福感が増すという指摘（主に発展途上国に当てはまる）もしています。

幸せにもとづいた政策は、政治経済の深刻な構造的欠陥を隠す煙幕として働くこともあるのではないか（ガルバス、イルーズ2018=2022:48）

イアン・ファーガスン（2008=2012）は、幸福学の見解を基礎づけている

個人主義こそが幸福学の最大の弱点であり、それゆえに、幸福学の見解は健康や福祉の自己責任を強調する新自由主義と簡単に同盟関係を築いてしまう、と主張します。幸福学と関わる精神保健領域の研究者であるロンドン大学教授のリチャード・レイヤード（認知行動療法）を取り上げて次の批判を展開します。

幸福学の主要テーマは、イギリスのニューレイバーの思想や政策と、より一般的には新自由主義の支配的な思想や政策とびたりと符合する。すなわちそれは、自己責任としての健康という見解にほかならず、解釈枠組みとしての貧困や不平等の拒否であり、あらゆる形態の依存性に対する嫌悪である。（イアン・ファergusン 2008=2012：224-225）

このように「幸福学」の最大の欠陥は社会的不平等の問題全体が系統的に無視されていることとしています。こうしたことは新自由主義と符合し個人主義的な自己責任を強調すると批判するのです。

二宮厚美（2012）は、新自由主義路線との対決をうたい、「生存権保障国家」をよみがえらせることを主張し、「自由権を核にした個人の自立・自己決定を出発点に据えようとする論調が強くなっている」ことを懸念します。その典型として、社会保障を憲法第25条の生存権よりも第13条の「幸福追求権」から捉えようとする菊池馨実の議論を問題視します。菊池は「社会保障制度は、人間が生まれて自律的個人に向かって成長を遂げ、不完全ながらも自律性を保持しながら自らの生き方を追求していく上での条件整備のための制度である」としています。この点に関して二宮は「新自由主義が支配的風潮になった時代の自助原理のイデオロギー的反映に過ぎない」と批判し、その理由を次のように述べます。

一三条を起点とすえることの問題性は、「幸福追求権」にあらわれる。まず、「幸福」および「幸福追求」は、各人の主観・観念に宿るもの、

帰属するものであることは社会科学の常識である。…J. ベンサム…がそもそも「幸福」という主観的概念を持ち出したのは、フランス革命で掲げられた「人権」に「幸福 (= 功利)」を対置するためであった。…

自由・平等・所有の市場社会におけるベンサムの功利主義は、いま名前をかえて「パレート最適」として、新自由主義の絶賛する原理となっている…「パレート最適」とは…社会内において何人かの効用・満足を犠牲にせずには他の誰かの効用・満足を高めることのできない均衡状態のことをさす。…

幸福追求権の保障とは第一次的に、各自の幸福 (功利) を追求する権利を最優先することを意味するから、この幸福追求権を出発点にした社会像はパレート最適の社会状態、あるいはベンサム流に言えば、最大多数の最大幸福が実現した状態、ということになる。…福祉国家は功利主義やパレート最適をひっくりかえすところから生まれたのである。(二宮 2012 : 253-255)

こうした幸福批判は、ポジティブ心理学や功利主義、個人主義、新自由主義とのかかわりで示されています。社会的な問題を個人の問題と置き換えて、個人主義的に解決させる自助的な概念として幸福が批判されています。問題の解決を常に自己の内面に求めさせ社会構造的な問題から目を逸らさせる装置として幸福が働くのであれば、この立場からは個人の健康への感情や自己実現欲求、コーチング、マインドフルネスも批判の対象となります (ガルバス、イルーズ 2018=2022)。日本でも、企業が自己実現に引きつけてやりがいを搾取したり、自己実現を悪用し労働に見合う賃金を支払わなかったりということが指摘されています (榎本 2018 : 49-70)。

また、この点はなぜ近年幸福への関心が高まったのかも説明するでしょう。20世紀から21世紀への変わり目に幸せへの注目の高まりが起きたの

は、個人主義が強化されたことと関わっており、個人主義への傾斜と心理面への過剰な注目が、先進資本主義社会における責任の政治的・社会的あり方を根本的に変えたからということになります。社会の構造的欠陥や矛盾が、心理的特徴や個人の責任の問題として受け止められるようになったからと指摘されています（ガルバス、イルーズ 2018=2022:56）。

（2）幸福論への批判を超えて

幸福への批判も踏まえたうえで、それでもこれからは、幸福としての福祉の実現が求められていると考えます。それは安易に世界的な時流だからというわけにはいきません。慎重に考慮したうえで、しかしなおかつ、幸福の実現を求めるという立場です。

上記の批判は、幸福とポジティブ心理学・個人主義・新自由主義のつながりを一連のものとしています。そこから幸福を否定的に扱います。しかし、これらを一連のものとして扱わない考え方もあります。幸福はポジティブ心理学からだけ語られるものではありません。幸福は個人主義のみに親和的な訳ではありません。個人主義的な自己実現批判がある一方で、そこにとどまらない相互実現の考え方もあります。幸福は新自由主義だけに引きつけられるものではないのです。幸福への批判として、これらを一連のものとして示すことは可能かもしれませんが、幸福の持つ可能性はそこに回収されるものではなく、このつながりのデカップリングも可能です。例えば、現在の幸福への関心はより長い人類史的観点からも指摘されています。広井良典は次のように指摘します。

定常化の時代における…つまり、経済成長や生産の量的拡大といった一義的なベクトルから解放された状況においてこそ人々の創造性は多様な形で開花していく…人間一人ひとりが潜在的にもっている可能性や創発性が実現されていくことが「福祉」である（広井 2011:265）
また見田宗介は、近代という時代の人類増加の爆発期から、未来の安定平

衡期に至る変曲ゾーンに入っているのが現代としています（見田 2018）。それは物質的な成長を不要なものとして完了し、永続する幸福な安定平衡の高原の時期です。幸福のためには物質的な基本条件が必要ですが、先進諸国では多大な富の余裕が存在し、重要なことは「これ以上の経済成長の問題ではなく、分配の問題」となります。これは全ての人に、幸福のための最低限の物質的な条件を、まず確保するということです。幸福への関心が生まれているのは、経済成長をするためではなく、これまでの経済的な成長により幸福を生み出す基礎条件が整ってきた時期となったからという考え方です。

5. ポジティブな福祉の系譜

近代以降の日本でも幸福やポジティブな性格を持つ福祉への言及はなされてきました。

(1) 海野幸徳の積極的社会事業

社会事業の時代に海野幸徳は社会事業の積極的概念を示しています（海野 1930=1981）。海野は社会事業の中でも福祉を対象とする部門を積極的社会事業（positive social work）と命名しています。

欠陥の除去は消極的社会事業であり、正常状態を目的とするものは消極的積極的社会事業であり・・・福祉を目的とするものは積極的社会事業である¹⁾。（海野 1930=1981：80-81）

特に消極的社会事業と積極的社会事業の対比を次のように言います。

消極的社会事業に於てはabnormality（異常状態）を取扱い、積極的社会事業に於てはnormalityの上に現われるwell-being（福祉）を取扱うこととなる。…社会事業（消極的な）とは異常状態を除去して正常状態に達することを目的とするものなりという断定に達する。…正常

1) さらに海野は「人間生活の完成」を終局目的にあげ、社会事業概念の展開を次のように示します。

消極概念→積極概念→総合概念→超越概念（海野 1930=1981：84）

状態を目的とするものは福祉に一転し、福祉は更に人間生活の完成を目的とするものとなる。(海野 1930=1981:80)〈引用者注、表記を現代的に修正した。〉

海野はなぜ社会事業の時期にこうした積極的な社会事業を提案したのでしょうか。中垣正美(1981)によれば、海野はドイツ社会事業の進展の現実に即して研究し、社会事業概念の発達史的な根拠に注目しながら、独自の社会事業の定義を確定したとしています。海野の積極的社会事業の概念を中垣は次のように評しました。

「福祉」の概念を積極的に採用し、人間存在の原理にたつて福祉の取得実現と増進を志向する価値行動体系であることを強調したのである。「福祉」を「生の充実と増進」として了解する社会的生存原理に立って、社会事業の最終的な定義として提示したのである。…昭和初期において、すでに福祉の概念を明示し、困窮と福祉を相互関係概念としてとらえ、総合的方案による積極的社会事業の究極的目標を定めた定義は、海野の他に類例のないことである。(中垣 1981:664-665)

(2) 一番ヶ瀬康子の社会の幸福

一番ヶ瀬康子は半世紀以上前に社会福祉の目的概念的規定と実体概念的規定を示しました(一番ヶ瀬 1970)。目的概念的規定は次のようなものです。

行為あるいは制度・政策の目的概念として、また形而上的な意味あるいは当為概念として用いられている場合である。それは、「社会のしあわせ」「社会全体の幸福」というような、漠然とした意味・内容でつかう場合はもとより、研究者のなかでも、一連の諸政策や制度がめざす目的をさすものとして、この語をとらえてきたものもある。(一番ヶ瀬 1970:1)

これに対して実体概念的規定とは次のようなものです。

行為あるいは制度・政策それ自体すなわち現実に存在する実体概念と

して、また形而下的な存在概念として用いる場合である。科学の対象として経験的に学習することを視点とする場合にはこの立場にたつことはいうまでもない。(一番ヶ瀬 1970: 1-2)

その上で、目的概念的規定を次のように論じます。

もちろん、実際に社会福祉を行なう場合には、何らかの目的概念、また、形而上的な価値体系が前提に存在するであろうことは否定できない。だが、それは哲学あるいは思想の領域に属するものとして、一応別個にあつかわれなければならないものである。(一番ヶ瀬 1970: 2)

このように一番ヶ瀬は、社会福祉の目的概念として「社会のしあわせ」をあげますが、それは科学の対象として経験的に扱うものではなく、哲学あるいは思想の領域に属するものとしているのです。

以上の言及は多分に観念的・哲学的・思想的な性格でしたが、それらがより具体的に論じられるようになるのは、2000年前後からです。子ども家庭福祉分野の高橋重宏(1998)による救貧的なウェルフェアから人権尊重・自己実現を目指すウェルビーイングへという主張。社会福祉の幸福を検討した秋山智久の論考(秋山2000)。塩野谷祐一(2002)は政策的見地から、「良き生」を可能とする福祉国家を論じています。大橋謙策(2000)は、地域福祉実践での自己実現サービスを提起しました。以下では哲学的な立場から加藤博史、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義、アマルティア・センの潜在能力アプローチを示します。

(3) 加藤博史の福祉の公理

加藤博史(2013)は「社会福祉は、20世紀中葉に確立された、すべての人々の幸福を目的とする価値志向性である。特定の人だけの幸福を求める価値志向性ではない。社会福祉学は、すべての人々の幸福を目的とする価値の体系である」と論じます。その上で次のような公理を示しています。

公理1：福祉は、幸福を目的とするものである。

公理2：福祉は、ウェルフェア（生活の充実）だけではなく、ウェルビーイング（生き方の充実）を目的とするものである。…

公理4：ウェルフェアとしての福祉は、生活のフロー面、ストック面、リレーション面の三局面から捉えることができる。…

公理6：ウェルビーイングとしての福祉は、一般に自己実現やエンパワメントと言われる、「相互主体性」と「相互創造性」の実現に取り組んでいくことを目的としている。（加藤 2013：12-16）

加藤は、幸福をマスローの5つの欲求水準に対応させて捉えています。ウェルフェアを「生理的欲求」、「安全安心の欲求」、「所属と愛情の欲求」に対応するとし、ウェルビーイングを「尊重と評価の欲求」、「自己実現の欲求」に対応するとしています。

（4）ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

2014年に国際ソーシャルワーカー連盟と国際ソーシャルワーク学校連盟によって採択されたソーシャルワーク専門職のグローバル定義は次のとおりです。

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

また、これに先立つ2000年にも国際ソーシャルワーカー連盟は定義を採

択しています。

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

この2回とも、ウェルビーイングがその目的になっていることが確認できます。これらは概括的な定義であり、その内容の詳細はありませんが、ソーシャルワークはウェルビーイングを目指すことが明確に示されています。

ただし、こうした定義に関してはポストコロニアル研究の視点からの議論もあります。

ソーシャルワークの概念はヨーロッパで生まれ北米で育ち、現在は世界中で広まりつつある。しかし、それは単なる西洋生まれのソーシャルワークのグローバリゼーションに過ぎないのではないかと考えられる。再びソーシャルワークの歴史の中で、植民地主義、帝国主義、覇権主義の声が生まれる可能性もある。真に世界的に受け入れられるソーシャルワークは、世界中の各地で展開されている多様な土着のソーシャルワークを包括することによってのみ達成されるのではないか。西洋生まれのソーシャルワークをグローバルライズすることによってのみ可能とされるのではないのである。（星野 2024：130）

（5）アマルティア・センの潜在能力アプローチ

アマルティア・センは、人間の福祉（生の条件のよさ、豊かさ、well-being）を、所得や主観的な効用ではなく、「潜在能力」で捉えるべきであるとしています（セン 1985=1988）。「潜在能力」とは、その人にとって達成可能な諸機能の組み合わせです。機能とは、「健康状態にある」、「教育を受

けている」、「社会生活に参加している」等々の個人の様々な状態です。その人にとって実現可能なそうした機能の組み合わせが「潜在能力」ということです。いわばその人がなりうるさまざまな状態や行為のことです。

センの潜在能力アプローチの着想は、財それ自体ではなく、財が持つ「特性」の束でもなく、財や特性がもたらす「効用」でもなく、財の所有にもとづいて人が達成しうる「機能」（生き方、在り方）に注意を集中しています。鈴木、後藤（2002）によれば「潜在能力」アプローチによる「善」の定義は「機能」の客観的な特徴のみならず、「機能」に対するその人の理性的・内省的な「評価」に基づく点に特徴があります。機能と潜在能力は、「善き生」を実現していく手段と目標の連鎖的「過程」とされ（鈴木、後藤2002：200）、潜在能力は一種の自由で、「潜在能力＝潜在的な自由＝機会の平等」であるともされています（広井2001：82）。

このようにセンによれば、潜在能力を高めることは「善き生」を実現していく可能性を高めることであり、これはウェルビーイングにつながります。ただしこのように、潜在能力はあくまで選択できる機能の集まりで、「帰結」ではありません。この点をセンは重視しています。しかし、福祉の実践では本人が評価することは重要ですがそれだけでなく、帰結として実現できるかどうか問われます。潜在能力が豊かになることだけでなく、福祉実践ではその先も同様に重要です。本人が評価し選択した機能（「生き方」、「あり方」）がいかに実現できるかです。

6. 増進型地域福祉の実践の考え方

（1）従来の方法の性格

従来の福祉の実践では問題を解決すること＝「問題解決型のアプローチ」を重視してきました。これはマイナスの状態をゼロに戻すことを目指します。ただし、ゼロに戻すことはできてもウェルビーイングまで到達できません。これに関係する考え方を示しておきます。

岩間伸之（2019）は、権利擁護活動の中核に権利侵害状態からの脱却を位置づけています。これは「マイナスの不健全な状態にある本人をプラスマイナスゼロの状態にまで引き上げることを意味する」ものです。ここまでであれば権利侵害というマイナスの状態を解決する福祉活動です。岩間の権利擁護の活動はそこで終わるものではありません。岩間は「権利擁護とは、いったい何を擁護することなのか。これは、社会福祉ないしソーシャルワークにおける権利擁護のあり方について考察を深める際、根幹にかかわるきわめて重要なテーマとなる」と主張します。その上で積極的権利擁護について次のように述べています。

社会福祉における権利擁護とは、…「本人らしい生活」と「本人らしい変化」を支えるという「積極的権利擁護」にまで拡大してとらえることが求められる。なぜならば、社会福祉の理念として…生命と最低限の生活の維持だけでなく、生活の質や人生の質が問われることになる…。自分が自分であるように存在するという意味での「自己実現」は、ソーシャルワーク実践を支える根拠となりうる価値の1つとして位置づけられてきた。（岩間 2019：93-94）

そこで岡村重夫の理論を引きながら、自分らしい生活、自分らしい変化について示しています。

「自分らしい生活」の保障とは、自分の「存在」に意味と価値があることが社会関係のなかで認められ、さらに本人が自分にとってのあるべき生活を主体的に創造していくことである。「本人らしい変化」の保障とは、心身と環境の変化にともなって、社会資源の活用を含めて周囲との支え合いの社会関係を結びながら、新しい生活を創造していくことである（岩間 2019：94）。

岩永俊博（2003）は、保健活動に関して原因志向型解決方法の限界を述べています。原因志向型の問題解決法とは、問題の原因を探することで原状復帰

を目指すことです。この方法では、問題が複雑な場合にさまざまな原因がみえてきます。それらの原因探しをする中で、それぞれの原因にさらにいくつもの原因が浮かび上がります。それらの原因の中にはとても手に負えないことや、どうしようもないことなども含まれます。最後には犯人探しをするようになってしまい、無力感に陥ることになります。いくつかの原因が複雑に絡みあうような場合には原因を確定し、取り除くことが困難になります。これが原因志向型解決方法の限界です。そうした場合には、原因を探すのではなく、本来的な目的を探すことから出発する、としています（岩永 2003：17-21）。

ディヤングとキム・バーグ（2013=2016）は、援助職の問題解決パラダイムの特徴として①医学モデルに基づく問題解決の体系、②問題を客観的な現実と考えて科学的に研究する科学的専門性への信頼、という2つをあげています。そして、この問題解決パラダイムには疑問があるとしています。援助職が扱う問題と医学モデルが当てはまる疾病の間にはほとんど類似性がないこと。援助職の問題は多くの場合、ただ一つの正しい解決というものはないこと。援助職においては拡散的な考え方が適していること。問題解決パラダイムではクライアントをエンパワーするという使命がはたされていないこと。問題や病理の分類に焦点を当てるとクライアントは落胆し、疾病や機能不全の犠牲者であると感じること。そして、問題に焦点を当てずに、クライアントとともに解決作りに役立つ長所と資源を探すべきであるとしています。過去の問題や短所ではなく、クライアントが望む未来と長所に主に目を向けるのです（ディヤング、キム・バーグ 2013=2016：6-9）。

（2）目的実現型アプローチ

増進型地域福祉は幸福としての福祉という考え方に立ち、前述のとおり個人の幸せと地域の幸せを実現しようとするものです。幸福とは抽象的であり

多様なものですが、その研究は近年進んできています。地域福祉での幸福とは暮らし向きの良さとしてのウェルフェアとその人・地域のあり方の良さとしてのウェルビーイングからなります。ウェルビーイングの捉え方は様々ですが、ここではその人・地域らしさ（以下、その人らしさ）の実現を指します。その人らしさというウェルビーイングをソーシャルワークから生み出そうとするのが増進型地域福祉の目的実現型アプローチです。

以下では、目的実現型アプローチの進め方を示します。この考え方は表「目的実現型アプローチの関連概念」にあるようなさまざまな概念を参照してつくられたものです。

- ①福祉でのウェルビーイングとは、その人らしく生きることです。
- ②その人らしさは、その人の持つ思いや理想の実現です。
- ③その思いや理想はコミュニケーション・対話を通して表明され・理解され・了解・共有されます。
その対話は、「こうなればいいなあ」、「こうしたい」という理想の話し合いです。
- ④こうした話し合いができる関係の形成や思いや理想を持ちうる状態にあることが条件となります。
したがってそうした関係づくりや思いや理想をもちうる働きかけも求められます。
- ⑤その人の思い・理想が共有され、合意が形成されると、それを目的とするプランをつくります。
- ⑥そのプランを関係しあうみんなで実施し、思い・理想を実現するのが目的実現型のアプローチです。これは、マイナスの状態をゼロに戻すという性格ではなく、思いや理想というその人らしさを実現するものです。そのためには、フォーマルとインフォーマルの、そしてハードとソフトのさまざまな社会資源を用いることとなります。

対話と合意を通してこの実践を行うことで、問題を抱えている当事者だ

けでなく、そこに関わっている人々の思いや理想もそこに加わることに
なり、個人主義的な自己実現を超える相互実現となります。

表 目的実現型アプローチの関連概念

<p>・ジョン・ロールズ（1999=2010）の「社会的基本財」は、市民的・政治的な自由、社会的な機会、経済財、自尊の社会的基盤を内容とする。なかでも自尊を最も重要とするが、基本財の内容としては物質的条件を無視するものではない。ただし、個人レベルの「個人的基本財」とは区別される。</p>
<p>・アマルティア・セン（1985=1988）の「潜在能力」は、その人がなりうることを示す「機能」の組み合わせである。機能は（物質的な資源を含む）客観的なものであり、機能に対する選択は個人の「評価」を基準とする。選択の自由・機会の平等を示す。</p>
<p>・セリグマンら（2011=2014）によるポジティブ心理学は、生活を生き生きさせ、人生をより充実させることを目指す。ただし、個人主義的傾向があり、物質的条件は弱く、新自由主義との親和性が指摘される。</p>
<p>・ギデンズ（1998=1999）による「第三の道」にあるポジティブウェルフェアは、従来のネガティブな福祉観をポジティブへと転換する。英国のブレア首相は、これを社会政策に取り入れたが、市場との親和性がある社会的投資とも指摘される。</p>
<p>・岩永俊博（2003）の「地域づくり型保健活動」は、「地域での実現すべき理想の健康的な暮らし、生活の姿の具体的なイメージとして共有し、健康な地域の実現に向けてそれぞれの役割を果たす」ための計画づくりとその実践の取り組みである。話し合いがあり、社会資源の活用もある。</p>
<p>・トム・アーンキル（2014=2019）の「未来語りダイアログ」（オープンダイアログ）は、望ましい状況が達成された未来の視点に立って、そこから振り返り、どのように望ましい状況が達成されたかを思い出していく方法である。対話が基本であり、社会資源は対話にかかわる人々である。</p>
<p>・ディヤングと・キム・バーグ（2013=2016）によるソリューション・フォーカストアプローチは、クライアントとセラピストが満足のいく未来のイメージをつくり、これを実現させる長所と力量について理解を深めるものである。セラピーであり、物質的な条件はない（少ない）。</p>
<p>・チャールズ・ラップら（2012=2014）によるストレングスマodelは、個人と地域社会のストレングスを意識した取り組みで人々が設定した目標を達成できるように支援する。社会資源の活用がある。</p>

7. 終わりに

増進型地域福祉は、一人ひとりの幸福と地域の幸福をともに生み出そうとする地域福祉です。ただし、地域福祉に関しても、福祉での幸福＝ウェルビーイングに関しても一定の批判があります。こうした批判に対しては今回、十分に応答できているわけではありません。またウェルビーイングを生み出す方法として目的実現型アプローチを示しましたが、その内容をより磨いていくことが必要であり、さらに、この方法にとどまらない多様なアプローチの考案も求められます。これらについては、今後の課題となります。

【文献】

- 秋山智久（2000）「社会福祉実践の視点からの「幸福論」」『社会福祉実践論』ミネルヴァ書房，336-350頁
- 一番ヶ瀬康子（1970）「社会福祉への視点」一番ヶ瀬康子・真田是編著『社会福祉論【新版】』有斐閣双書，1-12頁
- 岩田正美（2024）『私たちの社会福祉は可能か 社会福祉をイチから考え直してみる』有斐閣
- 岩永俊博（2003）『地域づくり型保健活動の考え方と進め方』医学書院
- 岩間伸之（2019）「地域を基盤としたソーシャルワーク」岩間伸之他著『地域を基盤としたソーシャルワーク 住民主体の総合相談の展開』中央法規，13-105頁
- 海野幸徳（1930=1981）「社会事業学原理」吉田久一・一番ヶ瀬康子編『社会福祉古典叢書7 海野幸徳集』鳳書院
- 榎本博明（2018）『自己実現という罫 悪用される「内発的動機づけ」』平凡社新書
- 大橋謙策ら編著（2000）『コミュニティソーシャルワークと自己実現サービス』万葉舎
- 小野達也（2022）「幸福を生みだす福祉へ」小野達也・朝倉美江編著『増進型地域福祉への展開 ー幸福を生みだす福祉をつくる』同時代社，1-12頁
- 加藤博史（2013）『社会福祉の定義と価値の展開 ー万人の主権と多様性を活かし、格差最小の共生社会へー』ミネルヴァ書房
- 川井太加子（2020）「東日本大震災から学ぶ共生社会づくり」上野谷加代子編著『共

- 生社会創造におけるソーシャルワークの役割』ミネルヴァ書房, 209-220頁
- 塩野谷祐一 (2002) 『経済と倫理 福祉国家の哲学』東京大学出版
- 鈴木興太郎・後藤玲子 (2002) 『アマルティア・セン 経済学と倫理学 [改装新版]』実教出版
- 高橋重宏 (1998) 「ウェルフェアからウェルビーイングへ」『子ども家庭福祉論』放送大学教育振興会, 9-39頁
- 田中拓道 (2023) 『福祉国家の基礎理論 グローバル化時代の国家のゆくえ』岩波書店
- (2017) 『福祉政治史：格差に抗するデモクラシー』勁草書房
- 中垣正美 (1981) 「解説」吉田久一・一番ヶ瀬康子編『社会福祉古典叢書7 海野幸徳集』鳳書院, 643-685頁
- 中村俊也 (2000) 「福祉 (well-being) 概念における「自己決定の尊重」理念の検討」『社会関係研究』第7巻第1号, 55-79頁
- 二宮厚美 (2012) 『新自由主義からの脱出 グローバル化のなかの新自由主義VS. 新福祉国家』新日本出版
- 広井良典 (2011) 『創造的福祉社会 —「成長」後の社会構想と人間・地域・価値』ちくま新書
- 星野晴彦 (2024) 「国際ソーシャルワーカー連盟のソーシャルワークの定義の変遷の検討 —ポストコロナル研究の視点を通して—」『HOSPITALITY』第34号, 123-132頁
- 見田宗介 (2018) 『現代社会はどこに向かうか —高原の見晴らしを切り開くこと』岩波新書
- アマルティア・セン (1985=1988) 『福祉の経済学 財と潜在能力』岩波書店
- アンソニー・ギデンズ (1998=1999) 『第三の道 効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社
- イアン・ファーガスン (2008=2012) 『ソーシャルワークの復権 新自由主義への挑戦と社会正義の確立』クリエイツかもがわ
- エドガー・ガルバス/エヴァ・イルーズ (2018=2022) 『ハッピークラシー 「幸せ」願望に支配される日常』みすず書房
- ジョン・ロールズ (1999=2010) 『正義論 改訂版』紀伊国屋書店
- チャールズ・ラップ/リチャード・ゴスチャ (2012=2014) 田中英樹監訳『ストレングスマデル [第3版]』金剛出版

- デイビッド・ガーランド (2016=2021) 『福祉国家 救貧法の時代からポスト工業社会へ』 白水社
- ピーター・ディヤング/インスー・キム・バーグ (2013=2016) 『解決のための面接技法 [第4版] ソリューション・フォーカストアプローチの手引き』 金剛出版
- マーティン・セリグマン (2011=2014) 『ポジティブ心理学の挑戦 “幸福” から “持続的幸福” へ』 デイスクヴァー・トゥエンティワン
- ヤーコ・セイックラ/トム・アーンキル 「未来語りダイアログ」 (2014=2019) 『開かれた対話と未来』 医学書院, 123-164 頁

<資 料>

社会福祉協議会
基本要項 2025 の策定から見える、
社会福祉協議会活動の課題
— 行政とのパートナーシップを中心に —

所 正 文

キーワード：社会福祉協議会，基本要項，
行政とのパートナーシップ

1. はじめに
2. 3つの基本要項の比較～策定の背景と構成～
 - 2-1 旧基本要項
 - 2-2 新・基本要項
 - 2-3 基本要項 2025
3. 基本要項 2025 の概要
 - 3-1 前文
 - 3-2 社協の使命
 - 3-3 社協の組織
 - 3-4 社協の活動原則
 - 3-5 社協の機能

4. 基本要項 2025 の第1事案, 第2次案へ寄せられた主な意見と論点から～行政とのパートナーシップを中心に～
 - 4-1 基本要項 2025 の改定における論点
 - 4-2 行政とのパートナーシップについての賛否と全社協の見解について
 - 4-2-1 基本要項 2025 で全国から寄せられた行政とのパートナーシップへの意見
 - 4-2-2 問題意識
 - 4-2-3 地域福祉の政策化と社協と行政の関係
 - 4-2-4 地域福祉の政策化に伴う変化
 - 4-2-5 社協と行政のパートナーシップの構築に向けて
5. 基本要項 2025 への意見からみる社協が抱えている課題の検討
 - 5-1 社協マネジメントの課題
 - 5-2 行政からの下請け的な状態からの脱却と, パートナーシップ形成によるガバナンス構築

1. はじめに

全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）は、2025（令和7）年、33年ぶりに社会福祉協議会（以下「社協」という。）基本要項を改定し、「社協基本要項 2025」（以下「基本要項 2025」という。）を発表した。これまでも、1962（昭和37）年に「社協基本要項」（以下「旧基本要項」という。）、1992（平成4）年に「社協新・基本要項（以下「新・基本要項」という。）を公表し、約30年ごとに改定している。

全社協は基本要項 2025 の前文に、改定の主旨を「平成12（2000）年以降は、累次の社会福祉（事業）法改正により、地域福祉の理念が法文化され、その制度化・施策化が進展するとともに、社協の活動・事業、組織が拡大した。加えて、この間、いわゆる平成の大合併に伴う社協の合併、広域化が進み、さらに少子高齢化・人口減少が進行するなど、社協や地域福祉を取り巻く環境が大きく変化している。このような状況を踏まえ、（中略）、新たな基本要項の検討を開始した」としている。また同時に発表された基本要項

2025 の概略資料には、策定の背景を、新・基本要項策定以降の「社会・経済の変化，社会保障・社会福祉の諸制度改革の進展」，「ニーズの変化・多様化，地域生活課題の複雑化・複合化に応じた社協活動・事業の広がり」，「地域福祉の施策化，NPOや企業等の参入」，「福祉以外の他分野との連携・協働の必要性」の4点を挙げている。

筆者は全社協の基本要項 2025 検討委員会委員としてこの改定作業に参画し、約2年半をかけて社協の使命，組織特性，活動原則や機能を議論してきた。また、1次案，2次案を公表するごとに、全国の都道府県・指定都市・市区町村社協から意見を徴収し、内容を検討し組み込んできた。その過程を踏まえるなかで、あらためて1992（平成4）年に改定された新・基本要項から現在までの、地域福祉政策の大きな変化のうねりに対し、うまく対応できている社協と、課題を抱えている社協があるということが見えてきた。

本文において、まずこれまでの基本要項の概要を整理し、基本要項 2025 の内容と、全国の社協から寄せられた意見¹⁾を紹介するとともに、現代における社協が抱えている課題を整理する。

2. 3つの基本要項の比較～策定の背景と構成～

2-1 旧基本要項

全社協は設立の1951（昭和26）年から約10年後の1962（昭和37）年に旧基本要項を策定した。策定の背景として、1点は、国民皆保険が開始されるなか、国民への社会保障や福祉への理解と関心をたかめることが、ひとりひとりの生活と地域における具体的課題を、積極的に解決する意欲喚起をうながすことをあげている。そのなかで社協は、地域の福祉に欠ける状態の克

1) 今回本文で取り上げた意見は、高橋良太 2025『社会福祉協議会基本要項 2025 の改定（その1）—基本要項改定の概要とその論点—』日本地域福祉学会 2025年度 第39回大会（兵庫大会）自由研究発表資料、水谷詩帆 2025『社会福祉協議会基本要項 2025 の改定（その2）—「行政とのパートナーシップ」をめぐる課題—』日本地域福祉学会 2025年度 第39回大会（兵庫大会）自由研究発表資料の内容である。

服を目的に、住民を組織し、公私の協力と専門家および住民の提携によって推進するため、旧基本要項において社協の性格・機能・組織を定めた。2点 は、市区町村社協の多くは、社会福祉関係者中心の組織であって行政機関に対する依存度が高く、その活動も狭義の社会事業が主となっている傾向がみられ、ひろく住民の福祉に欠ける状態を解明し、その解決をはかるには、なお不十分な状態にあるといわざるを得ない、という組織面や活動面の未発達 の改善も含まれていた。

2-2 新・基本要項

旧基本要項策定から30年後、新・基本要項が改定された。この間1983（昭和58）年に市区町村社協の法制化、1990（平成2）年には社会福祉事業法等福祉関係八法の改正による在宅福祉サービスの展開などを背景に改定された。社協は住民ニーズと地域の生活課題に基づく福祉活動、地域組織化などをめざす「住民主体」の理念を継承するとともに、社会福祉施設、民生委員・児童委員、住民組織、当事者団体等の参加による地域福祉を支える組織基盤の整備に努めた。そのうえに立って、地域福祉をめぐる新たな状況に対応し、総合的かつ計画的、一元的に支える公私協働の活動を実現することを目的に、社協の組織・活動の原則、機能、事業等の指針を定めた。

2-3 基本要項2025

改定の趣旨と背景は冒頭で紹介したが、付け加えると、この間全国の市区町村社協の事業規模や職員数が30年前に比べ約10倍になっており、各社協ごとの規模や事業内容が多様になっていること、全社協が別途、市区町村社協経営指針を策定していることから、事業、財政、事務局は市区町村社協経営指針にゆだね、社協の使命、住民主体の理念、組織、活動原則、機能の指針を定めた。

3. 基本要項 2025 の概要

全社協は 33 年ぶりに改定する基本要項 2025 の策定作業を、全社協地域福祉推進委員会のもとに「基本要項検討委員会」を設置し、2023（令和 5）年 8 月から 12 回の委員会と、全国民生委員児童委員連合会、全国社会福祉法人経営者協議会、学識者へのヒアリングなども加え検討を行い、2025（令和 5）年 4 月に公表した²⁾。途中 2024（令和 6）年 3 月に第一次案を、同年 11 月に第二次案を全国の都道府県・政令指定都市・市区町村社協から意見照会を行い、その都度意見を組み入れ、修正を行った。（図 1 参照）

以下それぞれの項目について詳しくみていく。

3-1 前文

前文ではこれからの社協に求められる 4 つの役割を示している。

(1) その人らしい暮らしを地域で支える

社協は誰もが安心して、その人らしい暮らしができるよう、支援が必要な人や支援が届いていない人を見逃すことなく受け止め、住民や地域の関係者とともに、継続的な支援を行う必要があるとし、さらに社会の変化や多様化するニーズへの感度をさらに高めながら、制度の枠にとらわれず、その人らしい暮らしを地域で支えるためのさまざまな活動・事業を積極的に企画・実施していく必要があると説明している。またこれまでの社協活動で、特に

2) 基本要項 2025 の全文については全社協ホームページを参照

<https://www.zcwvc.net/wp/wp-content/uploads/2025/03/01.%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E8%A6%81%E9%A0%852025-1.pdf>（2025 年 9 月 23 日現在）

策定委員は全社協地域福祉推進委員会会長の越智和子（香川県琴平町社協会長）を筆頭に、高橋史成（千葉県柏市社協 地域福祉課長）、山本繁樹（東京都立川市社協 総合相談支援課長）、嶋田貴美（福井県坂井市社協 事務局次長）、大熊宗麿（愛知県名古屋市社協 地域福祉推進部長）、所正文（大阪府堺市社協 事務局次長）、野村宏之（北海道社協 事務局長）、荻田藍子（兵庫県社協 福祉事業部長）、坂本雅樹（宮崎県社協 事務局長）と、オブザーバーとして全社協都道府県・指定都市社協の経営のあり方検討委員会委員長の日下直和（香川県社協 事務局長）で構成された。

「ここに居ていい」と感じられる居場所づくりに取り組んできた実績が、孤独・孤立を防ぎ、生活に安心感や楽しみ、生きがいをもたらすからであり、社協は引き続き住民や地域の関係者とともに「つながりづくり」のために取り組みを重ねる必要性を解説している。

(2) 住民主体の地域づくり

社協は、住民主体の地域づくりを支援してきた実績があり、引き続き個別支援と地域づくりとの連動が重要であるという前提に立ち、現在の自治会・町内会の加入率低下や民生委員・児童委員、地区社協などの担い手不足、ボランティア登録者数の減少など価値観やライフスタイルの多様化により、地域活動への参加のハードルが上昇している課題に立ち向かう必要性を訴えている。さらに今後は、ゆるやかなグループやオンラインでのつながりが増加しているなか、「生きづらさ」を抱える当事者同士のつながりの広がりや、若い世代のまちづくりや社会課題への関心の高まり、SDGsを意識した企業の社会貢献活動の拡大などを取り入れ、多様な住民が気軽に参加できる地域づくりの促進を地縁組織だけでなく、個人の意思による参加を尊重した場づくりの重要性を強調している。

(3) 協議体としての機能を地域福祉に活かす

現在、少子高齢化・人口減少により、住民ニーズは多様化・複雑化し、福祉分野を超えた地域課題が拡大し、国は地域福祉の施策として、生活困窮者支援や介護、成年後見制度、重層的支援体制整備事業などを推進している。これらの施策では、住民主体の活動やボランティア・NPOの役割が重視されているが、住民主体の活動は制度の補完ではなく、住民の意思と選択を尊重するものである。社協は、住民や関係者との対話・協議を通じて主体性の意義を共有し、福祉以外の分野とも連携・協働することで、協議体としての特性を地域福祉に活かすことが求められると解説している。

(4) 地域福祉を推進する団体としての責任と行政とのパートナーシップ

国は地域共生社会の実現に向け、包括的支援体制の構築を推進しているな

か、社協は地域福祉計画の策定に積極的に関与し、住民・関係者・行政との連携による共同運営に取り組む必要性を訴えている。そのための方法として、社協は行政とのパートナーシップを築き、地域福祉を両輪で推進すること、地域福祉予算の拡充や公費の確保に努めること、委託事業については、地域福祉の全体構想や戦略を持って行政に提案し、企画・実施する姿勢とともに、住民協議をもとに制度提案や社会資源の創設・改善など、ソーシャルアクションの強化が必要であると解説している。特に災害時には、災害ボランティアセンター等の運営を通じて、行政と連携した福祉支援の役割が強調されている。

(図 1)

社会福祉協議会基本要項2025の概要



社会福祉協議会の使命と住民主体の理念	
<p>(1)社会福祉協議会の使命 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。</p> <p>(2)住民主体の理念 社会福祉協議会のすべての活動・事業および組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開する。 住民主体の理念とは、①住民を中心に置くこと、②住民のニーズに基づきこと、③住民の主体形成と組織化を基礎とすることである。</p>	
社会福祉協議会の組織	社会福祉協議会の機能
<p>(1)社会福祉協議会の構成 社会福祉協議会は、住民(組織)と地域の関係者によって構成される。</p> <p>(2)社会福祉協議会の組織特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民や地域の関係者による協議体組織 ②地域福祉を創造する運動体組織 ③地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織 ④公共性と公益性を有する民間非営利組織 ⑤市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織 	<ul style="list-style-type: none"> ①住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進 ②組織化、連絡調整 ③福祉活動・事業の企画・実施、支援 ④相談支援(*) ⑤権利擁護(*) ⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施 ⑦福祉教育の推進 ⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進(*) ⑨災害時等の支援(*) ⑩地域福祉の財源確保および助成の実施 (*) <p style="text-align: right;">(*)…新項目</p>
社会福祉協議会の活動原則	
<ul style="list-style-type: none"> ①住民ニーズ基本の原則 ②住民活動基盤の原則 ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則 ④民間性の原則 ⑤連携・協働の原則 ⑥専門性の原則 	<p>※都道府県・指定都市社協の機能は、上記に加え、「市区町村社協の支援と協働」を位置付けている</p>

※基本要項…社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示す根幹となる指針。

3

出所：全国社会福祉協議会「社会福祉協議会基本要項 2025 概要」全社協ホームページ
<https://www.zcwvc.net/wp/wp-content/uploads/2025/03/02.%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E8%A6%81%E9%A0%852025%E3%81%AE%E6%A6%82%E8%A6%81-1.pdf>
 (2025年10月1日現在)

3-2 社協の使命

これまでの基本要項は、冒頭に社協の構成、理念、事業と組織特性を合わせて社協の性格として表していたが、今回は初めて使命を「社協は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域との協働により、『ともに生きる豊かな地域社会』を創造することを使命とする」と定めた。このなかで、「ともに生きる豊かな地域社会」は「全社協福祉ビジョン2020」の副題を継承している。

また社協は、社会福祉法に位置付けられた地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民や地域の関係者³⁾と協働して活動・事業を進めていることを強調している。これは単に社協は自組織の発展だけを考える組織ではなく、エリア内の地域福祉を住民や地域の関係者と協働ですすめ、ガバナンスを構築することで発展させていくことを意味している。

次に住民主体の理念について、解説を加えている。社協のすべての活動・事業および組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開するとし、住民主体の理念とは、①住民を中心に置くこと、②住民のニーズに基づくこと、③住民の主体形成と組織化を基礎とすると定めた。さらに解説で、「住民」とは、「生活の主体」として自らの権利を行使し、生き方・暮らし方を自らの意思で選びながら幸福を追求する「権利の主体」であること。また、地域づくりの主体であり、行政施策・事業の決定や運営に参加する「自治の主体」であること。「住民」には、その地域に居住している人だけではなく、在勤・在学者等を含むものとしていること。「住民のニーズ」とは、生活上の要求であり、困りごとはもとより、「誰かの役に立ちたい」「安心して暮らせる地域をつくりたい」といった思いや希望も含むもので、ニーズを持つ住民をあ

3) 「地域の関係者」とは、民生委員・児童委員、ボランティア・市民活動者、住民組織（自治会・町内会、地区社協等地域福祉推進基礎組織）、老人クラブ、当事者組織、民生委員児童委員協議会、ボランティア・市民活動団体（NPO）、社会福祉法人、福祉施設・事業、協同組合、企業・店、大学等の研究機関、行政（福祉以外の部局も含む）、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる関係者を指す。

らゆる場面において中心に置く、と補足している。

3-3 社協の組織

社協の組織について社協の構成と組織特性に分けて解説している。

(1) 社協の構成

社協は、住民（組織）と地域の関係者によって構成されるとし、住民、住民組織、公私の社会福祉関係者、さらに幅広い分野や主体の諸団体が参画することによって成り立っていること。住民が参画する組織であることが社協の特徴であること。その象徴的な仕組みである住民会員制度は、社協の活動・事業を住民の参加・協力・支持によって進めるために必要な基本的制度であり、社協の使命や理念への共感を基盤とした参画の一形態と位置づけられることを解説している。

(2) 社協の組織特性

社協の組織特性を、全社協が長年にわたり提唱してきた協議会、運動体、事業体の3つの特性と、公共性と公益性を有する民間非営利組織、全国ネットワーク組織、の5つに整理している。

① 住民や地域の関係者による協議体組織

社協は、地域福祉の協議体組織であり、その活動・事業は、事務局だけで進めるのではなく、住民や地域の関係者の協議と参画のもとに展開される。協議体としての組織特性は、運動体や事業体としての特性を発揮するうえでの基盤となる。

② 地域福祉を創造する運動体組織

社協は、運動体組織として、住民や地域の関係者と地域生活課題を共有し、その解決に向けて取り組む。また、めざす地域社会の姿を住民や地域の関係者とともに描き、その実現に向けて、既成概念にとらわれることなく、柔軟で開発的な取り組みを進める。

③ 地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織

社協は、住民や地域の関係者と協議し、地域生活課題の解決に向けて、求められる活動・事業を企画・実施する事業体組織である。

④ 公共性と公益性を有する民間非営利組織

社協は、開かれた組織として、特定の個人や組織、分野にとどまらず、社会全般を視野に入れ（公共性）、広く社会の利益にかなう活動・事業を進める（公益性）。住民や地域の関係者の協議に基づいて、必要な活動・事業を決定し、また、自主的・自律的な経営を行う民間非営利組織である。会費や寄付、公的財源をもとに活動・事業を行う組織として、経営の透明性を確保し、法令順守を徹底する。

⑤ 市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

社協は、地域福祉を推進するため、市区町村、都道府県・指定都市、全国の各段階に設置された、唯一の全国ネットワーク組織である。社協は、そのネットワークの強みを活かし、相互に協力し、実践を高め合うとともに、連携して活動・事業を展開する。

3-4 社協の活動原則

社協の活動原則については新・基本要項では5つの原則であったものが、6つに整理されている。第一次案においては7つの原則として提案したが、全国の社協から徴収した意見を踏まえ、6つの原則に整理している。具体的には、第一次案では「つながりづくりの原則」と「行政とのパートナーシップの原則」を提案したが下記の理由において修正した。

「つながりづくりの原則」については、孤独・孤立社会が進行するなか、社協が行う個別支援や地域づくり等の活動などすべてにおいて、協議体として人と人、人と組織・団体と「つながりをつくる」ことが根底となるとの意味をこめて提案を行なった。しかし説明不足もあり意味が分かりにくいや、「連携・協働の原則」と何が違うのかといった意見が寄せられた。また「行

政とのパートナーシップ」については4-2の記載のとおりで、あらためて前文に記載することになった。

また新しく、「個別支援と地域づくりの一体的展開の原則」を新設した。これは昨今、社協が行う地域福祉の援助技術として定着しているコミュニティソーシャルワークや、政策的に事業化されている生活困窮者自立相談支援や、重層的支援体制整備事業等のエッセンスの部分を実原則とした。「連携・協働の原則」では、福祉関係のみならず多分野の関係者との連携の重要性について明記している。(図2参照)

(図2)

社会福祉協議会基本要項2025のポイント④



4. 活動原則を6つに整理

- 新・基本要項では社協の活動原則を5つに整理していたが、新・基本要項以降の社協の活動・事業の展開を踏まえ、新たな内容で基本要項2025では6つの原則に見直した。
- 個別支援と地域づくりの一体的展開の原則を新設したほか、連携・協働の原則では、福祉関係のみならず多分野の関係者との連携の重要性について明記した。

【新・基本要項】	【基本要項2025】
①住民ニーズ基本の原則	①住民ニーズ基本の原則
②住民活動主体の原則	②住民活動基盤の原則
	③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
③民間性の原則	④民間性の原則
④公私協働の原則	⑤連携・協働の原則
⑤専門性の原則	⑥専門性の原則

出所:前掲(図1)と同じ

3-5 社協の機能

社協の機能は、市区町村社協、都道府県社協、指定都市社協(区社協を設置している社協を対象とし、区社協を設置していない指定都市社協は市区町村社協に含めた)、全社協の単位で検討を行った。基本となる市区町村社協の機能は、新・基本要項では7つであったのが、10の機能に増やし整理されている。その背景として、新・基本要項が策定された1994(平成4)年当

時に比べ、社協が担う相談支援事業が増加したことによる。新・基本要項が策定された当時は、社協が行う個別の相談支援といえば、心配ごと相談、ボランティアセンターに寄せられる制度では対応できないボランティア支援への調整を目的とした相談や、在宅福祉サービスの受託による介護相談などが主であった。また、ふれあいのまちづくり事業における相談援助が始まろうとする時期でもあった。その後全社協による「事業型社協推進の指針」において、ケア・マネジメント部門の相談支援活動が提唱され、個別支援に取り組む社協が増えた。また2000（平成12）年の社会福祉法制定以降は加速し、日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）、2003（平成15）に策定された大阪府地域福祉支援計画に基づき配置された、コミュニティソーシャルワーカーによる個別相談支援と地域支援活動、介護保険法に基づく地域包括支援センター等の受託による高齢者総合相談である。さらに2010年代に入り、生活困窮者自立支援法制定による自立相談支援事業等の受託、成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の受託や、社会福祉法にもとづく重層的支援体制整備事業等の受託も重なり、社協が担う個別支援機能が増大している。これらを受け④相談支援と、⑤権利擁護を機能に加えている。

また新・基本要項では、広報・啓発機能であったものを、⑦福祉教育の推進に変えている。さらに新項目として⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進を追加している。⑧の従事者の育成については、都道府県・指定都市社協では、福祉・人材センター等の役割が明確であるが、市区町村社協における人材育成とは何かについて、委員会では地域の関係者と連携し、福祉サービスを支える福祉従事者の育成や資質向上を図ること、対話や実践を通じて、地域福祉の活動者と従事者が相互に理解し、協働する力を育むこととして定義している。

市区町村社協の機能にプラス、指定都市社協では区社協の支援と協働を、都道府県社協では市町村社協の支援と協働を、全社協では都道府県・指定都

市社協，市区町村社協の支援と協働を加えた。また全社協はさらに国際福祉活動の推進および支援を加え 12 の機能としている。(図 3 参照)

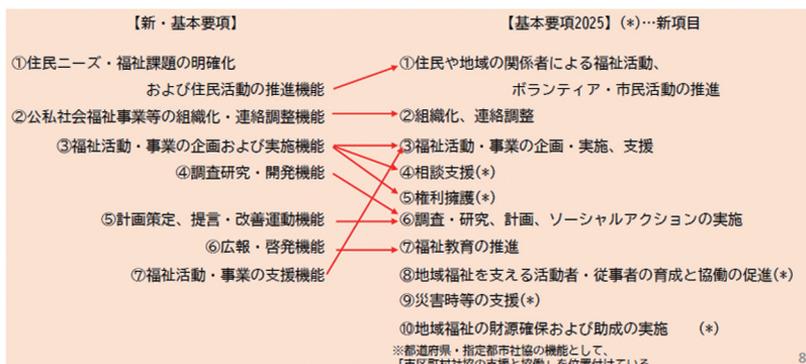
(図 3)

社会福祉協議会基本要項2025のポイント⑤



5. 社協の機能を10項目に整理

- 社協の活動・事業の広がりをもたせ、相談支援、権利擁護、災害時の支援を新たに社協の機能として位置付けた。
- 新・基本要項で「社協の事業」として位置付けられていた「人材育成」や「財源確保および助成の実施」について、社協の機能として整理した。



出所:前掲(図 1)と同じ

4. 基本要項 2025 の第 1 事案，第 2 次案へ寄せられた主な意見と
論点から～行政とのパートナーシップを中心に～

本節では基本要項 2025 の検討の過程で行われた委員会での議論や，全国の社協に対して徴収した意見照会の内容から，全社協の高橋 (2025)⁴⁾ の改定の 6 つの論点と，同じく水谷 (2025)⁵⁾ の行政とのパートナーシップの課題について，一部補足の見解も加えを紹介する。

4) 高橋良太・前掲注 1

5) 水谷詩帆・前掲注 1

4-1 基本要項 2025 の改定における論点

全社協地域福祉部長の高橋は、33年ぶりに改定した基本要項 2025 の事務局主導者として、2年半にわたる議論を踏まえ、論点を6つに整理している。

- 論点1 なぜ、いま基本要項を改正する必要があるのか
- 論点2 改めて「住民主体の原則」とすべきではないか
- 論点3 「運動体」としての特性への認識の相違
- 論点4 新基本要項「住民活動基本の原則」から基本要項 2025「住民活動基盤の原則」へ
- 論点5 行政とのパートナーシップに関する賛否の意見
- 論点6 社協のアイデンティティ・専門性は地域づくりとコミュニティワークか

論点1の「なぜ、いま基本要項を改正する必要があるのか」について、高橋（2025）は新・基本要項策定以降の種々の変化を理由としてあげている。特に市町村社協が法制化された40年前に比べ、平成の大合併で全国の社協の数は約3,400か所から1,800か所に半減していること、職員数や財源が約10倍に膨らんでいることから生じる様々な社協の課題をあげている。さらに社会構造の変化、孤独・孤立の進行に伴う地域生活課題の変化や、社会福祉法の改定等にもともなう地域福祉の政策化の流れなどを勘案し改定したと解説している。

筆者は今回、全国の社協から寄せられた意見で特徴的なものが2点あったと考えている。1点は基本要項に対する位置づけの相違による意見である。最も代表的なのが、基本要項自体を社協の憲法としてとらえている意見で、憲法であれば変える必要がないのではないかという主張である。しかし全社協は、基本要項 2025 の策定にあたり、旧基本要項ならびに新・基本要項の前文にある「現実在即して、今後の方向を明らかにする」姿勢を引き継ぐことや、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示す根幹となる指針であ

ることを明言している。この議論については新・基本要項の改定時にもあったので解説しておく。

当時、新・基本要項の策定に関わった阿部（1992）は、「従来からしばしば誤解があるように思われるが、基本要項は社協の憲法という位置づけをもってはいない。憲法ではなく、もう少し柔軟に、全国の社協の原則、機能、組織、財政、事業など共通の基盤を求める指針である。（中略）今回つくられたこの指針は、全国の社協の画一化をめざすのではなく、地方社協の地域性、あるいは個性を十分ひきだしながら、なおかつ、全体的共通基盤を求める、という趣旨でまとめた。⁶⁾」と明言している。

2点は、論点2の「改めて『住民主体の原則』とすべきではないかという意見である。高橋（2025）はこれまでの基本要項の中で、住民主体がどのように記載されてきたかを比較し、今日的な住民主体の意義と、地域福祉におけるアクターの多様化の課題を指摘している。この意見についても、筆者は根底にこれら「基本要項」＝「社協の憲法」＝「住民主体の原則」という構図があると考える。山口（2000）⁷⁾は、社協理論の形成と課題のなかで、旧基本要項の策定にも関わった永田（1982）⁸⁾や全社協（1977）⁹⁾の意見を引用し、

6) 阿部志郎 1992「『新・社会福祉協議会基本要項』の作成にあたって」全国社会福祉協議会『月間福祉』第75巻5号 p.18

7) 山口稔, 2000『社会福祉協議会理論の形成と発展』八千代出版 p.284-p.285

8) 永田幹夫 1982「変貌する社会と社協の役割—資源ネットワークの視点にたって—」『社会福祉研究』第30号 鉄道弘済会

永田はコミュニティオーガニゼーションの方法論の中で、特にインターグループワーク説と統合説が、わが国の社協の発足時に大きな影響を与えたこと、それが旧基本要項にも傾斜したことや、これらの動きが社協の発展に貢献したことを指摘しつつ、一方で社協活動に一定の枠をはめ込むことにつながった。実践的活動があたかも社協本来の役割でないといった論が横行し、社協活動の幅を制限し、矮小化することになったことについて、意義と問題点として指摘している。

9) 全社協 1977「社協情報」第9号

全社協はこのなかで「『社協基本要項』や強化要項はしばらく棚上げしようといったら乱暴すぎるだろうか。（中略）基本要項や強化要項が果たしてきた役割がたいへん大きいが、一面これらは自由であるべき社協活動を型にはめてこなかったか。社協活動はこうあるべきだ社協本来の活動はこうするべきだといった議論が先にたちすぎる」と述べている。

社協活動がコミュニティオーガニゼーション（住民主体）理論への偏重した結果、いわゆる「基本要項棚上げ論」があったことを指摘している。また阿部（1992）も住民主体の原則はプラス面とマイナス面があったとし、「社協の組織活動のめざましい発展を促したが、同時に、マイナス面のひとつは、住民主体がスローガン化したことであり、原則が十分に生かされなかったということと、もうひとつは、一部において施設や行政排除の論理に使われたことを指摘しなければならない¹⁰⁾。」と主張している。

高橋（2025）は、地域福祉の政策化の時代において、再度住民主体について検討すべきであると主張している。この認識の違いは50年近くつづいており、今後も早急には埋まらなないと考える。社協活動におけるの永遠活動のテーマかもしれない。

「住民主体の原則」にかかる基本要項、新・基本要項、基本要項2025の記述	
基本要項 (1962年)	(性 格) 1. 社会福祉協議会は一定の地域社会において、住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織である。 ◆認 明◆ 「住民主体」とは、地域住民のニーズに即した活動をすすめることをねらいとし、それに必要な組織構成を充実することである。したがって公私の関係者は、住民の立場を理解して社会福祉協議会に参加、協力するのが本旨である。しかしこのことは、これら関係者の立場を弱めるものではなく、むしろその役割と態度を明確にしたものである。
新・基本要項 (1992年)	(社会福祉協議会の性格) 社会福祉協議会は、②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、 【解説】 (イ) 住民主体の理念とは、①住民の福祉ニーズを把握し、それに立脚する態度、②住民の地域福祉への関心を喚起し、その自主的な取り組みの組織化と活動を基礎とすること、③住民の意思と活動が反映される社会福祉協議会組織とすることである。さらに、今後、④多様な福祉制度・サービス利用への住民の理解促進および利用に関する意思の尊重、⑤地域福祉推進への住民の積極的な参画をすすめていくことが求められている。
基本要項 2025 (2025年)	1. 社会福祉協議会の使命と住民主体の理念 (1) 社会福祉協議会の使命 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。 (2) 住民主体の理念 社会福祉協議会のすべての活動・事業および組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開する。 住民主体の理念とは、①住民を中心に置くこと②住民のニーズに基づくこと③住民の主体形成と組織化を基礎とすることである。

論点3の「運動体」としての特性への認識の相違であるが、高橋（2025）は基本要項2025の第一次案から最終案までの社協の組織特性の記述を比較し、第一次案では運動体と事業体を併記していたが、全国から寄せられた、

10) 阿部志郎・前掲注19 p.19

協議体、運動体、事業体をそれぞれに標記すべきとの意見から、第二事案以降は分け、4つの組織特性から5つの組織特性に変更したことを説明している。

筆者は運動体と事業体を分けて標記したことよりも、今回、運動体の表記を「地域福祉を創造する運動体組織」とし、「創造する」と標記したことの意味が大きいと考える。運動体とはややもすると学生運動のように、圧力で変えていくイメージであるが、「創造」を加えたことにより運動体の幅が広がったととらえている。

歴史的に、1957（昭和32）年の「市区町村社協当面の活動方針」から当面の活動目標を「その地域の『福祉にかける状態』を克服する諸活動」に置いてきた。筆者は現代における社協の運動体の意味を、地域福祉の政策化のなか、住民をはじめ行政や地域の関係者ととともに、協働型で地域福祉を推進するとともに、地域福祉の施策への提言や、地域福祉ガバナンスの構築を行うことと考えているので、「創造」という表現が腑に落ちている。

論点4の、新基本要項「住民活動基本の原則」から基本要項2025「住民活動基盤の原則」へ、であるが高橋（2025）は、住民と公私の多様な主体・分野との連携協働の課題を指摘しているが、論点2と重なる部分も多いと考えているので省略する。論点5の行政とのパートナーシップに関する賛否の意見については4-2で述べる。

論点6 社協のアイデンティティ・専門性は地域づくりとコミュニティワークかについて、高橋（2025）は社協の専門性を、旧基本要項、新基本要項、基本要項2025の機能や原則を比較し、新基本要項までのコミュニティ・オーガニゼーションやコミュニティワークから、基本要項2025ではこの間の社協が取り組む事業を反映し、コミュニティソーシャルワークやコミュニティワーク、ケアワーク等として、専門性の幅が広がっていることを解説している。その上で個別支援に偏りがちな社協活動・事業の課題を指摘している。

2000年以降、地域福祉政策による相談・支援事業が創設されるなか、社協がその事業に取り組むことが増えた。さらに社協の個別支援が急速に進んだ要因として、コミュニティソーシャルワークの取組があげられる。2003年大阪府の地域福祉支援計画に基づき政策化された、大阪府コミュニティソーシャルワーカー配置事業を皮切りに、全国にコミュニティソーシャルワーカーが配置されるようになった。現在全国の社協で「専任で配置している」11.8%、「他業務と兼任で配置している」50.3%となっており、併せて62.0%の社協がコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）を配置している¹¹⁾。しかしコミュニティソーシャルワークは、非常に高い専門性とコミュニティソーシャルワーカーを支援する仕組みが必要となる援助技術である。筆者は以前、大阪府堺市におけるコミュニティソーシャルワーク実践と全国の活動や研究の動向を基に、コミュニティソーシャルワークの課題を以下の5つに整理し提言している。①幅の広い機能への対応、②ワーカーの専任配置の課題、③ワーカーの養成・研修の課題、④仕組みづくりを創るためのシステムの構築、⑤基盤としての住民の地域福祉力の形成である¹²⁾。この課題を克服しきれない社協が多く、特に個別支援と地域支援を、一体的にバランスよく展開できるワーカーや社協は、未だに一部であると推測される。このような状況から、成果がでるまで比較的時間のかかる地域支援に比べ、緊急性が高く成果が表れやすい個別支援に偏りがちになるのではないかと考える。また同じような傾向が、コミュニティソーシャルワークの機能を参考に創設され、社協が受託している生活困窮者自立相談支援、重層の支援体制整事業等にも表れていると推測される。

さらに地域支援が活用する援助技術であるコミュニティワークが、2007年から2019年まで社会福祉士養成カリキュラムから消滅したことも、社協

11) 全社協 2023「2021年度 市区町村社会福祉協議会活動実態調査」

12) 所正文 2014「コミュニティソーシャルワーク機能による主体性を高める地域包括ケアの推進」『地域福祉研究』第42号 日本生命済生会

活動・事業が個別支援に偏りがちな理由のひとつではないかと考えている。この12年間は、ちょうどコミュニティソーシャルワークに取り組む社協が増え、国においてもコミュニティソーシャルワークを制度化した「地域福祉コーディネーター」設置補助が創設され、2015年からは生活困窮者自立支援制度が始まるなど、個別支援と地域支援の一体的に展開する社協活動・事業が増えた時期でもある。

この間に養成された社会福祉士は、コミュニティワークを学ばず、個別支援と地域支援の実践に取り組んでいるのである。もちろん組織のOJTや、研修等が確立されている社協は、影響が少なかったであろうが、そうでない社協や、基盤としての住民の地域福祉力が形成されていない地域の社協は、影響が大きかったのではないかと。

以上の状況なども、「社協のアイデンティティ・専門性は地域づくりとコミュニティワークではないか」との意見が寄せられた要因と考える。

4-2 行政とのパートナーシップについての賛否と全社協の見解について

高橋（2025）の発表の論点5については、水谷（2025）が連続発表として分析しており、以下詳しく紹介していく。

4-2-1 基本要項 2025 で全国から寄せられた行政とのパートナーシップへの意見

水谷（2025）は基本要項 2025 の1次案、2次案の公表とともに寄せられた行政とのパートナーシップについての意見照会について、下記の3点で整理している。

1点は「理想と現実の乖離」である。主な意見として、「行政との対等な関係には同意するが、いまだに下部組織と誤認されている状況の中では誤解されないような原則とすべき」、「『対等』にはなり切れない関係性が財政面等にある」、「現状、社協が補助事業者・委託事業者のようになってしまっ

いることに課題を感じる」,『パートナーシップ』という表現は理想的ではあるが,『行政側』はそのように考えていない(単なる委託先の一つ)」という,パートナーシップになれていない現状は,主に行政側の意識にあるのではないかといった意見を紹介している。

2点は「パートナーシップのあり方への問題意識」である。主な意見を「行政とのつながりが足かせになってソーシャルアクションが発揮できないと感じる」,「地域福祉を推進するにあたり,行政と対峙する場面もあるのでないか」,「協働だけでなく,『緊張関係』や『拮抗関係』も必要」や,「社協と行政との関係が『要望を伝える先』ではなく,ともに事業等を推進していく主体となるべきではないか」という意見である。

3点は,1点と2点を統合した「パートナーシップを築くための課題」である。主な意見として,「社協がもっと力をつけ,互いに対等な立場で協力し合える体制作りが重要」や「行政側の意識改革が必要」という意見を紹介している。

4-2-2 問題意識

そのうえで,社協と行政の関係性について,実態やその要因(構造)を踏まえた改善策がないままでは,「パートナーシップ」を基本要項に掲げても現実は変わらないとの問題意識から,4つの問いをあげている。

- ① 地域福祉の政策化は,行政と社協の関係性にどのような変化をもたらしたのか
- ② 行政と社協の関係はどのような実態にあるのか
- ③ めざすべき「パートナーシップ」はどのような状態なのか
- ④ それはどのように実現できるのか

4-2-3 地域福祉の政策化と社協と行政の関係

4つの問いを分析するうえで,水谷はまず2000年以降の地域福祉の政策

化のなか、社協と行政との関係を、主な法改正とそれにともない生まれた事業を提示し、以下の分析を行っている。

1点には制度の狭間に対応する仕組みの施策化である。例として生活困窮者自立支援性制度と、成年後見制度利用促進をあげている。

2点に制度福祉間の連携を強化する仕組みの施策化で、重層的支援体制整備事業を例示している。

3点は住民の助け合いなど地域づくりを推進する仕組みの施策化である。例として生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度利用促進や重層的支援体制整備事業をあげている。

以上の施策化は公的サービスだけでは充足しきれないニーズに対応するため、多様な主体の連携・協働を促す機能と、住民との対話、住民への働きかけが必須となるため、行政自ら実施することが難しい事業であり、社協の特性が活かされる事業であると分析している。一方基本要項 2025 の策定過程における全国の社協からの懸念として、住民を資源化しているのではないかと、行政主導による地域づくりへの違和感、公的責任の後退になるのではないかと等の意見があることも紹介している。

4-2-4 地域福祉の政策化に伴う変化

次に地域福祉の政策化に伴い、行政がすすめる施策の変化を4点にまとめている。1点は社協と行政の関係性が強化されたことである。次々に創られる地域福祉施策が、先述のとおり社協の特性が活かされる事業が多く、社協の地域福祉実践が一定の評価がされていると分析している。その要因として地域福祉計画への参画や協力の意義をあげ、在宅福祉サービス等の委託先から制度・事業づくりへのパートナーに変化していると指摘している。

2点は補助・委託事業の増加による変化である。補助・委託事業は、当然のことながら行政主導になり、社協との関係でいえば、もともと社協の組織基盤への補助としてあてていた人件費を、特定の事業に紐づいた補助・委託

に付け替えられる傾向があることを指摘している。

3点は地域福祉分野への多様な主体の参入である。社協との関係でいえば実践を一定評価しているものの、委託先の決定はプロポーザルによる決定を選択する行政が多く、社協は委託先の一つとして扱われる場合が多いと指摘している。

4点は地域福祉の成果が問われる点をあげている。近年、行政施策の成果指標として取り上げられているKPIが、地域福祉の施策にも導入され、その設定の難しさを指摘している。

4-2-5 社協と行政のパートナーシップの構築に向けて

この発表のまとめを、社協と行政のパートナーシップの構築に向けてと題して5点にまとめている。1点は「社協と行政の相互理解」である。社協と行政がそれぞれに拠って立つ原理や仕事の進め方の違い、特徴や強みの理解をあげている。

2点は「協働の目的の明確化と共有」である。協働の目的を明確化することと、その中での公的責任を明らかにすることをあげている。

3点は「社協の組織基盤強化」である。各社協の使命、ビジョンを明確化し、人材育成、特に中間マネジメント層の育成を強化することにより、行政や地域の関係者に対し、構想力、提案力の強化を図ることが肝要とのべている。またファンドレイジングの強化（公的財源、民間財源、事業収入財源等のミックス）を提案している。

4点に「協議体である社協の強みを活かす」である。改めて住民や地域の関係者による対話や、協議が社協の活動・事業の基盤となることを指摘している。

最後に5点として「委託事業の在り方」についてである。委託期間の複数年化、適正な費用積算、一般管理の確保と、委託費の使途や職員配置の柔軟化をあげている。

5. 基本要項 2025 への意見からみる社協が抱えている課題の検討

最後に、基本要項 2025 の第 1 事案、第 2 次案へ寄せられた主な意見から、全国の社協が現在抱えているであろう課題について、若干の検討を行う。

5-1 社協マネジメントの課題

高橋（2025）が提示した論点のうち、その多くに共通するのが、社協のマネジメントの難しさではないかと考える。

佐藤（2022）は、社協の組織マネジメントの難しさを、社協が相反する組織特性をいくつか併せ持っていることに起因すること、その相反する特性の最たるものが「民間性と公共性」「協議体・運動体と事業体」であることを指摘している。

「民間性と公共性」については、まったく相反しているため、民間性と公共性それぞれに社会から期待されている対応ができていないことが、長年にわたる社協の課題であるとし、また民間性と公共性のバランスは、一つの立ち位置ですべての状況をカバーできないところが、社協マネジメントの難しさであると指摘している。

「協議体・運動体と事業体」については、社協は当初協議体・運動体としてつくられた組織であるが、時代の要請により多様な事業を展開する事業体として発展してきた歴史がある。社協本来の地域福祉を推進する組織使命である、協議体・運動体機能のマネジメントを意図的に行いながら、多様化し比重が大きくなっている事業を効率的に運営する必要性を訴えている¹³⁾。

「論点 1 なぜ、いま基本要項を改正する必要があるのか」、 「論点 2 改めて『住民主体の原則』とすべきではないか」、などは、佐藤のいう、一つの立ち位置ですべてをカバーしようとする意識が強いのではないか。また「論点 6

13) 佐藤寿一 2022 「社協組織と事務局のあり方」、塚口伍喜夫他、『社協転生 社協は生まれ変わるのか』大学教育出版 p. 76-p. 78

社協のアイデンティティ・専門性は地域づくりとコミュニティワークか」についても、根本は個別支援に偏重する社協活動や事業の課題であるので、個別支援と地域づくりをバランスよく推進するためのマネジメントの問題である。社協は常に時々の状況や、時期に合わせた立ち位置を変え、バランス感覚をもってマネジメントし続けることが全国の社協の共通した課題と考える。

5-2 行政からの下請け的な状態からの脱却と、パートナーシップ形成によるガバナンス構築

「論点5 行政とのパートナーシップに関する賛否の意見」において、特に否定的な意見から2点の課題について若干の検討を行う。

1点は社協が行政の下請け的な状態になっていることへの課題である。4-2-1で紹介した意見である。行政とのパートナーシップを打ち出されると、逆説的にとらえられ、さらに社協を下請け的に使うのではないかといった懸念である。このような状態になっている社協の多くは、行政側の意識変革が前提でないとパートナーシップの形成は難しいと考えているようである。

しかし、行政がもつ社協を下部組織や下請けの事業者として認識している意識を変え、パートナーシップを築いていくには、社協の地域福祉を推進する力量をあげることが大前提である。もし社協が行政の下請け状態になっているのなら、実力で行政に社協の存在を認めさせるようなレベルアップを図らなければこの状態から抜け出すのは難しいであろう。

2点は、「なぜ行政だけパートナーシップを特筆するのか」という意見である。この意見は、社協は行政だけでなく、住民や地域の関係者ともパートナーシップを形成しないといけないのではないかと、といった文脈から、「行政重視」としてとらえられないかという意見である。

この意見からの課題は、行政とのパートナーシップで何をめざすのかということの理解が重要である。そのひとつの考え方として、地域福祉ガバナン

スの構築がある。地域福祉の政策化のなか、複雑化する地域生活課題を、多様な主体と協働型で解決し、地域福祉を推進していくためには、社協は地域福祉のガバナンスの構築を行政とともに構築することが、社協の最も重要な役割ではなからうか。

原田（2020）は、「『地域福祉ガバナンス』というのは、すでに定説がある考え方ではない。むしろ今日の現場の取組を多角的に検討していきながら、地域福祉ガバナンスという考え方の枠組みを創出していかなければならない」としながら、「『地域福祉ガバナンス』とは、ローカル・ガバナンスに近い考え方ではあるが、（中略）、地域で生じる課題に対して、多様な関係者が協議しながら解決していくためのプロセスを重視し、こうした地域福祉を推進するためのガバナンスとして「『地域福祉ガバナンス』ということを強調している」と述べている¹⁴⁾。

地域福祉の政策化の時代の地域福祉ガバナンスが、まだ定着していない今だからこそ、社協は当面（筆者は10年くらいと考えている）行政とパートナーシップを組み、地域性に応じた、よりよい地域福祉ガバナンスの構築を図ることが、地域福祉を推進する社協の使命であると考ええる。

以上基本要項 2025 に対し、全社協に寄せられた意見から想定される、社協の課題について若干の検討をしたが、これらを克服するには、社協職員の人材育成や組織マネジメント等の方法論の開発など、残された課題は多い。引き続き現状分析の精度をあげ、考察を続けていきたい。

14) 原田正樹「地域福祉ガバナンス」、2020、原田正樹、藤井博志、渋谷篤男編、『地域福祉ガバナンスをつくる』全国社会福祉協議会 p. 12-p. 14

<資 料>

日本のケアマネジメントの展開について

松 端 由 泰

1. はじめに

(1) 介護支援専門員が批判をされる背景

2000年に介護保険制度がスタートし、四半世紀が経過、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年を迎えた。介護保険制度の中で、介護支援専門員は要介護者・要支援者（以下要介護者等）の生活（今後の人生）を支える重要な役割を担っており、地域包括ケアシステムの推進においても要とされ、社会的にも評価や認知もされてきた。

しかし、業務の煩雑さ、書類の多さ¹⁾、給与等の待遇面、利用者等からのカスハラ、ケアマネジメント領域のあいまいさ（シャドーワーク）等によって、業務の負担感ややりがいに影響を及ぼし、介護支援専門員という職種に「魅力を感じない」、「大変な仕事」等という負のイメージが定着しつつある。そのためか、介護支援専門員実務研修受講試験の受験者が大きく減少²⁾している。さらに平成30年以降からは、受験資格において、新たに介護福祉士等の国家資格を取得後、5年の実務経験を経てという条件が加わったことも

1) 平成27年度の居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究において、介護支援専門員の業務遂行に関する悩みで、「記録に関する書式が多く手間がかかる」が約70%と最も多かった。

2) 受験者数 第1回 平成10年 207,080人、第10回 平成19年 138,262人、第20回 平成29年 131,560人、第21回 平成30年 49,322人、第27回 令和6年 53,699人と平成30年

大きい。また、合格をし、実務者研修を終えても介護支援専門員をしないと
いう人が大多数いるので、介護支援専門が増えない状況の中、さらに介護支
援専門員の高齢化という問題もおきている。このような状況は数年前からも
予測され、何らかの対策が必要である。

2013（平成25年）1月に出された「介護支援専門員（ケアマネジャー）
の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的整理」の中
では

- ① 介護保険の理念である「自立支援」の考え方が、十分共有されていな
い。
- ② 利用者像や課題に応じた適切なケアマネジメント（課題把握）が必ず
しも十分ではない。
- ③ サービス担当者会議における多職種協働が十分に機能していない。
- ④ ケアマネジメントにおけるモニタリング、評価が必ずしも十分でな
い。
- ⑤ 重度者に対する医療サービスの組み込みをはじめとした医療との連携
が必ずしも十分でない。
- ⑥ インフォーマルサービス（介護保険給付外のサービス）のコーディネ
ーター、地域のネットワーク化が必ずしも十分できていない。
- ⑦ 小規模事業者の支援、中立・公平性の確保について、取組が必ずしも
十分でない。
- ⑧ 地域における実践的な場での学び、有効なスーパーバイズ機能等、介
護支援専門員の能力向上の支援が必ずしも十分でない。
- ⑨ 介護支援専門員の資質に差がある現状を踏まえると、介護支援専門員
の養成、研修について、実務研修受講試験の資格要件、法廷研修のあり
方、研修水準の平準化などに課題がある。
- ⑩ 施設における介護支援専門員の役割が明確でない。

という指摘をされている。

2013年に河野高志³⁾は「利用者の生活を支援するうえで十分なケアマネジメント実践が行われていない」という問題を指摘し、その背景には「ケアマネジメントとソーシャルワークの乖離という状況がある。日本のケアマネジメントは、利用者の生活にあわせて必要なサービスや資源を調整して柔軟に提供する支援方法としての特徴が影を潜め、制度上のサービスを利用するための決められた事務手続きになっている。つまり、ケアマネジメントが介護保険関連業務としてのみ理解されている状況である」さらに「ソーシャルワークを専門的基盤にもたない者がケアマネジャーの大部分を占めている。」と述べている。

介護保険制度がスタートして間もない2003年に馬場純子⁴⁾は、「ケアマネジャーの業務が現在のニーズに対するサービスの組み合わせになりがちで、本来のケアマネジメントが行われていない」と主張している。2004年に和気純子⁵⁾も、「保険外資源の活用や連携、権利擁護、地域の社会資源開発といったケアマネジメントの本来的かつ重要な役割がほとんど達成されていないこと」を強調している。

これらの指摘の要因、背景としては、いくつかあるがその一つとして、介護支援専門員実務研修受講試験の受験をするための基礎資格が、約20種類（ソーシャルワークを専門基盤にもたない資格が多数ある）もあるため、要介護者等への対応もそれぞれの基礎資格に基づいたものになりがちで、アセスメントにおいて偏りが出てきている。また要介護者等とコミュニケーションをとりながら、信頼関係を作ることが支援において重要なことであるが、サービス調整に視点が向いてしまっているところもある。

3) 河野高志 2013「日本のケアマネジメント展開の課題—英米との比較をとおした今後の展望の考察—」

4) 馬場純子 2003「介護支援専門員のケアマネジメント業務の現状と課題」

5) 和気純子 2004「介護支援専門員によるケアマネジメント—阻害要因の計量的分析—」

(2) 介護保険制度におけるケアマネジメント

介護保険法（平成9年法律第123号）においても、『ケアマネジメント』は「保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう行われているとともに、医療との連携に十分配慮して」（法第2条第2項）、「被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して」（同第3項）、「内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない」（同第4項）という給付に関する条件を基に、同法第7条で居宅介護支援をはじめ介護予防支援を定義づけ、居宅サービス計画等の作成や施設サービス計画の作成、介護予防サービス計画の作成を規定している。そして、厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号）において、「介護支援サービス（居宅介護支援サービス及び施設介護支援サービス）、介護予防支援サービスをケアマネジメントと同義語として扱う」としているのみで「ケアマネジメント」に対して、具体的な説明がない。

介護保険制度がスタートする前（2000年以前）には、『ケアマネジメント（ケースマネジメント）』について色々と論じられてきたが、先に述べたように、介護保険制度の中では具体的に示されておらず（介護保険法に『ケアマネジメント』という言葉が出てこない）、制度が施行されてからは、介護保険サービス（フォーマルサービス）の調整が主となり、あまり議論をされなくなってきている。おそらく、『ケアマネジメント』の意味を、介護支援専門員は理解しているという前提で法定研修等⁶⁾でもあまり取り上げられてい

6) 実務研修、更新研修（専門研修過程Ⅰ，専門研修過程Ⅱ），主任介護支援専門員研修，主任介護支援専門員更新研修

ないのではないかとと思われる。そのため、『ケアマネジメント』は単なる介護保険サービス（フォーマル）の調整と認識し、「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的整理」の指摘にもつながっていると思われる。

本資料においては、介護支援専門員が実践するケアマネジメントについて考察するために、『ケアマネジメント（ケースマネジメント）』について、アメリカやイギリスで展開されてきた背景やそれを基に日本でのどのように議論をされてきたかを先行研究等から整理する。

2. ケアマネジメント（ケースマネジメント）の言葉の意味

我が国では、イギリスと同様に『ケアマネジメント』という言葉を使うようになっているが、アメリカでは『ケースマネジメント』という言葉を使っている。本稿では、『ケアマネジメント』とし、イギリスやアメリカと比較しながら、展開を整理したい。

まず、辞書で調べると、『ケアマネジメント（care management）』の『ケア（care）』は、「広い意味では、世話や配慮、気配り、手入れ、メンテナンスなどを行うことである。乳幼児の世話から愛玩動物の世話、衣服の管理、髪や肌の手入れまで、すべてをケアと呼ぶ。」とあり、『ケースマネジメント（case management）』の『ケース（case）』は、「容器、入れ物（例 タバコのケース、スーツケース）、個々の事例・場合（例 特殊なケース）、文法用語で各のこと。」とあった。

『マネジメント（management）』は「ヒト・モノ・カネ・情報といった経営資源を効率的に運用し、目標達成のために組織を機能させることです。経営管理や組織運営とも言い換えられます。（アメリカの経営学者P.F. ドラッカー）」とあった。

竹内孝仁⁷⁾は、ケースマネジメント、ケアマネジメント、あるいは、日本

7) 竹内孝仁 1996「ケアマネジメント」(医歯薬出版株式会社)

の一部で使われているケアコーディネーションの用語上の違いについて、『ケアマネジメント、ケアコーディネーションという言葉の語感は、「ケア資源」の用語とその組み合わせと受け取られがちである。一方、ケースマネジメントの語義は、「ケース」すなわち対象となる個人および家庭を、よりよい生活にマネジメントするという意味で他の2つの用語に比較すると核心的な用語といえるだろう。しかし、援助の本質さえ理解していれば、言葉は何を使ってもよく、逆に言えば私たちの認識が本当に援助の本質を理解しているかどうかにかかっていることになる。』と述べている。『ケアマネジメント』という『介護（ケア）』のマネジメントに限定されるような印象を受けるかもしれないとも言っている。

厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（平成18年厚生労働省告示第218号）によれば、ケアマネジメントの定義は、前述のように『居宅介護支援、施設における施設サービス計画の作成、サービスの利用援助及び施設サービス計画の実施状況の把握並びに介護予防支援』とあり、介護保険制度に限定をされたようになっている。

「介護支援専門員実務研修テキスト 上巻（八訂）」では、ケアマネジメントは要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識と技術をもって行われる要介護者等に対する相談援助、適切なサービス利用に向けた関係者との連絡調整等であり、ケアマネジメントの基本理念は、①利用者の尊厳の保持、②自己決定の支援と権利擁護、③公平性・中立性の確保、④自立支援、⑤チームアプローチ、⑥社会資源の適切な活用、⑦ニーズの優先、⑧秘密保持、⑨信頼関係の構築、⑩家族支援、⑪専門職の責務であると記されている。

参考までに厚生労働省 相談支援の手引きには、「ケアマネジメント」は、『利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域

社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム』とあり、また、「ケースマネジメント」は『多様なニーズをもった人々が、自分の能力を発揮し健康に過ごすことを目的として、フォーマル・インフォーマルの支援ネットワークを組織し調整、維持することを、計画的に実施する人やチームの活動である。日本の精神障害領域では1990年代後半から注目され始めました。』とあった。

3. ケアマネジメントの展開と導入の背景

(1) アメリカでの展開

野中猛⁸⁾は、ケアマネジメントは「本来はケースマネジメントという名称から始まった」と述べている。

1960年代、社会福祉サービスの諸施策が増加しつつあったアメリカでは、領域ごとに諸サービスが分断された状態で提供されていた。それによって、次第にサービスのネットワークが複雑化し、サービスの重複や疎漏などの弊害が生じ、また急増する保険医療ケアの費用を抑制する必要があるがあった。そのような状況への対応策として、1960年代後期から精神保健領域や高齢者領域でケースマネジメントが議論されるようになった。

1970年代の中期からノーマライゼーション理念の具体化や脱施設化への対応として、政策的プロジェクトのなかでケースマネジメントが普及した。

精神保健領域では、地域支援プログラムが実施され、精神障害者が保険医療サービスやリハビリテーション等の公的サービスを利用する場合には、ケースマネジメントを実施することが義務づけられた。ケースマネジメントが導入された初期には、サービスのコーディネートを目的としたブローカーモデルが主に用いられたが、のちには当事者の強さを支援することによって、問題解決を図る強さ活用モデル、個人のニーズに焦点をあてて生活支援

8) 野中猛 1997「図説 ケアマネジメント」(中央法規)

を行うリハビリテーションモデル等も登場してきた。

高齢者領域におけるケースマネジメントは、長期ケアを必要とする高齢者を対象として全米10地域で行われた全米長期ケアチャンネル実験プロジェクトやサンフランシスコのチャイナタウンに住む高齢者を対象としたオンロックプロジェクト等の高齢者長期ケア実験プロジェクトに取り入れて試験的に実施されてきた。高齢者領域におけるケアマネジメントは精神保健領域のブローカーモデルに相当するシステム中心モデルと対象者のニーズの充足を優先させるクライアント中心モデルに大きく分けられたが、高齢者領域においても精神保健領域と同様、ブローカーモデルが多くを占める傾向があった。

精神障害者、高齢者領域ともにサービスのコーディネートのみには焦点をあてたブローカーモデルまたはシステム中心モデルのみでは、利用者のニーズに応えることが困難になってきたため、それらのモデルに強さ活用モデルやリハビリテーションモデル、クライアント中心モデルを組み合わせ用いられるようになった。

そして、1980年代後半になると、ケースマネジメントの方法は知的障害者、アルコール依存者、児童等の問題を取り扱う福祉機関および保険医療機関で用いられるようになり、精神保健者の領域と同様に公的機関のサービスを利用する場合には、ケースマネジメントの実施が義務づけられるようになった。

表1は、ケースマネジメントのモデルをまとめたものであるが、その中で前述した利用者のニーズとサービスを結びつけるケースマネジメントの手法である「ブローカーモデル (broker model)」の評価は、必ずしも歴史的な経過の中で高いものとはなり得なかった。その理由としては、在宅生活が支えられたとしても、利用者の質の高い在宅生活を確保するに至らなかったことと同時に、財源の抑制にも寄与しないという評価結果に基づくものであった。

利用者の生活の質を上げ、かつコストを抑えるケースマネジメントの方法が追及され、それが、「ストレングスモデル (strengths model)」「リハビリテーション モデル (rehabilitation model)」「パクト (PACT: Program of Assertive Community Treatment) モデル」といった手法である。

表1 ケースマネジメントのモデルの例

<p>ケアマネジメント 5モデル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション型 SST等を用いてリカバリーを重視するモデル。 ・仲介型 「ブローカー型」と呼ばれ、クライアントとサービスを結びつけること（サービスの斡旋・調整）を主な機能とする。 ・臨床型 サービスを調整する機能よりも利用者の治療関係を重視し、心理的アプローチを中心に支援する。 ・強化型（ストレングスモデル） 個人の強さに焦点を当てて、地域の社会資源を活用し支援する。 ・総合型 複数の職種がチームを組んで24時間365時間体制で支援をするモデルで、例えばACT（Assertive Community Treatment：包括型地域生活支援プログラム）モデルは、精神障害者の地域移行のため医療・福祉・心理などの専門職チームが24時間体制で支援するモデル。
--------------------------	---

(2) イギリスでの展開

かつて「ゆりかごから墓場まで」という言葉を生んだイギリスは、世界でも最も進んだ福祉国家であったことはよく知られている。

第二次世界大戦直後には、労働党内閣のもと医療の無料化、ホームヘルパーの派遣制度、給食サービス団体への公的補助などが次々に法制化されていったのである。

しかし、その後の英国経済の斜陽化、1973年のオイルショックは保健・医療・福祉サービスの体制に深刻な影響を与え、サッチャー政権下での「民間活力の導入」路線は、結果的に福祉予算の施設補助偏重となって、「在宅

福祉」よりも「施設福祉」へと傾斜していくことになった。

1980年代になると、当時の経済状況も背景の1つとなって、福祉の見直しが行われ、政府監査委員会の報告書（1985年、86年）では、施設のケアのコストが、地域ケアに比較して大きいこと、政府の制作が施設重点に傾いていること、その反省に立って1990年の「国民保健サービス及びコミュニティケア法（National Health Service and Community Care Act 以下地域ケア法）」の制定となった。その反省は柱の1つが、サービス提供のあり方に関するものである。その要点は、従来のサービスが担当者の考えのままに、あるいは利用者の希望するままに行われていて、果たして本当に必要なサービスであるか否かの検討がなされず、その一方で真に必要なサービスが行われていないというものであった。そのため、的確にニード・アセスメントを行い、効果的な質の高いケアの提供を追求するためにケアマネジメントを実施することになった。

「ケアマネジメントは、個々のニーズにサービスを適合させるプロセスである」（イギリス保健省・スコットランド庁共編、小田兼三、青木佳之・杉本敏夫監訳『ケアマネジメント—実践者とマネージャーの指針』学苑社、1996年、P16）と定義され、「ケアマネジメントは循環的であり、ニーズがアセスメントされ、それに即応して提供がなされ、また再アセスメントがなされ、変化したサービス対応に導かれる」（同書、P17）とある。

竹内によると、「地域ケア法」が最も重視して再三にわたり協調しているのが「ニーズに基づくケア」の厳守であり、「ニーズに基づいた効果的サービス」の実施が明記されている。これが、「ニーズ指向型サービス」であり、この方式を徹底させるために、新たに「ケアマネジャー」という職域を設け、“ケアマネジャーのアセスメントとサービスプランの立案なしにサービス提供をしてはならない”と厳しい枠を設けた。ケアマネジメントによる地域ケアとは、一言でいえば、needs oriented system (NOS) のことである。

この方式を徹底させるため、「地域ケア法」には次のことが明記されている。

- ・ 今後のケアは完全にニーズに基づいてサービスを行うべきこと。
 - ・ ニーズを設定するためにアセスメントを行うこと。
 - ・ アセスメントを行なう「ケアマネジャー」を置くこと。
 - ・ ケアマネジャーのアセスメントなしにサービスを行なってはならない。
- つまりは「ニーズ」指向型のサービスを徹底するために、あらゆる仕組みをつくり上げたことである。

この地域ケア法の目的は、表2のとおりであり、課題として、財政難（高齢化の進展や医療費の高騰等）、人材不足（介護職の人材不足）、地域格差（地域によってサービスの質や量に差がある）などがある。

表2 地域ケア法の目的

	内 容
①自立支援	本人の能力を最大限に活かし、可能な限り自立した生活を送れるように支援する。例えば、家事を身の回りのことができなくなった高齢者に対して、ヘルパーを派遣したり、デイサービスを利用できるようにすることで、自宅での生活を継続できるように支援する。
②社会参加促進	地域社会とのつながりを大切にし、孤立を防ぐ。例えば、地域交流会やボランティア活動に参加する機会を提供することで、高齢者や障害者が地域社会の一員として活躍できるように支援する。
③生活の質の向上	住み慣れた環境で、安心して暮らせるように支援する。例えば、自宅のバリアフリー化や、訪問看護サービスの提供などを通じて、高齢者や障害者が安心して自宅で生活できるように支援する。
④医療費削減	入院や施設入所を減らし、医療費や削減を目指す。例えば、在宅医療や訪問看護サービスを充実させることで、不要な入院を減らし、医療費の削減に貢献する。
対象者	高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病者、児童、その他、支援を必要とする人々

このようにイギリスでは、ケアマネジメントという用語が用いられている

が、その理由は『ケース』は、個人を軽蔑する用語であって、誤解の基になる。『ケア』を使っている理由は、マネジメントされるのは、ケアであり、人間ではないことに注意すべきであることを強調するためである（副田あけみ⁹⁾）。このようにケースという言葉の問題とマネジメントの中心がケアであるという点を強調しているためである。

そして、ケアマネジメントの目的やなぜ必要かもはっきりと明記されている。

(3) 日本での展開

1980年代後半に白澤政和¹⁰⁾、谷口政隆、前田大作等の研究者によって先進国の動きの紹介・研究が行われ、1990年代には長期ケアの現場に定着するようになる。最初は、ケースマネジメント、ケアマネジメント、ケアコーディネーションなどさまざまな名称で呼ばれていたが、ケアマネジメントという名称が定着した。

ケアマネジメント導入の背景として、長期ケアが施設ケア中心から地域ケアへと大きく前進するにあたり、その支援の方法が新たに求められるようになったことがある。

地域ケアについて、岡村重夫¹¹⁾は、『コミュニティ・ケア（地域ケア）というのは、単なる思い付きで行われる「在宅サービス」ではないこと』を強調している。『地域住民のさまざまな数多くの「福祉ニーズ」に対応して行われるものであって、従来の施設収容方式にはよらない「新しいサービス方式」である。しかし、そのためには、施設内でのケアと違ってケースの早期発見、診断、処置、そしてリハビリテーションにいたるまでの機能が地域社会に内包されていなければならない、そのための計画の一貫性が求められる』

9) 副田あけみ 1997「在宅介護支援センターのケアマネジメント」

10) 白澤政和 1997「ケースマネジメントと社会福祉」（ミネルヴァ書房）

11) 岡村重夫 1974「地域福祉論」

としている。そして、『コミュニティ・ケアは、施設で受けられている日常生活上の支援サービス、保護的なサービスを地域社会で受けられる「処遇公平の原則」の実現が図られなければならない。したがって当然、個別のニーズに適切な対応を行い、個別のサービスが提供されるのは当然のことであり、そのことが目的である』と述べている。

地域福祉の中にコミュニティ・ケアが含まれ、その重要な構成要素となる。『地域福祉は、①最も直接具体的援助活動としてのコミュニティ・ケア、②コミュニティ・ケアを可能とするための前提条件づくりとしての一般的な地域組織化活動と地域福祉組織化活動、③予防的福祉の3つの要素からなる』としており、この3つは、表現は違うが、介護保険制度におけるケアマネジメントにも求められている。

上野谷加代子¹²⁾は、『在宅サービス供給システムが必要であり、それは、閉鎖的で自己完結的なものではなく、オープンなシステムで、ニード発見からインテーク、アセスメント（評価）、ケア計画、ケア実施、再評価、サービス開発の流れを含むシステムである』と言っている。また、『要援護者が在宅で暮らしていこうとすると、要援護者の程度によるが、たとえサービスの種類（メニュー）が多く、それらが生活圏域で用意されていたとしてもそれだけでは意味がなく、それらのサービスを包括的に、また連続して用意されることが必要となり、その計画をたてるために、ケースマネジャーの存在は不可欠である』と述べている。

さらに要援護者が在宅で暮らしていこうとすると、要援護者の程度にもよるが、たとえサービスの種類（メニュー）が多く、それらが生活圏域で用意されていたとしてもそれだけでは意味がなく、それらのサービスが包括的に、また、連続して用意されることが必要となる。要援助者の1日24時間の生活の流れのなかで最低必要な本人の心身の行動を支える一日のミニマム・ケアを準備し、そして一週間、一カ月・・・のケア計画をたてるために

12) 上野谷加代子 1988「社会的ケアシステム」(全国社会福祉協議会)

は、要援護者の側に立った（生活者の立場）ケースマネジャーの存在は不可欠であり、「ケア」への接近は、①サービスがそこにあることが前提であり、②情報提供と相談の場が誰にも保障されていること、③サービス開始までの手続きが簡単なこと、④サービス提供機関との距離が接近し、短時間で通所またはサービスの配達が可能なこと、⑤多様な移送の確保があること、⑥心理的な接近感を高めること、⑦経済的に低廉であること、などが配慮されねばならないと述べている。

アメリカで用いられていたケアマネジメントの方法を日本で最初に取り入れたのは、1990年から施行されている在宅介護支援センター事業である。1989年、「介護対策検討会報告」において、「要介護状態にあっても可能な限り自立して、社会とのつながりを維持して生活を継続できるようにすべきである」と、地域における在宅サービスの充実とその利用を促進するための拠点整備の必要性を指摘した。そして同年発表された「高齢者保健福祉10ヵ年戦略（ゴールドプラン）」によってホームヘルプ、ショートステイ、デイサービスなどの在宅福祉サービスの整備目標値とあわせて、在宅介護支援センターの創設が提示された。

在宅介護支援センター実施要綱において、在宅介護支援センターは「高齢者やその家族の在宅介護に関する総合的な相談に応じ、在宅のニーズに対応した各種の保険、医療サービスが総合的に受けられるように市長村等関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等の便宜を供与する」ことを事業目的として挙げ、在宅高齢者に対する相談や福祉サービスの利用に伴う相談援助をその主な業務とした。そして、1994年の在宅介護支援センター実施要綱改正において在宅高齢者に対する相談や福祉サービスの申請代行、ケアマネジメントの実施が業務内容として位置づけられた。

アメリカの高齢者分野におけるケアマネジメントの多くが、医療費や施設入所費に要する費用高騰を抑制するための、費用効率の良いサービス提供システムをめざした「システム指向モデル」であるのに対して、在宅介護支援

センターにおけるケアマネジメントは、利用者や家族のニーズアセスメントに基づいたサービス調整や仲介、助言などをおして利用者および家族の生活支援をめざす「利用者指向モデル」であると指摘している。つまり、在宅介護支援センターのケアマネジメントは、措置に基づく福祉サービスの利用や公的機関における機能の縦割り、あるいは資源の不足などによって利用者やその家族に生じる不利益を利用者を主体としたケアマネジメントの実施によって克服することを目的に導入され、その強化が図られた（副田）。

このように1990年代には、長期ケア施設の整備と在宅ケアのサービスの整備（ゴールドプラン等）が課題となり、「介護」の考え方、また長期ケアを地域ケアに転換するための援助方法としてのケアマネジメントが重視されるようになったといえる。

介護保険制度にケアマネジメントを導入することを示したのは、高齢者介護・自立支援システム研究会が1994（平成6）年12月に発表した「新たな高齢者介護システムの構築」においてであるが、そこでは、①高齢者の自立支援、②高齢者が自らの意志に基づき、③自立した質の高い生活を送ることができる、とした3つの基本理念のもとに、①サービスの選択、②サービスの一元化、③ケアマネジメント（介護支援サービスによる介護サービス計画の策定・実行）の確立、④社会保険方式の導入、の4点が具体的に提案された。また、ケアマネジメント（介護支援サービス）の手順について、①課題分析の実施、②サービスニーズの把握、③サービス担当者会議の運営、④サービス提供方針の検討、⑤介護サービス計画の作成、⑥サービス提供に対する評価と再課題分析、と6段階からなるマネジメントサイクルに示した。

高齢者介護・自立支援システム研究会の「新たな高齢者介護システムの構築」の報告を受ける形で、「高齢者保健福祉推進10か年戦略の見直し（新ゴールドプラン）」（1994年12月18日）では、「在宅介護支援センターの総合相談・ケアマネジメントの機能の強化を図る」とし、「より効率的で国民誰もがスムーズに利用できる介護サービスの実現を図る観点から、新しい公

的介護システムの創設を含めた総合的な高齢者介護対策の検討を進める」とした。新ゴールドプランでは、「当面（平成11年度末まで）の整備目標」の他、「今後取り組むべき高齢者サービス基盤の整備」の基本理念として、①利用者本位・自立支援、②普遍主義、③総合的サービスの提供、④地域主義、の4つをあげ、在宅ケアの基本に、保健・医療・福祉を横断して多様なニーズに応えることのできる効率的・総合的サービスを提供することを謳った。

1995年の社会保障制度審議会勧告では「自立と連帯」を打ち出し、さらに、老人保健福祉審議会最終報告（1996年4月）では、①要介護者等に対する社会的支援、②高齢者自身による選択、③在宅介護の重視、④予防・リハビリテーションの重視、⑤総合的、一体的、効率的なサービスの提供、⑥市民の幅広い参加と民間活力の活用、⑦社会連帯による支え合い、⑧安定的かつ効率的な事業運営と地域性の配慮を示し、高齢者に対する新介護システムの必要性と介護支援サービス（ケアマネジメント）の導入を推し進めた。そして、2000年4月の介護保険施行に向けて、介護支援専門員（ケアマネジャー）の養成が進められる中で、定義や展開についての多くの議論がされた。

表3は、わが国での高齢者福祉の変遷をまとめたものである。

表3 高齢者保健福祉の変遷—救済的施策から普遍化・一般化へ

1960年代 高齢者福祉の創設	
1962（昭和37）	訪問介護（ホームヘルプサービス）事業の創設
1963（昭和38）	老人福祉法制定
1968（昭和43）	老人社会活動促進事業の創設（無料職業紹介など）
1969（昭和44）	日常生活用具給付事業の創設 ねたきり老人対策事業（訪問介護、訪問健康診査など）の開始

1970年代 老人医療費の増加	
1970 (昭和45)	社会福祉施設緊急整備5か年計画の策定
1971 (昭和46)	中高年齢者等雇用促進特別措置法制定 (シルバー人材センター)
1973 (昭和48)	老人医療費無料化
1978 (昭和53)	老人短期入所生活介護 (ショートステイ) 事業の創設 国民健康づくり対策
1979 (昭和54)	日帰り介護 (デイサービス) 事業の創設
1980年代 保健・医療・福祉の連携と在宅サービスの重視	
1982 (昭和57)	老人保健法制定 (医療費の一部負担の導入, 老人保健事業の規定) ホームヘルプサービス事業の所得制限引上げ (所得税課税世帯に 拡大, 有料制の導入)
1986 (昭和61)	地方分権法による老人福祉法改正 (団体委任事務化, ショートス テイ・デイサービスの法制化)
1987 (昭和62)	老人保健法改正 (老人保健施設の創設)
1968 (昭和63)	社会福祉士法及び介護福祉士法制定
1968 (昭和63)	第1回全国健康福祉祭 (ねんりんピック) の開催
1989 (平成元)	第2次国民健康づくり対策 高齢者保健福祉推進10か年戦略 (ゴールドプラン) の策定 健康長寿のまちづくり事業の創設
1990年代 計画的な高齢者保健福祉の推進	
1990 (平成2)	福祉八法改正 (在宅サービスの推進, 福祉サービスの市町村への 一本化, 老人保健福祉計画) ねたきり老人ゾロ作戦 在宅介護支援センターの創設 介護利用型経費老人ホーム (ケアハウス) の創設 高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング) 生活援助員派遣事業の 創設 老人福祉法改正 (老人訪問看護制度創設)
1991 (平成3)	福祉人材確保法 (社会福祉事業法等の改正)
1992 (平成4)	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律制定
1993 (平成5)	新・高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略 (新ゴールドプラン) の策 定
1994 (平成6)	高齢社会対策基本法制定
1995 (平成7)	介護保険法制定
1997 (平成9)	痴呆対応型老人協同生活援助援助事業 (痴呆性老人グループホ ム) の創設
1999 (平成11)	今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向 (ゴールドプラン21) の策定 介護休業の義務化
2000年代 新たな介護制度の開始	
2000 (平成12)	介護保険法の施行

(出所)『厚生白書 平成12年版』

以上のように、アメリカでは、ノーマライゼーション理念の具現化や脱施設化、医療費の抑制、イギリスでは、施設入所者数の抑制、生活への満足度の高さ、ケアの質の確保、高齢者の身体的能力の維持、介護者のストレスの軽減、費用対効果の向上などが背景や目的としてきた。日本では、前述の岡村の地域ケアの理念を元に、アメリカやイギリスの状況を参考にしながら、在宅介護支援セターの業務に位置付けられ、現在の介護保険制度に至っている。

(4) その他の国の展開

アメリカ、イギリス、日本での展開を述べてきたが、韓国では2007年4月に「老人長期療養保険法」（以下介護保険法）が成立し、2008年7月から制度が施行された。オランダ、イスラエル、オーストラリア、ルクセンブルク、ドイツ、日本に次ぐ世界7番目の制度施行であった。介護保険単独の社会保険方式による制度としては、ドイツ、日本に次いで世界3番目となる。

韓国の介護保険制度は、1995年4月から施行（施設サービスは1996年7月から施行）されたドイツの介護保険制度（「要介護のリスクの社会的保障に関する法律」Pflegeversicherung）と2000年4月から施行された日本の介護保険制度をモデルにして創設されたといわれている。

3か国において介護保険制度が導入された背景には大きな違いはない。①人口の高齢化と少子化、②要介護高齢者の急増、③家族介護力の低下、④老人医療費の膨張、⑤家族の変容、⑥社会的介護サービスの未整備などがあげられる。

介護保険制度の創設の検討が始まったときの高齢化率（65歳以上人口の割合）をみると、ドイツは15%台（1990年）、日本14%台（1994年）と比較的に高かったが、韓国はまだ7%（2000年）を少し超えた時点であった。ドイツと日本に比べて韓国の高齢化率が際立って低い。にもかかわらず、この段階で介護保険制度の創設が検討されたのは、少子化と高齢化の進行が世

界で最も早い事情から、間近に迫っている本格的な少子高齢化社会を見据えての政策決定があったと考えられる。高齢化率が7%から14%になる「倍加年数」は、日本の24年間より短い18年間と予測されている（表4）。

表4 主要国の人口高齢化速度

区 分	日本	韓国	中国	ドイツ	アメリカ	スウェーデン	フランス
所要年数	24	18	25	40	69	85	114
7% 到達年度	1970	2000	2001	1930	1945	1887	1865
14% 到達年度	1994	2018	2026	1970	2014	1972	1979

日本は、2024年の高齢化率は29.3%に達し、過去最高を更新している。韓国は、日本を上回る速度で高齢化が進行する可能性がある。

要介護度については、日本は要支援を含めて7段階、ドイツは3段階（日本の要介護2以下は該当しない）、韓国は3段階となっている。要介護認定については、認知症の場合、独自の調査があるが、日本にはない。

表5は日本・ドイツ・韓国の介護保険制度比較であるが、日本の介護保険制度との大きな違いが3つあり、一つ目は、被保険者が日本は、原則65歳以上（特定疾患の人は40歳以上）、ドイツ・韓国は障がい者を含めた全世代、二つ目は、家族が介護した場合の現金給付をドイツ・韓国は認めているが、日本は認めていない。そして、三つ目は日本には、介護支援専門員（ケアマネジャー）という専門職があるが、ドイツ・韓国にはない。ただし、ドイツでは2008年の制度改正において、ケアマネジメントに類似したケースマネジメントを導入し、介護支援センターを設置、そこに常駐する相談員がケースマネジメントを行う。韓国では、保険者が作成する個人別長期療養利用計画書、介護事業者が作成する給付提供計画書がある。前者は要介護度と利用できるサービスの限度額などを定めたものであり、後者は前者に基づく具体的な介護サービス利用計画となるが、日本のようなケアマネジメントの仕組みがなく、そのことが利用者や事業者による保険給付の不正利用が多い

表5 日本・ドイツ・韓国の介護保険制度の比較

	日本	ドイツ	韓国
名称	介護保険法	要介護のリスクの社会的保障に関する法律	老人長期療養保険法
法律制定年月	1997年12月	1994年5月	2007年4月
法律施行期日	2000年4月	1995年1月	2008年4月
被保険者	40歳以上の医療保険被保険者(65歳を境に第1号・第2号被保険者と区別)	公的医療保険加入者	国民健康保険の加入者
給付対象者	原則として高齢者	すべての年齢層の要介護者	原則として高齢者
要介護度	7段階(施行時は6段階)	3段階(特に重度を加えると4段階) ※日本の要介護3以上	3段階
判定機関および方法	介護認定審査会の判定(1次判定はコンピュータ判定)	MDK(疾病保険のメディカルサービス)の判定	等級判定委員会の判定(1次判定はコンピュータ判定)
サービス利用方法	ケアマネジャーによる介護計画作成等のケアマネジメントを経て事業者と契約	MDKが作成する要介護の鑑定報告書の介護プランを参考に利用者が事業者と契約	国民健康保険公団が発行する「標準介護サービス利用計画書」に基づき事業者と契約
現金給付	なし	介護手当, 代替介護手当	離島・僻地等で家族療養費
利用者負担	10%~30%	なし(ただし, 保険給付は定額制で, それを超える部分は自己負担。施設入所の食費と宿泊費は自己負担)	在宅給付は15%, 施設給付は20%(施設入所の食費と宿泊費は給付対象外)

資料: 増田雅暢『世界の介護保障』法律文化社, 2008年, p. 198を参考に宣作成。

一因になっていると考えられているようだ。

4. おわりに

介護保険制度は介護の社会化を旗印に2000年から施行された。筆者は、介護支援専門員をしているので、利用者（要介護者等）からは、「介護保険があってよかった」と喜ばれることが多い。しかし、課題もたくさんあると思われる。その一つが、介護支援専門員が行っているケアマネジメントである。それに対しては批判も多いが、実際にはケアマネジメントという言葉は、介護保険法に表記されておらず、そのため具体的な定義もない。今回はケアマネジメントに対する理解を深めるために、先行研究からケアマネジメントの展開について、資料としてまとめた。

今後、ケアマネジメントの概念の整理や目的、また介護支援専門員の業務について、まとめていきたい。さらに、介護保険制度の課題、例えば、介護の社会化を謳いながら、家族の介護負担の軽減は介護保険制度の目的には入っていない。具体的には、家族が同居の場合には、原則として訪問介護の生活援助には利用の制限が入っている。これは、介護離職ゼロを目指していることに反している。このように制度上の課題がある中、介護事業所の倒産も後を絶たない状況である。処遇改善手当等でお茶を濁すのではなく、介護事業所が適正な事業運営ができるような報酬体系の見直しも必要と思われるので、考察を続けたい。

参考文献

- ・岡村重夫 1974「地域福祉論」
- ・太田卓司 2003「地域ケアシステム」
- ・岡崎有加, 立石絹代 2006「H18年度法改正に向けて実態調査と今後の在り方」
- ・谷口睦子 2015「介護支援専門員のペーパーワークをめぐる考察」
- ・玉木千賀子 2006「介護保険制度のケアマネジメントとソーシャルワークの関係」

- ・松原直樹 2018「ドイツ介護保険法の改正」
- ・三平隆 介護保険制度における「ケアマネジメント」に関する考察」
- ・森詩恵 2016「高齢者の生活支援サービスからみた介護保険改正とその変遷」
- ・山井理恵 2008「支援困難な利用者に対するケアマネジメントにかかわる検討」
- ・杉本敏夫・斉藤正身 1997「ケアマネジメント」
- ・小田兼三 1996「ケアマネジメント入門」(中央法規出版)
- ・永田あゆみ 1997「ケアマネジメントの日本的展開」
- ・古川孝順 2003「現代社会福祉の争点 下 社会福祉の利用と権利」
- ・山崎きよ子 1999「実践ケアマネジメント」(ミネルヴァ書房)
- ・地域包括ケアシステムにおけるケアマネジメントのあり方に関する調査研究事業報告書
令和5年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
- ・ケアマネジメントに係る現状・課題 厚生労働省
- ・日本の介護保険制度について 2016 厚生労働省老健局
- ・介護保険制度をめぐる最近の動向について 厚生労働省老健局
- ・宣賢奎 「日本・ドイツ・韓国の介護保険制度の比較考察」
- ・宮城好郎, 宣賢奎 「韓国の介護保険制度に関する研究」
- ・金栄俊 「韓国の介護保険制度」

<書 評>

大山信義著

『コミュニティ社会学の転換—持続
可能な地域発展に向けて—』

(多賀出版, 2001年, A5判, 360頁, 5,900円+税)

清 野 宏 樹

本書『コミュニティ社会学の転換—持続可能な地域発展に向けて—』の論評に入る前に、大山信義氏が本書を著すに至った背後にある北海道大学社会学講座の系譜について少し触れておきたい。

北海道大学文学部に社会学講座が新設されたのは1947年(昭和22年)であり、その創設に携わり初代の教授に就任したのが岐阜高等農林学校教授を務めていた鈴木栄太郎氏である。農村社会学、都市社会学の泰斗と評された鈴木栄太郎氏は、北海道大学に赴任後、健康が勝れず闘病生活を繰り返しながらも1957年(昭和32年)に『都市社会学原理』を世に出した。鈴木氏は、札幌市を主なフィールドに、「正常人口の正常生活」の視点から、都市社会生活の基本構造とその変化をオーソドックスな事実の実証研究によって積み上げて、それを体系的に説明し、「都市を社会的交流の結節機能が集積した聚落社会」と捉え、村落と共通の基盤から一貫した理論を導き出した。また、鈴木氏は、自然村と行政村の概念を社会へ初めて提示したことで世に名を知らしめた。鈴木氏は、その著の「小序」において、「私の二人の助手笹森秀雄君と富川盛道君が、私の手となり足となり、私自身が試みるより

ももっと活発に正確に調査してくれなかったら、この研究はとても成就出来なかった」と記している。北海道大学の社会学講座、とりわけ都市社会学、地域社会学に先鞭を付けたのは、紛れもなく鈴木栄太郎氏であった。そして、鈴木栄太郎氏の薫陶を受けた若手社会学者がその後の北海道大学社会学講座を引き継ぎ、発展させていくことになるのである。

鈴木栄太郎氏の後に、北海道大学の社会学講座を引き継いだのが笹森秀雄氏である。その笹森氏も、後年、『リージョナリズムと地域社会学』（2005）を上梓し、同著の「まえがき—本書刊行までの経緯—」で、「当時北大文学部の助教授だった大山信義氏が、多忙中にもかかわらず、『ぜひ出版したほうがよい』と書いて、わたしのために作成してくれた」と記し、社会学講座の後任となる大山信義氏について触れている。

笹森秀雄氏の後を受けて、北海道大学の社会学講座を引き継いだのが文学部教授の大山信義氏であった。

さらに、大山信義氏の後任教授が退官後に北海道大学名誉教授となり、神戸学院大学教授を歴任した金子勇氏である。その金子氏も、「私に北大の大山信義氏から速達が届き、直後に電話が鳴った。10月から助教授として北大文学部に移る気はないかというお話であった。晴天の霹靂とはこのようなことなのであろう」（2011）と回想している。

そうした北海道大学社会学講座の系譜に連なる大山信義氏が著したのが『コミュニティ社会学の転換—持続可能な地域発展に向けて—』（多賀出版、2001）である。筆者は、札幌国際大学大学院地域社会研究科に在籍していたときに、札幌国際大学の開学に合わせて北海道大学から着任した大山信義教授から、本書で社会学の手ほどきを受けた。以来、いつも同書を手に取っては、幾度となく問題解決に至る示唆を与えてくれた書でもある。こうした理由から、改めて出版から24年余りを経たいま、本書の書評を認めることとした。

本書は、持続可能な社会システムの構築に向けて、社会学の視点から主と

してコミュニティの創発性を重視した地域発展の方向性を探ったものである。この背後には、巨視的社会システムの基盤としてコミュニティが存在すること、現実のコミュニティに投じられた多様な問題に直面することによって、コミュニティそれ自体が反省的に自己組織化するという周知の仮説を含んでいる。しかし、この仮説は、社会学者の手によって十分に検証されているとは言い難い。社会学におけるコミュニティ理論は、R・M・マッキーバーが「社会学はコミュニティに関する科学である」と表明して以来、社会学の中樞を占めてきた。しかし、地域社会を取り巻く社会的現実の変容が著しいことが、以後のコミュニティ理論の発展を阻む要因となっていた。そこには、環境システムのグローバル化に対応してもっと国際的な視野を広げ、人々の生活の現実の場である地域社会で行動を起こそうとの意味もある。実際に、先進諸国においては「成長の神話」が崩壊し、地方のまちづくりや地域環境を守るための実践的な視点として、「グローバル」と「ローカル」を結び付け「グローカリゼーション」(glocalization)の時代という主張もある。こうしたことから、コミュニティ問題は、グローバルな観点からみて新たな段階を迎えており、地域理論としてのコミュニティ社会学に対して、パラダイム転換の必要性を示唆するものとなっている。そのため、本書では、近代工業社会の到来とともに論議されてきたコミュニティ・パラダイムの転換の方向を探るとともに、北海道をはじめとした地域で生じているコミュニティ問題への取り組みを検証し、持続可能な社会システムの構築と地域の発展に向けた解決への道筋を探ろうとしている。本書は、大きく二部構成となっており、I部では「パラダイム・シフト」として、コミュニティ社会学が向かうパラダイム転換の方向に関する理論。II部では「コミュニティ・アクション」として、地方都市のコミュニティを丹念に分析した実証研究の成果が述べられている。

I部「パラダイム・シフト」では、コミュニティ社会学に関わる専門家に

向けて、地域理論の革新を呼びかけている。

従来の社会学における地域理論は、R・M・マッキーバー以来、規範パラダイム（機能主義）の視点から継承されてきた。そこで、大山信義氏は、解釈パラダイム（現象学）の視点から反省を加え、再構成を図ろうとした。これまでのコミュニティ理論は、R・L・ウォレンのいう価値定立的な「規範モデル」を暗黙裏に含んできた。地域性と共同性に基礎を置くかつてのコミュニティ理論は、村落や都市の一義的な理念型に即して、人間の具体的な共同関心に見出される規範的秩序の探求をめざしていた。そのため、実在としてのコミュニティは、規範モデルによって理念的に描き出されたという性格を強くもっている。今日のコミュニティへの関心は、自然生態系の一部をなす人間の自然感性やコミュニティを自己組織化する運動に移っており、生活者に準拠したパラダイムを探る必要性が生じている。コミュニティ理論のパラダイム革新を意図する背景は、例えば地球環境を守るためのサステナブル・コミュニティ運動や地域の内発的発展を探る実践的な社会運動を想定している。それには、NPO組織のように目標の共同志向による選択的ネットワークの形成や生活クラブなどの自己組織化の運動、さらには電子メディアを媒介とする共同関心圏の拡大などが含まれる。こうした動きは、これまでの地域性の公準を無化することになりかねず、狭義の地域性にこだわってきた古典的なコミュニティ・パラダイムの転換を要請する一因となった。地域性は意味の共有や共同主観がもたらす表象としての境界概念であり、共同性を離れては成立し得ない。認識論的に謂えば、地域性と共同性は解釈パラダイムの視点から再定義する必要がある、それによって理論と経験の両次元に亘ってコミュニティ社会学の転換に貢献することができる。

そこで、大山氏は、コミュニティ理論について5つのジレンマを指摘する。つまり（1）定義論では、本来的に多義的なものである点の認識が重要であること、（2）価値論では、豊かな価値を内包した生活世界としての理解が必要であること、（3）社会論では、実在論でも名目論でもなく、何らかの

意味を担った生活共同圏として、再構成される必要があること、(4) 空間論では、今日のメディア・コミュニティの成立からも地域空間の相対化という事態に関心を移せなくなり、新たなジレンマに直面していること、(5) 科学論では、原因か意味かで、興味によって恣意的な契機を含んでおり、どのパラダイムを採るかによっては真偽関係の裏返しが生じることを踏まえ、生活者の日常実践的な解釈枠組にも配慮しなければならないことである。大山氏は、こうした5つのジレンマを指摘することによって、生活者・時間・空間・環境パラダイムの再構成のあり方を提示し、地域理論としてのコミュニティ社会学が定義論、価値論、社会論、空間論、科学論のいずれにおいても理論上のジレンマを抱えていることを明らかにしている。また、そこで示唆している生活者・空間・時間・環境に関する新パラダイムでは、体験されている地表における人間の志向作用と主観的なゾーニングの作用を重視する。さらに、人間の体験野としてのコミュニティ空間の多元性・越境性や流動性についても言及し、それが情報ネットワークや環境のグローバル化、地域社会の誕生など、変容する現代社会にも適用できる地域理論の新しい方向に関しても明示している。

大山氏は、アソシエーションや明示的な組織準則をもたない共同態にも配慮したうえで、コミュニティに対して多様な意味を担った生活者は同じ問題に関わり合うことを通して反省する主体として現れ、さらに反省を共同主観化し、コミュニティの自己組織化に加わるという。今日のコミュニティ問題が要請しているのは、コミュニティの自己組織化である。持続可能な社会システムは、コミュニティの自己組織化の問題と密接に関わっている。コミュニティが生活者の自己-他者関係を通じて、反省的に自己を組織化する力が弱まっていくときには、社会システムを持続させることはできない。その意味では、自己組織性を準拠点とするコミュニティこそが「強いコミュニティ」といえる。従って、境界・象徴・構造・意味を内包するコミュニティが、生活者の体験、意味の共同主観性、絶えず自己組織化するチャンスをも

つ。このような視点が、強いコミュニティと持続的な社会システムの構築という実践的要請に応えることに繋がる。同時に、ボーダーレス時代のコミュニティの考え方からすれば、近代社会は二項対立の時代であり、それは科学・政治・家族・環境の各領域でダイアディズムを基本とする社会システムの上に成り立ってきた。これに対して、脱近代の社会システムを特徴づけるのは、これら各領域における二項対立図式の揺らぎである。21世紀は、科学とともに非科学的なものが、国家領域よりは国境領域が、家族よりは個人が、中央よりは周境が、それぞれ見直される時代となる。脱近代におけるまちづくりでは、これらの背後要素を再評価し、より強いコミュニティを構築することが求められる。

また、社会は持続可能な環境の時代に突入したが、それは強いコミュニティがあって初めて可能となる。地域開発や都市計画を立案するのは行政であるが、その意思決定には言うまでもなくコミュニティの意思が反映されなければならない。コミュニティを維持し、再生するためには、コミュニティ準拠型社会の創造が求められる。それは、住民の生活防衛と生活協力の活動を基礎に置き、利害を共有する意識に根差した社会である。現代社会では、明らかに経済効果の追求による成長が限界点に達し、市場モデルは通用しなくなった。21世紀のまちづくりは、成長管理が不可欠となっている。地方自治体が成長管理の思想に基づいて、環境保全条例をしっかりと策定することが重要となる。しかし、単に条例を制定して環境財を保護する仕組みを持つては良いというものではない。自然資源は、地域住民の利害を超えて、すべての人間の公共財としての意味をもっている。そのため、本書ではコミュニティやコミュニティの連合体が、地域の環境財を保護するための共同目標を定めることや、環境財を共同管理するためのシステムの必要性を強調する。

Ⅱ部「コミュニティ・アクション」では、9つの地域のコミュニティ分析を行い、そこからコミュニティを維持し、再生するための有益な示唆を与え

ている。

北海道美瑛町の事例では、農村観光地をめぐる「共有地の悲劇」のモデルから社会的ジレンマの所在を明らかにする。

大分県湯布院町の事例では、リゾート開発等から端を発し、利益を期待する住民と環境破壊の損失を懸念する住民との間の意見のせめぎ合いに焦点を当てながら、この利害葛藤が一時の政争に終わらずに、いわば強いコミュニティを創り出す要素として働いている点に注目し、結果として人間と自然とが共生できる持続可能なまちづくりの姿を示唆する。

函館市の事例(1)では、松倉ダム建設の問題を例に取って、「持続可能な開発」という考え方の必要性和、その基礎要件としてコミュニティの役割が重要となることを指摘する。そのためには、地域の生活者とよそとが環境保全のネットワークを形成し、問題の共有圏を広げながら、公共的な合意を形成することが理想であると説く。

米沢市の事例では、地方都市における産業構造の転換について、藩政時代から続く織物業「米沢織物」から先端産業の町へと発展した来歴を取り上げる。周知のように、米沢は第10代藩主の上杉鷹山で知られる城下町である。その鷹山公は、自助努力によるまちおこしを先導した最初の日本人といわれ、今でも米沢の地域社会のシンボルとして威光を保ち、市民の心の支えとなっている。それは、米沢で生産されるハイテク製品が日本を代表する巨大企業と末端の農家とを結ぶ太い糸によって生み出されたことに起因する。末端労働の仕事の従事者の中には、かつて繊維・紡績工場の女工として働いた人も多い。その身体で覚えた技術と清貧な生活は、鷹山公が教えた生き方でもあった。そうした米沢のシンボルである鷹山公の「いにしへの教え」が、危機にあった繊維産業を新たな産業へと導き、地域社会を再生させた可能性について示唆する。

室蘭市の事例では、市民によるルネサンス運動を取り上げ、長年、巨大鉄鋼業によって支えられてきた企業城下町を市民たちの手で新たな町へと再生

するための復興運動について触れる。その運動の担い手は、言うまでもなく市民であり、生活者であり、室蘭という地場に胚胎した小さな自助努力が、長らく巨大鉄鋼業に依存してきた地域像を明らかに変えつつあることの例示である。それは、この市民運動を振り返ってみて、溶鉱炉の火がルネサンスの灯火に変わった事実から、企業城下町に維新が起きた証であったことを示唆する。

函館市の事例(2)では、函館市にとって歴史的にも特別な場所である五稜郭で催される創作野外劇を取り上げる。それは、市民による五稜郭を舞台とした創作野外劇であることや、蝦夷共和国を創造する物語などを構成している。また、それは自明とされる都市の風景や時間のリズムを反転させるなど、生活者のエネルギーを引き出している。これは、まさしく市民の自己防衛と自己形成の営みでもある。彼らが演出する物語には、都市の祝祭という形態を採りながらも志向的にコミュニティの記憶を覚醒する反省点が含まれることから、そこに確かな意義を見出している。

宮城県中新田町の事例では、中新田縄文太鼓を取り上げている。中新田町(2003年4月合併し、現在は加美町)は、宮城県西北部の農村地帯にあって、1970年代の減反政策や企業誘致等によって田園的な風景を喪失し、これに変わる新たな理念を模索していた。本書では、バッハホール建設によって古典音楽や縄文人の叫びとも言うべき中新田縄文太鼓の祝祭、詩歌などから、結果として「言霊からのまちおこし」へと繋がった経緯や未来について言及する。

小樽市の事例では、小樽運河の保存を巡る問題を取り上げ、小樽臨港道路計画と運河の保存を巡る小樽運河戦争の経緯とその後の展開について言及する。成熟都市としての小樽では、埋め立て後も小樽運河の一部は残されているが、当時のことを知る保存派やよそ者との共存によって残った風景、イメージによる魅力などについて示唆する。

最後に、エコ・ミュージアムについての比較事例として山形県朝日町と釧

路市の事例を取り上げている。朝日町の事例では、山岳信仰の里や大沼の信仰集落である「大沼の浮島」、呪術者をはじめとした歴史から、ナチュラリスト活動からの広がりを行先事例とする。続いて、釧路市の事例では、アイヌ民族のカムイ伝説が息づいている釧路湿原を題材に、民間トラスト団体の自然保護活動の重要性とともに、NPOをコミュニティの基礎に置く市民活動の始動を予期した、自然と人間の生き方、関わり方を問うエコ・ミュージアムの構築とその方向性について示唆する。

このように本書では、コミュニティに対して多様な意味を担った生活者が、同じ問題に関わり合うことを通して反省する主体として現れ、その反省を共同主観化し、コミュニティの自己組織化に加わることによって、コミュニティが持続可能となり得ていくとする。今日のコミュニティ問題が要請しているのは、このような意味での自己組織性である。その意味で、自己組織性を準拠点とするコミュニティこそが、大山氏の強調するパラダイムでもある「強いコミュニティ」なのである。かくして大山氏の生活者に根ざした生きる意味を中核とする現象学的社会学からのコミュニティ論は、一貫した信念で貫かれており、説得力をもつものと言える。しかし、対概念であるアソシエーションからの組織化や集団性、社会的ネットワークとの関係性、そこへの意味や概念性が余り述べられておらず、より難解な論調となっている。また、詩や文学作品調の論述から始まる研究の目的や方法から入るコミュニティ分析は、却って共同性や地域性という共通項を読みづらくさせている。

そうした本書には幾つかの課題も残されているが、本書で大山氏が指摘するコミュニティ論には、それらを凌駕する視点が多々含まれている。大山氏の強調するコミュニティには、境界・象徴・構造・意味を内包した生活者の体験や意味の共同主観性、絶えず自己組織化するチャンスがあることを示唆する。こうした視点が、強いコミュニティと持続可能な社会システムの構築という実践的要請に応えることに繋がると唱える。

最後に、本書が古典的な社会学の醍醐味にも似たソリューションを秘めた名著に値するものであることを添えておきたい。

【引用・参考文献】

- 金子勇, 2011, 「時代を切り取る社会学」金子勇, 藤田弘夫, 吉原直樹, 盛山和夫, 今田高俊『社会学の学び方・活かし方—団塊世代の社会学理論探求史—』勁草書房.
- 笹森秀雄, 2005, 『リージョナリズムと地域社会学』粹出版社.
- 鈴木栄太郎, 1957, 『都市社会学原理』有斐閣.

< 随 想 >

「そんな気がする」こと

—— 主観性をめぐる一考察 ——

齋 藤 かおる

研究と教育に生きる日々は、硬い言葉との向き合いの明け暮れのように、結局は「そんな気がする」という頼りない「吊り橋」を次々と渡っているようなことではないのか——長年、そんなふう^にに自問し続けてきました。そして、この夏、あらためて「そんな気がする」ことと少々向き合い、それと向き合う自分自身についても少々考えるところがありました。

.....

大原 音無の滝・来迎院へ

二〇二五年八月七日の朝、心深く想う（そして機^の到来を感じる）ところがあって、大原へ出かけることにしました。音無^{おとなし}の滝と来迎院^{らいごういん}を訪ねるためでした。自宅から大原まで、地下鉄とバスを乗り継いで1時間。バスを降りてから、2時間ほど大原を歩きました。

苔むした椅子

観光客で超満員のバスでしたけれども、その観光客の方々の目的地は寂光院と三千院だったのででしょうか、大原でバスを降りた後、三千院より上へと登ってゆくのは私ひとりでした。

三千院を通り過ぎると雨が降り始め、樹々がざわめき始めました。なんと

なく心細くなって、立ち止まり、空を見上げていたら、不意に「傘もつとるか?」と問う声がして…… 驚いて声のするほうを向くと、誰もいないのに、誰かいるような気がする…… けれども、そこに見えたのは、苔むした椅子だけでした。

何頭ものチョウたち

もしかしたらある種の場所に来てしまったのだろうかと内心ビクビクしながらも、能の詞章の文言などを唱えつつ（落ち着こうと努めつつ）歩き始めたら、どこからともなく何頭もの大小のチョウたちが現れ、纏わりついてきて…… 傘をさすことも、ままならず…… 仕方なく、雨に打たれるままに、ひとりぼっちで音無の滝への山道を登ってゆきました。

何匹ものハチたち

そして、辿り着いた音無の滝。纏わりついてきていたチョウたちは、滝が見え始めた辺りでスーッと離れていって…… 私は、暫し無心で佇みました。滝の存在と辺りの気配が只々ありがたく、感謝の念でいっぱいになりました。内なる想いと唱えていた文言が清々しい滝の水音とひとつになったように感じて、とても幸せな気持ちになりました。また、雨に打たれつつ登ってきたひとりぼっちの山道の恐怖から解放されて、ホッとしました。そして、もっと滝に近寄ろうとしたら…… えええ?! なんで?! 今度は、まるまる太った何匹ものハチたちが現れ、ブンブン体当たりしてきて…… まるで滝の番人のようでした。

激烈な眼の痛み

ハチたちからの猛烈な威嚇に驚愕しつつ、困惑しつつ、身をよじりつつ、どうにか滝の写真を撮ったところ…… またまた?! なんで?! 眼が痛い!! 急に眼が痛くなって、しかも痛みが激烈で…… どうにも堪らず、頭を抱

え、滝から離れて背を向けました。

再び、何頭ものチョウたち

滝から離れて背を向けると、もうハチたちは威嚇してこなくなりました。けれども、そこからヨロヨロ歩き始めると…… またしても?! なんで?! 再び、どこからともなく何頭もの大小のチョウたちが現れ、纏わりついてきて…… まるでチョウたちに連行されるような体でもって、ひとり山道を少し下って、来迎院へ向かいました。来迎院の門のところで、またしてもチョウたちは、スーッと離れてゆきました。

何匹ものカニたち

来迎院（と音無の滝）は、私にとって、お訪ねする機が熟すのを待ってきた場所。今が本当にその機かどうか分からないものの、なんとなくその機の到来している気がするから出かけてきたわけで、やはり感無量。なので「やっと参りましたよ、さっき音無の滝にもご挨拶して参りましたよ」と呟きつつ、しみじみ佇んでいたら、どういうわけか足元がカリカリ鳴る。んんん?! じっと立っているだけなのに、なんでカリカリ音が鳴るのかと、下を見たら…… どこまでも?! なんで?! 何匹もの赤い小さいサワガニたちがいて、そのうちの数匹が、私の靴の革をひねって遊んでいる…… 驚き飛び上がってカニたちを振りほどき、どのカニも踏まぬよう細心の注意を払いつつ、来迎院の境内をめぐるさせていただきました。

来迎院でも、参拝者は私ひとりでした。赤い小さいサワガニたちは、まるで平家ガニのように感じられました。

眼の痛みの消失、体重の減少

来迎院を出ると、もうチョウたちは現れず、カニたちも追いかけてはきませんでした。三千院の辺りまで下りて多くの観光客の姿が見えてくると、緊

張が解けたせいか立ってられないほどの疲労感を覚えたのですけれども、
 どうにかバス停まで歩いて、帰路につきました。

バスと地下鉄を乗り継いで自宅エリアに戻ったら、さっきまでの激烈な眼
 の痛みがスーッと消えて、なんともなくなって……そして帰宅後、しっか
 り昼食をとっても体がフラフラするので、体重を測ってみたら、なんと朝
 (大原へ出かける前)より3キロも減っている……という次第でした。

あのように突発的で激烈な眼の痛みの発生と消失は、初めてのことでし
 た。また、計4時間の外出・約2時間の現地滞在で、体重が3キロ減るとい
 うのも、初めてのことでした。

.....

ふりかえてみると、なんとなく「そんな気がする」ことの幾つも重なっ
 た、約2時間の現地滞在でした。

- 訪ねる機の到来した気がする
- 「傘もつとるか」という声のした気がする
- チョウに道案内された気がする
- ハチに警告された気がする
- サワガニの姿に平家ガニを見た気がする

とは言え、そもそも事実として私の身に起こった幾つかの出来事自体も、
 なかなか珍しいことであった、約2時間の現地滞在でした。

- チョウたちが現れた
- ハチたちが現れた
- カニたちが現れた
- 体重が3キロ減った
- 滝で発生した激烈な眼の痛みが、自宅エリアに戻ると消失した

この日の出来事と、それらに付随した「そんな気がする」あれこれは、単

② 「そんな気がする」ことへの謙虚さを、保ち続けてゆく

理屈では説明できないことにも多様な局面や時点のあることを弁えつつ、様々な「そんな気がする」ことへの知的・精神的な謙虚さを保ってゆかないと、思考は浅薄で短絡的なものに堕しがちだからです。

③ 「そんな気がする」ことと出来事自体の関係性を、多面的に考察する

それが気のせいに過ぎないとしても、関係性（の可能性）を多面的に考察することで、出来事の文脈にかかわる考察者の立ち位置を弁えた考察の可能性が開けるからです。

それにしても、つくづく痛感するのは、様々な学問分野の研究と教育の現場において、どれほど多くの見えない概念——例えば、自由や愛や善意や良識といった主観性によって複雑に彩られがちな諸概念が、頼りない「吊り橋」としても機能し得る現実を忘れられた（あるいは棚上げされた）まま、日常的に使い回されているかということです。けれども、それでも、また気になるのは、大事なことは何かということです。それは、きっと、頼りない「吊り橋」を渡ってでも辿り着きたい何処かや進んでゆきたい方向性があるということだろうと、私は想います。そして、引き続き、私なりに、日々を誠実に積み重ねてゆきたいと想うのです。



大原 音無の滝（撮影：齋藤かおる 2025年8月7日）



大原 来迎院（撮影：齋藤かおる 2025年8月7日）

川井太加子教授 略歴

職歴

- 1976年4月 岡山大学医学部附属病院看護師勤務（精神神経科）（1979年3月まで）
- 1980年4月 川崎医科大学附属病院看護師勤務（救命救急センター）（1982年3月まで）
- 1982年4月 川崎医科大学附属病院看護副主任（1983年3月まで）
- 1983年4月 川崎医科大学附属病院看護主任（1986年3月まで）
- 1986年4月 川崎医科大学附属病院看護副師長（1988年3月まで）
- 1988年4月 川崎医科大学附属病院看護副師長（リハビリテーション科）（1990年3月まで）
- 1987年4月 川崎医科短期大学看護学科非常勤講師兼務（1995年3月まで）
- 1990年4月 川崎医科大学附属病院看護副師長（呼吸器内科，神経内科病棟）（1993年3月まで）
- 1993年4月 川崎医科大学附属病院管理師長（総合診療部，脳外科，消化器外科，整形外科病棟担当）（1995年3月まで）
- 1995年12月 医療法人大幸会梶野医院高松診療所勤務（理事・看護師長）（2001年3月まで）
- 1999年10月 医療法人大幸会梶野デイケアセンター施設長兼務（2000年3月まで）
- 2000年4月 医療法人大幸会梶野ケアプランセンター（ケアマネージャー）兼務（2001年3月まで）
- 2000年4月 桃山学院大学社会学部社会福祉学科非常勤講師（介護概論・介護演習）（2001年3月まで）
- 2000年4月 川崎医療福祉大学医療福祉学部保険看護学科非常勤講師

- (在宅看護) (2001年3月まで)
- 2001年4月 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課入省(看護技術専門官) (2003年3月まで)
- 2003年4月 厚生労働省保険局医療課(課長補佐) (2004年3月退職)
- 2004年5月 滋賀医科大学医学部看護学科老年看護学非常勤講師(2004年9月まで)
- 2004年9月 大阪府立看護大学医療技術短期大学部住宅・老年看護学非常勤講師(2004年3月まで)
- 2005年4月 桃山学院大学社会学部社会学科非常勤講師(介護概論, 介護演習, 社会福祉援助技術演習) (2006年3月まで)
- 2005年4月 福井県立看護大学修士課程非常勤講師(看護政策論) (2006年3月まで)
- 2006年4月 桃山学院大学社会学部社会福祉学科助教授(2007年3月まで)
- 2007年4月 桃山学院大学社会学部社会福祉学科准教授(2012年9月まで)
- 2010年4月 桃山学院大学学生生活委員会次長(2011年3月まで)
- 2012年4月 桃山学院大学社会福祉等実習運営委員長(2016年3月まで)
- 2012年10月 桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授
- 2015年4月 桃山学院大学社会学部長補佐(2017年3月まで)
- 2017年4月 桃山学院大学社会学研究科長(2019年3月まで)
- 2017年4月 桃山学院大学教授会議長代理(2021年3月まで)
- 2019年4月 桃山学院大学社会学部長(2021年3月まで)
- 2019年4月 桃山学院大学大学評議員(2021年3月まで)
- 2021年4月 桃山学院大学社会学部長補佐(2026年3月まで)
- 2026年3月 桃山学院大学を定年退職
- 2026年4月 桃山学院大学名誉教授の称号を受ける

所属学会（在職中以下の学会に所属したことがあります）

日本在宅ケア学会，日本地域福祉学会，日本ケアマネジメント学会，日本社会福祉学会，日本自立支援介護学会，日本高齢者虐待防止学会，日本介護福祉学会，大阪介護福祉士会，日本介護福祉教育学会，大阪医療ソーシャルワーカー協会，大阪社会福祉士会，日本看護科学学会

学会および社会における活動

- 1990年 11月 日本救急医学会（看護部会・岡山県倉敷市）座長
- 1992年 8月 日本総合研究所主催の研修講師（POS記録）（広島県広島市）
- 1994年 7月 ホームヘルパー 3級養成研修の講師（岡山県倉敷市主催）
- 1999年 9月 ホームヘルパー 2級養成研修の講師（大阪府羽曳野市主催）
- 2000年 8月 堺市の基幹型支援センターが主催する地域型支援センター連絡会議のアドバイザーとしての支援（2001年3月まで）
- 2000年 11月 大阪府社会福祉協議会が主催する「拘束廃止への取り組みについての推進会議」の作業班班長としての支援（2001年3月まで）
- 2001年 6月 介護教員講習会講師（中央福祉学院主催）
- 2001年 10月 介護実習指導者研修会講師（中央福祉学院主催）
- 2001年 1月 介護実習指導者研修会講師（中央福祉学院主催）
- 2002年 3月 介護教員講習会講師（中央福祉学院主催）
- 2002年 8月 実習指導者研修講師（日本介護福祉師会主催：東京）
- 2002年 10月 実習指導者研修講師（日本介護福祉師会主催：大阪）
- 2003年 1月 介護実習指導者研修会講師（中央福祉学院主催）
- 2003年 3月 介護実習指導者研修会講師（中央福祉学院主催）
- 2003年 3月 介護教員講習会講師（中央福祉学院主催）
- 2003年 5月 全国社会保険事務局新人研修会講師（社会保険大学校主

- 催)
- 2003年11月 看護教員養成講習会講師（社会保険研修センター主催）
- 2004年2月 看護教員養成講習会講師（看護研修センター主催）
- 2004年5月 地域リハビリテーション事業のアドバイザーおよびボランティア講座講師（大阪府交野市）（現在に至る）
- 2004年5月 大阪府豊中市刀根山訪問看護ステーションの研究事業指導者（現在に至る）
- 2004年5月 平成16年度厚生労働省老人保健事業推進費補助金（老人保健健康推進等事業）「訪問指導の展開方法等に関する調査検討」研究班委員（現在に至る）
- 2006年4月 泉佐野市介護保険運営協議会副委員長，地域包括支援センター運営協議会副委員長，地域密着型サービスの運営に関する委員会副委員長（現在に至る）
- 2007年4月 堺市地域福祉権利擁護事業契約締結審査会委員長（2020年3月）
- 2009年6月 和泉市地域包括支援センター運営協議会委員長（現在に至る）
- 2009年4月 高石市国民健康保険運営協議会委員（現在に至る）
- 2012年6月 介護教員講習会の講習内容見直しに関する小委員会委員（2013年3月）
- 2012年4月 介護福祉士国家試験副委員長（2019年3月まで）
- 2014年4月 堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会委員（現在に至る）
- 2011年4月 「ふれあいケア」編集委員（2017年3月まで）
- 2011年8月 介護福祉士等の医療的ケアに対応した新カリキュラム等に関する研究会（2012年3月まで）
- 2011年12月 医療的ケア教員講習会指導講師養成講習会（現在に至る）
- 2012年4月 貝塚市地域密着型サービス事業者選考委員・貝塚市介護事

- 業計画等推進委員・貝塚市地域包括支援センター運営委員会委員長（現在に至る）
- 2012年4月 医療・介護連携推進条例検討委員会（和泉市）（現在に至る）
- 2012年12月 盛岡県地域包括支援センター等災害対応ガイドライン作成検討委員会委員長（2013年3月まで）
- 2012年7月 泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会委員長（現在に至る）
- 2013年11月 高石市介護保険事業等計画推進委員会委員（現在に至る）
- 2013年6月 和泉市医療と介護の連携推進審議会（現在に至る）
- 2013年4月 近畿大学認定再生医療等委員会委員（現在に至る）
- 2013年4月 近畿大学医学部倫理委員会委員（現在に至る）
- 2015年3月 泉大津市国民健康保険運営協議会委員（現在に至る）
- 2022年4月 介護福祉士国家試験副委員長（現在に至る）
- 2023年4月 社会福祉法人大阪自彊館評議員（現在に至る）
- 2024年7月 介護福祉士養成大学連絡協議会理事（現在に至る）
- 2025年4月 社会保障審議会臨時委員（現在に至る）
- 2025年2月 大阪府地域福祉推進審議会委員（現在に至る）
- 2025年10月 紀ノ川市介護保険事業計画等策定委員（現在に至る）
- 2025年4月 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟倫理審査委員会委員（現在に至る）

川井太加子教授 主要業績目録

著書

1. 『救急看護マニュアル』（共著）小濱啓次，増本靖子編，医学書院，pp. 2-4, pp. 23-25, 1986年2月
2. 『救急ケアマニュアル』（共著）小濱啓次，増本靖子，木戸訓一編，学習研究社，pp. 176-182, pp. 187-190, pp. 191-194, pp. 224-229, pp. 245-262, 1987年3月
3. 『社会福祉学習双書 2010 介護概論 15』（共著），全国社会福祉協議会，pp. 199-262, 2010年3月
4. 『高齢者福祉概説』（共著），明石書店，pp. 55-62, 2011年3月
5. 『被災地域でのコミュニティ構築におけるサロンの役割』，全国社会福祉協議会，pp. 32-33, 2011年12月
6. 『月刊福祉第95巻第5号「現在の社会福祉100の論点」被災地域でのコミュニティ構築におけるサロンの役割—陸前高田市の場合』，全国社会福祉協議会，pp. 26-27, 2012年1月
7. 『介護福祉基礎』（共著），実教出版，pp. 104-109, 2012年3月
8. 『地域包括支援センター実務必携』（共著），オーム社，pp. 74-92, 2012年3月
9. 『高齢者保健福祉実務事典』（共著），第一法規，pp. 2971-2980, 2012年3月
10. 『介護職員等実務者研修（450時間研修）テキスト』（共著），中央法規，pp. 2-7, 2012年10月
11. 『災害ソーシャルワークの展開』（共著），日本社会福祉士養成校協会「災害ソーシャルワークの理論化に関する研究」委員会編，pp. 28-31, 2012年10月
12. 『医療的ケアに関する教育方法の手引き』（共著），日本介護福祉士会

- 養成施設協会, pp. 21-28, pp. 96-97, 2012年11月
13. 『医療的ケア』（共著），中央法規，介護福祉士養成講座編集委員会，pp. 3-11, pp. 22-27, pp. 33-48, 2013年3月
 14. 『介護職員初任者研修テキスト（2巻）』（共著）中央法規，pp. 7-9, 2013年3月
 15. 『こころとからだの理解』（共著），実務出版，2014年1月
 16. 『介護過程』（共著），実務出版，2015年1月
 17. 『コミュニケーション技術』（共著），2015年1月
 18. 『医療的ケア』（共著），メヂカルフレンド社，2016年12月
 19. 『よくわかる地域包括ケア』 ミネルバ書房，P 80-81, P 90-91, 2018年4月
 20. 『介護の基本 1』中央法規，pp 77-81, pp 99-107, pp 196-197. 2019年3月
 21. 『医療的ケア』（単著）中央法規，pp. 18-33, pp. 40-52, 2020年3月
 22. 『共生社会創造におけるソーシャルワークの役割』（単著）ミネルヴァ出版，2020年3月
 23. 『介護福祉基礎』（共著），実教出版，2022年1月
 24. 『生活支援技術』（共著），実教出版，2023年1月
 25. 『こころとからだの理解』（共著），実教出版，2023年1月
 26. 『介護過程』（共著），実教出版，2024年1月
 27. 『コミュニケーション技術』（共著），実教出版，2024年1月

論文

1. 「緊急手術患者の精神庇護」（共著），『オペナーシング』，1987年3月
2. 「切断術を受けた患者の看護患者心理の理解と社会復帰への援助を考える」，『臨床看護』，1989年3月
3. 「看護において“臨床各科”は成り立ちうるか患者教育の比重が大きいリハビリステーション科看護」，『臨床看護』，1989年9月

4. 「看護婦の受け持ち患者を決めるための評価基準の作成脳卒中患者の看護量から」(共著), 『日本病院会雑誌』, 1989年9月
5. 「下肢切断術後患者の歩行能力向上の方法と工夫」(共著), 『看護技術』, 1990年10月
6. 「私たちの退院指導経管栄養確立へ向けて」(共著), 『ブレインナーシング』, 1992年1月
7. 「病棟におけるADL援助時間の検討特に食事動作について」(共著), 『総合リハビリテーション』19巻7号, pp.5-718, 1991年7月
8. 「看護の専門職者としての感性について」, 『看護研究』第13号, 1995年12月
9. 「医療・保健・福祉専門職間の連携を促進させる要因に関する調査報告」, 『総合ケア』10巻12号, pp.6-13, 2000年12月
10. 「保険・医療・福祉専門職間の連携を促進させる要因についての研究」, 修士論文, 2001年3月
11. 「虐待防止の広報・啓発効果に期待」, 『コミュニティケア』7巻2号, pp.34-36, 2005年2月
12. 「平時と災害時における孤独死予防の一考察」, 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科博士課程, 2011年9月
13. 「被災地で求められている「場」と「関係」の再創出—陸前高田の活動を通して—」, 『地域福祉研究』41号, pp.42-51, 2013年3月
14. 「震災と高齢者」, 『ふれあいケア』19巻3号, pp.12-15, 2013年3月
15. 「震災直後から現在までの経過から見える高齢者支援の課題: 陸前高田市でのフィールドワークを通して」, 『社会福祉研究』鉄道弘済会社会福祉部編116号, pp.41-46, 2013年4月
16. 「インタビュー若年性認知症の人を支えるということ」(共著), 『ふれあいケア』19巻6号, pp.12-20, 2013年6月
17. 「限界集落に暮らす人々の医療・介護といきがい 限界集落の高齢者

- のいきがいと介護」(共著),『桃山学院大学総合研究所紀要』39巻1号, pp.91-137, 2013年8月
18. 「その人に合ったアクティビティを提供するために」(共著),『ふれあいケア』20巻2号, pp.12-19, 2014年2月
19. 「和泉市におけるがんケアの課題—医療と介護の現場事例より—」(共著),『桃山学院大学総合研究所紀要』40巻3号, pp.215-229, 2015年3月
20. 「皮膚のトラブルを防ぐ介護の環境づくり」,『ふれあいケア』21巻2号, pp.17-19, 2015年2月
21. 「和泉市におけるがん対策の研究:患者・家族支援,医療・介護連携,チーム医療 和泉市におけるがんケアの課題:医療と介護の現場事例より」(共著),『桃山学院大学総合研究所紀要』40巻3号, pp.215-229, 2015年3月
22. 「若年性認知症本人・家族交流会とケアに関する研究「和泉市認知症高齢者等に関する実態調査」の分析による介護者の負担についての研究」(共著),『桃山学院大学総合研究所紀要』42巻2号, pp.41-72, 2016年12月
23. 「教育内容見直し検討チームからの報告 介護福祉士養成課程の領域別カリキュラム改正のポイント」(共著),『介護福祉教育』23巻2号, pp.90-107, 2018年12月
24. 「福祉介護現場での災害対策の変化と工夫」,『ふれあいケア』27巻3号, pp.9-14, 2021年3月
25. 「I市訪問型サービスA従事者養成研修における 高齢受講者の就労に関する実態と課題」,『桃山学院大学総合研究所紀要』46巻3号, pp.57-72, 2021年3月
26. 「誰もが暮らしやすいまちづくり:RUN伴和泉の活動を通して:若年性認知症者と家族に対する地域包括ケアを進めるための支援のあり方」(共著),『桃山学院大学総合研究所紀要』47巻2号, pp.13-23,

2021年12月

27. 「知っておきたい福祉の基礎知識（第16回）訪問介護の意義」, 『月刊福祉』107巻8号, pp.74-77, 2024年8月

翻訳

1. 『クリティカル・ケア』（共著）, 医学書院, pp.87-93, 1988年4月

その他

1. 「介護の可能性に向かって」, 介護福祉社会福祉振興試験センター, 2001年8月
2. 「身体拘束ゼロ作戦施設実践マニュアル—行動制限の改善からケアの向上に向けて」(共著), 大阪府社会福祉協議会, pp.26-37, pp.122-130, 2005年3月
3. 「高齢者等のセルフ・ネグレクト（自己放任）を防ぐ地域見守り組織のあり方と見守り基準に関する研究」(共著), 厚生労働省科学研究補助金政策科学総合研究事業（堺市南区担当）, 2011年3月
4. 「平成23年度専門介護福祉士認定に関する研究—専門介護福祉士養成教育課程（カリキュラム）に関する研究報告書」(共著), 日本介護福祉士養成施設協会, 研究分担（研究代表者/財団法人日本介護福祉士養成施設協会）, 2012年3月
5. 「介護福祉士養成課程における技術習得度評価等の基準」(共著), 厚生労働省社会援護局福祉基盤課人材確保対策室, 研究分担（研究代表/谷口敏代）, 2012年3月
6. 「介護福祉士養成課程における習得度評価基準の策定等に関する調査研究」(共著) 日本介護福祉養成校協会, pp.1-17, 2019年3月
7. 「カリキュラム改正を基に教育内容の見直しを踏まえた教授法」(共著) 日本介護福祉養成校協会, pp.54-74, 2019年3月

学会発表

1. 「リハビリテーション病棟における転倒事故の発生状況—片麻痺と便秘—」(共同), 第4回中国四国リハビリテーション医学研究会, 1988年8月
2. 「看護婦の受け持ち患者を決めるための評価基準の作成—脳卒中患者の看護量」(共同), 第39回病院学会, 1989年10月
3. 「看護婦の燃えつき症候群の検討」(共同), 岡山県看護協会看護管理学, 1989年10月
4. 「「安楽の変調」の妥当性の検討—臨床での使用状況調査より—」(共同), 看護診断研究会, 1991年8月
5. 「看護婦の描く看護婦像とそれに影響する要因」(共同), 岡山県看護研究会, 1993年12月
6. 「離職からの業務改善—申し送り廃止による仕事内容の変化」(共同), 第3回日中看護学会(中国北京), 1993年9月
7. 「在宅ケアサービス拒否要因に関する考察」, 第4回日本在宅ケア学会, 2000年1月
8. 「保健・医療・福祉専門職間の連携を促進させる要因に関する調査報告」, 第14回日本地域福祉学会
9. 「地域在住高齢者が就業できる要因の調査研究 ～泉大津市の訪問型サービスA従事者養成研究会の受講者を対象として～」第52回日本作業療法学会(名古屋国際会議場)2018年9月
9. 「介護保険対象高齢者の虐待要因に関する研究」(共同), 日本高齢者虐待防止学会, 2005年7月

講演

1. 「介護保険時代に介護福祉士教育のあり方」, 第8回日本介護福祉士教育学会(岡山県), 2000年10月
2. 「介護福祉士実習のあり方」, 日本介護福祉士教育学会関東大会, 2001

年7月

3. 「介護福祉士教育のあり方」, 日本介護福祉士教育学会北海道ブロック大会, 2001年9月
4. 「介護福祉士に求められるもの」, 日本介護福祉士研究大会(近畿ブロック), 2002年3月
5. 「感性とは」, 日本介護福祉士教育学会関東大会, 2002年6月
6. 平成26年度大阪府介護者(家族)の会連絡会全体交流会講演会「介護保険改正に伴う地域役割とは」2015年3月
7. 「今を語る, 未来を語る, これから求められる介護福祉士教育」日本介護福祉士養成施設協会:平成30年度 中国四国ブロック会研修, 2018年9月

科学研究費

1. 日本型コミュニティソーシャルワークの推進システムと実践方法の構築に関する研究(2006年度~2007年度), 基盤研究(C), 研究分担者
2. 重度認知症高齢者の感情反応と行動を手がかりにした基本的生活支援技術の開発(2006年度~2008年度), 基盤研究(B), 研究分担者
3. 地方分権時代における地域福祉活動の効果の測定と方法論の確立に関する学際的研究(2006年度~2008年度), 基盤研究(B), 研究分担者
4. 低所得未受療国保健診未受診者の家庭訪問での実態把握とKDBシステムによる訪問評価(2015年度~2017年度), 基盤研究(C), 研究分担者
5. HWOモデルを用いた地域包括ケアシステムの施設の組織特性と組織の健康に関する研究(2016年度~2018年度), 基盤研究(B), 連携研究者
6. 地域社会における共生の可能性—外国人ケアワーカー集住・非集住地

- 域の比較調査（2017年度～2021年度）、基盤研究（C）、研究分担者
7. 家族介護者への生活習慣病・介護予防のための健康把握とKDBシステムによる支援評価（2018年度～2023年度）、基盤研究（C）、研究分担者
 8. 高齢化が進むニュータウンでの住民が実践できる閉じこもり改善支援プログラムの開発（2020年度～2024年度）、基盤研究（C）、研究分担者
 9. 社会統合の展開と可能性—外国人ケアワーカーのキャリアと移動の選択に注目して（2020年度～2023年度）、基盤研究（B）、研究分担者
 10. フレイル予防のための住民主導型地域活動の持続可能な活動モデルの開発（2021年度～2025年度）、基盤研究（C）、研究分担者
 11. 社会経済格差をふまえた保険者別向老期における孤立予防の地域デビュー促進の実装研究（2023年度～2027年度）、基盤研究（C）、研究分担者
 12. ネットワーク脆弱地域の高齢期の閉じこもり改善重層的ケアシステムモデルの構築（2024年度～2027年度）、基盤研究（C）、研究分担者
 13. 市民権と社会統合—制度と当事者の視点から捉える越境ケアワーカーのキャリア形成（2024年度～2027年度）、基盤研究（B）、研究分担者

桃山学院大学社会学会会則

第1条（名称） 本会は桃山学院大学社会学会（St. Andrew's University Sociology and Social Welfare Association）と称する。

第2条（目的） 本学会は、社会学、社会福祉学を中心として社会科学関連分野に関する研究をおこない、あわせて会員相互の学術研究を促進することを目的とする。

第3条（事務所） 本学会の事務所は桃山学院大学内におく。

第4条（事業） 本学会は第2条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 研究会の開催
- (2) 機関誌の編集・刊行
- (3) 講演会その他集会の開催
- (4) その他本学会の目的を達成するために必要な事業

第5条（会員） 本学会の会員は、桃山学院大学の専任教員で、本学会の目的に賛同する者を正会員とする。

- 2 本学会の会員であって定年退職した者およびこれに準ずる者は、本学会の名誉会員となることができる。
- 3 本学大学院社会学研究科の修了生および在学中で、本学会の目的に賛同する者は、本学会の準会員になることができる。
- 4 正会員は、本学会の総会および第4条に定める各種事業に参画し、本学会の刊行物の配布をうける。
- 5 名誉会員および準会員は本学会の開催する研究会および講演会に参加し、また本学会の機関誌などの刊行物の配布をうけることができる。
- 6 正・準会員は年額2,000円の会費を納入する。
- 7 本学会への入会あるいは本学会からの退会を希望する者は、その旨を会長に届け出なければならない。

第6条（機関誌） 本学会の機関誌の名称は『社会学論集』（St. Andrew's University Sociological Review）とする。

2 機関誌の編集は本学会の責任においておこない、桃山学院大学総合研究所がこれを刊行するものとする。

3 機関誌の投稿規定は別に定める。

第7条（役員） 本学会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 理事 4名（編集担当2名、研究会担当1名、庶務・会計担当1名）

(3) 監事 1名

2 役員はすべて総会において正会員の互選によってこれを選出し、その任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

3 会長は本学会を代表し、会務を統括する。

4 理事は会長を補佐して会務を運営する。

5 監事は本学会の会計を監査する。

第8条（総会） 本学会は毎年度1回、総会を開催する。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

第9条（会計および監査） 本学会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第10条（会則の改定） 本学会会則の改定は、総会の議決を経なければならない。

附則 この会則は2002年1月25日より施行する。

桃山学院大学社会学会機関誌『社会学論集』投稿規程

1. 本誌は、定期刊行物であり、原則として年2回発行する。
2. 機関誌に投稿できる者は、原則として本学会正会員および名誉会員とする。準会員は、指導教員もしくはこれに準ずる者の推薦と、編集委員会の承認があれば、投稿することができる。これらの会員以外の投稿については、編集委員会の審査を経て受理することがある。
3. 編集委員会は本学会会長および編集担当理事2名によって構成する。
4. 投稿は、「論文」、「研究ノート」、「資料」、「翻訳」、「書評」、「その他」とするが、編集委員会によってその類別を変更することがある。
5. 掲載の可否については、社会学会役員の合議で決定する。
6. 投稿の分量は、「論文」で28,000字（欧文の場合は14,000語）、それ以外は14,000字（欧文7,000語）を一応の限度とする。この限度を超えるものについては、編集委員会の判断により分載となることがある。
7. 投稿には英文タイトルを別記し、「論文」の場合には400語以内の英文抄録を添付する。また、「論文」、「研究ノート」には日本語および英語によるキーワードを5語以内で記すこととする。
8. 投稿は横書きとし、完全原稿を提出しなければならない。
9. 投稿者による校正は原則として再校までとし、定められた期限内に校正刷りを返却しなければならない。
10. 本誌に掲載された論文等の著作権のうち「複製権」と「公衆送信権」の行使は、桃山学院大学総合研究所に委託する。
11. 本誌に掲載された論文等については、桃山学院大学学術機関リポジトリに公開することを原則とする。

付則 本規程は、2025年6月19日より一部改訂施行する。

執筆 者 紹 介

川 井 太加子	社会学部	医 療 福 祉
岩 田 考	社会学部	社 会 学
中 西 啓 喜	社会学部	教 育 社 会 学
竹 内 真 澄	社会学部	社 会 学
南 友二郎	社会学部	地 域 福 祉 ソ ー シ ャ ル ワ ー ク
杉 原 久仁子	社会学部	高 齢 者 福 祉 認 知 症
柴 セツコ	社会学部	精 神 保 健 福 祉 ソ ー シ ャ ル ワ ー ク
村 上 あかね	社会学部	家 族 社 会 学 社 会 調 査 法
平 野 裕 司	社会学部	地 域 福 祉 ソ ー シ ャ ル ワ ー ク
馬 天 生	社会学研究科	社 会 福 祉 学
八 木 利津子	人間教育学部	応 用 健 康 科 学 ・ 健 康 教 育 学 学 校 保 全 ・ 安 全 他
小 松 佐穂子	社会学部	教 育 心 理 学 認 知 心 理 学
小 野 達 也	社会学部	地 域 福 祉
所 正 文	社会学研究科	地 域 福 祉
松 端 由 泰	社会学研究科	地 域 福 祉
清 野 宏 樹	人間教育学部	地 域 社 会 学 ・ ス ポ ー ツ 教 育 学 身 体 文 化 論
齋 藤 かおる	社会学部	哲 学

Contents

DedicationOHNO Tetsuya

Articles:

- From Medicine to Welfare: A 25-Year Trajectory
in Care Work Education
.....KAWAI Takako (9)
- Alternative School-to-Work Transitions Among Working
Holiday Makers: The Role of “Mobile Capital” in Non-Elite Mobility
.....IWATA Ko (29)
- Analysis of Missing Samples in a Panel Survey of
Elementary and Junior High School Students
—Japan Education Longitudinal Study: The Fourth Report
.....NAKANISHI Hiroki (59)
- Durkheim’s colonialism
—His Historical Consciousness and Logical Structure—
.....TAKEUCHI Masumi (73)
- What Essential Competencies for Working Adults Do Generation Z
University Students Gain Through Volunteer Activities?
~A Survey of University Students Collaborating
with A Social Welfare Corporation~
.....MINAMI Yujiro (133)
- The “New Perspective on Dementia” Opened by People
with Dementia and Their Policy Participation
.....SUGIHARA Kuniko (155)
- Narrative Creations in the Human Library’s Pluralistic
Dialogue Space: Insights from Interviews with “Books”
.....SAKAE Setsuko (187)

Notes:

- New Farmers and the Role of Family in a Society Facing Population Decline
.....MURAKAMI Akane (217)
- A Study on the Process of social work in disaster
.....HIRANO Yuji (233)
- An Examination of Risk Management Systems
in Japanese Elderly Care Facilities
—Analyzing Challenges from a Growing Foreign Care
Workforce and Implications for China—
.....MA Tiansheng (251)

Materials:

- Effectiveness of a Support Plan Sheet for Health Consultations
Aimed at Team Support:
Crisis Response from the Perspective of Risk Management
.....YAGI Ritsuko (285)
- A Review of Psychological Research on Emotional Intelligence
in School Education
.....KOMATSU Sahoko (299)
- Issues in Building a Fulfilling Community-Based Welfare
.....ONO Tatsuya (319)
- Challenges in Social Welfare Council Activities Revealed
by the Formulation of the Basic Guidelines 2025
—Focusing on Partnerships with Government—
.....TOKORO Masafumi (341)

Development of Caremanagement
.....MATSUNOHANA Yoshiyasu (367)

Book Review:

Nobuyoshi Oyama, Paradigm Shift of Community Sociology:
Toward Sustainable Regional Development
(Taga Publishing, 2001, A5 format, 360 pages, ¥5,900 + tax)
.....SEINO Hiroki (389)

Essay:

On Ambiguous Subjectivity
.....Caterina Caoru Saito (399)

Brief Biography of Professor KAWAI Takako (407)

Bibliography of the Writings of Professor KAWAI Takako
..... (412)

社会学会役員 (2025年度)

会 長 : 大 野 哲 也
理事(編集) : 金 太 宇
理事(編集) : 中 西 啓 喜
理事(研究会) : 杉 原 久仁子
理事(庶務・会計) : 小 松 佐穂子
監 事 : 木 原 弘 恵

2026年3月5日発行

桃山学院大学社会学論集

第59巻 第2号

編 集 桃 山 学 院 大 学 社 会 学 会

発 行 桃 山 学 院 大 学 総 合 研 究 所
594-1198 大阪府和泉市まなび野1番1号
TEL 0725-92-7129

印刷所 東洋紙業高速印刷株式会社
556-0029 大阪市浪速区芦原2-5-56
TEL 06-6567-0511 (代表)

ST. ANDREW'S UNIVERSITY SOCIOLOGICAL REVIEW

VOL. 59 NO. 2 2026

Special Issue Dedicated to
Professor KAWAI Takako

Published by the Research Institute,

St. Andrew's University

1-1 Manabino, Izumi,

Osaka 594-1198, Japan
